

筑波大学博士（文学）学位請求論文

清朝青海ホシュート部政策史研究

岩田 啓介

2014 年度

目次

序章	1
第一節 問題の所在	1
第二節 先行研究と本論文の視座	6
(1) 清朝国家論	6
(2) チベット政治史	7
(3) 青海ホシュート部史	8
(4) 本論文の視座	9
第三節 史料	10
(1) 清朝の檔案史料	10
(2) チベット文史料	12
(3) モンゴル文史料	12
第四節 本論文の構成	13
第五節 青海ホシュート部の系譜	13
第一章 成立初期青海ホシュート部	17
はじめに	17
第一節 アムド地方の境界画定とチベット人の統属関係	18
第二節 ダライ=ラマ政権の介入と青海ホシュート部内の構造	30
(1) 左右翼編制	34
(2) 「青海（和碩特）八台吉」	35
(3) 「総管王」	38
(4) チベットのハン	39
小結	42
第二章 ガルダン戦争終結後の清朝の青海ホシュート部への介入と首長間関係	44
はじめに	44
第一節 1697年の青海ホシュート部首長層の北京入朝	45

第二節	ラサン=ハンのチベットの实権掌握に至る経緯	57
第三節	郡王エルケ=バルジュルの死から見る青海ホシュート部内の分裂	66
小結		74
第三章	新ダライ=ラマ六世擁立に伴う政治過程	76
はじめに		76
第一節	新ダライ=ラマ六世冊封の経緯	77
(1)	ダライ=ラマ六世の北京への護送	78
(2)	新ダライ=ラマ六世の承認	82
(3)	ヘシェオ使節団のラサ駐筈と新ダライ=ラマ六世の冊封	87
第二節	ラサン=ハンによる新ダライ=ラマ六世擁立の背景	93
小結		106
第四章	ジャシ=バートル死後における反ラサン派の崩壊	108
はじめに		108
第一節	リタンの童子即位計画失敗の背景	109
第二節	リタンの童子擁立前後の清朝の青海ホシュート部政策——盟長の創設——	116
第三節	反ラサン派の瓦解からみるロブサン=ダンジンの「乱」	127
(1)	ジューン=ガルと反ラサン派首長との連携の破綻	128
(2)	ロブサン=ダンジンの「乱」の原因	136
小結		142
第五章	服属後の青海ホシュート部	144
はじめに		144
第一節	服属後の清朝の青海ホシュート部政策——生計保護を中心として——	146
第二節	ノルブの反乱と対ジューン=ガル防備への動員	152
(1)	反乱前夜	153
(2)	ノルブの乱の原因と実態	156
(3)	ノルブの乱の善後処理	162
第三節	青海ホシュート部のチベット王権の喪失	166

(1) ジューン=ガルによるスルジャ返還計画への対応……………	167
(2) トルグート部ツェリン=ドンドブのハン号継承……………	170
小結……………	176
結章……………	178
史料・参考文献……………	183

図表目次

【図 1】 青海ホシュート部を中心とした 18 世紀初頭の諸勢力図 ……	5
【図 2】 『王公表伝』に基づくダヤン=ハンの家系の系図 ……	14
【図 3】 『パクサム=ジュンサン』所収のダヤン=ハンの家系の系図 ……	15
【図 4】 青海ホシュート部の系譜……………	16
【図 5】 1656 年に青海ホシュート部の所属としたチベット人部族の分布 ……	26
【図 6】 ドパ・シナをめぐるオンボ系首長による相続図 ……	33
【図 7】 1697 年末の青海ホシュート部首長層の行動とジューン=ガルとの婚姻 ……	51
【図 8】 1698 年から 1709 年までの貝勒以上の爵位の推移 ……	73
【図 9】 ジューン=ガル軍のハミ襲撃関連地図 ……	120
【図 10】 1716 年から 1719 年の青海ホシュート部の盟長 ……	125
【図 11】 1711 年から 1723 年までの貝勒以上の爵位の推移 ……	140
【図 12】 ノルブの乱関連地図 ……	161

凡例

- ・本文中の年号は基本的に西暦を用い、史料の出典等において清朝の年号を示す場合には（ ）の中に西暦の年号を併記した。
- ・満洲語はメレンドルフ方式のローマ字転写、チベット語は拡張ワイリー方式のローマ字転写、モンゴル語はポッペ方式のローマ字転写を用いた。
- ・本文あるいは引用史料中で満洲語・チベット語・モンゴル語由来の固有の単語の説明などが必要な場合には、初出時に満洲語は **Man.**、チベット語は **Tib.**、モンゴル語は **Mon.** と表記した上で転写を示した。
- ・史料上の人名の表記は、対照に煩瑣となることを避けるために、基本的に満洲人・モンゴル人・チベット人・漢人それぞれの本来の言語による呼称に変換して記し、史料言語上の表記を（ ）内に注記した。なお漢文史料の場合のみ、カタカナでルビをふることにした。
- ・引用史料中の（ ）は、原語の表記を含めて筆者による注釈を示し、〔 〕は筆者による補足を挿入する際に使用し、省略を……で示した。また、引用文中に引用される会話文などは「 」で、さらにその中での引用文に対しては、『 』、{ } の順で使用した。なお、引用文中に引用される会話文などの途中で後続の文章を省略する場合などに、「……」……という形で引用を終える場合がある。

序章

第一節 問題の所在

本論文は、17世紀中葉に青海地方に進出して勢力を拡大し、約80年にわたってチベット王を輩出した青海ホシュート部に対する清朝の政策史を明らかにするものである。特に、ダライ=ラマ政権やジューン=ガルの動向を注視しながら青海ホシュート部に実施した清朝の諸政策と、青海ホシュート部内の首長間関係との相互作用を重点的に分析する。そして、チベット仏教の護持者としての青海ホシュート部の地位と青海地方で展開した支配の特質を、清朝がいかにして喪失させて支配下に編入していったのかを、漢文・満文・モンゴル文・チベット文の多言語史料を用いて解明する。

17世紀前半、ダライ=ラマ政権誕生前夜のチベットでは、チベット仏教カルマ派の勢力がハルハのチョクト=ホンタイジらと結んでゲルク派と対抗していた。そして、チベットとモンゴル諸部族の境界に位置した青海においても、アルタン=ハーン (altan qayan, 1507-1582) の死後、ヨンシエブやドロントメトのホロチ、ハルハのチョクト=ホンタイジらが、それぞれチベット仏教の各宗派と結びついて抗争を繰り広げていた。劣勢を強いられていたゲルク派は、天山山麓のオイラト (Mon. oyirad) に軍事的援助を要請した。そして、オイラトを率いたホシュート部 (Mon. qosiyud) のグーシ=ハーンことトル=バイフ (güüši qayan, törü bayiqu, 1582-1655, 位 1642-1655) はチベット方面に遠征し、1637年に青海を、1642年にはチベットを平定して、その功績によってダライ=ラマ五世 (ngag dbang blo bzang rgya mtsho, 1617-1682) から新たにテンジン=チューキ=ギェルポ (Tib. bstan 'dzin chos kyi rgyal po, Mon. šasin-i bariyči nomun qayan) という称号を授与された。このグーシ=ハーンによるチベット平定を契機とし、チベットではゲルク派が急速に勢力を拡大し、中央チベットにダライ=ラマを頂点とする政権が成立し、グーシ=ハーンとその後継者はチベット仏教を護持する (Tib. bstan 'dzin, Mon. šasin-i bariyči) 歴代のチベット王たるハン (Tib. rgyal po) を輩出することとなった。

グーシ=ハーンの率いたホシュート部は、いわゆる「四オイラト (Mon. dörben oyirad)」の一部族で、17世紀初頭以降オイラト連合の中心勢力であった[宮脇淳子 1981]。1636年秋に開始したチベットへの遠征は[若松寛 1976]、ゲルク派側の援軍要請のほか、周辺勢力との抗争による牧地の減少などのオイラト内部の要因もあったと考えられており[Borjigidai Uyunbilig 1990: 80-89][チンゲル 2011]、青海地方に遠征したオイラト諸部族の中で、グーシ=ハーンとその諸子の中核としたオイラトの遊牧集団は、そのままチベット北部の青海に留まり、アムド (Tib. a mdo)¹やカム (Tib. khams)²地方の牧地と属民を領有していった。そ

¹ チベットの東北部のことで、現在の青海省を中心として、甘粛省・四川省に及ぶ地域を指す。

² チベットの東部のことで、現在の四川省を中心として、チベット自治区・青海省・雲南省

して、グーシ=ハーンの子孫は中央チベットにおいて4代約80年にわたって護教王たるチベットのハンを輩出するなど、ゲルク派チベット仏教の護持者としての地位を確立した。このように、青海に移住したホシュート部は、天山山麓に留まったホシュート部とは異なり、アムドやカムを含むチベットにおいて独自の歴史的展開を歩んでおり、その歴史的意義も別個に議論すべきである。本論文では、この両者を区別するため、青海に移住したホシュート部を特に青海ホシュート部と定義して分析していく³。

青海ホシュート部の成立と時を同じくして、現在の中国東北地方から勃興した満洲族が清朝を興し、明朝に代わってモンゴルやチベットと接触を持つようになった。清朝は、モンゴル支配の正統性を獲得するために、1578年のアルタン=ハーンとダライ=ラマ三世 (bsod nams rgya mtsho, 1543-1588) の青海での会見以来興隆したモンゴルのチベット仏教信仰に沿ってチベット仏教を保護し、チベット仏教の護持者としての立場を演出した。なかでも、1653年にダライ=ラマ五世が北京を訪問した際に、順治帝 (1638-1661, 位 1643-1661) からダライ=ラマ五世に西天大善自在仏所領天下釈教普通瓦赤拉坦喇達頼喇嘛の称号を、さらにグーシ=ハーンに遵行文義敏慧顧実汗の称号を授与したことは、清朝皇帝とダライ=ラマ五世の間に施主-応供の関係が構築されるとともに、清朝・ダライ=ラマ政権・青海ホシュート部の三者間にチベット仏教を介した関係が築かれた象徴的な事件であった。しかしその後、清朝は青海ホシュート部との間で境界問題や三藩の乱 (1673-1681年) によって徐々に軋轢を生じ始めた。青海ホシュート部との間のこの緊張関係を、清朝にとって深刻な問題としたのが、天山山麓で強勢を誇ったオイラトのジューン=ガル (Mon. *jegün yar*) のガルダンによるハルハへの進攻であった。ガルダンの攻撃から逃れた漠北のハルハを1691年に支配下に編入した清朝は、ジューン=ガルとの狭間に位置した青海ホシュート部を招撫してジューン=ガルと青海ホシュート部との関係を断ち切ることが必要となった。康熙帝 (1654-1722, 位 1661-1722) は、1697年に3度目の親征によってガルダンを滅ぼすに至り、同年には青海ホシュート部の一部の首長を北京に入朝させて、彼らに親王以下の爵位を授与した⁴。ただ、北京に入朝した首長の数は限られ、青海ホシュート部の首長の中には同じオイラト部族連合としてジューン=ガルの有力首長と婚姻を結んでいた者もあり、青海ホシ

に及ぶ地域を指す。

³ 清朝が青海に移住したホシュート部を指す際に、ほとんどの場合「青海 (Man. *huhu noor*, Mon. *köke nayur*)」の語を冠して、史料上では青海のオーロト (Man. *ület*, Mon. *ögeled*, 厄魯特) と表記する。ただ、オーロトという語は、清朝が他のオイラト諸部族を指す際にも使用する語であり、本論文では本来の部族名として「ホシュート」の語を使用する。また、モンゴルの遊牧集団を指す場合に、『欽定外藩蒙古回部王公表伝』などの中国側の文献では「部 (Mon. *ayimay*)」と表記され、一般的にも部と表記することが多い。青海に移住したホシュート部に対する清朝の政策史を扱う本論文では、これらを踏まえたうえで青海に移住したホシュート部を青海ホシュート部と表記する。

⁴ 清朝は、宗室に与えた爵位に倣ってモンゴルの有力首長に対して和碩親王・多羅郡王・多羅貝勒・固山貝子・鎮国公・輔国公と、一等～四等台吉・塔布囊の爵位を授与し、爵位を授与した王公に対して俸禄を給付した。

ュート部は完全に清朝に帰順したわけではなかった。

青海ホシュート部の存在が清朝にとって大きな意味を持ったのは、同じオイラトの一部族としてのジューン=ガルとの間の潜在的同盟に対する警戒にとどまらず、中央チベットのダライ=ラマ政権との間で結ばれた強固な政治的関係も問題となった。青海ホシュート部の北京入朝と同年、ダライ=ラマ五世の摂政サンゲ=ギャムツォ (sangs rgyas rgya mtsho, 1653-1705) がダライ=ラマ五世の死を 15 年余りにわたって秘匿していた事実が公になると、清朝とダライ=ラマ政権の関係は急速に冷え込み、1705 年には、青海ホシュート部の最後のハンとなるラサン=ハンがサンゲ=ギャムツォを殺害してダライ=ラマ六世を廃位した。清朝は、ラサン=ハンと彼が新たに擁立したダライ=ラマ六世ガワン=イエシェー=ギャムツォ (ngag dbang ye shes rgya mtsho, 1686-1725, 本論文では「新ダライ=ラマ六世」と表記する) を支持し、1710 年にはそれを正式にダライ=ラマとして冊封した。しかし、1714 年には、東チベットのリタンにダライ=ラマ六世の化身 (bskal bzang rgya mtsho, 1708-1757, 後のダライ=ラマ七世で、本論文では「リタンの童子」と表記する) が誕生したという噂が広まり、青海ホシュート部のチャガン=ダンジンやロブサン=ダンジンらがそれを正統なダライ=ラマとして擁立することとなった。ここに、青海ホシュート部によって同時に 2 人の「ダライ=ラマ」が擁立されるという、前代未聞の事態となり、清朝は極めて難しい判断を迫られることとなった。チベット政治をめぐるこの緊迫した情勢を動かしたのが、ガルダン亡き後のジューン=ガルを率いたツェワン=ラプタンによるチベットへの襲撃である。1717 年にジューン=ガル軍はリタンの童子をダライ=ラマに即位させようとチベットを急襲し、ラサン=ハンを殺害して新ダライ=ラマ六世を廃位するという大事件を引き起こした。ジューン=ガル軍の急襲に対し、清朝は青海ホシュート部の協力を得て 2 度目の遠征でジューン=ガル軍を中央チベットから駆逐し、1720 年にリタンの童子をダライ=ラマとして即位させた。しかし、この一連の事件への清朝の対応に不満を抱いた青海ホシュート部のロブサン=ダンジンが、1723 年にいわゆるロブサン=ダンジンの「乱」を引き起こし、清朝はすぐにこれを平定して、その善後処理として 1725 年に青海ホシュート部を他のモンゴル諸部族と同様に盟旗制のもとに清朝の支配下に編入した⁵。そして、それまで政治的に強固に結びついてきた中央チベットのダライ=ラマ政権と青海ホシュート部との関係を断絶したことで、清朝はダライ=ラマ政権に対して直接的に介入することが可能となった。

このように、17 世紀後半から 1725 年に清朝の支配下に編入されるまでの間、青海ホシュート部は内陸アジア情勢を左右する事件を引き起こしてきたが、それには、ジューン=ガルやダライ=ラマ政権との関係に由来する政治的影響力だけではなく、青海地方の地政学的重要性も大きな影響を及ぼしたと考えられる。青海地方は、モンゴル人・チベット人・ムス

⁵ 1725 年に青海に盟旗制が導入されたことをもって、本論文では清朝が青海ホシュート部を支配下に「編入した」と定義し、場合によっては青海ホシュート部を「服属させた」という表現も用いる。また、青海ホシュート部側からの視点にも論及する本論文では、青海ホシュート部の視点からこれに言及する場合には清朝に「服属した」と表現する。

リム・漢人が雑居する地域であり、特に 17 世紀初頭以降、東西貿易が盛んにおこなわれていた。なかでも、西寧の西北近郊に位置した多巴（多巴）は、清朝の内地にありながら青海ホシュート部首長層が領有し、ブハラ等の中央アジア商人やロシア・アルメニア商人らが往来して、下瀉剤として有名な大黄や毛皮が取引され、東西貿易の要衝として広く認知されていた[佐口透 1966: 147-154][羽田明 1982: 365-372]。さらに、モンゴルの首長が中央チベットに使節を派遣する際には、一般的に青海を経由することとなり、特にジューン=ガルが中央チベットの寺院で行われる供養（熬茶）を名目として派遣した使節は青海を通じて派遣していた[Perdue, Peter 2005: 266]。清朝は、こうした商人を介した交易網の存在を把握しており、商人を通じて情報を得るなど[楠木賢道 2008: 182-183]、中央チベットや中央アジアにまで広がる交易網の結節点となった青海地方の戦略上の重要性を認識していた。そして、このような特徴を有した地域を支配下に編入したことによって、清朝はジューン=ガルやダライ=ラマ政権の内情をより直接的に把握できるようになり、その後の西北への発展を可能とした足掛かりを得ることとなったのである。

以上のように、青海ホシュート部による青海地方支配とチベット王を輩出するという中央チベットの政治秩序が形成され、それが崩壊するまでの 17 世紀中葉から 18 世紀中葉にかけての約 1 世紀の間、青海やチベットでは内陸アジア情勢を左右する多くの重大事件が発生し、そこに直接あるいは間接に関与した青海ホシュート部を、清朝は最終的に自身の支配下に編入することとなったのである。青海ホシュート部の清朝への服属は、それ自体がチベットの政治上からの青海ホシュート部の排除という変革をもたらすとともに、さらに青海地方での青海ホシュート部と在地のチベット人部族との間に存在した統属関係の解消や盟旗制の導入という、青海地方のモンゴル・チベット社会に変化を及ぼした⁶。ただ、青海ホシュート部の清朝への服属は、地域社会レベルでの変化にとどまらず、清朝の世界帝国への発展を決定付けた要素とみなすことができるであろう。上述の清朝と青海ホシュート部との関係において、たびたびジューン=ガルの動向が影響を及ぼしていたことから分かるように、それまでの内陸アジア情勢は清朝・青海ホシュート部・ダライ=ラマ政権・ジューン=ガルという複数の勢力の動向が複雑に絡み合いながら展開していた。そして、ジューン=ガルとの狭間に位置してジューン=ガルの潜在的同盟勢力であった青海ホシュート部を支配下に編入するとともに、青海ホシュート部が旧来強固に結びついてきた中央チベットのダライ=ラマ政権との間の政治的関係をも断ち切り、清朝はダライ=ラマ政権に対してより直接的に政治的影響を及ぼすことが可能となり、青海ホシュート部やダライ=ラマ政権の動向が複雑に絡み合ったそれまでの内陸アジア情勢が、清朝とジューン=ガルとの対立の構図に収斂されることとなったのである。このようにして、清朝は青海ホシュート部を支配下に編入することによって、満洲・モンゴル・チベットを包含したチベット仏教世界における地位を確固たるものにし、モンゴル・チベット・東トルキスタンを包含する世界

⁶ 後述のように、岡洋樹[2003; 2007a]は、盟旗制自体はモンゴル社会の統治構造を再編するものではなく、在来の統治構造と盟旗制による旗・佐領が併存していたと指摘している。

帝国への飛躍を遂げることとなったのである【図1】。



【図1】青海ホシュート部を中心とした18世紀初頭の諸勢力図

出典：譚其驤（主編）[1987: 3-4]に基づいて作成した。

上述の歴史的展開を清朝の政策史という視点から考察する本論文では、清朝内部での政策過程にも留意して検討を進めるが、清朝の青海ホシュート部政策は、主として青海ホシュート部内部の動向に応じて決定していたと考えられることから、むしろ青海ホシュート部内の動向と、それを清朝がどのように把握していたのかを中心的に分析していく。また、青海ホシュート部をめぐる歴史的展開は、常に清朝・ジューン=ガル・ダライ=ラマ政権という強大な外部勢力との関係によって推移したものであるため、四者間関係の枠組みに基づく考察も同時に求められる。とはいえ、それぞれの勢力との関係において、青海ホシュート部首長層は何らかの思惑を持って個別に関与しており、青海ホシュート部首長層の基盤となった青海地方における支配展開と部内の首長間関係への分析が必要不可欠である。さらに、清朝が青海ホシュート部に対して段階的に実施した封爵や旗・佐領の編制をはじめとする諸政策は、それら青海ホシュート部の内情に対応して、安定的な支配を実現するための政策だったはずであり、青海ホシュート部に内在する要素と、外部勢力との関係からもたらされる外在的要因が相互に及ぼした影響を分析しなければならないのである。したがって、清朝の青海ホシュート部政策の解明には、第一に青海ホシュート部内の首長間

関係とその変化のあり方を政治的事件などの個別事例から分析し、第二に清朝がダライ=ラマ政権やジュン=ガルの動向との関連を注視しながら、青海ホシュート部の内情をいかに把握して、それに対応した政策をいかにして実施していったのかを検討する必要がある。

かかる問題意識のもと、本論文では、ダライ=ラマ政権やジュン=ガルの動向と複雑に絡み合った青海ホシュート部内の首長間関係の推移を把握したうえで、清朝の青海ホシュート部政策を跡付け、清朝が青海ホシュート部をいかにして支配下に編入していったのか、さらには青海ホシュート部の支配下への編入が清朝の世界帝国への発展にもたらした意義を明らかにすることを主眼とする。

第二節 先行研究と本論文の視座

青海ホシュート部をいかなる枠組みによって把握するかについて、その歴史的経緯の複雑さも相俟って、多様な立場からの研究が行われてきた。先行研究は大きく分けて、(1) 清朝国家論の立場から清朝の外藩の一つとして位置づけるもの、(2) チベット政治史の立場から中央チベットのダライ=ラマ政権内での地位や権力を解き明かそうとするもの、(3) オイラト史やモンゴル史の一部としての枠組みで青海ホシュート部内の構造や青海地方での支配の実態を考察するもの、という三種類に分類することができる。ここでは、(1)～(3)の先行研究を整理するとともに、本論文の視座を提示する。

(1) 清朝国家論

清朝国家論の研究では、相対する集団に応じて清朝が柔軟に統治方法を変えていたことや、清朝皇帝の王権が多様な性格を有していたことが、これまで数多くの研究で指摘されてきた。

主にハルハ=モンゴルにおける盟旗制の実態を分析した岡洋樹[2003; 2007a]は、清朝の設定した旗・佐領とモンゴルの王公タイジの分枝構造に基づく統属関係とが併存していたことから、清朝支配がモンゴル旧来の社会組織を再編しなかったと結論付けた。そして、清朝の帝国統治が多様かつ重層的な構造を持ち、その帝国統治の多様性が、中華皇帝、満洲・モンゴル軍事同盟の盟主としてのハン、チベット仏教の保護者等の複数の君主像を生じさせていたと指摘している。清朝のマンチュリア統治の実態を分析し、帝国統合の構造を考察した杉山清彦[2008]も同様の見解を示し、清朝皇帝が対象に応じて多様な位置づけによって統治し、対象となる社会の在来の支配層・統属関係が基本的に存続したと評している。

ただ、小沼孝博[2014: 7]が指摘するように、これらの研究では清朝の帝国統治を静態的な構造論・王権論に収斂してしまう傾向があり、それゆえ青海ホシュート部を数あるモンゴルの1部族として位置づけるにとどまり、チベットのハンを輩出してチベットの政治と一体となって展開した服属前の青海ホシュート部の特殊性が捨象されてしまっている。確

かに、最終的に盟旗制下で扎薩克旗^{ジャサク}に編制されたことから、青海ホシュート部は外藩モンゴルの1部族として位置づけられるであろう。杉山清彦[2008: 251-252]は、ジューン=ガルへの対策が17～18世紀の清朝の北方政策の前提となっていたと論じているが、そうであるならば、ジューン=ガルの潜在的同盟勢力ともいえる青海ホシュート部を、清朝が他のモンゴル諸部族と同様に位置づけて支配下に編入していったのかは慎重に検討すべきであろう。ダライ=ラマ政権と政治的に強固に結びついていたにもかかわらず、清朝の支配下への編入によってそれが完全に断絶され、さらにチベット人部族との間の旧来の統属関係が解消された経緯は、まさに旧来の秩序を再編するものであり、上述の先行研究の理解では説明できない清朝の青海ホシュート部政策の特徴が浮かび上がってくると考えられる。

そこで、清朝が青海ホシュート部を支配下に編入するまでの政策過程を把握し、なぜ清朝がこのような政策を青海ホシュート部に対して実施していったのかという点を検討していく必要がある。それによって、西方に勢力を拡大する時期の清朝の青海ホシュート部政策から清朝の国家像を見直すことが可能となるであろう。

(2) チベット政治史

清朝に服属する以前の青海ホシュート部が関連する事件の数々は、中央チベットのダライ=ラマ政権との関係が特に顕著であることから、チベット政治史の一部として青海ホシュート部について論及する研究が進展している。青海ホシュート部がダライ=ラマ政権の有力施主であり、歴代のチベットのハンを輩出してきたことや、そのチベットでの地位の変遷については、これまで Ahmad, Zahiruddin[1970]・Petech, Luciano[1972]・烏雲畢力格[1988; 1989a; 1989b]・手塚利彰[1999a]・石濱裕美子[2001]・山口瑞鳳[2006]らが、チベット語史料を駆使して詳細に明らかにしている。また、近年では清朝の檔案史料の刊行に伴い、『清内閣蒙古堂檔』を利用した烏雲畢力格[2008]・宝音特古斯[2009]らによって、17世紀末から18世紀初頭にかけてのチベットの政治史における青海ホシュート部首長層の動向が詳細に明らかになってきている。ただ、これらの研究ではチベットのハンに注目が集まり、その出身母体である青海ホシュート部の動向との関係は十分に解明されていない。

他方、石濱裕美子[2001]が当時未刊行であった清朝の檔案史料も利用して、チベット・満洲・モンゴルにおいて「仏教政治」の価値観が共有されていたことを明らかにしたことは、従来の研究の多くが清朝によるチベット支配を意識したものであったのに対して、それとは異なるチベット仏教を介した枠組みの存在を示した点で注目すべき成果である。しかし、青海ホシュート部を支配下に編入するために実施した清朝の政策は、最終的には青海ホシュート部のチベットからの断絶を規定したことからも分かるように、チベット仏教の要素を利用しながらも現実的な政治判断を優先して実施したものであり、清朝の政治判断の背景を跡付けることがより重要となる。

(3) 青海ホシュート部史

青海ホシュート部史を扱う先行研究では、個別の事件に対する分析が特に進んでおり、青海ホシュート部が清朝の支配下に編入される直接の契機となった1723年のいわゆるロブサン=ダンジンの「乱」については、加藤直人[1983; 1984; 1986]・石濱裕美子[1988c]・齊光[2013: 142-173]らによって檔案史料を駆使した精緻な研究が進み、反乱の原因・過程・結果の詳細が解明されている。

しかしながら、青海を本拠とした青海ホシュート部がどのような支配を展開し、それがチベットや青海の政治的事件とどのように関連したのか、また清朝がそれをどのように統治下に編入したのかという問題については、漢文・チベット文史料を駆使して青海ホシュート部の系譜や牧地を特定するとともに、ロブサン=ダンジンの「乱」の善後処理を概括的に論じた基礎的研究である佐藤長[1986: 383-520]以来、大きな進展を見ていない。なかでも、チベットのハンを輩出したダヤン=ハンの家系とその他の青海ホシュート部の家系がいかなる関係にあったのかという基本的な問題に関しても、烏雲畢力格[1989a]・Borjigidai Uyunbilig[1990]は、ハン廷—総管王（ホンタイジ）—青海八台吉という、ハン廷を頂点に戴く階層構造であったと指摘する一方、ラサン=ハン期のハン家と青海ホシュート部首長層の関係を検討した手塚利彰[1995]は、ハン家の権力を絶対的なものとせず、青海ホシュート部においてラサン派と反ラサン派に二分していたとするなど、見解は定まっていない。このような見解の相違は、前者の研究がハン権限を絶対的なものと見なしてハンのもとに整然とした支配体制が存在していたことを前提として考察し、後者の研究がラサン=ハン期という特定の時期の概略を考察したものであることに起因している。青海ホシュート部内の支配体制を制度的に規定した文書史料が存在しない以上、青海ホシュート部がいかなる支配を展開したのかを明らかにするには、個別の事件への対応などから浮かび上がらせることが必要となる。

遊牧集団である青海ホシュート部の支配の実態や首長間関係を把握するには、青海ホシュート部内での事件や属民・牧地分配の処理方法に基づいて分析することが有効な手段となるであろう。そこで注目されるのが、明末以来、モンゴル諸部族が貢納民としていたアムド地方のチベット人の存在である。青海ホシュート部首長層とこれらのチベット人部族との間の統属関係は、最終的にロブサン=ダンジンの「乱」の善後処理として清朝によって解消されることから、清朝の青海ホシュート部政策という観点からも看過すべからざる重要な論点である。

明清時代のアムド地方におけるチベット人とモンゴルの関係については、陳慶英[2002; 2003]がその概要を明らかにしている。また、特にチベット人と青海ホシュート部との関係については、烏雲畢力格[1989a]も青海ホシュート部首長層が広くアムド・カム地方のチベット人から貢納を受けていたことを簡潔に指摘している。これらの概説的な論及の一方、近年では、青海ホシュート部のチャガン=ダンジンが施主となって建立したラブラン寺(Tib.

bla brang bkra shis 'khyil)⁷を中心とした社会構造と、その変革を明らかにした Nietupski, Paul Kocot[2011]や、同じく青海地方の有力チベット仏教寺院であるクンブム寺 (Tib. sku 'bum byams pa gling)⁸と青海のチベット人との関係を分析した張海雲[2012]など、個別の寺院がチベット人・モンゴル人社会の中でいかなる役割を果たしたのかを、現地の聞き取り調査の成果等を踏まえて文化人類学的に解明しようとする試みも進展している。また、従来詳細が明らかではなかった青海チベット人の頭目であるナンソ (Tib. nang so) の由来とその機能をチベット側から検討した Rin chen sgrol ma[2010; 2011]など、チベット側からの個別的な研究も進んでいる。その一方で、成立初期の青海ホシュート部と清朝との関係において、アムド地方のチベット人部族の統属関係がどのように議論になっていたのかを、『清内秘書院蒙古文檔案匯編』を用いて青格力[2008]・劉錦[2013a]が政治史の枠組みで検討している。

これらの研究成果は、成立初期の青海ホシュート部の支配展開と、その後の清朝の青海ホシュート部政策の意図を把握する手掛かりとなるものであり、チベット側からの研究とともに相互に参照すべきで成果であるものの、相互に無関係に研究されてしまっているため、その全体像や意義はいまだに明らかになっていない。

(4) 本論文の視座

岡洋樹[2007a: 10-11]が清代モンゴル史研究の問題点を指摘したように、納巴生・李愷・劉昆黎[2004]や馬大正・成崇徳[2012]などの青海ホシュート部史やオイラト史を扱う研究においても、服属前については政治史的研究が、服属後は制度史的研究が中心となっている。服属後の政治史という視点から見ると、確かに服属後の青海ホシュート部が政治的に重要な役割を果たさなくなることは事実であるものの、清朝・ジュン=ガル・チベットの狭間という地政学的な重要性は変わらなかったはずであり、服属後の青海ホシュート部に対して清朝が政治的関与をいかにして抑制しようとしたのかという観点から分析することが必要であろう。また、制度史の研究では、盟旗制の導入や青海ホシュート部首長層とチベット人との統属関係の解消を規定した善後事宜十三条、及び禁約青海十二事そのものに対する研究は数多く存在するものの、それが清朝の青海に対する支配体制を完全に規定したものとみなすかは議論の余地が残されている。特に、善後事宜と服属以前・以後に実施した清朝の青海ホシュート部政策との関連を分析して、清朝の政策の全体像を明らかにしなければならないだろう。ロブサン=ダンジンの「乱」後の善後処理によって青海ホシュート部が盟旗制のもとに再編されたことから、確かにロブサン=ダンジンの「乱」が重要な画期であったことは論を俟たない。しかし、反発が予想されるにもかかわらず大きな変化を伴う善後処理を即座に実施し、それを貫徹したとは考えられず、善後処理実施後にわたって清朝の青海ホシュート部政策を分析する必要があるであろう。

⁷ 1709年に現在の甘粛省内に建てられた寺院である。

⁸ 現在の青海省にあるゲルク派の開祖ツォンカパの生誕地に建てられた寺院である。

多様な視点から青海ホシュート部について論及する研究が存在するものの、青海ホシュート部自体に対する研究は、前述のように依然として進展しておらず、青海ホシュート部を軸とした歴史叙述を生み出すには至っていない。そこで本論文では、清朝の青海ホシュート部政策史という枠組みで論述を進めるものの、清朝の政策と青海ホシュート部内の首長間関係とが相互にどのように影響を及ぼしていたのかを重点的に分析していく。そのため、青海ホシュート部が成立する以前の明代の状況から説き起こして、青海ホシュート部が展開した支配の特質を浮かび上がらせ、清朝がそれをどのように認識して介入していったのかを明らかにする。そして、ダライ=ラマ政権と政治的に強固に結びついた青海ホシュート部を支配下に編入してその特質を喪失させ、清朝がチベットへ直接的に介入できる体制が整い、内陸アジア情勢が清朝とジュン=ガルとの対立に収斂されていくまでの過程を清朝の青海ホシュート部政策史の側面から描き出すことを目指していく。

第三節 史料

本論文は、清朝の青海ホシュート部政策史を解明するものであるが、その分析には、そこに密接に関係した清朝・チベット・青海ホシュート部の三者の視点からの史料を利用することが必要となる。ただし、一方の当事者たる青海ホシュート部自身が残した同時代史料はほとんど残されていないため⁹、以下で示すように、清朝が残した史料やダライ=ラマ・パンチェン=ラマを始めとする高僧のチベット文の伝記や寺志などを中心的に利用して論述を進めていく。

(1) 清朝の檔案史料

清朝の檔案史料（公文書）は、従来主として利用されてきた『実録』などの編纂史料に残されない情報を多く含むもので、本論文が主として取り扱う史料となる。なかでも、青海ホシュート部首長層やダライ=ラマらと清朝との間で実際に往来した書簡の満文やモンゴル文の録副が多数収録される『清内秘書院蒙古文檔案匯編』及び『清内閣蒙古堂檔』（本論文では、それぞれ『内秘書院檔』『蒙古堂檔』と略記する）は、本論文の第一章から第四章にかけての主要な史料となる。前者の史料名に含まれている内秘書院とは、一時的な名称変更を含めて1636年から1670年の間、清朝中央で主に外交文書を扱った機関であり、『内秘書院檔』にはその間のモンゴル文の檔案が収録されている[岡洋樹 2007b]。後者の史料名に含まれる蒙古堂は、内秘書院・内国史院・内弘文院が発展的に解消されて成立した最高行政機関である内閣のもとに設置された翻訳機関であり、モンゴル諸部族やチベットとの間の往来文書の翻訳を担当した。この両史料は、いわば外交文書であり、清朝と青海ホシ

⁹ チンゲル[2001]は、青海モンゴルにおける年代記編纂の潮流が存在していたことを指摘しているが、現在まで史料状況は改善されておらず、今後の史料状況の改善が待たれる。

シュート部・ダライ=ラマ政権間の外交上の関係性が如実に反映されている第一級史料である[澁谷浩一 2007b]。それと同時に、これらは交渉を目的として作成された文書とはいえ、青海ホシュート部内の首長間関係や、青海ホシュート部とチベット人貢納民との関係を、当事者たる青海ホシュート部の首長自身が記したものを含んでおり、青海ホシュート部の支配の実態を窺い知ることのできる極めて重要な史料である。なお、『蒙古堂檔』に収録される清朝—青海ホシュート部・ダライ=ラマ政権間の文書は、基本的に満文・モンゴル文であり、チベット文の文書はほとんど収録されていない。ダライ=ラマ政権内部において、モンゴル文の文書を作成していた事例も確認されることから[岡田英弘 2013: 431-433]、三者間の文書では満文よりもモンゴル文の方が文書の原意に近いと考えられる。そこで本論文では、モンゴル文が存在する場合はモンゴル文から訳出することとし、満文・モンゴル文間で意味上の大きな相違が確認される場合のみ、それを註で示すこととする。

これら外交文書に加えて、清朝の官員らが現地で収集した情報や、それに基づく清朝内部での議論を記した各種奏摺を積極的に利用する。官員が皇帝への報告のために送る文書は、内閣を通じて上奏される題本と、1680年代から運用され始めた皇帝に直接送付する奏摺とに分けられる。奏摺は、皇帝と官員との間で直接往来した機密性の高い文書であり、皇帝は奏摺に対して硃批を記して指示を下していた[宮崎市定 1957]。そのため、題本には含まれない清朝の官員が現地で収集した一時情報が奏摺には直接記されており、本論文では積極的に活用していく。康熙(1661-1722)年間のものとしては、「康熙朝満文硃批奏摺」・『宮中檔康熙朝奏摺』・『康熙朝漢文硃批奏摺彙編』・『王撫遠大將軍奏檔』を利用する。特に、「康熙朝満文硃批奏摺」にはチャクナ=ドルジェやヘシェオら、西寧やチベットで実際に青海ホシュート部首長層と接触した官員等による奏摺が多数収録されている。また、『王撫遠大將軍奏檔』は、1720年の清朝による第二次チベット進軍の司令官となった康熙帝の14皇子である撫遠大將軍允禩が上奏した膨大な量の奏摺が収録されている。清朝皇帝は、これらの奏摺からもたらされる情報に基づき、部院の大臣や議政大臣らと議論したうえで政策を決定しており、これらの奏摺は清朝の官員という外部の者が収集した青海ホシュート部内の情報と、清朝の政策過程を示す極めて重要な史料となる。雍正(1723-1735)年間に関しては、『宮中檔雍正朝奏摺』『雍正朝満文硃批奏摺全訳』『雍正朝漢文硃批奏摺彙編』『清代新疆満文檔案匯編』『軍機處満文録副奏摺』を利用し、清朝の青海ホシュート部政策・チベット政策の政策過程を復元していくとともに、編纂史料上に現れない青海ホシュート部首長層の動向を析出していく。また、中国第一歴史檔案館に所蔵される康熙年間の満文奏摺を収録した「康熙朝満文硃批奏摺」の中で、部院などの統治機構が上奏者である機構包に分類される奏摺の多くに、康熙年間以外の奏摺が混在していることが確認できる。これは、中国第一歴史檔案館での分類作業の際に誤って混入されたものと考えられるが、他では確認することができない重要な奏摺も存在することから、本論文では積極的に活用する。

(2) チベット文史料

これら清朝の檔案史料に加えて、清朝と同じく青海ホシュート部と関係の深いチベット側の史料を積極的に利用する。本論文が研究対象とする時代のチベット側の公文書は、利用可能なもの自体が少なく、また青海ホシュート部の内部に論及するものをほとんど確認できないことから、本論文で使用するチベット文史料は、以下のように編纂史料が中心となる。

第一に、歴代のダライ=ラマ伝・パンチェン=ラマ伝といった中央チベットの高僧の伝記、更に青海ホシュート部首長層と個別に深い関係を結んだジャムヤン=シェーパー世 (ngag dbang brtson 'grus, 1648-1722) などの高僧の伝記などを利用し、第一章から第四章にかけて、寺院や仏教界と青海ホシュート部との関係を探究していく。これら高僧の伝記は、高僧とその施主たちの行動を美化する傾向にあるものの、青海ホシュート部首長層の中央チベット訪問や、ダライ=ラマらに対する内紛の調停依頼、高僧たちと青海ホシュート部の支配下にあったチベット人との関係といった、清朝が把握していなかった高僧を中心とした青海ホシュート部首長層とチベット仏教界との関係性を示す独自の内容を含んでいる。

続いて、青海ホシュート部に論及したチベット文の年代記や仏教史を利用して、チベット側での認識を確認していく。特に、同時代を生きたグンルン寺 (Tib. dgon lung byams pa gling) の僧スンパ=ケンポ (sum pa mkhan po, ye shes dpal 'byor, 1704-1788) が 18 世紀後半に著した年代記『青海記』『パクサム=ジュンサン』には、それぞれ青海ホシュート部の系譜や様々な事件などに関して独自の情報が存在する。さらに、ラブラン寺のクンチョク=テンパ=ラブゲー (dkon mchog bstan pa rab rgyas, 1801-1866) による 19 世紀中葉の著作『ドメー仏教史』は、グーシ=ハーンの子孫の系譜や歴史を詳細に記すとともに、青海ホシュート部首長層と密接な関係にあった青海地方のチベット仏教寺院の歴史を把握するために積極的に利用していく。これに加えて、青海地方の寺院のチベット語の寺志を活用する。中でも、グンルン寺・クンブム寺などは当該地域の大寺院であるとともに、青海ホシュート部首長層を在地の有力施主としていたことから、青海ホシュート部首長層と寺院ひいては寺院に所属するチベット人部族との関係や、青海ホシュート部支配の実態を把握する上で必要不可欠である。

(3) モンゴル文史料

オイラトあるいは青海ホシュート部自身が残したモンゴル文の史料も、量は少ないものの存在しており、本論文では補足的に利用する。まず、オイラトの起源・沿革を記した各種『四オイラト史』には、青海ホシュート部史に論及するものもあり、特に第一章に関連する成立直後の青海ホシュート部におけるグーシ=ハーンの遺産相続に関する記事等を参照する。また、青海ホシュート部自身が残した史料として、1685 年に青海ホシュート部の

会盟上で決議された『青海オイラト連盟法典』が近年、発見、刊行されているため、欠落も多く不明な点が多いが、青海ホシュート部の首長間関係の実態を示す関連部分を補足的に参照する。

第四節 本論文の構成

第一章では、グーシ=ハーン死後の先行きが不透明な情勢を前にして、青海ホシュート部が清朝やダライ=ラマ政権との関係からいかにして支配を展開していったのか、その過程とそこで構築された青海ホシュート部支配の特質を明らかにする。

第二章では、ジューン=ガルのガルダンとの抗争によって、清朝がジューン=ガルとの対立の上での青海ホシュート部の重要性を認識して北京への入朝や封爵を通じて青海ホシュート部に介入していった過程と、それによって生じた青海ホシュート部内の首長間関係の動揺を描き出していく。

第三章では、ラサン=ハン即位以後にチベットで生じたダライ=ラマの転生認定問題を題材とし、ラサン=ハンと反ラサン派の青海ホシュート部首長層との間の抗争の実態と、そこに介入していく清朝の政策方針を明らかにする。

第四章では、転生認定問題以降、清朝軍によるラサ制圧を経てロブサン=ダンジンの「乱」によって青海ホシュート部を支配下に編入するまでの清朝の政策を分析し、ジューン=ガルとの連携が疑われた反ラサン派首長をいかにして懐柔し、清朝の支配下に編入していったのかを明らかにする。

第五章では、青海ホシュート部服属後の清朝の青海ホシュート部政策を分析し、ジューン=ガルと戦争状態に突入する中で、清朝が服属後の青海ホシュート部にどのように支配を浸透させていったのかを考察していく。

第五節 青海ホシュート部の系譜

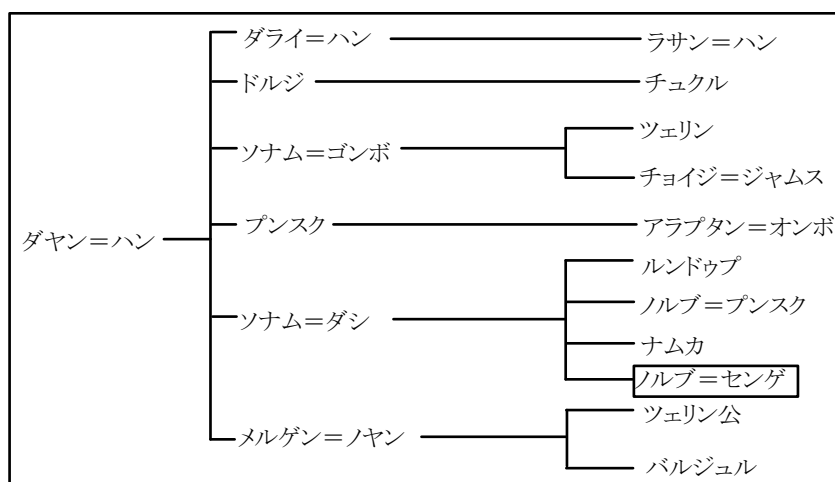
本論文では、青海ホシュート部の首長間の動向に立ち入って分析するが、青海ホシュート部の系譜には史料上の相違が非常に大きいため、本節で青海ホシュート部の系譜を整理する。

青海ホシュート部の系譜については、佐藤長[1986: 425-520]が、清朝の編纂史料である『欽定外藩蒙古回部王公表伝』(本論文では、『王公表伝』と略記する)とチベット文の『ドメー一仏教史』を用いて詳細に明らかにしている。また、石濱裕美子[2001]や手塚利彰[1995]は、『パクサム=ジュンサン』所収の系譜に基づき議論を展開している。さらに、納巴生・李愷・劉昆黎[2004]や馬大正・成崇徳[2012]は、『王公表伝』の記述に基づき系譜を復元している。これらの系譜は、それぞれの史料において少なからず相違があるものの、これまで十分に整理されてきていないため、本節では清朝側のものとして『王公表伝』、チベット

側のものとして『パクサム=ジュンサン』を取り上げて¹⁰、それぞれから復元される系譜の相違を整理する。

これらの史料の系譜の大きな相違点として、まずグーシ=ハーンの 10 子の順番の差異が挙げられる。『王公表伝』(巻 83, 多羅貝勒^{ゴンボ}袞布列伝, 巻 87, 扎薩克一等台吉^{ジャフ}扎布列伝など)ではグーシ=ハーンの第 3 子をダランタイ、第 4 子をアユシとするが、『パクサム=ジュンサン』(310ab)では第 3 子をアユシ、第 4 子をダランタイとしている。このような相違が生じた原因は定かではなく、いずれが正確であるかを確言しがたいが、康熙 60 (1721) 年 2 月 23 日付の撫遠大將軍允禩の奏摺¹¹では、ダランタイをグーシ=ハーンの第 3 子、アユシを第 4 子と明記していることから、本論文ではその記述を優先して、ダランタイを第 3 子、アユシを第 4 子とする。

続いて、『王公表伝』と『パクサム=ジュンサン』では、グーシ=ハーンの孫の世代以降の系譜において子の数や順番にかなりの差が生じている。全般的な傾向として『パクサム=ジュンサン』の方が詳細で、『王公表伝』より記録されている人数が多い。ここでは、一例として『王公表伝』及び『パクサム=ジュンサン』それぞれから復元されるグーシ=ハーンの第 1 子ダヤン=ハンの家系の系譜をダヤン=ハンの孫の代まで確認する【図 2】【図 3】。



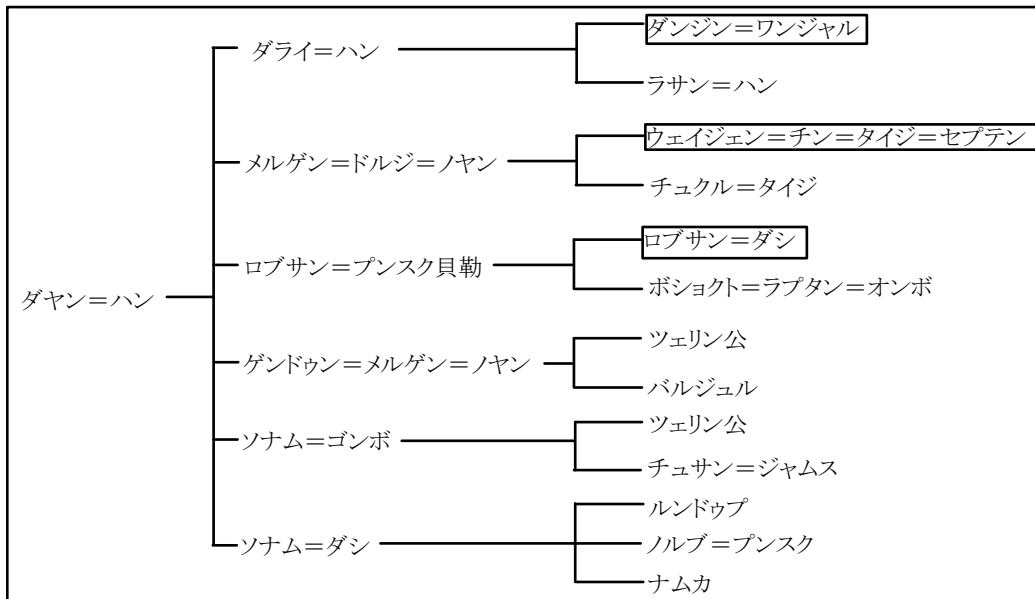
【図 2】『王公表伝』に基づくダヤン=ハンの家系の系図

出典：『王公表伝』巻 86, 扎薩克鎮国公噶爾丹達什列伝, 輔国公策諾木達什列伝, 扎薩克輔国公車凌列伝に基づいて作成した。

註：『パクサム=ジュンサン』では確認できない人物を四角く囲った。

¹⁰ なお、『ドメー仏教史』にも青海ホシュート部の系譜に論及する部分が存在するが、系譜については『パクサム=ジュンサン』を参照して記されたものと考えられる。

¹¹ 康熙 60(1721)年 2 月 23 日付の撫遠大將軍允禩の奏摺『王撫遠大將軍奏檔』巻 14, 62a-104b.



【図3】『パクサム=ジュンサン』所収のダヤン=ハンの家系の系図

出典：『パクサム=ジュンサン』310aに基づいて作成した。

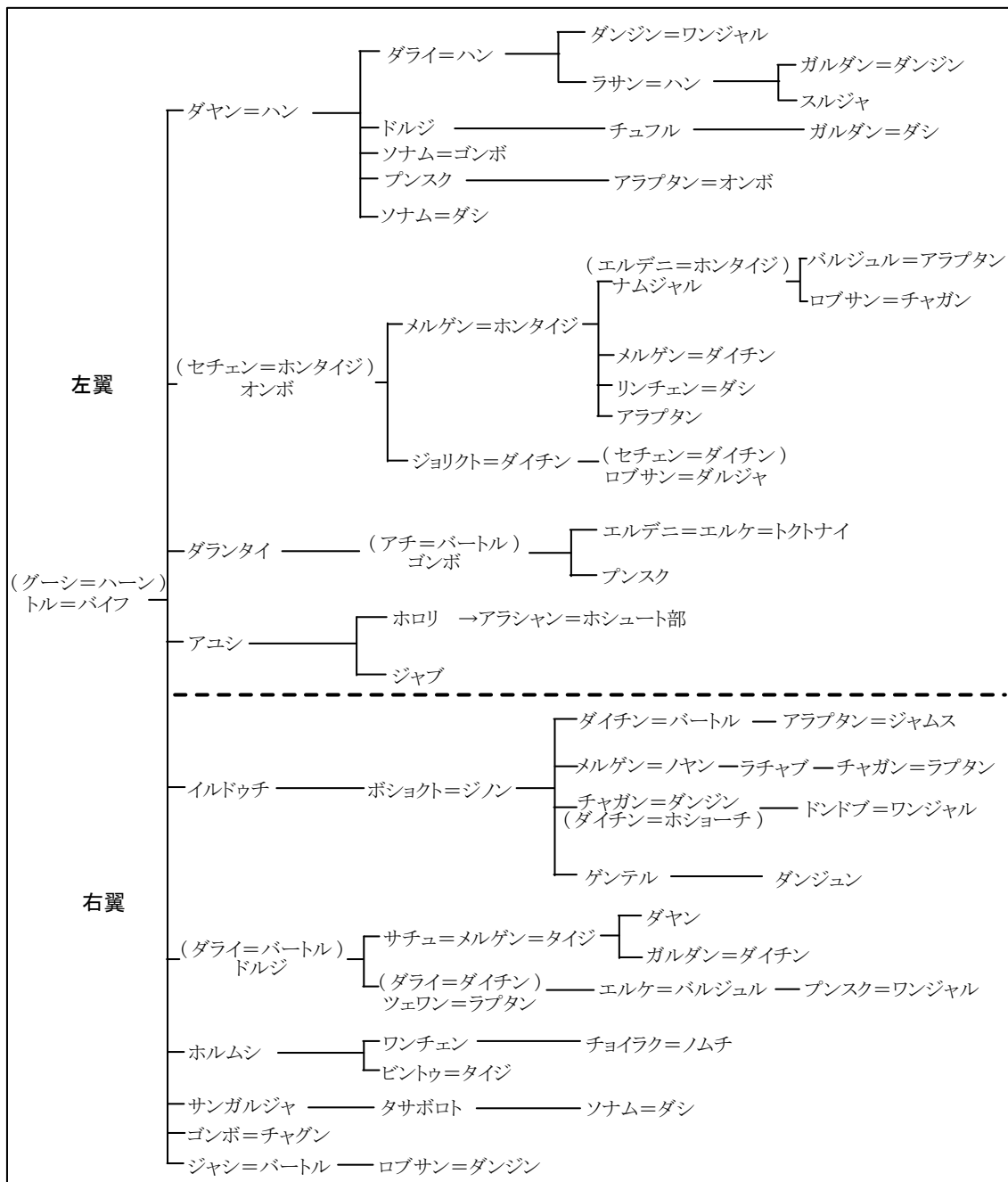
註：『王公表伝』では確認できない人物を四角く囲った。

まず、大きな差異としてダヤン=ハンの子の順番が異なっていることが確認でき、『王公表伝』におけるダヤン=ハンの子を年長者から順に1～6とすると、『パクサム=ジュンサン』ではそれが1→2→4→6→3→5の順番となっている。また、孫の世代になるといずれか片方の史料でしか確認できない人名が現れている。『王公表伝』ではダライ=ハン・ドルジ・プンスクの子をそれぞれ1人とするのに対して、『パクサム=ジュンサン』では各2人としている。また、『パクサム=ジュンサン』ではソナム=ダシの子を3人とする一方で、『王公表伝』ではノルブ=センゲを加えて4人としている。『王公表伝』は、清朝の編纂史料であるため、全般的に清朝との関係が深い人物のみを抽出している傾向にあると考えられるが、ここで挙げた例のように『王公表伝』のみに記される人物も存在していることから、一概に『パクサム=ジュンサン』の系譜の方が詳細で正確であると断言することもできない。

ここではダヤン=ハンの家系のみを例として挙げたものの、グーシ=ハーン一族の系譜において、双方の史料における系譜の差異が全般にわたって多数確認できるが、系譜を正確に復元できる同時代史料が現在まで確認されていないことから、いずれの系譜が実態を反映した正確な系譜であるかは確言しがたいのが現状である。清朝の政策史を扱う本論文では、基本的には『王公表伝』に基づく佐藤長[1986: 425-520]に従いながら、『パクサム=ジュンサン』でのみ存在が確認できる人物については、それを註に明記していくこととする。

これらの人名は、清朝の史料上であっても、ダライ=ラマ等から授与された称号で記される場合が非常に多い。さらに、ダライ=ラマから複数の称号を授与される場合も散見され、複数人に授与された称号が酷似している例もある。本論文の叙述では、人物の対照に煩瑣

となるのを避けるため、基本的に引用する史料に現れる名前や称号を優先的に使用して記述した。なお、本論文の考察対象となった人物を中心とする系譜を【図4】に提示した。



【図4】 青海ホシュート部の系譜

出典：基本的に佐藤長[1986: 383-423]に基づき、一部は『パクサム=ジュンサン』310abに基づいて作成した。

註：本論文内で本名と称号がともに現れる首長については、上下に併記して主として用いた名前或いは称号を上にし、称号を（ ）で示した。なお、破線で左右翼の区分を示した。

第一章 成立初期青海ホシュート部

はじめに

本章は、青海ホシュート部が青海地方の支配を確立し、チベットのハンや総管を初めとする青海ホシュート部内の構造が形成された過程を清朝・ダライ=ラマ政権との関係から分析し、そこで成立した青海ホシュート部支配の特質を明らかにするものである。

1642年にダライ=ラマ五世からテンジン=チューキ=ギェルポの称号を授与されたグーシ=ハーンは、中央チベットをダライ=ラマ五世に布施してソナム=ラブテンをダライ=ラマ五世の摂政に任命するなど[山口瑞鳳 1992][手塚利彰 1999a]、チベットにおいて大きな政治力を発揮していったものの、グーシ=ハーンは青海ホシュート部内の体制を整備せずに1654年に死去した。青海ホシュート部は、青海地方においてグーシ=ハーンの諸子が牧地や属民を領有し、なおかつチベット王たるハンを輩出するという特徴があるが、それは強力な統率力を発揮したグーシ=ハーンの死後に徐々に確立されたものであった。また、グーシ=ハーンが死去した1654年時点では、隣接する清朝との関係はいまだに本格的な接触を持つには至らず、さらにダライ=ラマ政権も確固たる権力基盤を整えていない状況にあった。そのため、グーシ=ハーンの死は、清朝やダライ=ラマ政権という隣接勢力が存在する中で、その後の青海ホシュート部の趨勢を決定付ける重大事件であったと考えられる。清朝との関係では、グーシ=ハーン在世中にはダライ=ラマ五世の北京訪問の仲介等の儀礼的側面における接触が中心となっていたが、徐々に両者の境界地帯で直接的な接触を持つようになり、グーシ=ハーン死後の1656年に清朝と青海ホシュート部との間でアムド地方の境界を画定するとともに、現地のチベット人の統属関係を決定した。一方、中央チベットではグーシ=ハーンを継ぐチベットのハンとして、グーシ=ハーンの長子ダヤン=ハン(位1658-1668)が1658年にダライ=ラマ五世から新たにハンに任命されるとともに、青海の牧地をグーシ=ハーンの諸子が分有するようになった。この時期に形成された青海ホシュート部内の構造は、その後の三者関係の基礎となっていたことから、それがいかにして成立したのか、またそれがいかなる特徴を有していたのかを明らかにする必要がある。

そこで本章は、青海ホシュート部支配の特徴を明らかにするために、第一節では、1656年に清朝が青海ホシュート部との間で決定したアムド地方の境界とチベット人部族の統属関係を、青海ホシュート部出現以前の明代における青海地方の実態とも比較しながら分析する。第二節では、グーシ=ハーン死後に確立した青海ホシュート部内の構造を、属民相続の処理を事例として、従来の研究で指摘されてきた「左右翼」「八台吉」「総管王」「ハン」といった要素の再検討を通じて分析する。そして、清朝とダライ=ラマ政権との関係の中で形成された青海ホシュート部内の構造がいかなるものであったのかを明らかにしていく。

第一節 アムド地方の境界画定とチベット人の統属関係

明朝を継承して漢地の支配を開始した清朝は、1656年に青海ホシュート部との間で境界を画定するとともに、アムド地方のチベット人の統属関係を決定した。初期の清朝と青海ホシュート部との間では、境界地域における問題が主たる交渉課題となり、清朝にとってはそれがロブサン=ダンジンの「乱」の善後処理にまで続く懸案となったことから、本節では、1656年で決定した境界とチベット人の統属関係の実態を詳細に検討していく。

アムド地方の境界問題について話し合われた1656年前後の清朝—青海ホシュート部間の交渉については、青格力[2008]と劉錦[2013a]が『内秘書院檔』と『蒙古堂檔』を用いてその経緯を明らかにしている。両氏の研究は、1656年の決定と、その後に両者の境界地帯で生じた種々の問題に関する交渉を分析し、当初は清朝と青海ホシュート部との間で交渉が展開したものの、1656年以降も青海ホシュート部が辺境に侵入する事件が後を絶たなかったため、ダライ=ラマのモンゴルに対する影響力を利用して、清朝がダライ=ラマ政権との間で交渉するようになったことを明らかにした。また、青格力[2008: 232-237]は、『秦辺紀略』を利用して、当時のアムド地方にはオイラトの勢力が割拠しており、ここで交渉の俎上に上った部族を含む多くのチベット人部族がオイラトの首長に添巴¹と呼ばれる税を納めていたことを指摘した。ただ、両氏の研究は、主として交渉の経緯を分析するものであり、そこで認められた境界や統属関係の実態や、それがその後の清朝と青海ホシュート部との関係に及ぼした影響を及ぼしたのかは十分に検討していない。一方、明清時代のアムド地方のチベット人部族の変遷については、乙坂智子[1991; 1993]・王継光[1994]・陳慶英[2003]らの研究があり、これらの研究によって特にアムド地方のチベット人に対する明朝の政策が詳細に解明されてきているものの、史料の限界もあり明末清初の変化を十分に把握できていないのが現状である。このような状況は、清代の制度史料の多くが1725年の青海ホシュート部服属以降に編纂されたものであることに起因するものであり、それ以前の清朝の政策の実態を清朝の制度史料から明らかにすることは困難である。

そこで本節では、『内秘書院檔』を使用し、まず清朝—青海ホシュート部間の交渉の末1656年に決定したアムド地方の境界とチベット人の統属関係を分析し、交渉で扱われたチベット人諸部族を具体的に特定したうえで、彼らが青海ホシュート部成立以前に明朝やチベットとの間でどのような関係を築いていたのかを分析する。さらに、明末清初に青海ホシュート部がアムド地方に進出して現地のチベット人部族との間にいかなる関係を構築していったのかを明らかにし、清朝・青海ホシュート部それぞれの視点から1656年の決定の

¹ 青格力[2008: 242]は、添巴をチベット語の *khral bab* (税) に由来すると推測しているが、その具体的内容について『秦辺紀略』(巻1, 西寧衛)によると、年に一度、豆麦青稞や牛羊駝馬の10分の1を徴収するものであったという。以下で引用する史料をはじめとして、清朝史料においては、添巴について公課 (*Mon. alba*) という語を用いることが多い。また、チベットの他地域の貢納を添巴と表記することはないことから、アムド地方の公課を指す際に限定的に用いられた語と考えられる。

意義を考察していく。

清朝が漢地の支配を開始した直後の 1648 年から 49 年にかけて、甘肅地方ではムスリムの丁国棟と米喇印が反乱を起こし、一時は西寧城を占拠するに至った[佐藤長 1986: 518]。この反乱では、青海ホシュート部首長層も鎮圧に協力しており、そこで清朝は、反乱鎮圧に協力した青海の首長らに以下のような勅書を送付している²。

ハーンの勅書。オンボ=メルゲン=ジノン³・オンボ=セチェン=ダイチン⁴・ホルムシ=エルデニ=ダイチン⁵に下した。汝らが、内にいる白帽（ムスリム）が叛いたのを聞いて兵を率いて来たことは本当に良い。我は知った。汝ら 3 人が兵を率いてきて助けた事情を我は後に知りたい。汝らは戦のことによって牆内に久しく留まってはならない。この勅書が到着したら自らの方へ戻れ。

このように、清朝は彼らの援助に感謝しながらも、青海ホシュート部の兵が乱の鎮圧を理由に「牆内」に留まることを警戒していた。なお、この乱の平定後、すぐに清朝はこれら 3 人の青海ホシュート部の首長らにそれぞれ称号を授与した⁶。

ただ、米喇印らの反乱を平定したとはいえ、青海ホシュート部の存在はハルハとの関係からも清朝にとって警戒すべき対象であった[達力扎布 2010]。乱の平定後、1652 年に清朝はダライ=ラマ五世の北京訪問が実現したが、これは、清朝がゲルク派チベット仏教を信奉した青海ホシュート部首長層の「歓心を得るために」具体化させた政策としての側面があった[石濱裕美子 1998: 104]。そして、この 4 年後の 1656 年には、青海ホシュート部首長層との交渉の末、アムド地方の境界とチベット人の統属関係や交易地などを定め、青海ホシュート部首長層に以下のような勅書を送付している⁷。

皇帝の旨。バートル=タイジ⁸・トシュート=バートル=ダイチン⁹の 2 人に下した。……我は全ての遠方を寛恕することを内心で思って、常に天下全てを安撫したいと思っていた [その] うちに、この 1 数年来、そちらの [方に派遣した] 総督・巡撫・巡按・官員らが総じて上奏することは [以下のような]。汝らが数度、内地を侵犯してその家畜を奪い取って、将兵に反抗し闘って番人を脅かし弄ぶ、と彼らの上奏したことは合計 20 度余りとなった。……今、特に兵部右侍郎シトゥと理藩院啓心郎ナイゲ、これらの者を派遣して、甘州の西寧などの地に調べさせるよう派遣した。……いかなるとも、元来、明朝の時に番人の [中で] モンゴルに公課を与えたものならば、またモ

² 順治 5 (1648) 年 6 月 29 日付の勅書『内秘書院檔』3 輯, p.14.

³ 『ドメー仏教史』(vol.1, 59a) に、グーシ=ハーンから軍官 (Tib. dmag dpon) に任命されたトルグートの首長メルゲン=ジノンが確認でき、おそらくその人物であろう。

⁴ グーシ=ハーンの第 2 子である。

⁵ グーシ=ハーンの第 7 子である。

⁶ 順治 6 (1649) 年 10 月 7 日付の勅書『内秘書院檔』3 輯, pp.92-94.

⁷ 順治 13 (1656) 年 8 月 17 日付の勅書『内秘書院檔』4 輯, pp.234-237.

⁸ グーシ=ハーンの第 6 子ダライ=バートルを指す。

⁹ グーシ=ハーンの第 2 子オンボを指す。トシュート=バートル=ダイチンは、1649 年に清朝が授与した称号である (『内秘書院檔』3 輯, pp.92-94)。

ンゴルの所属とするように。番人の〔中で〕明朝に属するものならば、今、中国の民とすべきである。また、漢人とモンゴルの住んだ地と交易を行なう口をよく注意し區別して分け、元の通りに定めて耕地を耕せ。家畜を放牧せよ。定めた範囲の地から越えて乱れた行ないをしないように。このようになれば、我の遠くを寛恕する心と合つて、汝にも永久に限りなく益となる。

清朝は、何度も内地に立ち入って家畜などを略奪した青海ホシュート部首長層の行動を批判してはいるものの、特にアムド地方のチベット人に関しては、辺境の内外を問わず、明代にモンゴルに対して貢納したチベット人を属民とすることを許可し、統属関係に関しては明代の関係に基づくことを基本方針としたという。また、「皇帝」や「中国」といった文言の使用や表現から、清朝はこれらの問題を、明朝を継承する中華王朝の立場から交渉していたといえよう¹⁰。

なお、ここで議論されている境界は、先に引用した史料に「牆 (Mon. kerem) 内」に留まらないように記していることから分かるように、明代に構築された辺牆が基本となっていた。青海地方の辺牆は、大きく分けて 1546 年と 1573 年頃に修建されたものであり〔青海省文物管理局・青海省文物考古研究所 2012: 455-458〕、破損が進んだ部分もあったものの、17 世紀末時点でもなお境界として認識できるものであった¹¹。そして、1652 年にダライ=ラマ五世が北京を訪問する途上、西寧近郊で見た辺牆を「各山河と城牆によって繋がった極めて厚い羅刹天の城と同様の漢地の外の城牆 (Tib. rgya'i lcags ri phyi ma)¹²」と表記していることから、漢地とチベットの境界としてチベット側にも認識されていたのである。

さて、1656 年の決定の中で、特にチベット人の統属関係については、上掲史料から具体的にどの部族を青海ホシュート部の所属としたのかは判然としないが、1661 年に青海ホシュート部首長層に下した勅書には以下のように部族名を詳細に記している¹³。

皇帝の旨。オーロトのドルジ=タイジ¹⁴・メルゲン=ジノン・ダライ=バートルらに下した。……先にシトゥ・ナイゲらを遣わして汝らと会つて「西寧の地の西番の頭目シナ=ナンソ (Mon. zi na langsu < Tib. zi na nang so, 西納)・シンキョン=ナンソ (Mon. šen jung langsu < Tib. zhang skyong nang so, 申中)・ミニャク=ナンソ (Mon. mina langsu < Tib. mi nyag nang so, 米納)・ラブル=ナンソ (Mon. labur langsu, 刺卜爾)・ドパ=ナンソ (Mon. doba langsu, Tib. mdo pa nang so, 多巴)・バイサル=ナンソ (Mon. bai sar langsu)・タサルティ=ナンソ (Mon. ta sar ti langsu)・開仏寺ナンソ・ジャシホワンジュール=ゲロン (Mon. ja si quwan jur gelung) らの群、河州の地の弘化寺・顕慶寺、涼州の所属の地に住んだ 7

¹⁰ 同時期に清朝とダライ=ラマ五世らとの間で往来した書簡には、チベット仏教世界の価値観に基づく書式や表現が用いられており〔石濱裕美子 2001: 157-199〕、境界画定交渉における書簡の形式とは異なっている。

¹¹ 『聖祖実録』巻 162, 康熙 33 (1694) 年 1 月乙丑 (27) 日条。

¹² 『ダライ=ラマ五世自伝』vol.1, 187b.

¹³ 康熙元 (1661) 年 11 月 7 日付の勅書『内秘書院檔』6 輯, pp.157-161.

¹⁴ 具体的にどの人物を指すのかは不明である。

群の西番の頭目シャマワンチュン (Mon. *ša ma van čung*) などの7人、莊浪の所属の地に住んだ12群の西番の頭目ジュエルカandalジ (Mon. *ju el kang dal ji*) など12人、甘州の所属の地に住んだ27群の西番の頭目トジソン (Mon. *to ji song*) など27人、肅州の所属の地に住んだ4群の西番の頭目シャジャン=ワンブ (Mon. *ša jan van bu*) などの4人を汝の所属とし、それ以外の全ては、明朝からこのかた錢糧を取る民なので、汝に功績は無い」と定め話し合って上奏したとき、下した旨「非常に明白である」[と云った]。……これ以後、汝の所属とした西番に公課を取りに入る、または交易しに来れば、必ず先に定めた通りに頭目を遣わして、口を守った官員に話して西寧の鎮海堡・北川2門・洪水1門で出入りして行け。自らの意志で他の道で行くな。……また、先に定めた墻の界に従わず他の道で行く、あるいは汝の所属とした西番以外の西番に小さきことをもって掠める、あるいは自らの意志で行くならば、すぐに兵を派遣する。

ここで明らかなように、清朝と青海ホシュート部との間では西寧・河州・涼州・莊浪・甘州・肅州に住むチベット人(番人, Mon. *fan-u kümün*)の統属関係を決定したのである。なお、このような決定をするに当たっては、現地の首長らの口述に基づいて決定したという¹⁵。また、この史料からも分かるように、青海ホシュート部首長層とその属下として認めたチベット人部族との接触は徴税にのみ限定しようとしていた¹⁶。

さて、ここで問題となるのが、この交渉によって定められたチベット人部族がいかなる存在だったのかである¹⁷。なお、上掲史料にて数多く現れる「ナンソ」も重要な分析対象であるので後に分析することとし¹⁸、まずは部族を特定して議論を進めていく。この問題を議論する上で参考となるのが、上記史料にも提示されている河州衛の管轄下にあった弘化寺 (Tib. *mdzo mo dkhar*) が明朝とチベットとの関係でいかなる役割を果たしたのかを解明した乙坂智子[1991]の研究である。

弘化寺は、ゲルク派チベット仏教寺院であるとともに、1442年に明朝によって建てられた勅建寺院でもある。乙坂智子は、ゲルク派チベット仏教寺院としての側面、明朝の辺境軍事要塞としての側面、土司に相当する在地の衙門としての側面、この三側面から弘化寺の明朝—チベット間における存在の意義を分析した。そして、辺境要塞としての側面に関して、辺境寺院の自衛手段として元来存在していた堡寨を成化年間(1465-1487)以降に明朝が対モンゴル防備のために積極的に利用することになったことを指摘した。また、弘化寺が辺境防備を担いうる政治権力を在地社会に対して有していたこと、及び弘化寺や周辺寺院における国師・禪師号の世襲と、明朝に対する「納馬易茶」などから、弘化寺の国師

¹⁵ 康熙34(1695)年5月1日付の「王ブツダ=アプティ(サンゲ=ギヤムツォ)に知るようにというため送る書」『蒙古堂檔』13冊, pp.140-160(満文), pp.160-181(モンゴル文)。

¹⁶ しかし、実際には青海ホシュート部首長層の内地への立ち入りはこれ以降もたびたび問題となった[青格力2008][劉錦2013a]。

¹⁷ 青格力[2008: 225-226]と劉錦[2013a: 97-98]も本史料を訳出しているものの、ここで示されたチベット人部族を比定していない。

¹⁸ ナンソについては、27ページ以降で重点的に分析する。

が土司に相当する権限を有していたことを解明した。

したがって、乙坂智子の研究に照らし合わせると、1656年に清朝が弘化寺とその属寺の顕慶寺¹⁹を青海ホシュート部の所属と決定したことは、成化年間（1465-1487）以降に構築された明朝と弘化寺との間の土司に類似する関係を解消し、青海ホシュート部の所属としたという点において、明代の関係から大幅に後退した決定とみなされるであろう²⁰。

なお、乙坂智子[1991: 50-51]は、国師らが土司に相当する役割を担ったこのような現象は、アムド地方に広く見られたと指摘している。また明朝は、辺境に居住したチベット人を早くから土司に任命して交易を認め、モンゴル勢力への防備に利用していたという[李文君 2008: 217-220]ものの、1656年に青海ホシュート部の支配下として決定したチベット人部族がそれに当てはまるのかは、個別に確認する必要がある。しかし、1656年の決定に関して、部族名を詳細に記す史料は、前掲の1661年の勅書以外に確認できない。また、当該勅書においても、青海ホシュート部の支配下として認められた部族が西寧・河州・涼州・莊浪・甘州・肅州に及んでいたことは確認できるものの、西寧と河州以外の管下の部族については、具体的な記述がほとんど存在しない。河州衛管下の部族は、既に弘化寺とその属寺の顕慶寺であることを確認しているため、ここでは具体的な記述が存在していて特定可能な西寧衛管下のチベット人部族に焦点を当てて、部族を特定したうえで明代以来のこれらのチベット人部族の実態を検討していく。

『西寧府新志』を初めとする漢文の地方志において明確に存在が跡付けられるのは、シナ（西納）族・シンキョン（申中）族・ラブル（刺卜爾）族・ドパ（多巴）族²¹の各部族である。『西寧府新志』（巻19, 武備, 番族）によると、これらの部族の内、シナ族とラブル族の頭目には国師が、シンキョン族の頭目には指揮の称号が授与されていたとある。この他、隆卜族・隆奔族の頭目にも国師の称号が授与されていたといい、ドパに関しては『天下郡国利病書』（巻62, 陝西9, 西寧衛）は、西納族のもとに「多巴禪師」「多巴指揮」らがいたという。また、『ダライ=ラマ五世自伝』（vol.1, 188a）には「ドバ国師」の称号を持つ人物も現れており、上掲史料ではナンソがこれらの部族の代表であるように表現しているものの、これらの部族には明朝から国師や禪師等の仏教に由来する称号を授与された僧もいたと判断できる²²。

そして、『西寧府新志』（巻12, 建置志, 堡寨）には、「拉布爾莊」「申中莊」「西納新莊」

¹⁹ 嘉靖『河州志』巻2, 典礼志, 祠祀。

²⁰ 乙坂智子[1991: 46-51]が利用した18年間以降の地方志においては、明末から18世紀初頭までの間の変遷を記しておらず、青海ホシュート部の管轄下に移動していたことは、地方志からは跡付けられない。

²¹ なお、ドパ族の居住していたドパは、西寧の西北近郊にあり、中央アジア交易で栄えた都市として著名である[羽田明 1982: 365-372]。

²² 『ドメー仏教史』vol.1, 210aは、モンゴル帝国と明朝が授与した金印・銀印等について記しており、ここで挙げられるシナ (Tib. zi na)・シンキョン (Tib. zhing skyong)・ルンブム (Tib. klu 'bum)・ドパ (Tib. mdo ba)・ミニャク (Tib. mi nyag) らに対して国師として銀印が授与されていたという。

が確認できるほか、多巴族と隆奔族の複数の荘を統合した「新添堡」など、これらの部族名を冠した荘や堡が確認できる。「荘」という表記自体は、一般的に村落を表す語ではあるものの、堡寨の条に列せられていることから、軍事要塞としての機能を備えていたと考えられる。ただ、このような記述のみで、これらの部族が明朝にとっての対モンゴル防衛の要塞として機能したとは断言できないが、明朝が対モンゴル防衛上の障壁としての役割を期待していたことは、以下の万暦年間（1573-1620）後半における副使劉敏寛の報告などから確認できる²³。

副使劉敏寛は呈称すらく「照得すらく、西寧地方は孤懸にして天末。近境は皆な番にして、番の外は即ち夷なり。我は番に借りて以て藩籬と為し、番は我に仗りて以て主宰と為せば、即ち輔車唇齒の譬、是に過ぎざらん。……万暦十九年、……夷に掠去せられ併びに向に未だ中馬せざるの番一百二十五族部落の五万八千八百四十余名口を招撫し、給賞して築堡し、便に随い安挿す。是より、番は中国に依りて以て屏蔽と為し、我は番人に藉りて以て耳目と為す。隘口に分撥して、夷情を哨探すれば、狡夷の動定は、毎に預聞するを得る。……是を以て海夷の南川にて初めて犯するに、西納・刺^{シナ}ト爾^{ラブ}各族は、既に預め其の逆謀を洩し、復た其の醜夷を夾攻す。西川の^{シナ}大挙にて、西納は預め其の出犯日期を露し、刺^{シナ}ト爾^{ラブ}は約して内応を為して殺出す。今、大咎^シ咂^ン、^シ申^キ中^ン各族を調集するに、共に願いて精兵三千人を出し、漢兵と犄角して夷を剿す。此の似き効順は、深く嘉す可しと為す。……」……。

後半部分で言及されている海夷による西寧の南川と西川への攻撃は、1588年と1595年の2度にわたって行なわれた、ヨンシエブ下のバルフ部に属する瓦剌他ト囊によるものである[江国真美 1986: 130-134][李文君 2008: 130-144]。このような記述から明らかなように、明朝では西寧地方においても、対モンゴル諸部族防衛のためにチベット人部族を優遇し、チベット人部族も明朝に情報をもたらして、モンゴル諸部族の攻撃に対する防備において戦果をあげていた。つまり、1656年に青海ホシュート部の所属として決定したシナ・シンキョン・ラブ等の部族は、国師や禪師などの仏教に由来する称号を授与された人物を擁し、明朝の辺境防備において重要な役割を果たしていたのである。

続いて、これらの諸部族とチベットとの関係を考察していく。先述の通り、シナ族の頭目は明朝から国師の称号を授与されていたが、シナ族は13世紀頃にシナ寺（Tib. *zi na bsam 'grub gling*）というサキヤ派の寺院を創建し、モンゴル帝国時代に元朝の王族との間で婚姻関係を結び、青海地方の有力寺院を擁する部族としての地位を築き上げていた[張海雲 2012: 67-83]。後にシナ族は、1560年のクンブム寺創建に貢献し、それを契機としてシナ寺もゲルク派に改宗することとなった。シナ族は、前掲史料に現れるミニャク・シンキョンとともに、クンブム寺の創建に関わった「塔爾寺六族」[陳慶英 2003:342-354][張海雲 2012: 67-83]を構成する部族であり、『ドメー仏教史』(vol.1, 194a)では、クンブム寺について以下のように記している。

²³ 『西寧府新志』卷33, 芸文, 条議附。

寺院の莊園 (Tib. mchod gzhis) については、チェキヤ (Tib. chas kya)・チョクパ (Tib. phyogs pa)・シナ (Tib. zi na)・ルンブム (Tib. klu 'bum)・ミニャク (Tib. mi nyag)・シンキョン (Tib. zhing skyong) ら 6 部族の領主と民は多く、〔クンブム寺は〕総じて政治と宗教どちらの方面からも〔地位が〕非常に高く……。

とあるように、「6 部族の領主」はゲルク派チベット仏教の開祖ツォンカパの生地創建された名刹クンブム寺の重要な施主としての地位にあったのである。また、クンブム寺にはこれらの部族出身の僧が多数在籍しており、クンブム寺の座主や学堂長を数多く輩出していたことから〔張海雲 2012: 163-168〕、これらの部族は、クンブム寺を経済的に支援するとともに仏教実践においても重要な役割を果たしていたのである。さらに、シンキョン=ナンソは 1583 年にダライ=ラマ三世をクンブム寺に招いて講經院建設のための法要を行ない〔張海雲 2012: 71-72〕、シナ・ミニャク・シンキョン各部族の僧らは、ダライ=ラマ五世の北京訪問とその帰還の途上でダライ=ラマ五世に謁見するなど²⁴、ダライ=ラマ政権との関係も深かった。なお、「塔爾寺六族」の中には入れられていないものの、ドパ族もシナ族やルンブム族とほぼ同一の地域に居住し、クンブム寺の学堂長を複数輩出するなど、クンブム寺と密接な関係にあった部族である。

以上の考察によって、前掲史料で現れたシナ・ドパ・シンキョン・ミニャク各部族がツォンカパの生地創建された名刹クンブム寺と宗教的にも経済的にも密接に繋がった有力部族であり、これらの部族と同列に並べられたラブル族を含めて、明朝の対モンゴル辺境防衛という重要な役割を担うことも期待されていたことが明らかとなった。

残るバイサル・タサルティ・開仏寺・ジャシホワンジュル=ゲロンについて、バイサルは明清両朝の史料及びチベット側の史料からも管見の限り確認できないが、この中で、開仏寺のみ漢文史料中で明確に存在が確認でき、『西寧府新志』(巻 15, 祠祀, 番寺)に西寧城の東北にある威遠堡の北 15 里にあることが記されている。この開仏寺は、チベット名チョクツァガル (Tib. cog tsha sgar) というゲルク派の寺院である〔蒲文成 1990: 82〕。この寺院名となっているチョクツァは、1604 年にグンルン寺の創建に貢献した部族の 1 つである²⁵。グンルン寺に対しては、ジュン=ガルのバートル=ホンタイジとガルダンの妻アヌが主たる施主となっていたほか²⁶、グーシ=ハーンも施主となって土地などを布施していた²⁷。そして、グーシ=ハーンの第 10 子ジャシ=バートルの遺体もグンルン寺に安置されるなど〔加藤直人 1984: 26〕、青海ホシュート部首長層も有力施主となっていた。また、グンルン寺はダライ=ラマ四世 (yon tan rgya mtsho, 1589-1616) が創建した寺院であり²⁸、ダライ=ラマ政権との関係も密接であった。

ところで、グンルン寺の創建に関わった現地のチベット人部族の中に、タティ (Tib. bra sti,

²⁴ 『ダライ=ラマ五世自伝』 vol.1, 183b, 214b-215a.

²⁵ 『グンルン寺志』 4a, [蒲文成 1990: 75]。

²⁶ 『グンルン寺志』 69a.

²⁷ 『グンルン寺志』 28a.

²⁸ 『グンルン寺志』 3b-4a.

pra sti) 族²⁹があり、これが前掲の 1661 年の勅書におけるタサルティ (Mon. ta sar ti) に該当すると判断されよう。なお、このタティ族は、自身でタティラブゲー寺 (Tib. pra sti rab ggyas dgon) をグンルン寺の近くに創建している³⁰。ただ、これらの部族に関しては明代の活動を確認することができず、明朝の辺境防備を担う勢力であったかは史料上では不明である。

最後に、ジャシホワンジュル=ゲロンだが、これは 1653 年に灌頂広済弘善国師³¹の称号を授与されたザシホワンジュル (Mon. dza si howan jur)³²と同一人物と考えられる。なお、この国師号の授与と同時に、清朝は、寺院の領民や属地を侵害しないよう指示した複数の勅書を西寧の官員らに対して下し、その内の 1 つに瞿曇寺について記した勅書が確認でき³³、瞿曇寺に灌頂浄覚弘済大国師ゴンゴダンジンと灌頂広済弘善国師サシホワンジュルを就けたことが記されている³⁴。『ドメー仏教史』の漢訳である呉均・毛継祖・馬世林 (訳) 『安多政教史』(p.167) によると、瞿曇寺に所蔵されている手抄史料には、1651 年に瞿曇寺の国師クンガー=テンジン (Tib. kun dga' bstan 'dzin) とタシ=ペルジョル (Tib. bkra shis dpal 'byor) が、清朝に対して勅書と印章を授与するよう求めたことが記されているという。以上の記録から、灌頂浄覚弘済大国師ゴンゴダンジンはクンガー=テンジン、灌頂広済弘善国師サシホワンジュルはタシ=ペルジョルにそれぞれ比定される。そして、前掲史料に現れたジャシホワンジュル=ゲロンとは、1653 年に灌頂広済弘善国師の称号を授与された瞿曇寺の僧タシ=ペルジョルであることが判明する。伴真一朗[2005]によると、この瞿曇寺は、チベット名トツァンゴンパ (Tib. gro tshang dgon pa) で、西寧の東に 1392 年に創建された寺院であり、洪武～永楽期 (1368-1424 年) に明朝の支配下に組み込まれて、漢文化の影響を強く受けたチベット仏教寺院であった。

以上の検討から、バイサルは特定できないものの、残るタティ・開仏寺は、いずれも西寧の東北のグンルン寺の周囲に居住してグンルン寺の創建に貢献したチベット人部族を指しており、タシ=ペルジョルの部族は西寧の東の瞿曇寺 (トツァンゴンパ) の影響下にあっ

²⁹ 『グンルン寺志』4a.

³⁰ 『ドメー仏教史』vol.1, 159b-160a。この寺院は明初に創建され、頭目の名から華蔵寺とも呼ばれており、明清両朝から玉印などを授与されていたという[『天祝蔵族自治州概況』編写組 1986: 35]。また、清代には護国寺院の 1 つに列せられたともいう[蒲文成 1990: 559]。

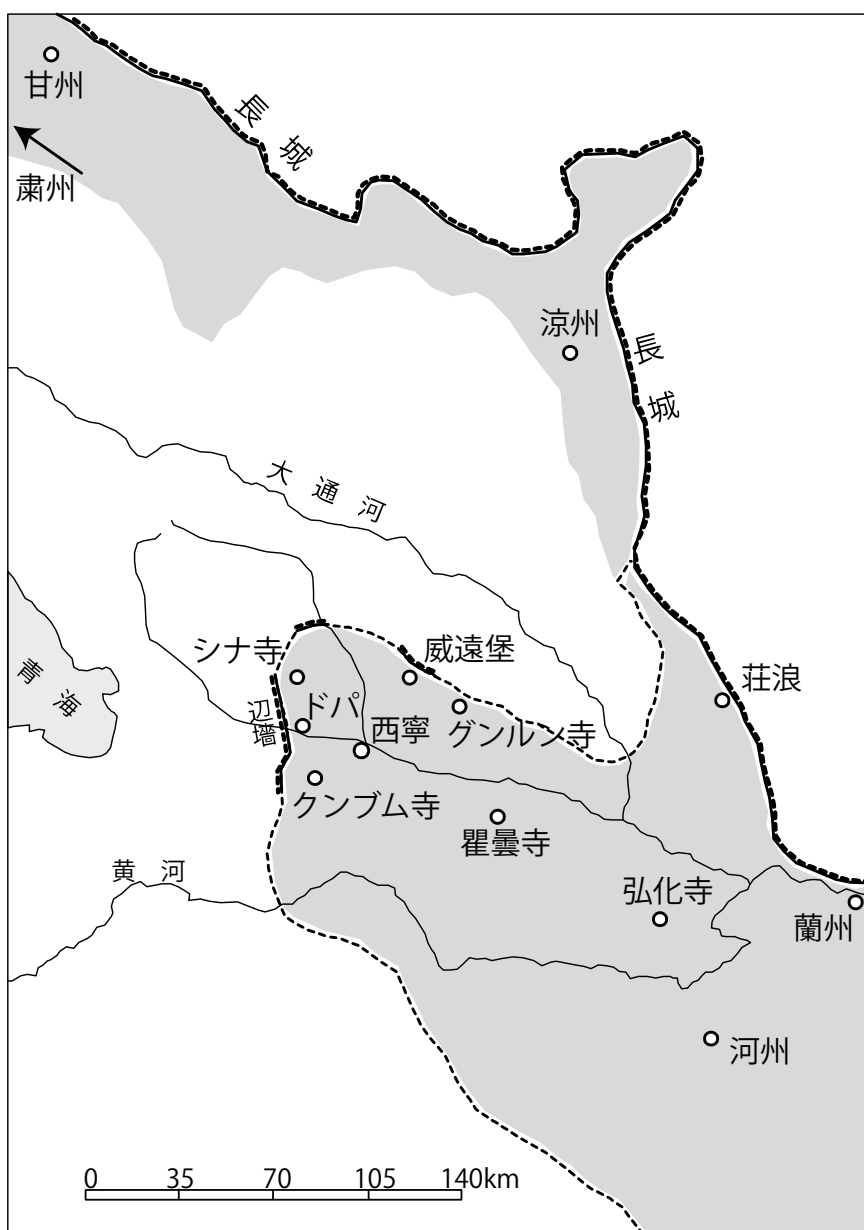
³¹ 『世祖実録』巻 78, 順治 10 (1653) 年 9 月辛亥 (19) 日条。なお、『英宗実録』(巻 102, 正統 8 (1443) 年 3 月丙辰 (1) 日条) には、同じ寺院所属の灌頂浄覚弘済大国師の姪に灌頂広智弘善国師の称号を授与したことを記しており、「広済」と「広智」の差はあるものの、同じ称号を指していると考えられる。

³² 順治 10 (1653) 年 9 月 22 日付の勅書『内秘書院檔』4 輯, pp.64-65。なお、ゲロン (Tib. dge slong) は、「比丘」と漢訳される僧侶の一般名詞であり、国師号授与の際には省略されたと考えられる。

³³ 順治 10 (1653) 年 9 月 22 日付の一連の勅書 (『内秘書院檔』4 輯, pp.71-89) の内、瞿曇寺について記した勅書は、『内秘書院檔』4 輯, pp.76-80 に収録されている。

³⁴ また、この時に灌頂浄覚弘済大国師号がゴンゴダンジンに授与されていることも確認できる (『内秘書院檔』4 輯, pp.99-101)。なお、『西寧府新志』(巻 15, 番寺) によると瞿曇寺には国師が 2 人いたといい、大国師と国師の違いはあるものの、この記述と合致している。

た部族を指していることが判明した【図 5】。そして、先述の比定と合わせると、クンブム寺・グンルン寺・弘化寺・瞿曇寺といったチベット仏教の有力寺院と政治的・経済的・宗教的に結びついたチベット人部族を青海ホシュート部の管轄下に置くことを清朝が許可したことが分かるのである。また、これらの部族は、明代中期には明朝の藩蔽・耳目として、対モンゴル諸部族戦略の重要な働きを期待され、国師などの称号を授与されていた。しかし、明末の動乱によってその関係が崩壊し、その間に新たにアムド地方に進出してきた青海ホシュート部がそれらの部族との間で新たに統属関係を構築し、1653 年時点で彼らから添巴と呼ばれる税を徴収する体制ができつつあったとみなされるのである。



【図 5】 1656 年に青海ホシュート部の所属としたチベット人部族の分布

出典：「康熙皇輿全覽図」第4排4号を参照して、譚其驤（主編）[1987: 28-29]に基づいて作成した。

註：破線は「康熙皇輿全覽図」による内外の境界線を示し、破線と太線を組み合わせて辺牆及び長城を示した。また、それに基づいて「内地」に相当する部分をグレーで示した。

ただし、ここで注意すべきは、このような統属関係が決定される直前の1650年と1653年に、アムド地方のチベット人部族に対して、清朝が国師・禪師号を一斉に授与している事実である[白文固2005: 170]³⁵。1650年と1653年に国師・禪師号が授与された部族を全て確認することはできないものの、その中でも、1650年と1651年に河州の弘化寺の僧に対して国師・禪師号を、1651年に弘化寺の属寺の顕慶寺の僧に対して大国師号を、1653年に瞿曇寺の僧に大国師・国師号を、1653年にシナ族のペルジョル=プンツォクに対して祖父の国師号を継承させたことは注目に値する。また、シナ族の国師ら自身も、1644年には既に清朝に恭順の意を示しており[張羽新・張双志2007: 20-21]、国師号を授与された弘化寺と顕慶寺の僧も北京に朝貢に来ている³⁶。この事実は、一見すると清朝がこれらの寺院を支配下に収めたように思われるが、実際にはこれまで明らかにしたように、弘化寺や瞿曇寺のタシ=ペルジョルの部族とシナ=ナンソの部族も、清朝は1656年に青海ホシュート部の所属と認めたのである。これらのチベット人部族を中心に据えて考えた場合、清朝と青海ホシュート部の双方との関係を構築することによって、清朝との間で交易による利益を保持しつつ、現地で軍事的に優位に立っていた青海ホシュート部とも良好な関係を保つ必要があったのであろう。清朝から見れば、1652年のダライ=ラマ五世の北京訪問に前後して実施したアムド地方の諸寺院や部族に対する国師・禪師号の授与は、アムド地方のチベット仏教寺院を中核としたチベット人部族を清朝の影響下に入れるために実施したものであったが、それでもなお、クンブム寺・グンルン寺・弘化寺・瞿曇寺に所属するチベット人部族の一部に対しては、既に形成していた青海ホシュート部首長層との間の統属関係を清朝は認めざるを得なかったのであり、清朝とこれらチベット人部族との関係は国師号の授与や朝貢といった儀礼的側面に限られていたのである。

それでは、以上の部族名の多くに後置される「ナンソ」とは、どのような存在だったのであろうか。乙坂智子[1991: 60; 1993: 6]が推測しているように、上述の国師や禪師はあくまで宗教的権威を反映したものであり、これらの部族名を冠したナンソという職にあった人物が何らかの政治的権力を保持していたと考えられる。また、1656年の決定において部族名を示す際にナンソの名を記していることから分かるように、統属関係においてナンソが重要な位置を占めていたと考えられ、ナンソがいかなる存在であったのかを明らかにする必要がある。ナンソについては³⁷、明朝が授与した指揮に相当する[陳慶英2003: 345]、あ

³⁵ この事実は、『欽定大清會典事例（嘉慶朝）』（巻738、理藩院、喇嘛封号）から確認されているが、国師・禪師号授与の際に発せられた勅書の一部は『内秘書院檔』から確認でき、またそれ以降の勅書の一部は『明清檔案』にて確認できる。

³⁶ 『世祖実録』巻54、順治8（1651）年閏2月己未（12）日条。

³⁷ Schram, Louis[2006: 307]によると、ロブサン=ダンジンの「乱」以前では西寧近郊に18

るいは千戸に相当する[青海省編輯組 1985a: 5-8]という、明朝が土司に授与した衛所制の職名に相当するチベット語の職名であったとする見解がある。また、ナンソは属民や土地を管理し、基本的に俗人が親子で世襲した職であるが、兄弟でラマとなった者も継ぐことができたという見解[青海省編輯組 1985b: 7]や、僧がナンソとなって、その宗教的権威によって政治的権力をも発揮したとみなす見解[張海雲 2012: 248-260]など、部族内部の実際の権限を指摘する研究もある。ただ、いずれの見解もその根拠が明示されておらず、またそれぞれの研究対象の部族によって実態が異なると推測され、その正否を判断できない。これらの研究に対して、Rin chen sgrol ma [2011]は、アムド地方の各部族におけるナンソの地位や権力の相違を描き出した。そして、地方の頭目たるナンソは一般的に俗人で、荘園の訴訟や宗教的な事務を管理するものや、ラマの命令下で施主として政治と宗教双方で権力を有したものがおり、中には僧侶が兼任したものも存在したという。ただ、これらは後年の編纂史料による見解であり、実際の権限や明清両朝との関係については、同時代史料から検討する必要がある。

ナンソの地位についてチベット語史料から追跡できる情報として、前述のタティ族の創建によるタティラブゲー寺では、歴代のタティ=ナンソがラマと首長 (Tib. dpon) の地位を兼ねて、ナンソ自身が政治と宗教双方に権力を発揮していたという³⁸。ただ、タティラブゲー寺のナンソがラマと首長の地位を兼ねていたという『ドメー仏教史』の記録は、特殊事例として特筆したものであり、Rin chen sgrol ma [2011]の指摘するように、それが広く当てはまるとはみなせない。また、『クンブム寺志』(p.244)には、ナンソを「モンゴルの王 (sog po'i rgyal po)」が任命したと記されており、それに基づくと青海ホシュート部首長層が任命したとも考えられるが、他の史料からそれを確認できないため、その真偽は定かではない。

1656年に青海ホシュート部の所属として決定した各部族のナンソについては、ジューン=ガルがチベットを占領していた1719年に、ドバ・ミニャク・シナ・ルンブム各部族のナンソが、ラブチャンパ (Tib. rab 'byams pa) やバンディ (Mon. bandi) ・ゲツル (Tib. dge tshul) の段階にある僧を清朝の内偵としてチベットに派遣していたという事例が参考となる³⁹。これによると、確かにナンソが寺院内部の僧衆の動員を可能とする政治的権限を有していたことが明らかである。ただ、彼ら自身が僧であったか否かはここからは判断できない。また、この事例では清朝がナンソに対して働きかけているものの、清朝とナンソとの関係にも不明な点が多い。

清代のナンソの由来については、1723年の王以謙の奏摺の以下の記述が参考となる⁴⁰。

人のナンソがいたという。

³⁸ 『ドメー仏教史』vol.1, 159b-160a。なお、僧がナンソ職に就いて、政治的・宗教的権力を発揮していたという事例は、1916年時点でルンブムのナンソが、寺院崩壊後もなおナンソ=ラマと呼ばれていた事例[Schram, Louis 2006: 307]からも確認できる。

³⁹ 康熙 59 (1720) 年 2 月 12 日付の撫遠大將軍允禩の奏摺『王撫遠大將軍奏檔』卷 6, 54a-57b.

⁴⁰ 雍正元 (1723) 年 12 月 6 日付の鑲白旗漢軍副都統王以謙の奏摺『宮中檔雍正朝奏摺』2 輯, p.131.

鑲白旗漢軍副都統臣王以謙の跪奏するは、諭に遵い陳言し聖鑑に仰祈する為の事。查するに、西寧衛の向に有する所の十三廟宇、其の各廟に附するの地土は既に広く、人畜も亦た衆し。五輩達頼喇嘛^{ダライ=ラマ}の西寧に駐札するの時に当たり、各廟宇を將て作りて布施と為さんと懇求す。旨を奉じて其の請う所を允し、国師の印信を鑄給し、其れをして布施を供応せしめて、一国師毎の下に各々^{ナンソ}囊素を設け、其の土田の出収する所は布施と為す。五輩達頼喇嘛^{ダライ=ラマ}の入蔵の時に迨至し、衆廟宇を將て^{フフモノール}苦苦腦兒衆台吉等に分給し、其れをして収租もて蔵内に送入せしむ。

ここにある「十三廟宇」は、明初に帰順した西寧衛近郊の13のチベット人部族を指している⁴¹。このように、西寧衛の管轄下にあった「十三廟宇」に関して、ダライ=ラマ五世が北京訪問の道中、西寧に立ち寄った際にそれらを自身への布施とするよう清朝に求めたという。そして、その要請に応じて、清朝は国師の下にナンソを設置し、ダライ=ラマ五世がチベットに戻る際に、それらの寺院を青海ホシュート部の首長らに分配し、租をチベットに送らせたという。この史料からは、ナンソを清朝が任命したと解することも可能ではあるものの、「ナンソ」という職名自体はそれ以前から現地の部族間で存在していたものであり、仮に明清両朝がその称号を授与したのであれば、明清両朝の諸史料やチベット側史料から、「ナンソ」という職を授与したという記述が全く確認できないのは不自然である。したがって、アムド地方在来のチベット人の頭目がナンソと呼ばれており、それに対して、明清両朝がその政治権力を追認したとみなすのが妥当であろう。

ここに提示した諸史料上の記述と、上記の様々な見解を総合すると、現地のチベット人有力者であるナンソに対して、明朝が土司として「指揮」や「千戸」など、その功績に応じて名目的な職名を授与していたと判断することができよう。また、同一部族内で国師や禪師といった、明らかに僧侶に対して授与された称号を持つ人物が存在していたことや、タティラブゲー寺の事例について『ドメー仏教史』が政治権力と宗教権力を一人のナンソが担った特異な事例として記していることに鑑みると、一般的にナンソ自身は政治的権力を持つ俗人であり、一部で僧侶がその職を担う場合もあったと解すべきであろう。そして、ナンソたちは寺院の荘園から租を徴収して、その一部を添巴として青海ホシュート部首長層に納め、さらにその添巴を青海ホシュート部首長層からダライ=ラマ政権に対して布施するという構図が1656年時点で清朝によって承認されたのである。

以上の考察から、清朝と青海ホシュート部との間の交渉の末1656年に決定した境界とチベット人の統属関係は、清朝にとって明代の関係から大幅に後退したものであったと結論付けることができる。1648年から49年にかけて甘肅地方の内地で発生したムスリムの反乱の鎮圧に青海ホシュート部首長層が協力したことから分かるように、青海ホシュート部は、清朝の進出以前にアムド地方の内地にも勢力を展開していた。そのため、明代に築かれた青海の辺牆を境界としながらも、その内側に居住するチベット人部族の中で、クンブム寺・グンルン寺・弘化寺・瞿曇寺を中心としたアムド地方の有力チベット仏教寺院所属

⁴¹ 実際には、万暦年間（1573-1620）には25部族に増えていたという[李文君 2008: 221]。

の部族の一部を、清朝は青海ホシュート部の所属として認めざるをえなかった。そして、青海ホシュート部はそれらの有力寺院所属の部族から、部族長たるナンソを通じて添巴を徴収するとともに、それをダライ=ラマ政権に布施することによって、ダライ=ラマ政権との間で経済的に緊密な関係を築き上げていくこととなったのである。

第二節 ダライ=ラマ政権の介入と青海ホシュート部内の構造

本節では、グーシ=ハーン死後に形成した青海ホシュート部内の構造を明らかにするため、従来の研究で指摘されてきた「左右翼編制」「青海（和碩特）八台吉」「総管王」「ハン」といった青海ホシュート部内の構造を示す要素を、属民分配の処理の事例に対する分析などを通じて改めて検討していく。

青海ホシュート部の各家系の変遷を明らかにした佐藤長[1986: 431-441]は、青海ホシュート部内の体制について、『ドメー仏教史』に基づいて、1665年にダライ=ラマ五世が派遣したティンレー=ルントゥプの調停によって左右翼が編制されたとみなした。そして、漢文文献に現れる「和碩特八台吉」或いは「青海八台吉」の指し示す範囲を、グーシ=ハーン諸子の家系のうち、チベットのハン家と早世したゴンボ=チャグン家を除く8人の家系を指すと指摘した。これに対して、左右翼編制について山口瑞鳳[2006: 49-50]は、『ダライ=ラマ五世自伝』に基づき、正確な事情は不明としながらも、ダライ=ラマ五世の介入のもとで1658年までには左右翼編制が完成していたとみなしている。また、烏雲畢力格[1989a]・Borjigidai Uyunbilig[1990]や納巴生・李愷・劉昆黎[2004]は、佐藤長氏の八台吉の構成に関する見解をほぼ踏襲した上で、青海ホシュート部内に整然とした統治機構が存在したと考え、「八台吉」を青海ホシュート部の中でも特に有力な首長らによって組織された支配機構とみなした。そして、グーシ=ハーンの第6子ダライ=バートルと、その亡き後にはグーシ=ハーンの第10子ジャシ=バートルが「総管王 (Tib. spyi dpon)」として、その「八台吉」を統率し、さらにそれを統括するハンが君臨していたと論じ、ロブサン=ダンジンの「乱」を経て「八台吉」体制が崩壊したと指摘した。一方、チンゲル[2011: 210-212]は、オイラトにおけるハン位が、元来集団の調整役に過ぎなかったことから、ハンの権力はチベットに限られており、グーシ=ハーンの第6子ダライ=バートルが青海オイラト部族の最高実力者となったと指摘しながらも、ダライ=バートル自身もまたあくまで調整役であり絶対的な権力者ではなかったと推論している。

以上の研究による見解は、多くがチベット文・漢文の編纂史料に基づくものである。特に、「八台吉」に関する指摘は、『実録』や『王公表伝』などの清朝の編纂史料に基づくものであり、服属前の青海ホシュート部の実態をどれほど反映しているのかは再検討する必要がある。また、「八台吉」や「総管王」が実際にどのように機能したのかも、ほとんど検討されていないのが現状である。そこで本節では、まずグーシ=ハーン死後の遺産相続に端を発したチベット人部族の相続争いの青海ホシュート部内での処理過程を示した1703年の

親王ジャシ=バートルの上奏を精査する。続いて、その上奏から得られた知見に基づきながら、各種史料の記述と対照させて「左右翼編制」「八台吉」「総管王」「ハン」の実態を考察していく。

本節で扱う事案の処理過程を示す史料は、内容が非常に複雑であるとともに、上奏自体も長大であるので、以下に（A）～（E）に分けて訳文を提示し、本史料から導かれる相続の過程を【図 6】にて示した⁴²。また、そこで矢印で示したチベット人部族の移動に対応する箇所を、訳文と考察において数字と下線を附した。

（A）グーシ=ハーンの兄弟 5 人、1 人の娘、それから生まれたロブサン=ソノム [がいた]。それ（ロブサン=ソノム）をセチェン=ホンタイジという子供に与えて、ロブサン=ソノムは子孫がなくなって、①シナ⁴³とドパの 2 つを、グーシ=ハーンはロブサン=ソノムに「私の慈しみである。いかなる事情でも自ら管理せよ」と与えたことがある。その後、鉄牛年（1661 年）⁴⁴の会盟で、ダヤン=ハン・セチェン=ホンタイジ・アチ=バートル=タイジ⁴⁵が 3 人でタンゲートの領民を分けた。その分け前に「ドパとシナの 2 つをロブサン=ソナムが管理する」と分けずに空白にしておいた。

（B）セチェン=ホンタイジが 3 人の子に財産を与えるとき、②ロブサン=ソノムはセチェン=タイジを養子にしてドパを与えて合わさった。セチェン=タイジは、子孫なく亡くなった。また、その領民をメルゲン=ホンタイジ⁴⁶・ジョリクト=ダイチン⁴⁷の 2 人が分けた。「セチェン=タイジの領民からロブサン=ソノムが良い部分を取れ」と言うとき、③ [ロブサン=ソノムは]「私はそれによってどうするだろうか。先に与えたドパを取る」と言って、そのようにロブサン=ソノムは「ドパを取る、それをジョリクト=ダイチンに与えよう。シナを上のシャン⁴⁸に献じよう」とダライ=ホンタイジ⁴⁹に申し上げたとき、④ダライ=ホンタイジは「シナを上のシャン（ダライ=ラマ）に献じること

⁴² 康熙 42（1703）年 9 月 11 日に北京に到着した「ジャシ=バートルの上奏する書」『蒙古堂檔』17 冊, pp.255-259（満文）, pp. 259-262（モンゴル文）。

⁴³ 史料上は *sena* と記されているものの、ドパと同時に処理されていることから、第一節で明らかにした 1656 年に青海ホシュート部の属下としたシナ寺を擁するシナ族を指していると考えられる。

⁴⁴ 満文では乙丑年と記されており、その場合は 1685 年に当たる。ただし、この会盟に参加しているダヤン=ハンの没年は 1668 年であり、以降の文脈にも合致しないため、満文の翻訳の誤りと考えられる。実際には、モンゴル文に書かれる鉄牛年、つまり 1661 年が正しいと判断される。

⁴⁵ グーシ=ハーンの第 3 子ダランタイの子である。

⁴⁶ グーシ=ハーンの第 2 子オンボの第 1 子で、ダライ=ラマ政権から青海ホシュート部左翼の管理者として期待されていた[山口瑞鳳 2006: 73]。

⁴⁷ グーシ=ハーンの第 2 子オンボの第 2 子である。

⁴⁸ 満文では「上のシャン」の部分をダライ=ラマと記している。当該時期の史料において、シャン（*Mon. śang*）は広く高僧の土地などを含む財産を指しており、ここでは、「上のシャン」つまりダライ=ラマの所有とすることを指している。

⁴⁹ グーシ=ハーンの第 6 子ダライ=バートルを指しており、「ダライ=ホンタイジ」は 1658 年にダライ=ラマ五世から授与された称号である。

は誤りである。エルデニ=ホンタイジ⁵⁰のもとに留めるように。汝がドパをジョリクト [=ダイチン] に与えたことは正しい」と言った。

(C) その後、エルデニ=ホンタイジは「私の父にゲゲン (ダライ=ラマ) は『ロブサン=ソノムを子孫とせよ』と言った。〔ドパを〕我が取る」と言い争った。その返事としてジョリクト=ダイチンの言葉「汝の父は妾の子なので、このセチェン=ホンタイジの子ではない」と言ったとき、〔エルデニ=ホンタイジは〕「ゲゲン (ダライ=ラマ) は『これは子であるようだ。いかなるとも子がないとすることはできない。これも良い子である。子孫とせよ』と言ったほか、〔ダライ=ラマが〕『ロブサン=ソノムの財産を取れ』と言ったことはないではないか。その時に、これ (ロブサン=ソノム) を子とするだけでなく、我らの両人は母を⁵¹取ることがまだではないか」というとき、ダライ=ホンタイジはジョリクト=ダイチンに訊問して与えた。龍年 (1688 年) と蛇年 (1689 年) に、2 人は占拠して、馬年 (1690 年)、奪い合って兵を出し合った。

(D) そこでまた、ダライ=ホンタイジに訴えた。〔ダライ=ホンタイジが〕「ジョリクト=ダイチンの方に与えよ」と言うとき、メルゲン=ダイチン⁵²・エルデニ貝勒の両人は「ゲーシ=ハーンのお言葉を数に入れなかった後、今、汝らの訊問したことを聞かない」と言った。そのすぐ後に、ダライ=ホンタイジが成仏した。⑤羊年 (1691 年)、ジョリクト=ダイチンが亡くなった。

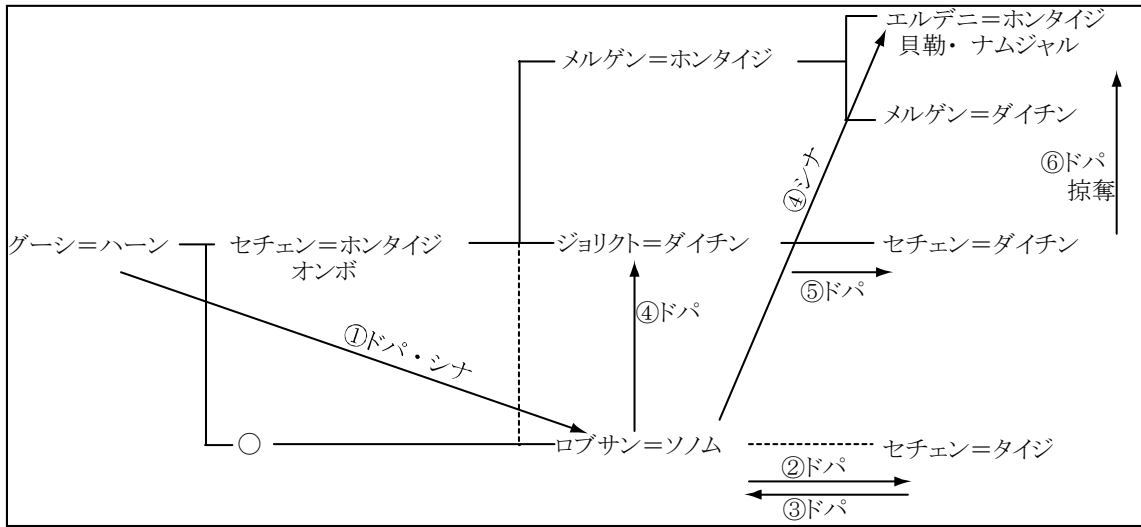
(E) その後、⑥セチェン=ダイチン⁵³は「9 歳のときにエルデニ貝勒が我の人を殺してドパを奪い取った」と王をはじめ右左翼すべてに訴えた。先にノヤンらをはじめ〔とした首長らが〕次々と与えたこと〔について〕は、訴えない。今、我らの全てが是として「セチェン=ダイチンに与えるように」と使者と書を送った。そのようにしたもの、これらの輩は与えないでいる。今、左翼の全ては「これをロブサン=ソノムの言葉の通りに与えないならば、左翼の我ら皆でまさに分けて取る。ドパとシナの 2 つを」と言った。

⁵⁰ ゲーシ=ハーンの第 2 子オンボの第 1 子メルゲン=ホンタイジの長子ナムジャル。1687 年にダライ=ラマから授かった称号〔石濱裕美子 2001: 110-111〕。1698 年に清朝から貝勒に封ぜられ、清朝の史料では、エルデニ貝勒とも記される。

⁵¹ モンゴル文では、「両人の母 (Mon. qoyar-un eke)」と記されているが、文脈上、満文の「両人が母を娶ること (Man. juwenofi eme be gaire)」と解釈される。

⁵² エルデニ=ホンタイジことナムジャルの弟である。

⁵³ ジョリクト=ダイチンの子ロブサン=ダルジャを指す (『王公表伝』巻 85, 固山貝子羅卜藏ロブサン=ダルジャ達爾扎列伝)。



【図6】ドパ・シナをめぐるオンボ系首長による相続図

註：破線は養子であることを示す。また矢印でチベット人部族のドパ・シナの移動を示す。

非常に複雑な関係ではあるが、この上奏が記された1703年時点での争いの要点は、グーシ=ハーンの第2子オンボの長子メルゲン=タイジ（メルゲン=ホンタイジ）の家系と、第2子ジョリクト=ダイチンの家系でのドパをめぐる相続争いである。

その経緯は以下の通りである。(A) グーシ=ハーンが第2子セチェン=ホンタイジことオンボにロブサン=ソノムを養子として与え、①チベット人部族のシナ・ドパを子孫のいないロブサン=ソノムの管理下とした。そのため、1661年の会盟でチベット人部族を分配した際にドパとシナを分配せずにそのままにしておいた。(B) ②ロブサン=ソノムは、セチェン=タイジを養子にして自身の領有するドパを与えたが、セチェン=タイジが死去したことを契機としてセチェン=タイジの属領を再分配し、③ドパを再びロブサン=ソノムが受け取って、④それをジョリクト=ダイチンに与え、シナをダライ=ラマに献上しようとした。それに対して、④ダライ=ホンタイジはシナをエルデニ=ホンタイジに、ドパをジョリクト=ダイチンに与えるよう指示した。そして、実際にそのように分配されたことから、(C) エルデニ=ホンタイジは、ダライ=ラマが父にロブサン=ソノムを子孫とするよう指示したことを理由に、自身にドパの継承権があること主張した。それに対してジョリクト=ダイチンは、エルデニ=ホンタイジの父が妾の子であることから、自身にこそ領有権があることを主張した。エルデニ=ホンタイジは、妾の子であろうとダライ=ラマから子として認められていること、ロブサン=ソノムの財産を継承することについて誰からも指示されていないこと、それを領有するために寡婦を娶っていないことから、ジョリクト=ダイチンに継承する権限がないことを主張した。このようにして意見の対立した両者は、軍事的に衝突することとなった。(D) そこで再びダライ=ホンタイジに訴え、ダライ=ホンタイジはドパをジョリクト=ダイチンに与えるよう指示した。(E) ダライ=ホンタイジの死後、⑤ジョリクト=ダイチンも死去し、その子セチェン=ダイチンにドパの領有権が移った。ただ、⑥彼が幼少の時にエルデニ=ホ

ンタイジがドパを奪い取ったため、セチェン=ダイチンはそれをジャシ=バートルらに訴え出た。ジャシ=バートルらは協議して、セチェン=ダイチンに与えるようにエルデニ=ホンタイジに指示したものの、それを与えないでいる。

なお、この件について、康熙帝が当時西寧に派遣していたチベット仏教僧チャクナ=ドルジェは、康熙 41（1702）年 9 月 19 日付の奏摺で以下のように報告している⁵⁴。

奴才我は、9 月初 4 日に貝勒ナムジャル=エルデニとセチェン=ダイチン（Man. *cecendaicing* < Mon. *sečen dayičing*）らがドパ=ナンソを互いに争う〔こと〕のため、チャガン=トロハイ⁵⁵という地で王ジャシ=バートルや青海の多くのタイジらと会して、彼らを仲良くさせるよう語って……。

このように、ドパの領有を争った本件は、実際にはドパ族の頭目であるナンソ職の任命権など、ナンソに対する権限を争ったという事態も想定されるであろう。

（1）左右翼編制

佐藤長[1986: 437-439]は、『ドメー仏教史』の記述から 1665 年にダライ=ラマ五世によってセルコク寺に派遣されたティンレー=ルントゥプが青海ホシュート部の左右翼編制を調停し、それによって左右翼が編制されたと判断した。ただ、上掲案件の（A）では、1661 年にダヤン=ハン（位 1658-1668）・セチェン=ホンタイジ・アチ=バートルの 3 人がチベット人部族を分配していることが分かる。彼ら 3 人は、いずれも青海ホシュート部左翼に分けられたグーシ=ハーンの子であり⁵⁶、1661 年時点で既に左右翼が分かれていたと考えられよう。これは、『ダライ=ラマ五世自伝』に基づく山口瑞鳳[2006: 49-50]の見解とも一致するものである。実際に『ダライ=ラマ五世自伝』の記録を確認すると、極めて断片的な記述であるが、グーシ=ハーンの死の直後 1656 年 3 月には、左右翼の事務（Tib. *g-yas ru g-yon ru'i don skor*）のためグーシ=ハーンの第 2 子オンボが青海に派遣され⁵⁷、グーシ=ハーンの第 6 子ダライ=バートルがオトク（Tib. *o thog* < Mon. *otoγ*）⁵⁸を区切ったことが 1658 年初頭の記事に記されている⁵⁹。そして、1659 年 2 月には、グーシ=ハーン一族の首長らが恨み合ったこと（Tib. *rgyal po sku mched dam tshig sbrel*）を解消することについて、青海ホシュート部の

⁵⁴ 康熙 41（1702）年 9 月 19 日付のチャクナ=ドルジェの奏摺「康熙朝滿文硃批奏摺」案卷号 282, 872-877 コマ。

⁵⁵ 青海湖の東南の湖畔に位置し、青海ホシュート部の会盟が行われる地である。

⁵⁶ 同じく左翼に分類されるグーシ=ハーンの第 4 子バヤン=アブガイ=アユシは 1677 年に青海に遷って来たため、この時点ではこの 3 人が青海ホシュート部左翼の家系の代表であった[Borjigidai Uyunbilig 1990: 145]。

⁵⁷ 『ダライ=ラマ五世自伝』vol.1, 246b.

⁵⁸ 岡洋樹[2007a: 195-223]によると、オトクとは、首長の分枝組織を単位とする首長と属民との主従関係によって組織される社会区分を意味するものという。

⁵⁹ 『ダライ=ラマ五世自伝』vol.1, 263a.

首長らが何らかの書面に印を捺したことが記されている⁶⁰。したがって、左右翼の編制はグーシ=ハーンの死の直後にダライ=ラマの調停もありながら、グーシ=ハーンの第2子オンボや第6子ダライ=バートルらが主となって決定したと判断される。ただ、その後も本案件のような相続問題があり、その調停のためにダライ=ラマ政権が使者を派遣することがあったのであろう。

また、(E)の処理過程で示されるように、属民の分配などは基本的に左翼と右翼それぞれが管理下にあるものを処理するものの、抗争に発展した場合には、左翼・右翼を越えて青海ホシュート部全体に対して訴え出ることがあったのであろう。

(2)「青海(和碩特)八台吉」

ここではまず、先行研究の論拠を確認するために、清朝史料上に現れる「八台吉」について検討していく。「八台吉」について最も詳細に記したのは、18世紀末に祁韻士が著した『王公表伝』(巻81, 青海厄魯特部総伝)の以下の記述である。

唐古特^{タングート}の達頼汗^{ダライ=ハン}は尋いで和碩特^{ホシュート}八台吉と約して遣使して捷を慶えり。達頼汗は即ち鄂齊爾汗^{オチル=ハン}の子なり。世々唐古特に長ぜり。鄂齊爾の弟、袞布察琿^{ゴンボ=チャグン}に嗣無きより外、余の八人は皆な青海に居り。故に其の裔を和碩特^{ホシュート}八台吉と称す。

このほか、魏源の『聖武記』にも類似する記事があり、これら後代の編纂史料の記述に基づき、青海ホシュート部がグーシ=ハーンの長子ダヤン=ハン(オチル=ハン)の家系と第8子ゴンボ=チャグンの家系を除く8人の家系によって構成されており、青海ホシュート部首長層が「八台吉」と呼ばれていたと佐藤長や烏雲畢力格らによって指摘されてきた。

また、『親征平定朔漠方略』(巻36, 康熙36(1697)年2月己丑(8)日条)には「青海の八台吉(Man. jakūn taiji)はみなダライ=ラマの弟子である(青海八台吉俱達頼喇嘛之弟子)」というサンゲ=ギャムツォの供述がある⁶¹。このサンゲ=ギャムツォの供述によって、清朝側だけでなくチベットでも青海ホシュート部を「八台吉」と認識していたと考えられてきた。

しかし、『実録』や『親征平定朔漠方略』に現れる「八台吉」の用例は、実際には1690年代に僅か数件しか存在せず、またそのほぼ全てが清朝内部での発言である。そして、その使用例も極めて少なく、その全てが「青海ホシュート部の首長たち」という意味に解せられ、それ以外の何らかの一貫した概念が存在したと考えられず、それらをもって同時期に「八台吉」と称される実態を伴った何らかの組織が存在していたと結論付けることはできない。さらに、チベット側が青海ホシュート部を「八台吉」と認識していた論拠となっている、「青海の八台吉はみなダライ=ラマの弟子である」という言葉は、確かにサンゲ=ギャムツォの供述ではあるものの、これはチベットを訪問した主事ボージュが供述を聞き取

⁶⁰ 『ダライ=ラマ五世自伝』 vol.1, 269b.

⁶¹ 『親征平定朔漠方略』の当該記事は、康熙36(1697)年1月29日付の主事ボージュの奏摺(『宮中檔康熙朝奏摺』8輯, pp.605-613)に基づくものである。

って記した文言であり、この一例のみをもってダライ=ラマ政権が青海ホシュート部の特定の構成を示す語として「八台吉」の語を使用していたと結論付けることはできない。実際、『内秘書院檔』や『蒙古堂檔』所収の入関前からの清朝とダライ=ラマ政権や青海ホシュート部との間で往来した書簡において、青海ホシュート部を「八台吉」と記すものは管見の限り存在しないばかりか、『ダライ=ラマ五世自伝』『ダライ=ラマ六世伝』『ドメー仏教史』『青海記』『パクサム=ジュンサン』などのチベット語史料においても「八台吉」を記すものはない。また、ガワン=シャラブやバートル=ウバシ=トゥメンのいわゆる『四オイラト史』や、1685年に青海の会盟で成立した「青海オイラト連盟法典」においても「八台吉」の語は現れず、それに相当するような何らかの組織を示唆する記述も存在しないのである。前掲案件の処理過程を見ても、ダライ=バートルとジャシ=バートルが中心的に処理しており、それ以外の何らかの統治組織は現れず、もし八台吉なる組織があったとすればそれが全く現れないのは極めて不自然であろう。

また、烏雲畢力格[1989a]が八台吉体制崩壊の論拠とした『世宗実録』の記事には以下のような⁶²。

撫遠大將軍川陝總督年羹堯奏報すらく「……吹拉克諾木齊、扎錫敦多トを擒獲せり。併びに男女駝馬は算うる無し。其の乱を助けたるの八台吉等は、亦た併びに擒獲せり。現今、^{ロブサン=ダンジン}羅卜蔵丹津の母、及び族党^{アラプタン=オンボ}阿爾布坦温布等八人、及び^{ブンスク=ワンジャル}帰降したるの盆蘇克汪扎爾等四人は、俱に軍前に解送したり。……」……。

ここに現れる「八台吉」は、確かに^{ロブサン=ダンジン}ロブサン=ダンジンに助力した青海ホシュート部首長層一般を指しているものと読み取ることも可能ではあるが、この記事の元となった年羹堯の奏摺には以下のような⁶³。

投降して来た^{ブンスク=ワンジャル}ブンスク=ワンジャル・^{ガルダン=ダイチン}ガルダン=ダイチン・^{ドルジ=ナムジャル}ドルジ=ナムジャル・^{ダシ=ツェリン}ダシ=ツェリンら以外に、^{ロブサン=ダンジン}ロブサン=ダンジンとともに首領となって乱を行った賊^{アラプタン=オンボ}アラプタン=オンボ・^{バルジュール=アラプタン}バルジュール=アラプタン・^{イケ=ラプタン}イケ=ラプタン・^{チョイラク=ノムチ}チョイラク=ノムチ・^{ザンバジャブ}ザンバジャブ・^{ドンドブ=ダシ}ドンドブ=ダシ・^{ジャシ=ドンドブ}ジャシ=ドンドブ・^{ゲレク=ジノン}ゲレク=ジノンら8人を捕えて青海の地を平定したのを見れば……。

このように、この場合の「八台吉」は、実際に^{ロブサン=ダンジン}ロブサン=ダンジンに協力した^{アラプタン=オンボ}アラプタン=オンボ以下の特定の8人の首長を指しており、青海ホシュート部の総体あるいは首長間の特定の組織を指したものではないのである。以上の各史料上の記述から、青海ホシュート部において八台吉体制と呼ぶべき支配体制が存在していたとみなせないことは明らかであろう。

では、なぜ清朝の編纂史料上において青海ホシュート部を「八台吉」と表記することがあったのであろうか。清朝の史料上、「八台吉」という用例以外に、8を単位として青海ホシュート部を表記していた例が僅かに存在しており、それを手掛かりに青海ホシュート部

⁶² 『世宗実録』卷16、雍正2(1724)年3月癸未(9)日条。

⁶³ 雍正2(1724)年3月1日付の年羹堯の奏摺『宮中檔雍正朝奏摺』29輯、pp.611-616。

が「八台吉」と表記された背景を考察していく。

烏雲畢力格[1989a]が指摘したように、雍正3（1725）年5月17日付の「平定青海告成太学碑⁶⁴」には、1697年に北京に入朝した青海ホシュート部首長らへの封爵について以下のよう
に記している。

大軍を率いて西北の地を平定して驚嘆すべき威を伝えさせるので、青海の部族のジャシ=バートルらは震え慄き法に従った。聖祖仁皇帝は格別に恩を及ぼし、親王に封じて、その兄弟8人（Man. terei ahūn deo jakūn niyalma）にみな爵位・俸禄を賞賜した（平定朔漠、威靈所加青海札什巴図児等震讐承命。聖祖仁皇帝因沛殊恩封為親王。兄弟八人咸賜爵禄）。

ここでは、兄弟8人とあるものの、ジャシ=バートルが親王に封爵された1697年に実際に青海ホシュート部の中で爵位を授与されたのは8人に及ばず、その後徐々に封爵された人数は8人を上回っている。したがって、ここでは特定の8人を指しているのではなく、青海ホシュート部総体を指して「兄弟8人」と記していると判断される。

これに加えて、康熙58（1719）年5月12日付の撫遠大將軍允禩の奏摺において、「青海の8人の盟長⁶⁵たちに布告した⁶⁶」という興味深い文言がある。当時、青海ホシュート部の盟長として名が挙がっていることを確認できるのは、親王ロブサン=ダンジン・郡王チャガン=ダンジン・貝勒エルデニ=エルケ=トクトナイ・アラプタン=オンボ・貝子ロブサン=ダルジャ・バルジュル=アラプタン・台吉チョイラク=ノムチの7人である⁶⁷。これは、先に挙げた「兄弟8人」の用例にも通じており、清朝内部で青海ホシュート部総体を指す際に「8」を単位として表現することがあったと考えられよう。

以上のように、青海ホシュート部を指す際に、8を単位として表記する例が存在していたものの、それ自体に何らかの特別な含意が存在していた形跡はなく、「八台吉」を青海ホシュート部の支配組織を示した語とみなすことはできない。「八台吉」或は8を単位とした表現も、あくまで清朝が青海ホシュート部首長層を示す際に極めて限定的に使用した語であり、「八台吉」の語が示すような体制が青海ホシュート部内に存在していたとは考えられない。「八台吉」という表現が何を意味したものであるのかは明確には分らないが、ともあれ「八台吉」の語を用いた清朝においても、その使用例は極めて限定的であるうえ、数少ない用例の使用状況からも、そこに特定の含意は存在しなかったと考えられ、清朝が青海

⁶⁴ 『北京図書館蔵中国歴代石刻拓本匯編』68冊, p.35。本碑文は満漢合璧であり、満文と漢文との間で内容に相違はない。以下には、清朝の国語である満文の文面を訳出し、漢文の文面を満文の訳文の後ろに括弧内に併記した。

⁶⁵ 「盟長（Man. culgan i da）」とあるが、この「盟長」は、ロブサン=ダンジンの「乱」後に青海に置かれた「盟長」や、他のモンゴル諸部族に設置された「盟長」とも異なり、左右翼それぞれを統率する役割を担った首長である。詳細は第四章で論述する。

⁶⁶ 康熙58（1719）年5月12日付の撫遠大將軍允禩の奏摺『王撫遠大將軍奏檔』巻2, 3a-5b.

⁶⁷ 康熙58（1719）年11月6日付の撫遠大將軍允禩の奏摺『王撫遠大將軍奏檔』巻5, 50a-60b. ただ、第四章で詳述するように、この直前に死去したダヤンも盟長となっていたことから、実際には8人の盟長が存在した時期があり、そこで「8人の盟長」と記した可能性がある。

ホシュート部の支配体制を「八台吉」と認識していたとみなすことも困難であろう⁶⁸。

(3) 「総管王」

続いて、烏雲畢力格[1989a]・Borjigidai Uyunbilig[1990]の指摘した「総管王」について考察する。グーシ=ハーン死後の青海ホシュート部の中心的人物がグーシ=ハーンの第6子ダライ=バートルであったことは、佐藤長[1986: 467-471]・烏雲畢力格[1989a]・チンゲル[2011]の共通見解である。これは、チンゲル[2011]・斉光[2013: 71-72]らが清朝史料とともにガワン=シャラブ『四オイラト史』におけるグーシ=ハーンの遺産分配に関する記述からも明らかにした通りである。また、その権威を青海ホシュート部首長層が長く記憶していたことは、1723年のロブサン=ダンジン「乱」の際にロブサン=ダンジンが他の首長らに対して自らを「ダライ=ホンタイジ」と呼ばせていたこと[加藤直人 1983: 336]からも明らかである。このようなダライ=バートルの権力の優位性については、1658年にダライ=ラマ五世が授与したダライ=ホンタイジの称号からも裏付けられてきた。また、その権力・権限については、前掲の案件の処理過程を見ると、自身は右翼の首長でありながら、左翼における属民の分配を調整し指示していることが確認でき、左右翼の枠組みを越えた青海ホシュート部全体を統率する立場にあったといえよう。また、1685年に青海の会盟上で決議された「青海オイラト連盟法典」の末尾には、「エルデニ=ダライ=ホンタイジ (Mon. erdeni dalai qong tayiji) をはじめとする大小のノヤンやラマたち」が議論して決定したことが記されており⁶⁹、ダライ=バートルが青海ホシュート部の左右翼を広く統率する立場にあったことは明らかである。しかし、前掲の案件においてダライ=バートルの仲介があったにもかかわらず長らく紛糾が継続したことからも、その権力が必ずしも絶対的ではなかったと判断できる。

また、前掲の案件の処理から分かるように、ダライ=バートルの死後、青海の統率者がダライ=バートルからジャシ=バートルへと推移していたと推測される。このジャシ=バートルの地位について、烏雲畢力格[1989a]は、ラブラン寺の僧クンチョク=テンパ=ラプゲーの19世紀中葉の著作『ドメー仏教史』(vol.1, 50a)の以下の記述に基づき、ジャシ=バートルを「総管王」としている。

ジャシ=バートル (Tib. bkra shis ba' thur) はグーシ (グーシ=ハーン) の女中のご子息であるが、勝者王 (ダライ=ラマ) は青海の各首長 (Tib. mtsho sngon dpon khag) に「これはグーシ自身の本当のご子息で、あなた方の叔父であるので、総管 (Tib. spyi dpon) に任命する」と仰った。……そのご子息ダンジン王 (Tib. bstan 'dzin wang, 親王ロブサン=

⁶⁸ なお、清朝はハルハ=モンゴルに対して1655年に八扎薩克を任命しているが、岡洋樹[2007a: 75-90]によると、この八扎薩克任命は、朝貢等の清朝との間の儀礼的交渉におけるハルハ側の代表者を定めたものであるが、実際の朝貢ではこの8人以外も参加したと考えられるという。単純に比較することはできないものの、清朝が大規模なモンゴル遊牧勢力を把握する際に、8を基本単位としてみなしていた可能性はあるだろう。

⁶⁹ 『青海衛拉特連盟法典』pp.134-135.

ダンジン)は青海の首席(Tib. mtsho sngon khri pa)となった。

ここでは、spyi dpon すなわち総管と記しており⁷⁰、またジャシ=バートルの子ロブサン=ダンジンを khri pa すなわち首席としている。また、『ドメー仏教史』(vol.1, 54a)は、これに続いて、Sog po'i yig tshang に基づき以下のようにも記している。

(グーシ=ハーンの)第6子アク=ジャシ=バートル⁷¹は、大いなる(ダライ=ラマ)五世によって青海の総管(Tib. mtsho sngon spyi dpon)に任じられた。

このように、ここでは明確にダライ=ラマ五世がジャシ=バートルを青海の総管に任命したと記している。しかし、ダライ=ラマ五世がジャシ=バートルを総管に任命したという同時代の記録は確認できず、そもそも、ダライ=ラマ五世が死去した1682年時点では、ダライ=バートルが健在であったことから、ダライ=バートルをさしおいて総管に任命したと考えられず、なおかつジャシ=バートルをダライ=バートルの後継者に指名した事実も確認できない。ただ、少なくともジャシ=バートルが実際に青海を統率する立場にあったことは、前掲の案件の処理過程にも合致するものであり、その青海における立場をダライ=ラマ政権も把握していたと考えられる。

(4) チベットのハン

以上の考察から、総管のダライ=バートルやジャシ=バートルらが青海を統率する立場にあったことが確認されたが、青海ホシュート部が輩出したチベットのハンとの関係がいかなるものであったのかという点については判然としない。先行研究においても、佐藤長[1986: 385]・烏雲畢力格[1989a]がハン号を高く評価してハン家を頂点とする体制とみなしたのに対して、チンゲル[2011]は青海においてダライ=バートル・ジャシ=バートルが君臨していたことを指摘するなど、見解に相違が生じている。また齊光[2013: 95]は、ダヤン=ハン・ダライ=ハンがダライ=ラマからハンに任命されるに先立ち、青海ホシュート部の首長らが候補を推薦していたことから、彼らはチベットのハンではなく青海ホシュート部のハンであったと指摘し、チベット王という表記は彼らがダライ=ラマ政権に関与していたため、後にそのように記されるようになったと推測している。ただ、ダライ=ラマ政権が青海ホシュート部首長層と協議してハンを任命したとしても、その事実をもって彼らが青海ホシュート部全体のハンであったとみなすことはできない。

⁷⁰ 烏雲畢力格[1989a]は、総管王と訳出しているが、王に相当する語はない。spyi dpon とは、字義の通り集団の首長を指す語であり、『蔵漢大辞典』[張怡蓀(主編)1993]は総管という訳語を当てている。また、後に引用する清朝側の史料において、総管(Man. uheri be kadalara)という語が用いられていることから、本論文では分析概念として総管と訳出することとする。ただ、清朝史料やチベット文史料においてもダライ=バートルやジャシ=バートルを総管と記すことは極めて稀である。

⁷¹ 当該部分の記述において『ドメー仏教史』が依拠した Sog po'i yig tshang がグーシ=ハーンの諸子を右翼の家系から先に記していたようで、ジャシ=バートルは右翼の家系の6番目の子であるので、ここでは第6子となっている。

また前述の案件の処理過程からも明らかなように、青海の左右翼の分割にはダライ=バートルが中心となって調停し、左翼内のダヤン=ハンやオンボらが遺産を継承する際にも、同様にダライ=バートルが調停していた。そして、ハンが牧地や属民などの勢力基盤を青海に保持していたことは確認できる[手塚利彰 1995]ものの、ハン自身が青海ホシュート部に対して何らかの権限を発揮した事例は管見の限り存在せず、明らかにダライ=バートル・ジャシ=バートルが青海の統率者であって、青海においてハン号に由来する権限は特になかったと考えられる。

このことは、青海のグンルン寺の転生僧トゥカン=ロサン=チューキニマ (blo bzang chos kyi nyi ma, 1737-1802) の晩年の著作『一切宗義』「モンゴルの章」において、ダヤン=ハンとその孫のラサン=ハンをチベットの王 (Tib. bod kyi rgyal po)、ジャシ=バートルを青海の王 (Tib. mtsho sngon po'i rgyal po) と表記している[福田洋一・石濱裕美子 1986: 110-111, 139]ことから推測できる。『一切宗義』では、「王 (Tib. rgyal po)」という語を用いており、ジャシ=バートルが青海を統率する立場にあつて、それを青海やチベットの人々が認識していたことは事実であろう。また、ここではジャシ=バートルを青海の「王」と表記するなど、ジャシ=バートルの地位はチベットの王たるハン家と対等の関係であり、ハンと並立する形で青海を管理する王であるジャシ=バートルが存在していたことを示唆している。

このような記述は、ジクメ=リクペー=ドルジェ (jig med rig pa'i rdo rje) の『モンゴル仏教史』においても同様であり、ジャシ=バートルを青海の王 (Tib. mtsho sngon kyi rgyal po) として表記し、ダヤン=ハンらチベット王 (Tib. bod kyi rgyal po) と対比させており、以下のように記述している。

彼らの内、あるものはチベットのウー・ツァンの王位に就いたうえ、あるものは青海のオーロトとド・カム⁷²大チベットの頭目 (Tib. dpon) となった⁷³。

以上から、ウー・ツァンすなわち中央チベットの王たるハンと、青海のオーロトとアムド・カムのチベット人を支配する王たるダライ=バートル・ジャシ=バートルとが並立して、それぞれ中央チベットと青海地方を管轄していたという認識が、少なくともチベット側に広く共有されていたとみなすことができるであろう。

チベットのハンと青海の総管が対等の関係にあつたことを清朝側も認識していたことは、康熙 60 (1721) 年 2 月 23 日付の撫遠大將軍允禩の奏摺に引用される平逆將軍延信の報告の以下の記述からも跡付けられる。

貝勒アラプタン=オンボというものは、ゲーシ=ハーンの長子ダヤン=ハンの子の貝勒老プンスクに生まれたもので、左翼の人である。ゲーシ=ハーンの時に定めたことに、彼らの左翼のタイジらの中でジョー⁷⁴のタンゲート全てを管理させるようハンに就かせるので、ゲーシ=ハーン以来、ダヤン=ハン・ダライ=ハン・ラサン=ハンに至っている。

⁷² アムドとカムの総称である。

⁷³ 『モンゴル仏教史』 pp.186-187.

⁷⁴ トゥルナン寺を中心としたラサ市街を指す。

右翼のタイジらの中で青海のオーロトラ全てを管理させるので、ダライ=バートル以来、ジャシ=バートルに至ったので、聖主を請うて〔北京に〕入って、〔康熙帝は彼を〕親王に封じて青海総管の印章（Man. *huhu noor i uheri be kadalara doron*）を賞賜して、その子ロブサン=ダンジンに継がせている⁷⁵。

この史料では、左翼からチベットの管理者を、右翼から青海の管理者を選出する体制がグーシ=ハーンの時代に定まっていたといい、チベットの管理者と青海の管理者の間に上下関係は規定されていない。また、ジャシ=バートルが北京に入朝した際に、清朝は親王の爵位のほか、青海総管の印章を授与したという。ジャシ=バートルに対して青海総管の印章を授与したという記録は、これ以外に確認できないものの、ジャシ=バートルが清朝の文書行政に通用する印章を所持していたことは、康熙 40（1701）年 10 月 6 日付の西安將軍ボジとチャクナ=ドルジェの奏摺に示されており、清朝が青海ホシュート部を管理するジャシ=バートルの立場を追認し、印章を授与したと考えられる⁷⁶。また、青海総管の印章を清朝がジャシ=バートルの子ロブサン=ダンジンに継がせていたという記述は、前掲の『ドメー仏教史』の記述においてロブサン=ダンジンを青海の首席（Tib. *mtsho sngon khri pa*）としていたことと合致する。これらの史料上の記録から、青海を統率する地位がダライ=バートルからジャシ=バートル、そしてロブサン=ダンジンへと推移していたことが明らかであり、この三者で推移した青海の統率者たる地位を本論文では「総管」と定義する。

さて、チベットのハンと青海の総管が並立するかかる二極構造は、青海ホシュート部内部で成立したものではなく、グーシ=ハーンの死後にダライ=ラマ五世の介入によって成立したものといえる。グーシ=ハーンは、中央チベットをダライ=ラマ五世に布施してソナム=ラプテンをダライ=ラマ五世の摂政に任命するなど〔山口瑞鳳 1992〕〔手塚利彰 1999a〕、ダライ=ラマ政権に大きな政治的影響力を発揮していた。しかし、山口瑞鳳〔2006: 49-57〕が指摘するように、ダライ=ラマ五世は 1658 年にグーシ=ハーンを継ぐチベットのハンとして長子にハン号を授与する一方で、同年にダライ=バートルにダライ=ホンタイジの称号を授与するなど、グーシ=ハーンの子孫を二分して勢力の均衡を図っていた。そして、三藩の乱に呼応して実施した 1674 年の雲南への派兵や 1679 年からのラダックへの派兵において、ダライ=ラマはダライ=バートルやジャシ=バートルに軍を派遣させていたという。このようにして、ダライ=バートルやジャシ=バートルがダライ=ラマ政権の護持者として軍功を挙げていったのに比して、ダヤン=ハンとその子ダライ=ハン（位 1671-1701）は、強力な政治力を発揮したダライ=ラマ五世や摂政サンゲ=ギャムツォの存在を前にして、ほとんど政治的影響力を発揮することはなかった〔Peteck, Luciano 1966: 297-298〕。ただし、清朝とダライ=ラマ政権との間での交渉においては、ダヤン=ハンやダライ=ハンも清朝との間でたびたび文書

⁷⁵ 康熙 60（1721）年 2 月 23 日付の撫遠大將軍允禩の奏摺『王撫遠大將軍奏檔』卷 14, 62a-104a.

⁷⁶ 康熙 40（1701）年 10 月 6 日付の西安將軍ボジとチャクナ=ドルジェの奏摺「康熙朝滿文硃批奏摺」案卷号 361, 499-502 コマ。

を取り交わしていることが確認でき⁷⁷、チベット王としての地位自体は、たとえ形式的ではあっても広く認識されていたと判断される。ただ、青海ホシュート部を全体として把握すると、二極構造の内、チベットのハンはあくまで形式上の存在と化していき、グーシ=ハーンの死後から17世紀末までの間、青海ホシュート部は事実上、青海の総管1人が統率する構造となっていたのである。

以上の検討から、グーシ=ハーンの死の直後に青海ホシュート部に左右翼が編制され、ダライ=ラマ五世の介入によって左翼のハン家がラサ (Tib. lha sa) でチベットを管轄し、右翼のダライ=バートルが青海ホシュート部を統括する二極構造が成立した。しかし、ダライ=ラマ五世によってチベットのハン政治力は抑止され、17世紀末までダライ=バートルとその地位を実質的に継いだジャシ=バートルが青海総管として、青海ホシュート部を率いる体制となっていた。そして、ジャシ=バートルが北京に入朝するに至って、清朝は爵位の授与以外にジャシ=バートルの青海総管としての地位を認め、青海ホシュート部の在来の首長間関係を追認する形でそこに介入していくことになったのである。また、青海においては、総管たるダライ=バートル・ジャシ=バートルが左右翼を統括していた以外に、何らかの統治機構が存在していたことは確認できず、1697年以降、清朝から多くの首長に爵位を授与していくことで、首長間の上下関係が清朝によって明確に規定されることとなり、権力の細分化が顕在化していくのである。

小結

本章では、成立初期の青海ホシュート部と清朝との間で決定したアムド地方のチベット人部族の統属関係と、ダライ=ラマ政権の介入によって形成された青海ホシュート部内の構造という2つの側面から分析し、以下のことが明らかとなった。

まず、清朝が漢地の支配を開始してダライ=ラマ五世の北京訪問を実現した直後、1656年に清朝と青海ホシュート部との間で決定したアムド地方の境界とチベット人部族の統属関係の実態である。1656年に青海ホシュート部の所属としたチベット人部族は、辺牆や長城の内側の内地に居住する部族であり、その範囲も河州から肅州の広範囲に及んだ。なかでも、西寧衛・河州衛の管轄下にあったクンブム寺・グンルン寺・弘化寺・瞿曇寺といった有力チベット仏教寺院に経済的・政治的・宗教的に密接な関係にあったチベット人部族の一部を青海ホシュート部の属下として認めたことは注目すべき事実である。これらの部族や寺院は、明代後期において明朝の対モンゴル防衛上の役割を担い、国師や禅師などの称号を授与されて、明朝との間で土司に類似する関係を築いていた。そして、明末清初の動乱期に青海ホシュート部がアムド地方に進出し、青海ホシュート部首長層はこれらの寺院

⁷⁷ 一例として、康熙35(1696)年2月23日に到着した「ダライ=ハーンの上奏する書」『蒙古堂檔』14冊, pp.273-274(満文), p.275(モンゴル文)などがあり、『内秘書院檔』と『蒙古堂檔』にて、清朝—ダヤン=ハン・ダライ=ハン間の文書が多数確認できる。

や部族の頭目であるナンソが徴収した租を添巴として徴収し、その一部を布施としてダライ=ラマ政権に納入するという関係を構築したため、清朝はそれを承認せざるをえなかったのである。このようにして、清朝の内地にあるチベット仏教寺院を基盤として、青海ホシュート部首長層とダライ=ラマ政権が経済的な側面からも密接に結びつく素地が、清朝の認可のもとで形成されていった。ただし、清朝はこの関係を容認しながらも、この決定に先だって明朝がこれらの寺院の僧らに授与していた国師・禪師号を継承させており、実際の支配は伴わないものの、チベット人部族との間での国師・禪師号を通じた儀礼的關係を継続させていったのである。

次に、青海ホシュート部内の構造が、1654年のグーシ=ハーンの死の直後にダライ=ラマ五世の斡旋のもとで形成された左右翼を基礎とし、青海ではグーシ=ハーンの第6子ダライ=バートルとその死後は第10子ジャシ=バートルが左右翼を越えて青海ホシュート部の全体を統率し、チベットではグーシ=ハーンの長子の家系で継承されたハンが君臨するという、青海の総管とチベットのハンとの二極構造であったことを明らかにした。本章で検討した個別案件の処理から明らかにしたように、牧地や属民の分配といった問題は、基本的に左右翼それぞれの内部で処理され、それをダライ=バートルやジャシ=バートルが調停するという構図となっており、大きな問題に発展した場合には左右翼を越えて、青海ホシュート部の首長全体を巻き込んで議論することもあった。また、チベット王たるハンは、青海において自身の権力基盤を有して牧地や属民の分配にも参加したものの、それは青海の1首長としてのものであって、ハンとしての権限は中央チベットに限られ、青海には及ばなかった。そして、ダヤン=ハン・ダライ=ハンの時代のチベットのハンは、ダライ=ラマ五世とサンゲ=ギャムツォを前にして中央チベットにおいても政治力を発揮できずに、形式的な存在と化していたのである。

明末清初の動乱期にアムド地方に進出した青海ホシュート部は、いわゆる内地の有力チベット仏教寺院に所属するチベット人部族との間で統属関係を結び、そこから得られた添巴の一部をダライ=ラマ政権に布施し、アムド地方においてダライ=ラマ政権の施主としての基盤を経済的にも政治的にも強固にしていった。その一方で、左右翼編制や属民の分配、さらには称号の授与や軍事動員などを通じて、グーシ=ハーン死後にダライ=ラマ政権が青海ホシュート部内部に介入して、形式上のチベットのハンと青海の総管という二極構造が青海ホシュート部内に形成されたのである。そして清朝は、その当初において、青海ホシュート部とダライ=ラマ政権との関係を基礎とした成立初期青海ホシュート部の内部には介入できず、各種称号の授与やダライ=ラマ五世の北京招請などの儀礼的關係を構築するにとどまっていたのである。

第二章 ガルダン戦争終結後の清朝の青海ホシュート部への介入と首長間関係

はじめに

本章は、ジューン=ガルのガルダンとの戦争に勝利した清朝が青海ホシュート部に本格的に接触して内部に介入するようになり、それによって青海ホシュート部の首長間関係が動揺して内部分裂する過程を明らかにするものである。

第一章で明示したように、1656年に清朝は青海ホシュート部との間でアムド地方の境界を画定し、青海ホシュート部首長層と内地に居住するチベット人との統属関係を承認した。しかし、その後も清朝と青海ホシュート部の間では境界地帯でたびたび問題が生じ、ダライ=ラマ政権を巻き込んで三者間で交渉が展開した[青格力 2008][劉錦 2013a]。また、1673年から始まった三藩の乱では、ダライ=ラマ政権や青海ホシュート部首長層が雲南の呉三桂と連携し[Ahmad, Zahiruddin 1970: 205-225]、河州をはじめとするアムド地方の清朝管下のチベット人を青海ホシュート部首長層が掠奪していた[伴真一朗 2004]。清朝はこれらの問題に対して交渉によって対処していたものの、1681年までの三藩の乱の鎮圧、さらにその直後の黒龍江流域でのロシアとの抗争に注力せざるをえない状況にあった。そのような状況下で、ジューン=ガルのガルダンが勢力を拡大してハルハ内部の抗争に介入し、1690年にはウラーン=プトンで清朝軍と衝突することとなった[岡田英弘 2013: 90-99]。そして、ガルダンに追われたハルハの諸首長が1691年に正式に清朝に服属すると、康熙帝はガルダンに対する親征を決定し、1697年にはガルダンを滅ぼすに至った。

ガルダンとの戦争の過程で、清朝は青海ホシュート部をジューン=ガルの潜在的同盟勢力として認識するようになり、青海ホシュート部と本格的に接触してその内部に介入するようになる。その清朝の介入の第一歩が、1697年末に実現した青海ホシュート部首長層の北京への入朝であり、これを機に康熙帝は北京に入朝したジャシ=バートルらに親王以下の爵位を授与した。一方、ダライ=ハンの第2子ラサンは北京に入朝せず、1701年初頭にダライ=ハンが死去すると、1703年にはチベットのハンに即位した。そしてラサン=ハンは、1705年にダライ=ラマ五世の摂政であったサンゲ=ギャムツォを殺害するとともにダライ=ラマ六世ツァンヤン=ギャムツォを廃位し、新たにダライ=ラマ六世ガワン=イエシェー=ギャムツォを擁立するという大事件を引き起こした。さらに、その翌年には、郡王エルケ=バルジュールが「自殺」に追いやられるという事件が青海で発生するのである。

1697年の北京入朝以降のこれら一連の事件は、いずれも青海ホシュート部内の首長間関係に大きな影響を及ぼしたものと見えよう。北京入朝による清朝からの封爵は、青海ホシュート部首長層の権威や権力を外部から規定する新たな尺度が導入されたことを意味している。また、ラサン=ハン即位は、それまでチベット政治上の実権を握っていたサンゲ=ギャムツォの殺害とともに、ダライ=ラマの廃位と新たなダライ=ラマの擁立という前代未聞の大事件に発展したものであり、青海ホシュート部の首長間関係にも影響が波及したはず

である。さらに、郡王エルケ=バルジュルが「自殺」に追いやられた事件は、当時の青海ホシュート部内の首長間関係の実態を反映する事件だったであろう。

この時期に関する先行研究の多くは、サンゲ=ギャムツォとラサン=ハン両者間のチベット政治上の政治的主導権争いに注目し、その間の青海ホシュート部内の動向は、不統一な状態であったと指摘するにとどまってきた[佐藤長 1986: 384-389]。また、北京への入朝と清朝による封爵について、Petech, Luciano[1966: 269]は清朝による宗主権確立と評価する一方、宝音特古斯[2009: 33-39]は清朝による青海ホシュート部統一の始まりとみなしながらも、青海ホシュート部首長層は藩属の地位に甘んじず、政治的には離反傾向にあったと指摘している。漠北の一大勢力であったハルハを支配下に編入してガルダンをも破った清朝の接近は、青海ホシュート部首長層にとって非常に大きな影響を及ぼしたと推測されるが、これらの研究では、青海ホシュート部の動向を総体として捉える傾向にあり、清朝の接近が個別の首長の動向に与えた影響が捨象されてしまっている。特に、1706年の郡王エルケ=バルジュルの「自殺」は、ダライ=バートルの孫で郡王の地位にあった有力者が「自殺」に追い込まれた大事件であり、当時の青海ホシュート部の首長間関係や1697年以降の清朝の介入の影響を探るうえで看過すべからざる事件である。

かかる問題意識のもと、第一節では、清朝がいかなる意図のもと青海ホシュート部首長層に入朝を求めたのか、また青海ホシュート部の個々の首長が清朝からの入朝の要求にどのように対処したのかを分析する。第二節では、北京への入朝を拒み続けたラサンがチベットのハンに即位し、チベットの政治上の実権を掌握するに至るまでの経緯を分析し、ラサン=ハン即位に至るまでの事前工作と、即位後にラサン=ハンが清朝に急接近していった過程を明らかにする。第三節では、1706年の郡王エルケ=バルジュルの「自殺」が、当該時期の青海ホシュート部の首長間関係とどのように関連していたのかを分析するとともに、1697年以降の清朝の接近による影響を考察していく。

第一節 1697年の青海ホシュート部首長層の北京入朝

1697年末の青海ホシュート部首長層の北京入朝は、実際に入朝した首長の数が限られていたことから分かるように、個別の首長の動向を跡付けてその歴史的意義を評価することが必要となる。本節では、清朝が青海ホシュート部を北京に入朝させるに至った経緯を清朝とガルダンとの抗争に関連づけて検討するとともに、青海ホシュート部の個別の首長らの動向を、清朝史料に加えて『ダライ=ラマ六世伝』などのチベット語史料を併用して明らかにし、北京入朝の意義を考察していく。

清朝は、アムド地方の境界とチベット人の統属関係について、基本的に1656年の決定に沿って処理していたものの、ガルダンとの軍事的対立が決定的になっていた1693年頃には、内地のドバ族がモンゴルに貢納するのをやめさせ、白塔¹の住民を内地に移住させるべきと

¹ 西寧の西北、北川營の口外の都市でムスリムが多く居住していた[羽田明 1982: 155-163]。

いう提案が清朝内部で現れるようになる[羽田明 1982: 160-163]。これは、羽田明の説くように、交易で栄えた両都市・部族をジューン=ガルから分断するために提案されたものであり、ガルダンとの対決上の必要性から、それまで清朝内部で等閑視されてきた問題に関心が向けられるようになるのである。ドパの問題について、1691年から安北將軍となり西北の状況を調査したランタン[承志 2009: 85-88]は、以下のように上奏している²。

郎談は旋いで覆奏すらく「臣等は官を差して西寧に至り総兵官と共に此の事を詳査せしむるに、順治十五年より侍郎西函・昂厄と共に諸蒙古台吉と会同して議するに因り托巴等諸寺廟の諸番を將って、達頼³等諸蒙古に給して納進せしむ。明朝の時未だ此の事有らず。……内境の百姓は宜しく辺外に居らしめて蒙古に与えて納進せしむるべからず。国体に関する有り。宜しく盡く其の罪を宥し、悉く辺内に移すべし。然らざれば、日久しく辺患を醸成するを恐る。……」……。

ここで明らかなように、辺牆の内側に居住するチベット人による青海ホシュート部首長層への貢納を認めたことは、明代にはなかったこととして、その状況を改めなければ辺境で問題が生じるのではないかとランタンは指摘している。これは、第一章で明らかにした通り、明朝初期から17世紀初頭までアムド地方のチベット人がモンゴル諸部族に対する明朝の藩屏として機能していた関係が、明末に崩壊したことを踏まえての見解であろう。ジューン=ガルのガルダンの脅威が迫る中で、ランタンはアムド地方のチベット人による青海ホシュート部首長層への貢納を停止させるべきだと主張し、それまでの方針を改める必要性を説いている。

しかし、ガルダンとの接触を阻止するためとはいえ、青海ホシュート部首長層の動向を無視してそれまでの青海ホシュート部首長層とアムド地方のチベット人との間の統属関係を解消することは困難であり、上記のような提案の趣旨自体は康熙帝に受け入れられたものの、反発を避けるためにその処理は以下のように暫く中断することとなった⁴。

刑部尚書トゥナラの上奏したこと「臣我らは甘州で会して、ドパなどの地にいる番子らがモンゴルらに公課を献じることがをやめさせる〔こと、及び〕白塔にいる番子・回子らを内地に移すことをまさに請い語るとき、西寧から員外郎エルランボーが『青海のタイジらは、ガルダンの属下の人を收容するなどのことを、ダライ=ラマに託ける』と臣我らに書を送っている。臣我らは詳らかに請い思えば、ガルダンの人で西寧の管下の地にいるものは甚だ少なく、そのうえ青海のタイジらは彼らに全く関係ない。これ（ガルダンの属下）をまだよく收容して〔清朝側に〕与えないのを見ると、彼らに利益のある公課を献じるドパの人や、白塔にいる多くの回子・番子らをいくら議したとしても、すぐに言に従わないことは明らかである。このようであれば、必ずモンゴルらの地に兵を送って收容することになる。我らの内の回子は白塔の地にいる回子と

² 『八旗通志初集』巻153、郎談伝。

³ グーシ=ハーンの第6子ダライ=バートルを指す。

⁴ 『親征平定朔漠方略』巻28、康熙35（1696）年8月甲申（1）日条。

ともにみな互いに交易し利を得るので、白塔の回子を收容するとき掣肘しないということはない。……今、青海のタイジらの様子や、我らの辺境の地や兵の様子に対して掣肘することについて、大いに考慮すべきことがあるので、主に密かに申し上げないわけにはいかない。さらに、ドパのことを主が教示するよう旨を下したこと『青海のタイジらの恭順か恭順でないかの様子を見て行いたい』と言っていた。今の様子は、主の深く知ったことから少しも他のようではない。かようなので、ドパと白塔の事を暫く処理するのをやめるべきであるようだ。……」……。

ここにあるように、ガルダンからの逃亡者の引き渡しなどについての指示に青海ホシュート部首長層が従わなかったこれまでの経緯から、康熙帝は青海ホシュート部首長層の態度を見極めるべきと指示していた。そして、青海ホシュート部首長層がダライ=ラマの指示を口実にして要求に従わないことは明白として、処理を一時中断するよう刑部尚書トゥナらは提案している。なお、『親征平定朔漠方略』の同日の記事には、「ドパと白塔の番子や回子を処理する事を暫くやめるように」という康熙帝の旨が記されており、ドパのチベット人と白塔のムスリムの処理は、刑部尚書トゥナらの議論に沿って一時的に中断することとしたのである。これは、ガルダンの勢力が残存している状況下で、青海ホシュート部の離反を招きかねないような強硬な要求を突きつけるわけにはいかなかったことを示している。

しかし、その一方で清朝は、ガルダンとの戦争終結間際の段階から、青海ホシュート部に対して北京への入朝を強く求めていく。では、清朝は青海ホシュート部の首長らの中で誰をいつどのように入朝させようとしたのであろうか。清朝内での議論の顛末は、康熙 36 (1697) 年 4 月 7 日付の議政大臣スヌらの奏摺⁵に詳細に記されており、宝音特古斯[2009: 35-39]が訳出して内容を整理している。ここでは、関係する部分を改めて訳出するとともに、入朝者と入朝の時期・方法がどのように決定されたのか、その経緯を検討していく。

康熙 36 (1697) 年 2 月 10 日に大学士イサンガに旨を下したこと「今、1 人語ることができる大臣らを出して、……青海に行って青海のタイジらと語って連れて来るように」と言った。……臣我らは閏 3 月 11 日、青海のチャガン=トロハイの地に到着して、ジャシ=バートル=タイジらに上諭を下した……。同月 13 日、[ジャシ=バートルらは]我らを〔会盟に〕招いて連れて行って、ジャシ=バートル=タイジらの告げた言「我らはまさに文殊菩薩ハンの旨に遵って、みな〔康熙帝のもとに〕行くべきであった。〔しかし〕今年、ダライ=ラマが禪定から出る⁶。さらに、我らの土地を防備し監視するのに大タイジらを残さないわけにはいかない。かようなので、我らはみなで議して、ボショクト=ジノン⁷とエルデニ=タイジ⁸この 2 人を遣わしたい」と言ったので、臣我らの返答

⁵ 康熙 36 (1697) 年 4 月 7 日付の議政大臣スヌらの奏摺『宮中檔康熙朝奏摺』9 輯, pp.7-22.

⁶ ダライ=ラマ五世の遺言により、ダライ=ラマ五世は、死去した 1682 年から約 15 年にわたって禪定に入り、この年に禪定を終えることとなっていた。ダライ=ラマ五世の死は、死の直後にダライ=ハンら一部の人間のみで打ち明けられたが、その後、ダライ=ラマ五世の霊塔が建設されるなど、公然の秘密であったと言われている[山口瑞鳳 2006: 61-76]。

⁷ グーシ=ハーンの第 5 子イルドゥチの第 2 子である[佐藤長 1986: 461-464]。

したこと「いくらダライ=ラマが今年、禪定から出るといえども、汝らが〔ダライ=ラマに〕叩頭しに行くことは常の事である。聖主が今、寧夏に来たことは、汝らに会うことが難しい事〔だから〕である。汝らは聖主に叩頭しに行くのが正しいだろう」と言った後、ジャシ=バートル=タイジらの言「大臣らの言は非常に正しい。それだけでなく、全ての事をダライ=ラマに申し上げて行っていた。今、文殊菩薩ハンは我らの父祖が黄帽（ゲルク派）の仏教政治⁹に益をなしたのを思って、慈しむよう旨を下したので、ダライ=ラマに申し上げるのをやめて、我らの土地にタイジらを相応しく残らせる以外、〔康熙帝のもとに〕行くものは、ジャシ=バートル我自身・ボショクト=ジノン・エルデニ=タイジ・ビントゥ=タイジ¹⁰・アチ=ゴンボの子プンスク=タイジ¹¹ら〔とする〕。文殊菩薩ハんに叩頭し、睿鑑に会いに4月20日に鎮海堡に到達するよう行きたい」と言った。また、ダライ=ハンの子ラサン¹²の言「我らはみな、文殊菩薩ハンの旨に遵い叩頭しに行きたいと言っていた。我らの首領となったタイジらが議して、我らを〔青海に〕残すといえども、我らは使者を遣わして文殊菩薩ハンの平安を請いたい」という。

康熙帝は1697年2月頃から青海ホシュート部首長層との会見を計画し始めたが、これは対ガルダン親征のために康熙帝自身が寧夏に到来していた機に謁見させようとしていたのである。青海ホシュート部首長層は、ダライ=ラマ五世が禪定を終えること¹²と、牧地の監視を理由に、当初は康熙帝への謁見をボショクト=ジノンとエルデニ=タイジの僅か2人としようとした。これに対して清朝の官員らは、康熙帝への謁見は容易に得られない機会なので康熙帝のもとに来るよう促した¹³。そして、青海ホシュート部首長層らの会盟での議論の結果、ジャシ=バートル・ボショクト=ジノン・エルデニ・ビントゥ=タイジ・プンスク=タイジが4月中に康熙帝への謁見に向かうこととなり、ダライ=ハンの子ラサンは牧地に留まることとなったという。

しかし、これに対して康熙帝は以下のように改めて指示を出し、1697年末に北京に入朝させるようにするのである。

康熙36（1697）年閏3月25日に上奏したとき、……旨を下したこと『『青海のタイジのジャシ=バートルらが叩頭しに来る』と多羅額駙アラプタン・台吉テムチュクらが上

⁸ 同奏摺の中で、「ボショクト=ジノンの一族の子エルデニ=タイジ」と記されているが、ダライ=ラマから「エルデニ」を冠する称号を授与された首長は数多く確認でき[石濱裕美子2001: 110-113]、具体的に誰を指すのかは確証が得られない。

⁹ 満文で *doro šajin* とある。石濱裕美子[2001: 201-257]は、*doro šajin* を「ダライ=ラマの教えに基づく政治」という意味で「仏教政治」と定義しており、本論文ではそれに従う。

¹⁰ グーシ=ハーンの第7子ホルムシの第4子である。

¹¹ グーシ=ハーンの第3子ダランタイの子アチ=バートルことゴンボの第2子である。

¹² 実際にはダライ=ラマ五世は死去していたが、ダライ=ラマ五世の遺言により禪定に入っただとして死は秘匿されていた。

¹³ 青海ホシュート部首長層の説得には、グンルン寺の高僧チャンキャ二世 (*ngag dbang blo bzang chos ldan*, 1642-1717) もチャクナ=ドルジェらとともに参加していた[池尻陽子2013: 130-137]。

奏している。これらの輩を野で待って叩頭させれば、大典に合わない。4月に出発して来れば、辺内の大暑に遭うので、秋に叩頭しに来るべきであるようだ。議政が会して、アラプタン・デムチュクとともに議して上奏せよ」と言ったことに謹み遵って、臣我らのみなどで会議したこと「……調べれば、ジャシ=バートルらは、タングートとオーロトの2国を支配したグーシ=ハーンの本当の子孫である。今、聖主の驚嘆すべき功德と慈恩を戴き、真心で向化して皇帝に叩頭しに来るので、先に京城に叩頭しに来た輩に比べることはできない。この叩頭しに来ることは、初めてであるうえ、大典に関係している。野であれば相応しくないようだ。そのようであるうえ、ジャシ=バートルらは4月に出発して来れば、辺内の大暑に遭うので、これらの輩は9月に出発し、京城に到来させて、皇帝に叩頭させるべきである。……」……。

このように、初めて清朝皇帝に叩頭しに来るグーシ=ハーンの子孫との面会は、その祖であるグーシ=ハーンの事績に鑑みて、皇帝の居城である北京で実施するべきとし、この指示の後、実際に北京への入朝が実現することとなるのである。

ところで、上記の奏摺では明らかではないが、清朝は青海ホシュート部の特定の首長らにも康熙帝に謁見するよう求めており、さらに青海ホシュート部首長層以外にも康熙帝への謁見を希望した勢力がいた。その詳細は、『親征平定朔漠方略』に引用されるチャクナ=ドルジェの上奏に示されており、以下のように報告している¹⁴。

ラマ=チャクナ=ドルジェらは、青海のタイジらが上に叩頭しに来ることを報告し上奏した。チャクナ=ドルジェらの上奏すること「……青海の4姓のオーロト¹⁵のタイジらはみな喜び『聖なる睿鑑に会いに行きたい』と言ったのを、先にアラプタンらが、行くタイジらの名と出発する日を上奏したほか、西寧の管下の回子の頭目たちは出発した。塔爾寺(クンブム寺)の座床に座ったチュサン=フトクト¹⁶・密教寺院の座床に座ったダライ=チュージェ=ラマ¹⁷、更に13寺院¹⁸のナンソや通事ら、オーロトの職人や小人をはじめ、みな聖なる睿鑑に叩頭しに行きたいという人は甚だ多いので、1人1人の名を提出することはできない。……〔青海ホシュート部の使者に対する〕臣我等

¹⁴ 『親征平定朔漠方略』巻42, 康熙36(1697)年閏3月戊戌(18)日条。

¹⁵ オイラトを指す際に「4」を冠するのは当時の慣用表現であるが、この時期の青海には、ホシュートの他に少数ながらジューン=ガル・トルグート・ホイトの首長らが遊牧しており、ここではホシュートを含めた以上のオイラトの4部族を指している。

¹⁶ 1696年からクンブム寺の座主となったチュサン=ロサン=テンペー=ギェルツェン(chu bzang blo bzang bstan pa'i rgyal mtshan, 1652-1723)を指す(『クンブム寺志』p.57)。

¹⁷ ここでの密教寺院(Man. undusun miyoo)とは、クンブム寺内の密教学堂(Tib. rgyu pa grwa tshang)を指している。ダライ=チュージェ=ラマは、密教学堂の座主でシナ族出身のシナ大御前ガワン=ロサン(zi na zhabs drung che ba, ngag dbang blo bzang)であり、ダライ=ラマ五世からエルデニ=ダライ=チュージェの称号を授与されている(『クンブム寺志』p.251)。なお、ガワン=ロサンについて、『ドメー仏教史』(vol.1, 188a)ではシナの頭目(Tib. zi na dpon po)と記されており、僧侶にしてシナ族の頭目としての地位にもあった人物だったと考えられる。ただし、彼がナンソや国師の称号を授与されていたかは不明である。

¹⁸ 第一章でも指摘した通り、明朝初期に明朝に帰順した西寧近郊のチベット人部族を指す。

の言『会盟で会議したとき {汝らの青海の8タイジ・旧ダライ=タイジ (ダライ=バートル) の子ダライ=ダイチン・ダライ=ハンの子ラサンらは来い。自ら来ることができないならば子弟らを代わりに送れ} と明らかに告げたので、全ての行きたいという輩がいればみな来い』と言った。……」……。

このように、西寧近郊のムスリムのほか、クンブム寺の座主や「13 寺院」すなわち西寧衛管下のチベット人部族らも康熙帝への謁見を希望していたという。シナ族や「13 寺院のナンソ」は、第一章で明らかにした通り、1656年に青海ホシュート部の所属としたチベット人部族に属しており、彼らの多くも康熙帝に謁見しようとしたことには、注意すべきであろう。またチャクナ=ドルジェは、前代の最有力者ダライ=バートルの子ダライ=ダイチンとチベットのハンであるダライ=ハンの子ラサンといった、今後、青海ホシュート部内で重要な地位を占めるとされる有力首長らを入朝させようとしていたのである。

さて、一時は以上のように清朝と青海ホシュート部間で交渉したにもかかわらず、『起居注冊』等の同時代史料にて北京への来朝の事実が確認できるのは、ジャシ=バートル・エルデニ=ホンタイジ (ナムジャル)・プンスクの僅か3人であり、それ以外には、後年の編纂史料である『王公表伝』と『皇朝藩部要略』に、ガルダン=ダシ・ゲンテル・リンチェン=ダシ・ジャブが入朝したという記録が残されている[佐藤長 1986: 425-520]。それでは、当初から入朝を求められたボショクト=ジノン・ラサン・ダライ=ダイチンらは、なぜ入朝しなかったのであろうか。

まず、入朝を求められて4月時点では入朝することとなっていたボショクト=ジノンは、1697年中に死去したことが『ダライ=ラマ六世伝』から確認でき¹⁹、病によって代わりに子のゲンテルが入朝したのであろう²⁰。またダライ=ダイチンは、1697年12月末にラサのダライ=ラマを訪問している²¹。これは、同族のサチュ=メルゲン=タイジの葬儀のために訪問したという側面もあるだろうが、当初から北京への入朝に慎重だったことから分かるように、清朝への帰順よりも、ダライ=ラマ政権との関係を維持することを優先して、正月に合わせてダライ=ラマを訪問したと考えられる。ラサンが入朝しなかったのは、先に提示した奏摺にあったように「牧地の監視」という理由であったが、ダヤン=ハン一族のソナム=ゴンボ・ソナム=ダシらがダライ=ダイチン一族とともにラサを訪問していることが確認できる²²。つまり、ダヤン=ハン一族の首長たちは、北京への入朝よりもダライ=ラマへの新年の挨拶を優先したと判断でき、一族の首長らの不在により、ラサンは実際に牧地監視のため入朝できなかったのであろう。また、青海に移住していたジューン=ガルのジョトバ

¹⁹ 『ダライ=ラマ六世伝』の1698年1月18日の記事には、ムンラム (Tib. smon lam chen mo 正月の法会) においてボショクト=ジノン・サチュ=メルゲン=タイジ・ガルダンそれぞれの葬儀のための布施を行っていることが記されている (『ダライ=ラマ六世伝』239b-240a)。

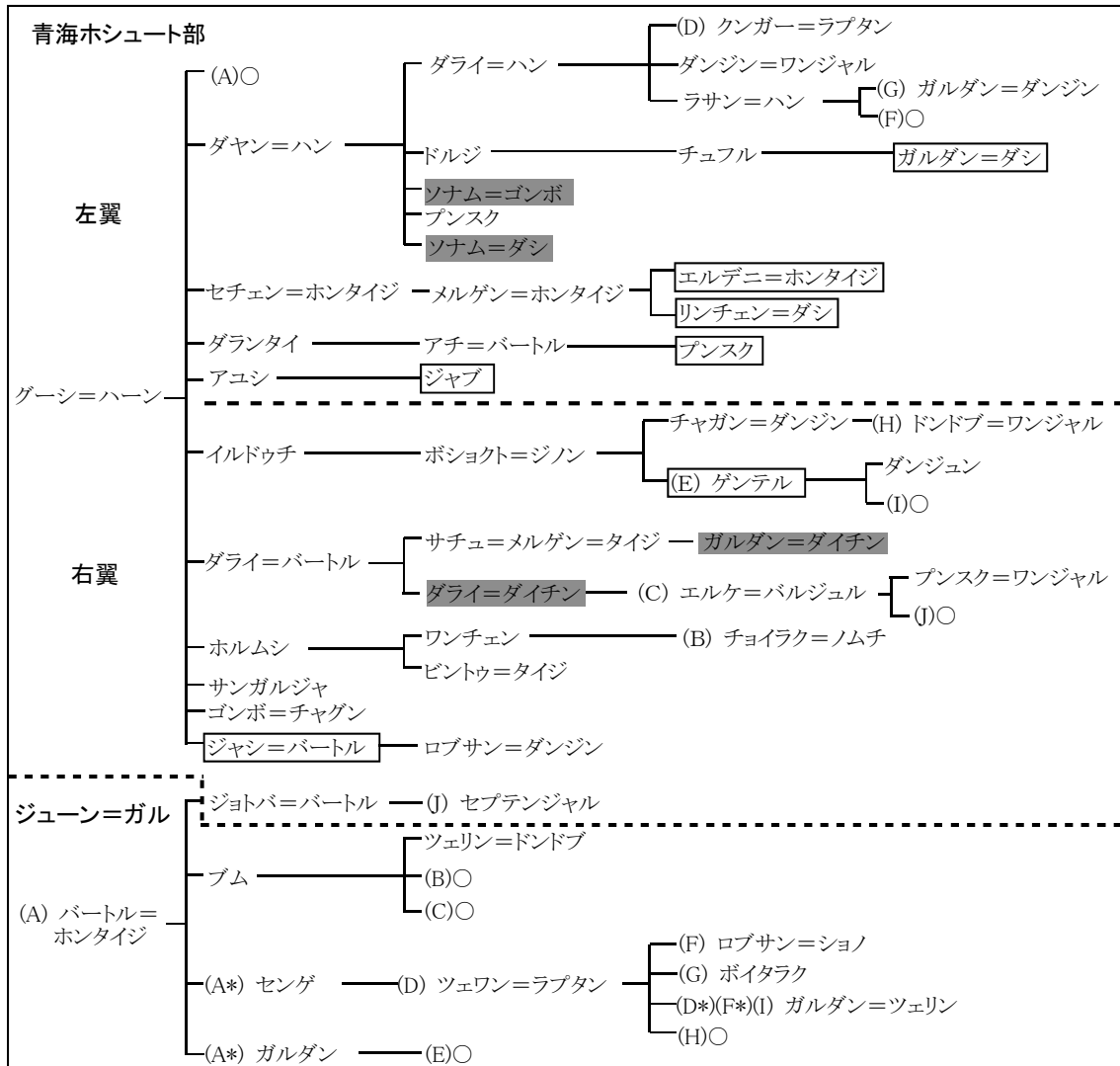
²⁰ ゲンテルは、1698年末にダライ=ラマ六世から父と同じくボショクト=ジノンの称号を授与されており (『ダライ=ラマ六世伝』325a)、父ボショクト=ジノンの後継者であった。

²¹ 『ダライ=ラマ六世伝』230ab.

²² 『ダライ=ラマ六世伝』230ab.

=バートルの子セプテンジャル²³も、父の葬儀のため入朝できなかったという²⁴。

ここで注目すべきは、石濱裕美子[2001: 285-288]が明らかにした青海ホシュート部首長層とジューン=ガル首長層との間の婚姻の存在である。本節で分析した 1697 年末の首長らの行動と、石濱裕美子が明らかにした青海ホシュート部—ジューン=ガル間の婚姻を、【図 7】に示した。



【図 7】 1697 年末の青海ホシュート部首長層の行動とジューン=ガルとの婚姻

出典：石濱裕美子[2001: 285-288]および[佐藤長 1986: 425-520]に基づき作成した。

註：○は名前が不明な女性を示す。名前を四角く囲った首長は 1697 年末到北京に入朝したことを示

²³ ジューン=ガルのバートル=ホンタイジの孫。兄センゲを殺害した父ジョトバ=バートルがガルダンに追われて子のセプテンジャルとともに青海に逃れ、そのまま青海に留まった[佐藤長 1986: 486-488]。セプテンジャルは後述のように 1703 年に入朝して貝勒に封爵された。

²⁴ 『親征平定朔漠方略』卷 42, 康熙 36 (1697) 年閏 3 月戊戌 (18) 日条。

し、名前にグレーで網掛けした首長は 1697 年末にラサに向かったことが確認できる首長を示す。また、名前の前の () 内の A~J は対応する人物と婚姻関係にあることを示し、*を付したものはその婚姻から生まれた子であることを示す。なお、J の婚姻は、後述するが年羹堯の無年月の奏摺（『宮中檔雍正朝奏摺』26 輯, pp.429-430）による。

ここで考慮すべきは、これらの婚姻の成立時期である。【図 7】で示した婚姻のうち、A を除くすべてが、後述するようにガルダン戦争終結間際に清朝が追及したゲンテルとガルダンの娘との婚姻（E）と同輩、あるいはその子の世代に当たる首長の婚姻である。なかでも、（G）（H）（I）の婚姻は 1709 年以降に成立したものであることが、石濱裕美子[2001: 288-290]によって明らかにされている。（G）（H）（I）の婚姻は、チャガン=ダンジンがジューン=ガルとの連携計画を進めるに当たって成立させたという特殊な背景があるものの、それ以外の婚姻の状況に鑑みても、一般的な傾向としてガルダン戦争終結後に青海ホシュート部とジューン=ガルとの間の婚姻が途絶えたとはみなせない。石濱裕美子は、これらの婚姻を青海ホシュート部とジューン=ガルとの間の連携の証拠として提示しているが、これらの婚姻を結びながらジャシ=バートルらが北京に入朝していた事実に鑑みると、青海ホシュート部首長層には、清朝とジューン=ガル双方との間で良好な関係を構築しようとする構想があったと考えられる。青海ホシュート部首長層は、清朝からの封爵とジューン=ガルとの婚姻が、危険を分散させるための布石となると考え、北京に入朝して封爵を受け、なおかつジューン=ガルとは婚姻によって結びついていたのであろう。また、【図 7】に示したように、ダヤン=ハンの家系とダライ=バートルの家系は、清朝への入朝ではなくラサのダライ=ラマへの新年の挨拶を優先していることが明らかであり、両家系との間の連携が推測される。ただ、このような人員構成で北京に入朝すること自体は、青海ホシュート部の会盟での議論の結果に基づくものであることから、青海ホシュート部総体として、清朝—チベット間においても一方に傾倒することを避けて、敢えて清朝への帰順の態度を鮮明にしなかったとみなされるのである。

このような青海ホシュート部首長層の構想の存在を示唆する事件として、1697 年 3 月のチャガン=トロハイでの会盟で、ラサンとグーシ=ハーンの第 3 子ダランタイの子アチ=バートル一家が対立した事件を挙げることができる²⁵。この事件は、アチ=バートルらが北京入朝に積極的な姿勢を見せていたことについて、ラサンがそれを裏切り行為として阻止しようとした事件である。これについては、多くの先行研究が言及しており、Petech, Luciano [1966: 268-269]はこの事件を首長間の嫉妬心の問題とし、佐藤長[1986: 385-387]は、首長らが各々自由に清朝に服従或は協力していたとして、青海ホシュート部内のまとまりを否定した。山口瑞鳳[2006: 76]は、結束を乱して清朝に協力するのを阻止するためにラサンが実力を行使しようとした事件と指摘して、青海ホシュート部が結束力を持っていた中での事件であったことを示唆した。

²⁵ 『親征平定朔漠方略』卷 40, 康熙 36 (1697) 年閏 3 月丙戌 (6) 日条。

この事件の意義を再検討するため、康熙 40 (1701) 年 1 月 24 日に康熙帝に上奏された「アチ=バートル=タイジの上奏する書」を利用する。その中でアチ=バートルは、青海ホシュート部内での自身の立場を以下のように記している²⁶。

アチ=バートル=タイジの上奏する書。聖主の睿鑑にアチ=バートル=タイジの上奏すること。グーシ=ハーンに倣って行なう 2 人の子の内 1 人は我である²⁷。ジャシ=バートル=タイジとボショクト=ジノンの両人以外、我の兄弟たちはアチ=バートル我ただ 1 人と言って嫉妬し欺き、亡きものにする策略を妄りに謀っていた。先に鳥 (1681) 年に青海の会盟で我を捕らえたいと言って、〔我は〕逃げ出した。その後、馬 (1690) 年に讒言によって「〔我が〕叛いて出る」と言って、我自身を兵によって追いやって〔属民や家畜を〕取った。その後、鼠 (1696) 年に「聖主の平安を請う使者を遣わした。我が叛いた」と言って、捕らえたいというのを計略によって逃れた。その後、龍 (1700) 年に、衆人は相談してアチ=バートル我を陥れる策略をなして、会盟の通知を告げなかった。〔そのため我は〕会盟に行かなかった。

アチ=バートルは早くから清朝に積極的に協力していた首長だが〔佐藤長 1986: 454-455〕、清朝との過剰な接触によって大部分の首長から排除されていることを康熙帝に報告している。この情報だけでは、アチ=バートルの当時の青海ホシュート部内での立場を客観的に評価することはできないが、ジャシ=バートルらが北京に入朝したことによって青海ホシュート部内から排除されたという情報が確認できないことから、1697 年にラサンがアチ=バートルの入朝を阻止しようとしたのは、少なくとも北京への入朝自体が問題だったのではなく、アチ=バートルの清朝への過剰な傾倒によって生じたと考えられる。

以上の考察を総合すると、青海ホシュート部首長層は、清朝とジューン=ガルの狭間にあって、北京への入朝という清朝との接触によって、相対的にジューン=ガルやダライ=ラマ政権との関係が広まることを避けるために、同時にジューン=ガルやチベットとの関係も強化しようとしたといえよう。そこで、アチ=バートルが突出して清朝に恭順な態度を示そうとしたため、多くの首長からの反発を招いたのである。1697 年末に青海ホシュート部首長層の一部が北京に入朝したとはいえ、青海ホシュート部は清朝・ジューン=ガル・ダライ=ラマ政権それぞれとの間で一定の関係を維持しながら、三者関係の推移に対応できるような体制を築いており、清朝・ジューン=ガル・ダライ=ラマ政権の三者との間でいわば等距離外交を行っていたのである。

さて、前述の経緯によって 1697 年末にジャシ=バートルらは北京に入朝したが、入朝直後の清朝の対応からも、清朝が青海ホシュート部首長層に対して敢えて寛大な姿勢を示す

²⁶ 「アチ=バートル=タイジの上奏する書」『蒙古堂檔』16 冊, pp.206-209 (満文), pp.209-213 (モンゴル文)。

²⁷ 実際は、グーシ=ハーンの孫である。もう 1 人が誰を指すのかはここだけでは明示されていないが、これに続いてジャシ=バートルとボショクト=ジノンの 2 人だけがアチ=バートルと対立していなかったことを記していることから、もう 1 人はジャシ=バートルを指しているのであろう。

ことで帰順を促したことが分かる。それが、青海ホシュート部のボショクト=ジノンの第4子ゲンテルとジューン=ガルのガルダンの娘ブムとの婚姻への対応である。ジューン=ガルのガルダンと清朝の戦いが終局に差し掛かった1696年、青海ホシュート部のボショクト=ジノンの子ゲンテルとガルダンの娘ブムとの婚姻が発覚し、康熙帝はガルダンの娘の引き渡しを青海ホシュート部首長層に要求していた。これに対し、ジャシ=バートルは、この婚姻がダライ=ラマの意向によるものであると釈明したが²⁸、康熙帝はどのように婚姻が成立したのかを確認するためダライ=ラマのもとに使者を派遣し、摂政サンゲ=ギヤムツォから、婚姻の成立がガルダンとハルハの抗争以前なので夫婦を別れさせないようにしてほしいとの回答を得ていた[岡田英弘 2013: 230-234]。

康熙帝は当初、ガルダンの娘を青海に決して留めないよう厳命して使者を派遣するなど[岡田英弘 2013: 229]、強硬な態度で応じていたが、ジャシ=バートルらの入朝とほぼ同時にゲンテルの兄チャガン=ダンジン²⁹からの書簡が届くと、以下のように態度が軟化する³⁰。

ダイチン=ホショーチ=チャガン=ダンジンが部(理藩院)に書を呈したこと「我の弟チェチェン=ダイチン=ゲンテルの妻であるガルダンの娘は、主(康熙帝)がディバ(サンゲ=ギヤムツォ)に『ガルダンの娘を送れ』と、何度も旨を下したのに対して、ディバが何度も上奏したが、主は寛恕しなかった。ただ、驚嘆すべき主は衆生を慈しみ、グーシ=ハーンの子孫を甚だ慈しむので、我の弟チェチェン=ダイチン=ゲンテルの妻ブムを我の弟と一緒にさせておいてくれまいか」と言ったのを、部から伝え上奏したとき、上から「ダイチン=ホショーチに旨を下せ。ゲンテルの妻ブムを送るのを止めるように」と言った。

このように、ガルダンの娘を必ず北京に送るよう厳命していた康熙帝は、一転して1697年11月末には、事実上婚姻を認めることにしたのである。ガルダンの死によって、ガルダンの娘との婚姻がもはや清朝にとって脅威ではなくなったからこそ、このような寛容な姿勢を示すことが可能となったのであろう。また康熙帝は、ガルダンが青海を経由してチベットと接触することを想定して、枢要な位置にありジューン=ガルの潜在的同盟勢力である青海ホシュート部の帰順を重視し、事を荒立てずに敢えて寛容な姿勢を示すこととしたのであろう。ジューン=ガルとの対抗という軍事上の必要性から、清朝は青海ホシュート部を帰順させることで、青海ホシュート部がジューン=ガルと結びつくことを防ごうとしていたのである。

さて、青海ホシュート部首長層の北京への入朝後の行動の一部は、『起居注冊』によって跡付けることができるが、ここでは、元旦の朝賀と上元節の朝正に「瞿曇・弘化諸(等)

²⁸ 『親征平定朔漠方略』巻28, 康熙35(1696)年8月甲申(1)日条。実際には、既に死亡していたダライ=ラマ五世の名を騙った摂政サンゲ=ギヤムツォの意向である。

²⁹ グーシ=ハーンの第5子イルドゥチの第2子ボショクト=ジノンの第3子[佐藤長 1986: 461-465]。1693年ダライ=ラマ政権からダイチン=ホショーチの称号を授かった[石濱裕美子 2001: 112-113]。

³⁰ 『親征平定朔漠方略』巻47, 康熙36(1697)年11月己亥(23)日条。

寺国師等」が青海ホシュート部の首長らとともに列席していることに注目したい³¹。この事実は、康熙 37 (1698) 年 3 月 18 日に発送された「ツェワン=ラプタンに下す勅書」に以下のように記していることから確認できる³²。

〔汝らの〕使者プンツォク=ラプチャンパとドルジ=ジャイサンらが到来したとき、青海のタイジたち、及び西寧の牆外に住んだ多くの寺廟のナンソたちも叩頭しに来て、北京城にいた。

このように、ツェワン=ラプタンへの勅書には、青海ホシュート部の首長らとともに、西寧の辺牆の外に居住するナンソたちも 1697 年末から 98 年初頭にかけて北京に入朝していたことを記している。『起居注冊』に現れる瞿曇寺と弘化寺は、第一章で明らかにしたように実際には辺牆の内側、すなわち内地にある寺院である。また、先に示した 1697 年閏 3 月に康熙帝への謁見を希望したクンブム寺の座主や西寧近郊の「13 寺院のナンソ」も、同様に内地のチベット人部族の頭目である。辺牆の外の部族のナンソも、瞿曇寺や弘化寺の国師らと同様に入朝した可能性はあるものの、おそらく清朝の権威が辺牆の外にまで及んだかのように主張するために、ツェワン=ラプタンへの勅書では、敢えて辺牆の外の寺院と表現しているのであろう。先述のように、ガルダンとの戦争を経て、清朝はアムド地方の内地のチベット人部族による青海ホシュート部首長層への貢納を停止させようとしていた。1697 年に入朝した瞿曇寺や弘化寺の国師やナンソらは、まさに 1656 年に青海ホシュート部の所属として決定したチベット人であり、清朝は青海ホシュート部首長層を入朝させるとともに、彼らの管轄下にあった内地のチベット人を同時に入朝させ、彼らとの間の関係を深めていこうとしたのであろう³³。

さて、康熙帝は他のモンゴル諸部族と同様に年末年始の行事にジャシ=バートルらを出席させたが、その後、山西省の五台山に向かい、2 月 9 日から 11 日にかけてジャシ=バートルとハルハの高僧ジェブツン=ダンパー世を連れて五台山の名所を巡ったことが、『起居注冊』から確認できる³⁴。五台山は、山西省内の仏教の聖地で文殊菩薩信仰の中心であり、清朝の歴代皇帝も複数回訪問しており、清朝とモンゴル・チベットとの間のチベット仏教を通じた関係の象徴ともなった地である[林士鉉 2009: 154-163]。

五台山において、康熙帝・ジャシ=バートル・ジェブツン=ダンパの間でいかなる交渉が

³¹ 『清代起居注冊(康熙朝)』台北所蔵 11 冊, 康熙 36 (1697) 年 12 月 30 日条, 康熙 37 (1698) 年 1 月 14 日条。

³² 「ツェワン=ラプタンに下す勅書」『蒙古堂檔』15 冊, pp.425-427 (満文), pp.427-431 (モンゴル文)。なおこの勅書は、『親征平定朔漠方略』巻 48, 康熙 37 (1698) 年 3 月己卯 (4) 日条にも引用されている。

³³ ただし、第一章第一節で提示した雍正元 (1723) 年 12 月 6 日付の鑲白旗漢軍副都統王以謙の奏摺(『宮中檔雍正朝奏摺』2 輯, p.131) から分かるように、青海ホシュート部首長層とチベット人部族との間の統属関係自体はその後にも継続しており、清朝とそれらのチベット人部族との関係はあくまで儀礼的關係に限られていた。

³⁴ 『清代起居注冊(康熙朝)』台北所蔵 11 冊, 康熙 37 (1697) 年 2 月 9 日条から 2 月 11 日条。

あったかは不明ではあるが³⁵、この間の経緯について 18 世紀初頭にロサン=ティンレーが記した『ジェブツン=ダンパー世伝』(73a) には、以下のような興味深い記録が残っている。

新(1698)年 1 日、梅檀仏³⁶の傍でこの主(ジェブツン=ダンパ)と皇帝の 2 人は互いに謁見のカターを献上して、整った謁見をなさった。それから、メルゲン=チュージェがいらした居室(Tib. *gzims khang*)にお越しになって、多くのラマとオイラトのジャシ=バートルらの頭目数人と、アムドのナンソたちに謁見を賜った。その居室にいらしたとき、1つの宝座の上にこの主と皇帝の 2 人がともにおつきになった並びの上〔の座〕にこの主がおつきになった。6 日に暢春園³⁷にいらした。……22 日に再び宮殿(紫禁城内)にいらした。27 日に皇帝とともに五台山にお向かいになって、そこにいらした僧衆たちに茶布施と割布施や多くの經典の伝承と許可灌頂を賜わった。

ここに示した『ジェブツン=ダンパー世伝』の記述は、康熙帝より上座に座ったことなどには誇張が含まれていると考えられるが、暢春園に向かった日付と五台山へ向かった日付は、『起居注冊』における康熙帝の行動の日付と一致しており、信憑性は高いといえる。この記録によると、1 月 1 日にジェブツン=ダンパは、メルゲン=チュージェの住持する弘仁寺でジャシ=バートルやアムド地方のナンソらと康熙帝とともに謁見したという。メルゲン=チュージェは、アムド東部のパージョ寺出身で、当時、京城扎薩克大喇嘛の地位にあった北京のチベット仏教界の最有力者であった[池尻陽子 2013: 105-107]。上記の記録だけでは、メルゲン=チュージェもこの場に同席したかは不明だが、康熙帝はアムド地方出身で扎薩克喇嘛制度の頂点に位置づけたメルゲン=チュージェの住持する寺院を謁見の場として設定し、メルゲン=チュージェを清朝内で厚遇していることを示すことで、青海ホシュート部首長層やアムド地方のチベット人部族の清朝への帰順を促したのである。

以上の考察から、アムド地方のチベット人の統属関係や青海ホシュート部首長層とジューン=ガルとの間の婚姻など、ジューン=ガルと対するうえで、アムド地方の勢力との関係を深める必要があることを康熙帝は認識するに至り、青海ホシュート部諸首長とアムド地方のチベット人諸部族の国師やナンソの入朝を求めた。そして、清朝は 1697 年末にジャシ=バートルやアムド地方のチベット人部族の有力者らを入朝させることに成功し、青海ホシュート部との間で封爵を通じた関係を築くとともに、北京の弘仁寺や山西省の五台山にてチベット仏教を通じた関係をも同時に演出して、清朝への帰順を促したのである。しかし、

³⁵ 承志[2009: 89]は、「康熙朝満文硃批奏摺」(機構包 14, 97-201 コマ)所収の無年月の理藩院の奏摺に基づき、チャクナ=ドルジェも康熙帝に同行して五台山を訪問し、そこで康熙帝がジャシ=バートルとチャクナ=ドルジェに対して青海ホシュート部首長層を北京に連れて来るよう「密旨」を下したという。しかし、青海ホシュート部首長層の北京入朝を促したのは公然の事実であるので、奏摺中の *Man. narhūšame* は「密かに」ではなく「詳らかに」と解し、ジャシ=バートルとチャクナ=ドルジェに対して「詳らかに」旨を下したと解するのが妥当であろう。

³⁶ おそらく紫禁城内の西部に位置し、後に京師の僧を管理する印務処が設置される弘仁寺(梅檀寺と俗称される)[池尻陽子 2013: 169]の内にある梅檀仏を指しているのであろう。

³⁷ 紫禁城の西北、円明園の南に位置する庭園である。

ジューン=ガルとの間で婚姻を通じて良好な関係を構築していた青海ホシュート部首長層は、過度に清朝に傾倒するのを嫌い、ラサンを含むダヤン=ハンの家系とダライ=バートルの家系の首長、さらにジューン=ガル系のセプテンジャルは「牧地の監視」や「葬儀」などの理由で1697年の入朝には参加しなかった。特にダヤン=ハンの家系とダライ=バートルの家系の首長はダライ=ラマのもとへの訪問を優先し、青海ホシュート部総体として清朝・ジューン=ガル・ダライ=ラマ政権三者間の動向の推移に対応できる体制を築いていたのである。

第二節 ラサン=ハンのチベットの实権掌握に至る経緯

第一節で明らかにした通り、ラサンは1697年には北京に入朝せず、1701年初頭にダライ=ハンが死去すると、その2年後の1703年にラサンはチベットのハンに即位した。ラサンの青海における立場について手塚利彰[1995: 95-100]は、即位後のラサン体制がダヤン系とドルジ系³⁸の傍系王族の支持に拠っていたことから、ダヤン=ハン以来のハンの権力基盤の重心が青海にあったことを指摘した。また、ラサン=ハン即位の過程については、烏雲畢力格[2008]が『蒙古堂檔』や「康熙朝滿文硃批奏摺」を駆使して1700年以降のラサンの行動を具体的に明らかにし、従来の研究では不仲であったとみなされてきたラサンとサンゲ=ギヤムツォとの関係が、ラサンの即位前には良好であったものの、即位後に悪化したことを明らかにした。ただ、これらの先行研究では、即位前のラサンと青海ホシュート部首長層との関係や、チベットで政治権力を確立して清朝がそれを追認した背景は、十分に検討されていない。そこで本節では、『ダライ=ラマ六世伝』や『パンチェン=ラマ二世伝』を併用して、1697年の北京入朝の時期に遡ってラサンの行動を分析していく。

1698年初頭、ジャシ=バートルら北京に入朝していた青海ホシュート部の一部の首長らに対して、清朝は親王以下の爵位を授与した。入朝に参加しなかったラサンは、1698年4月頃に北京から帰還したジャシ=バートルを他の首長らとともに西寧まで迎えに行っており³⁹、1698年初頭においてラサンは他の首長と協調して行動していたといえよう。

その後ラサンは、青海を離れて中央チベットに向かい、1698年10月末にボショクト=ジノンの子ゲンテルらとともに、シガツェ (Tib. gzhis ka rtse) のパンチェン=ラマのもとを訪問している⁴⁰。注目すべきは、『パンチェン=ラマ二世伝』において、ラサンがシガツェに到着した際の記述では「王子ラサン (Tib. rgyal sras lha bzang)」と記されているのに対して、12月6日の記事では2度にわたって「王ラサン (Tib. rgyal po lha bzang)」と記されること

³⁸ ダヤン系とは、グーシ=ハーンの第1子ダヤン=ハンの家系、ドルジ系とは、グーシ=ハーンの第6子ダライ=バートル=ドルジの家系ということである。

³⁹ 康熙37(1698)年4月20日付のチャクナ=ドルジェの奏摺「康熙朝滿文硃批奏摺」案巻号282, 860-864コマ。

⁴⁰ 『パンチェン=ラマ二世伝』192b。

である⁴¹。この後、ラサンが即位するまで、『パンチェン=ラマ二世伝』においてはラサンを「王子ラサン」と記しており⁴²、この2例の記述をもってラサンがハンに即位したとみなすことはできない。しかし、この2例のみ王 (Tib. rgyal po) と記されるのは不自然であり、少なくともラサンが後のハン即位を前提としてパンチェン=ラマと面会するなど、事前工作を進めていたと考えられる。

その推測を補強するのが、パンチェン=ラマとの面会後の1699年4月頃の『ダライ=ラマ六世伝』の記述であり、以下のようにある⁴³。

王子ラサンは、王の年齢が高いことにもない、ダンジン=ワンジャル (Tib. bstan 'dzin dbang rgyal)⁴⁴とご親族の内でご相続の取り分の区切りも決定していないので、[それを]決定することに応じて、しばらくチベットにお留まりになるべきというご命令を受け取った。

ここで明らかなように、ラサンの父ダライ=ハンが高齢であるので、ダライ=ラマの指示によって兄ダンジン=ワンジャルらとの間で、ダライ=ハンの遺産相続についてあらかじめ決定することとなったという。

以上の『パンチェン=ラマ二世伝』と『ダライ=ラマ六世伝』から確認できるラサンの行動を整理すると、1697年末の北京への入朝を断った後、1698年夏頃にラサンは中央チベットへ向かい、1698年10月にシガツェでパンチェン=ラマと面会し、その後1699年4月にはラサでダライ=ハンの遺産相続の問題を処理したのである。

さらに、ラサンのチベットへの移動について、1786年にスンパ=ケンポが著した年代記『青海記』(7b)では、以下のように記されている。

ラサンは〔北京に〕行かずに、後年、戊寅(1698)年にボロ=チュンケク⁴⁵からチベットを中心(ウー地方)にお出でになって、先のモンゴルの王たちがいらっしやった土地に住んだ。

ダライ=ラマの命によってダライ=ハンの遺産相続の処理のためにラサに留まっていたラサンは、1700年には青海の自身の牧地に帰還しており、自身の青海における牧地ボロ=チュンケクから完全に離れるのはダライ=ハンが死去した1701年初頭である。『青海記』にて、ラサンの中央チベットへの移動を、最終的な移動より前の1698年と記録されているのは、誤った情報とも考えられるが、ここでは、ダライ=ラマやパンチェン=ラマに対するハン即位に向けた事前工作を開始した年と合致していることに注目すべきであろう。すなわち、『青

⁴¹ 『パンチェン=ラマ二世伝』193b.

⁴² 1702年6月頃の記事(『パンチェン=ラマ二世伝』212a)や、1703年5月の記事(『パンチェン=ラマ二世伝』214a)などから確認できる。

⁴³ 『ダライ=ラマ六世伝』352a.

⁴⁴ ダライ=ハンの長子で、ラサンの兄にあたる。ダンジン=ワンジャルは病気がちであったようで[烏雲畢力格2008:86]、1704年の夏までには死去していたことが『パンチェン=ラマ二世伝』(218b)からも確認できる。

⁴⁵ 西寧の西北から東流して黄河に注ぐ湟水の上流域に位置し、ラサンの牧地に当たる。

海記』においてラサンの中央チベットへの移動を 1698 年としているのは、1698 年以降にラサン=ハンが行ったダライ=ハンの後継者となるためのチベットでの事前工作を含めてそのように記述しているのであろう。

さて、1699 年にダライ=ラマのもとを訪問した後、おそらく青海でのダライ=ハン属民の分配等処理するためにラサンは青海に帰還した。康熙帝が青海ホシュート部招撫のために西寧に派遣していたチベット仏教僧チャクナ=ドルジェは、1700 年にラサン・チャガン=ダンジン・チェチェン=タイジ=セプテンジャルらの入朝を実現させようとしていた。しかし、西寧に駐節していたチャクナ=ドルジェ・副都統アナンダ⁴⁶・主事ボージュら清朝内の 3 人の間で見解の齟齬が生じ、結果的にチャガン=ダンジンだけが北京に入朝することとなった。その顛末は、「康熙朝満文硃批奏摺」に収録されている理藩院の無年月の奏摺に詳細に記されている⁴⁷。ここでは、その奏摺から、ラサンの動向に関係する部分を検討する。

当時、康熙帝はパンチェン=ラマの北京訪問をサンゲ=ギヤムツォやパンチェン=ラマに求めていたが、彼らは様々な理由によってそれを拒否していた⁴⁸。そのような状況において、1700 年 7 月頃に、親王ジャシ=バートルらとチャクナ=ドルジェの間では、以下のような交渉が展開していた⁴⁹。

王ジャシ=バートルらが「みなで議して、ラサンとチェチェン=タイジを西土（中央チベット）に遣わして、パンチェンを急かせるよう語って〔パンチェンを〕連れて来させたいと思う」と告げに来たので、我（チャクナ=ドルジェ）は「ラサンの父ダライ=ハンと兄ダンジン=ワンジャルはみなディバのもとにいる。ラサンは、また定まらない人である。今、西土に行きたいということは、別の心があるかもしれない。ちょうど、王がかように告げに来たので、ラサンを西土に遣わすよりは『主の睿鑑に叩頭しに行くがよい』と導くよう語り試してみたい。もしも主の睿鑑に叩頭しに来れば、主の慈しみ深い睿鑑を見て、徳化して遵うだろう」と思って、王ジャシ=バートルに……〔使者を〕遣わした。

ジャシ=バートルは、ラサンとチェチェン=タイジとセプテンジャルを遣わして、パンチェン=ラマの入朝を促そうと提案したのである。この提案に対してチャクナ=ドルジェは、ラサンは 1697 年に北京に入朝せず、父ダライ=ハンや兄ダンジン=ワンジャルとも異なり、

⁴⁶ ガルダンとの戦争で活躍した蒙古旗人である〔岡田英弘 2013: 163〕。

⁴⁷ 「康熙朝満文硃批奏摺」機構包 14, 97-201 コマ。承志〔2009: 89-92〕は、本奏摺に基づき、康熙帝の「側近」チャクナ=ドルジェとボージュ 2 人が相互に監視しあっていたことを指摘している。ただし、承志はラサンの行動について史料上で「Man. wargi ba」すなわち「西の地」へ移動するとあるものを、ジュン=ガルへの逃亡と誤解している。当時の史料において、wargi ba は中央チベットを指す語であり、実際のラサンの行動と史料上の文脈から判断しても、中央チベットへの移動を示していることは明白である。

⁴⁸ 1697 年以來サンゲ=ギヤムツォは回答を引き延ばし〔岡田英弘 2013: 226-234〕、1700 年時点でも弁明を続けていた（「ダライ=ラマの上奏する書」『蒙古堂檔』16 冊, pp.74-78（満文）、78-84（モンゴル文））。

⁴⁹ 「康熙朝満文硃批奏摺」機構包 14, 144-146 コマのチャクナ=ドルジェの供述。

サンゲ=ギヤムツォのもとにいるわけでもない「定まらない人」であると認識し、まずはラサンを入朝させることが必要だと説いている。そして、態度を鮮明にしないラサンが中央チベットに赴いては、不測の事態が生じる可能性があるので、まずは北京に入朝させて、清朝の影響下に入れる必要があると考えていたのである。

しかし、チャクナ=ドルジェはラサンに入朝を強く勧めたものの、ラサンは入朝を頑なに拒んでいた。1700年11月末には、ラサンが自身の牧地ボロ=チュンケクにて兵を整えてチベットに行くという情報がジャシ=バートルからもたらされた⁵⁰。これに対しジャシ=バートルは、ラサンがチベットへ移動するならば、兵を備えて止めさせようと考え、その旨をチャクナ=ドルジェに報告した⁵¹。しかし、チャクナ=ドルジェは、思うように進まない青海ホシュート部招撫の成果を少しでも示そうと考え「ラサン1人が西土に行ったことに、どうして恐れることがあろうか」と述べ⁵²、11月末にチャガン=ダンジン1人を連れて北京へと向かった。ただ、副都統アナンダはラサンの行動を注視し、ラサンへ使者を派遣して、中央チベットへ移動する理由を問うたところ、ラサンはチャクナ=ドルジェに入朝を迫られたため追い詰められて退避したと主張した⁵³。ラサンは、自身の牧地から出て僅かの地で雪により多大な損害を受けていたが、このような苦難の多い冬季の移動を敢行したのは、北京への入朝を何としても回避するためだったと考えられる。1697年末のジャシ=バートルらの入朝の際に、康熙帝は秋に入朝するよう指示したように、この時期に西寧近郊には、チャクナ=ドルジェに北京へ連れて行かれる恐れがあったため、多少の犠牲を払ってでも西寧を離れることを優先したのである。このような状況となったため、康熙帝はラサンに対して青海に戻ってくるように指示し、中央チベットへ行くのをやめさせようとしていた[烏雲畢力格 2008: 87]。

しかし、この直後に中央チベットで父ダライ=ハンが死去したため⁵⁴、ラサンは青海に戻らずそのまま中央チベットへ向かった。2月23日に康熙帝のもとに届いたラサンの上奏⁵⁵には、以下のように記されている。

比類なき良い旨が小人我の頭の上を下って来たとき、この上ない喜びを得た。「旨に遵い住地に戻って行きたい」と言ったが、我の父たる主（ダライ=ハン）が天寿を全うしたので、上主⁵⁶に「来い」と言ったお言葉があった。我らにこのような大事となったの

⁵⁰ 「康熙朝満文硃批奏摺」機構包 14, 156-158 コマのボージュの上奏。

⁵¹ 「康熙朝満文硃批奏摺」機構包 14, 174 コマのアナンダの供述。

⁵² 「康熙朝満文硃批奏摺」機構包 14, 189-192 コマのチャクナ=ドルジェの供述。

⁵³ 「康熙朝満文硃批奏摺」機構包 14, 100-103 コマにラサンの上奏が引用されており、その原文は「ラサンの上奏する書」『蒙古堂檔』16冊, pp.180-182 (満文), pp.182-185 (モンゴル文) である。そこでは、「ディバは我らの敵。汝はディバと1つである。1つであることを〔我は〕知った」とチャクナ=ドルジェに追い詰められたと釈明している。

⁵⁴ ダライ=ハンの死は1701年1月22日であり[Petech, Luciano 1966: 270]、それは康熙39年12月13日に当たる。

⁵⁵ 「ラサンの上奏する書」『蒙古堂檔』16冊, pp.225-226 (満文), pp.227-228 (モンゴル文)。

⁵⁶ モンゴル文では *deger-e ejen* と表記されている。抬頭していないので清朝皇帝を指すとは

で、行かないわけにはいかない。このことを大いなる慈悲で鑑みてほしい。鑑みてほしい。

このように、ラサンはダライ=ハンが死去したことを理由に、そのまま中央チベットに行くことを望んだのである。この上奏に対して、康熙帝は「分かった」と述べており⁵⁷、結果的にラサンはダライ=ハンの死を理由に中央チベットへ向かうことを康熙帝に了承されたのである。烏雲畢力格[2008: 87]は、チャクナ=ドルジェに入朝を迫られたため、ラサンは自身の牧地から中央チベットに退避したと指摘しているが、前述の1697年以後の経緯に鑑みれば、ラサンが1700年に入朝を強く勧められたにも関わらず、一貫してそれを拒否した理由は明白であろう。つまり、ラサンはダライ=ハンの後継者となるために、1698年以後、中央チベットで事前工作をしており、ダライ=ハンの死が間近に迫っていたため青海を離れて北京に赴くわけにはいかなかったのである。そして、清朝への入朝の時期である冬季が到来したので、多少の犠牲を払いつつも西寧近郊から離れ、ダライ=ハンの死とともに康熙帝の了承を得て、中央チベットへ移動したとみなされるのである。

青海を離れてチベットへ移動したラサンであったが、ラサンの勢力は、ダライ=ハンが率いたダム⁵⁸のハン家直属の集団と、青海から連れてきた千に満たない属下の兵だけであった。そのため、ラサンはこれ以降、勢力の確保を目指すことになった。康熙40(1701)年10月6日付の西安將軍ボジとチャクナ=ドルジェの奏摺に、その具体的な事例が報告されている⁵⁹。

奴才ボジとチャクナ=ドルジェの謹み上奏することは、奏聞するため。10月初5日、親王ジャシ=バートルは配下のエムチ、ダライ=ダイチンは配下のエルケ=ジャイサンを遣わして、奴才我らに告げに来たこと「王ジャシ=バートル我の管下のムル=ウス河に住んだラトヌという番人の百戸をラサンが掠奪した。また、ダライ=ダイチン我の管下ジルケン=タラ (Man. jiruke tala < jiruken tala) ⁶⁰に住んだ番人ニヤムス、ナンチン等の輩を多く掠奪した。かようなので、王ジャシ=バートル我のケネク=エルケ=タイジ、ダライ=ダイチン我のナムジャ=ダシ=タイジこの2人をラサンに遣わして『ラサン汝は我らのここ(青海)を去ってから所々で乱暴な振る舞いをし、我らの属下の輩を掠奪したことは甚だ不当である。汝の掠奪した我らの属下の輩を、みなすぐに我らに返還せよ。

考えられず、ダライ=ハン或はダライ=ラマを指しているのであろう。なお、この部分について満文では「そこから」と訳出しており、字形が酷似している *ejen* と *eče* を混同した満文の翻訳の誤りか、モンゴル文の誤写のいずれかと考えられる。モンゴル文自体も実際の書簡ではなく、清朝の官員が筆写した録副であり、満文とモンゴル文のいずれがラサンの上奏の原意を反映しているか判断できないが、ここではチベット側からラサンに対して中央チベットに来るように指示があったという意味である。

⁵⁷ 前掲の「ラサンの上奏する書」の文書処理に関する注記(『蒙古堂檔』16冊, p.228)における康熙帝の言葉。

⁵⁸ ラサの西北にあるナムツォ (Tib. gnam mtsho) の東側の湖畔の地域を指す。

⁵⁹ 康熙40(1701)年10月6日付の西安將軍ボジとチャクナ=ドルジェの奏摺「康熙朝満文硃批奏摺」案巻号361, 499-502コマ。

⁶⁰ 「雍正十排図」7排西3によると、ムル=ウス河の南を流れるゲルギ河の南岸に Man. ningtang jiruken tala という地名があり、この地のことである。

返還しなければ、我らは軍を差し向けて行って汝を捕らえる。汝は、ダライ=ラマのそこに行け。さもなければ、我らのここに来い』と告げよと命じている。……』と告げに来させている。

ムル=ウスは金沙江の上流にあたり、中央チベットと青海の境界に位置する。本件は、ムル=ウス流域と、さらに南のジルケン=タラ付近で、ジャシ=バートルとダライ=ダイチンが支配していたチベット人（番人）をラサンが掠奪した事件である。ラサンは親王ジャシ=バートルやダライ=バートルの子ダライ=ダイチンといった有力首長との争いも辞さず、自身の牧地を離れ青海湖周辺のホシュート部首長層から距離を置いて、中央チベットとの境界地帯で青海ホシュート部の首長らが支配する属民を掠奪し、チベットのハンとなるべく勢力を拡大していったのである。

中央チベットへ向かったラサンの次なる課題は、ハンに即位することであった。Petech, Luciano[1966: 271]は 1703 年時点でラサン=ハンと摂政サンゲ=ギャムツォが対立していたと推測し、山口瑞鳳[2006: 84]は、ダライ=ハンの死後ラサン=ハンの即位まで 2 年間の間が空き、サンゲ=ギャムツォの露骨な妨害があったと指摘している。しかし、ハンへの即位には、ダライ=ラマからのハン号授与が必要であり、摂政サンゲ=ギャムツォが政治上の実権を握っていた当時の状況に鑑みれば、サンゲ=ギャムツォの信任を得られなければラサンはハンに即位できなかつたはずである。清朝の檔案史料を駆使してラサン=ハンの即位過程を分析した烏雲畢力格[2008: 87-88]は、即位までの 2 年間の空白はダヤン=ハンとダライ=ハン即位の際にもあったことであるので、ラサン=ハン即位前に何らかの特別な事情があったとはいえないと指摘した。その上で、サンゲ=ギャムツォがムル=ウス流域におけるラサンの勢力拡大を支援していた事実を見出し、即位前のラサンはサンゲ=ギャムツォと協調しており、ハンへの即位に対してサンゲ=ギャムツォからの妨害はなかつたと結論付けている。

当時のサンゲ=ギャムツォは、ダライ=ラマ五世の死を秘匿し六世を選出した問題などによって、清朝から厳しく追及されており、自身の協力者としてラサンに目を付けたのであろう。1702 年にダライ=ラマ六世が沙弥戒を返上して還俗した際には、サンゲ=ギャムツォはセラ・デプン・ガンデン三大僧院の僧院長らに加えてラサンもパンチェン=ラマのもとに派遣してダライ=ラマ六世の説得に当たらせており、ラサンとサンゲ=ギャムツォの両者は協力して事態の收拾に当たっていた[烏雲畢力格 2008: 87-88]。そして、この協力関係を背景として、1703 年 6 月までに、ラサンはテンジン=チンギル=ギェルポ (Tib. bstan 'dzin jing gir gyal po⁶¹) という称号を得てハンに即位することとなった⁶²。つまり、即位までの 2 年間の

⁶¹ ラサン=ハンの称号中、護法を意味する Tib. bstan 'dzin の語が実際の授与の際に冠されていたかについては、複数の見解が提されている。石濱裕美子[2001: 108-120]は、『スンパケンポ自伝』等に依拠して護法の語が冠されていなかったと判断している。一方、Petech, Luciano[1966: 273]は『パンチェン=ラマ二世伝』に基づいて護法の語が冠されていたとみなしている。ここでは、『パンチェン=ラマ二世伝』の記録に基づいた。

⁶² 楠木賢道[2006: 横組 87-85]は、チャクナ=ドルジェの奏摺により、ジャシ=バートルがハンの任命に関与した可能性を指摘した。当時のラサンとジャシ=バートルは対立していたこ

空白は、サンゲ=ギャムツォから見れば、ラサンが自身の協力者たりえるかを見極めるための期間であり、ラサンから見れば、即位のためにサンゲ=ギャムツォの信任を得るための期間だったのである。

ラサンはハンに即位するために、中央チベットにおける政治上の実権を握っていた摂政サンゲ=ギャムツォと良好な関係を築かなければならなかった。また、摂政サンゲ=ギャムツォは、清朝からは厳しく糾弾され、青海ホシュート部からはダライ=ラマ六世選出に疑惑の目を向けられて孤立し、自身の協力者を求めていた。ここに両者の利害の一致があり、サンゲ=ギャムツォとラサンは、ラサン=ハンに即位まで良好な関係を保つことになったのである。しかし、ガルダンとの戦争に勝利した康熙帝は、ダライ=ラマ五世の死を隠してガルダンを操ったサンゲ=ギャムツォをチベットの政治上から排除する必要があると認識していた。康熙帝のこのような認識の背景には、サンゲ=ギャムツォへの不信感だけではなく、ジューン=ガルのツェワン=ラプタンの存在があったと考えられる。ツェワン=ラプタンは、ガルダンの甥であり、父のセンゲが1670年に死去したため幼少時はガルダンの保護下にいた。しかし、徐々にガルダンとツェワン=ラプタンの関係は悪化し、1689年初頭にガルダンがツェワン=ラプタンを殺害しようとして、両者の関係は完全に決裂した。そして、ガルダンがハルハの内紛に介入し清朝軍と戦闘している際に、ツェワン=ラプタンはジューン=ガルの本拠地の勢力を完全に手中に収め、清朝と連絡を取りガルダンを孤立させていた[岡田英弘 2013: 93-94]。ガルダンの生前、清朝とツェワン=ラプタンの関係は良好であったものの、ガルダンの死後にはガルダンからの投降者の引き渡しなどをめぐって両者の関係が緊張することもあり、基本的に平和的な関係にあったとはいえ、清朝は交易の停止などによってツェワン=ラプタンに対して圧力を加えることもあった[澁谷浩一 1996: 73-75; 1997: 60]。

さて、1701年7月に康熙帝のもとに到着したツェワン=ラプタンの上奏には、以下のよう
に記されている⁶³。

ツェワン=ラプタンの上奏する書。康熙帝の睿鑑にツェワン=ラプタンの謹み上奏すること「ツォンカパの仏教政治を恭い70年となった」と〔康熙帝は〕旨を下したが、ディバ（サンゲ=ギャムツォ）をまだかように留めると、いずれ仏教政治に悪となることを衆人はみな知る。ただ、この1人の悪の故に軍をやれば、地は広く、衆生は憂えるようになってしまうので、青海のタイジらに「ディバを捕らえて送って来い、別のことを元の通りにせよ」と委ねればよいだろう。もしも「できないのではあるまいか」と疑うなら、我自身が助けたとき、衆生を苦勞させず、〔ディバを〕捕らえることができる。

とから、ジャシ=バートルが望んでラサンをハンに指名したとは考えにくい。ただ、チベットのハンがダヤン=ハンやダライ=ハンのような政治上の実権を持たない存在として認識されていたと考えられ、ラサンのハン即位による影響は少ないと考えてジャシ=バートルが追認した可能性はあるだろう。

⁶³ 「ツェワン=ラプタンの上奏する書」『蒙古堂檔』16冊, pp.450-451 (満文), pp.452-453 (トド文)。

ツェワン=ラプタンは、サンゲ=ギャムツォ1人が事態の混迷を招いたので、サンゲ=ギャムツォを排除しない限り、問題が解決しないと述べている。更に、サンゲ=ギャムツォを捕らえるために青海ホシュート部の軍事力だけでは足りないのであれば、ツェワン=ラプタン自身も軍を派遣することを提案し、清朝の動きを牽制している。ツェワン=ラプタンにとっても、ダライ=ラマ五世の死を隠しガルダンを操ったサンゲ=ギャムツォは警戒すべき人物であったが、康熙帝のサンゲ=ギャムツォへの不信感を利用して、チベットに介入する口実としていたのである。ガルダンとの戦争において一時的に協力していたとはいえ、このようなツェワン=ラプタンの言動によって、康熙帝はツェワン=ラプタンのチベットへの介入に警戒を強めたと考えられ、その口実となりうるサンゲ=ギャムツォをチベットの政治上から排除する必要があると認識していたといえよう。

清朝やジューン=ガルのこのような認識のもとでは、ラサン=ハンが即位したとはいえ、それはサンゲ=ギャムツォの支持によるものであり、サンゲ=ギャムツォが権力を掌握した状態での即位は、チベット情勢において事態の変化を意味しなかった。そのため、1703年の即位の段階では、康熙帝はラサン=ハンに使者を派遣するなどの措置は取らなかった。ラサン=ハンも、康熙帝がツェワン=ラプタンを警戒していたことは把握していたであろうし、自身にとってもツェワン=ラプタンの軍事介入は阻止しなければならないと考えていたであろう。その結果、ラサン=ハンが康熙帝の支持を得た上で自身の権力確立を目指し、サンゲ=ギャムツォと対立するようになり、ラサン=ハンとサンゲ=ギャムツォの間の緊張が高まっていったのである。

そして、サンゲ=ギャムツォは先手を打ってラサン=ハンを毒殺しようとしたものの、それは未遂に終わり、ラサン=ハンが1705年7月末にはサンゲ=ギャムツォに追い詰められたため、やむを得ずサンゲ=ギャムツォを攻撃することを康熙帝に通告した。この報告を聞いた康熙帝は、これまで鬱積していたサンゲ=ギャムツォへの不信感もあり、了承している[楠木賢道 2008: 179-181]。そして、ラサン=ハンがサンゲ=ギャムツォを殺害し、中央チベットにおける実権を掌握することに成功した。楠木賢道[2008: 179-180]は、ラサン=ハンがサンゲ=ギャムツォ殺害を事前に康熙帝に通告するという「規範意識」を持っており、康熙帝にとって歓迎すべきものであったと指摘しているが、ラサン=ハンにとっては康熙帝の指示を取り付けるためという政治的判断に基づいて通知したものでいよう。

康熙帝は、サンゲ=ギャムツォが選出したダライ=ラマ六世を北京に護送するよう、すぐにラサン=ハンに指示し、清朝からラサンに改めてハン号を授与することを検討し始めた。康熙 44 (1705) 年 12 月 26 日付の議政大臣兼領侍衛内大臣の宗室オフィらの奏摺には以下のようにある⁶⁴。

ラサンがディバを殺したことは甚だ嘉すべきなので、ディバがラサンに与えたチンギ

⁶⁴ 「康熙朝満文硃批奏摺」機構包 29, 887-892 コマ。なお本奏摺は、烏雲畢力格[2007]が原文から翻訳して内容を簡潔に紹介している。本奏摺には、奏摺の原文に対する修正を含めた康熙帝の硃批が多数確認でき、必要に応じて註で奏摺の原文と比較する。

ス=ハンという名⁶⁵を替えて、彼の父のダライ=ハンの称号を与えたい。黄教を弘めることにパンチェンがいるので、ジョーやタシルンポ⁶⁶等の多くの寺院のラマたちをなお、元の通りに読経させ、使者や施主たちを行かせたり、商売させたりする一切のことを、全て以前の通りにしたい。ここに、大臣⁶⁷を1人出して、青海の王・貝勒・貝子・公・台吉らの使者たちのうち、馬で駆けることができる良い人を各1人出して、馱馬に乗せて青海に送って、王・貝勒・貝子・公・衆台吉らを集めて、これらの事情を明らかに告げて、心を一つにするよう語り、書を記してこの行った官吏に委ねて、一方で上奏し、一方でラサンのもとに行つて⁶⁸、ダライ=ラマと称する者を送って来させる事情を明らかにするため、勅書を持って行くように⁶⁹。このため遣わすべき大臣・官吏・ラマを、該部から上にご覧に入れるよう上奏するように。更に青海の王・多くの台吉ら・ラサンは、みなグーシ=ハーンの子孫なので、ダライ=ラマと称する者を送って来るとき、ラサンの力が足りなければ、青海の王や台吉らの中から、誰某が助けに行つてほしいということを、旨を請い上奏するように⁷⁰。

まず、ラサン=ハンについては、サンゲ=ギャムツォ殺害を高く評価しており、サンゲ=ギャムツォが与えたチンギス=ハンという称号を改めて、清朝から新たにハン号を授与しようとしており、康熙帝はこれを機にラサン=ハンを清朝の影響下に置こうとしたのである。注意すべきは、「ダライ=ハンの号を与えたい」と記されている点である。ダライ=ハンがダライ=ラマから授与された称号は Tib. *bstan 'dzin da la'i rgyal po* であり、康熙帝がラサン=ハンに与えた翊法恭順汗という称号とは異なる⁷¹。ただ、ラサンのハン号に冠されている翊法、す

⁶⁵ ダライ=ラマ六世がラサン=ハンに授与したテンジン=チンギル=ギェルポ (Tib. *bstan 'dzin jing gir rgyal po*) のチンギル=ギェルポの部分のモンゴル語表記である。

⁶⁶ パンチェン=ラマの住持したシガツェの寺院である。

⁶⁷ 「大臣 (Man. *amban*)」の部分は、奏摺の原文では「官員 (Man. *hafan*)」とある。康熙帝がこの案件を非常に重要と考え、大臣を直接派遣させようと考えていたことが分かる。

⁶⁸ 「一方で上奏し、一方でラサンのもとに行つて」の部分は、奏摺の原文には「上奏した後、更にラサンに遣わして」とあり、康熙帝は上奏と同時にラサン=ハンのもとに行き、迅速な対応が必要であると考えていたことが分かる。

⁶⁹ 「ダライ=ラマと称する者を送って来させる事情を明らかにするため、勅書を持って行くように」の部分は、奏摺の原文には「ダライ=ラマと称する者を送らせるか、或は今すぐにこの事情を明らかにするため書を送って、〔ダライ=ラマを〕送って来させるかを上から決断してくれまいか」とある。

⁷⁰ 「青海の王・台吉らの中から、誰某が助けに行つてほしいということを、旨を請い上奏するように」の部分は、奏摺の原文には「青海の王・台吉らで『ラサンに助力を行ないたい』という者がいれば、また上奏するように」とあり、青海ホシュート部の首長らの自発的な援助ではなく、清朝の指示によって、ラサン=ハンを援助させようとしていたことが分かる。

⁷¹ ラサン=ハンへの封冊の文面は、『蒙古堂檔』18冊, pp.2-4に満文の後半部分とモンゴル文が収録されており、満文の前半部分は『蒙古堂檔』13冊, p.101に収録されている。これらは、康熙45(1706)年1月29日に起草された。ラサン=ハンに授与された称号は、満文では *šajin be wehiyere ginggaun ijishūn han*、モンゴル文では *šasin-i tedkūgči kičiyenggūi jokiyaaltu qan* と表記されている。

なわち教を扶助するという意味から考えると、父ダライ=ハンと同様にチベット仏教の保護者としての役割を期待して、「ダライ=ハンの号を与えたい」と記したのであろう。また、ダライ=ラマ六世の護送については、硃批で康熙帝が細かく指示を与えており、議政大臣らの見解とは対照的に、迅速かつ積極的に対応する必要があると認識していたといえよう。

康熙帝は、ハン号の授与及びダライ=ラマ六世護送の指示のために 1706 年初頭に護軍統領シジュらを派遣し、シジュは康熙 45 (1706) 年 4 月 18 日にラサン=ハンのもとに到着し、ラサンにハン号を授与した。また、同年末にはダライ=ラマ六世は護送中に青海南部のクンガ=ノール湖畔で死去した。そして康熙帝は、サンゲ=ギャムツォが即位させたダライ=ラマ六世の正統性を否定し、ラサン=ハンが新たに選出したダライ=ラマ六世をダライ=ラマとして認めることとなった。この一連の過程を経て、康熙帝はラサン=ハンを介して、中央チベットに影響力を行使するようになったのである。

以上のように、即位前のラサンは、ダライ=ハンの後継者としてハンへの即位に向けて中央チベットで事前工作をしていたため、1697 年以来の清朝からの北京入朝の要求を断り続けざるをえなかった。1698 年には、パンチェン=ラマとダライ=ラマのもとに訪問し、高齢になっていたダライ=ハンの遺産相続の問題を処理し、ダライ=ハンが死去した 1701 年からは、サンゲ=ギャムツォと協力して自身の権力基盤を整えていたのである。そして、サンゲ=ギャムツォの許可を得てハンに即位すると、即位までとは逆にサンゲ=ギャムツォの協力が不要になり、ジュン=ガルの軍事介入の口実となりうるサンゲ=ギャムツォを殺害して、中央チベットの政治上の実権を掌握するに至った。ここで初めてラサン=ハンは清朝に対して恭順な姿勢を示して、サンゲ=ギャムツォ殺害などの行動について不問にされ、清朝からも新たにハン号を得ることとなった。そして清朝は、ラサン=ハンによる中央チベット支配を追認し、ラサン=ハン体制による安定を目指すこととなるのである。

第三節 郡王エルケ=バルジュルの死から見る青海ホシュート部内の分裂

ラサン=ハンはサンゲ=ギャムツォを殺害すると、康熙帝から改めてハン号を授与され、サンゲ=ギャムツォに代わって中央チベットにおける政治上の実権を掌握したが、その直後の 1706 年に青海では郡王エルケ=バルジュルが「自殺」するという大事件が発生する。本節では、1706 年の郡王エルケ=バルジュルの「自殺」がいかんにして発生したのかを分析し、それを通じて当該時期の青海ホシュート部の首長間関係の実態を明らかにする。

郡王エルケ=バルジュルは、前代の青海ホシュート部の総管であったダライ=バートルの孫に当たり、父ダライ=ダイチンの死去に伴って 1705 年に父の郡王位を継承した。しかしその直後の 1706 年には「諸昆弟の迫る所と為り自戕して死す」⁷² こととなった。これは、ダライ=バートルの孫にして、郡王の爵位を授与されていた首長が自殺に追い込まれるという大事件であるにもかかわらず、先行研究においては史料上の制約もあり、その原因など

⁷² 『王公表伝』巻 82、多羅郡王策旺喇布坦列伝。

は殆ど考察されていない。しかしこの時期は、ラサン=ハンがサンゲ=ギヤムツォを殺害して清朝からハン号を授与され、ダライ=ラマ五世やサンゲ=ギヤムツォに代わって中央チベットでの政治上の実権を掌握するという画期に当たる。また、1697年以來の清朝の介入の影響が青海ホシュート部内に広がっていたと考えられ、この事件の経緯を分析することで、ラサン=ハンが即位や清朝の介入の影響を浮かび上がらせることができると考えられる。そこで本節では、事件以前に遡って青海ホシュート部の首長間関係を追い、エルケ=バルジュルの死の背景を考察していく。

青海ホシュート部首長層の動向を示す史料は限られているが、ラサン=ハンが即位後間もなく、1703年7月頃に右翼の有力者チャガン=ダンジンが中央チベットへ行きたいとチャクナ=ドルジェに申し出ており、康熙42(1703)年8月26日付のチャクナ=ドルジェの奏摺には、以下のように記している⁷³。

貝勒ダイチン=ホショーチ=チャガン=ダンジンが「我自ら西土(中央チベット)に叩頭しに行きたい。我の弟ゲンテルのため、読経させたい」と我(チャクナ=ドルジェ)に告げていた。我の言「貝勒汝は、西土に行きたいというならば、上奏して行くべきである。上奏せずに行けば甚だ不適切である」と忠告しても従わない。貝勒ダイチン=ホショーチの言「我らは叩頭しに行って、終わったらすぐに戻って来る」と。見れば、彼がひたすら行きたいという心は固い。この8月初2日、彼の妻と一緒に出発して行った。

この中央チベットへの訪問自体は、亡き弟ゲンテルの供養を目的としたものであり、とりわけ特別な事情によるものではない。しかし、康熙帝の許しを得ずに訪問を強行したことは不可解であり、チャガン=ダンジンの中央チベット訪問の目的が問題となる。

その目的を知る手掛かりとして、翌1704年5月頃に青海に帰還したチャガン=ダンジンの言葉がチャクナ=ドルジェの奏摺に引用されており[楠木賢道 2006: 横組 83-81]、そこには興味深い記述がある。概要を示すと、チャクナ=ドルジェがチャガン=ダンジンに使者を派遣して、チベットの様子を尋ねたのに対して、チャガン=ダンジンは何事もないと語り、ラサン=ハンやダライ=ラマを賞賛していたというのである。しかし実際には、当時すでにラサン=ハンとサンゲ=ギヤムツォの関係は決定的に悪化しており、チャガン=ダンジンはその事実を隠して供述したことになる。そもそもチャガン=ダンジンは、1700年末にチャクナ=ドルジェに連れられて北京に入朝し貝勒に封爵されたが、1709年以降ジュン=ガルのツェワン=ラプタンと結託して、ラサン=ハンを陥れようとした首長で[石濱裕美子 2001: 288-294]、明らかにラサン=ハンと対立していたとみなされる。チャクナ=ドルジェもチャガン=ダンジンの供述に疑念を抱いており、ラサン=ハン即位後のチャガン=ダンジンの行動は不自然であり、ラサン=ハンと対立していたことを康熙帝に察知されないよう、チベット情勢が安定しているかのように装っていたのであろう。

⁷³ 康熙42(1703)年8月26日付のチャクナ=ドルジェの奏摺「康熙朝滿文硃批奏摺」案巻号280, 785-787コマ。

ラサン=ハンと青海ホシュート部首長層との関係については、サンゲ=ギヤムツォによるラサン=ハン毒殺未遂事件について報告する康熙 43 (1704) 年 9 月 18 日付のチャクナ=ドルジェの奏摺に引用される、ラサンの叔父プンスクがチャクナ=ドルジェに遣わした使者の供述が参考となり、そこには以下のようにある⁷⁴。

ラサンが西土（中央チベット）から彼の護衛テグスを遣わして「青海のタイジらの平安を問え。様子を見よ。ダライ=ダイチンらが京城に行って、光栄に待遇されたか、されなかったか、侍衛ラシらがどうして来たのかを、密かに情報を取れ。汝も問い調べ、情報を取れ。人が我に薬を飲ませたのを、ただ我の叔父プンスクに告げよ。別の人に決して聞かれるな」と言ったことに対して、我らの貝勒（プンスク）が返事して「青海のタイジらは、なお今まで通り互いに仲良い。ダライ=ダイチンを王とした。セプテンジャルを貝勒とした。アチ=ゴンボをも貝勒とした。アルダル=アガの子とゲンテル=アガの子を公とした……」といった。

このように、サンゲ=ギヤムツォに毒を盛られたラサン=ハンが注視していたのは、青海ホシュート部首長層の動向だったのである。特に、前年末に入朝したダライ=ダイチンらの情報を気にかけ、自身が毒を盛られた件は叔父プンスク以外には聞かれないように、とまで指示している。

自身が毒殺されそうになったにも関わらず、ラサン=ハンはなぜ青海の情報をここまで注視していたのであろうか。これは、ラサン=ハン自身が青海において確たる権力基盤を保持していなかったため、自身に協力する首長の動向を注視していたからだと考えられる。第一章で明らかにしたように、ハンはあくまでチベットのハンであり、青海においては一人の首長に過ぎなかった。そのため、サンゲ=ギヤムツォを排除するという大事件を起こす上で、青海において自身に協力する首長を見極め、その首長らと接触することがラサン=ハンにとっては必要だったのであろう。というのも、1703 年末に入朝した首長の中でも郡王・貝勒に封爵されたダライ=ダイチンとセプテンジャルは、手塚利彰[1995: 95-98]の指摘した 1707 年以降のラサン=ハン⁷⁵の支持勢力である。また、彼らは第一節で明らかにしたようにラサン=ハンと同様に 1697 年の北京入朝に参加していなかった。さらに、ダライ=ダイチンの孫プンスク=ワンジャルの妹は、セプテンジャルと婚姻を結んでいたという⁷⁶。この婚姻自体は、後に成立したものではあろうが、ダライ=ダイチン⁷⁶の一族とセプテンジャルとの関係の深さを示している。したがって、ラサン=ハン⁷⁶は即位前後から青海での権力基盤を確保

⁷⁴ 康熙 43 (1704) 年 9 月 18 日付のチャクナ=ドルジェの奏摺「康熙朝滿文硃批奏摺」案卷号 282, 908-912 コマ。

⁷⁵ 手塚利彰の指摘するラサン=ハン⁷⁵の支持勢力はドルジ系（ゲーシ=ハーンの第 6 子の家系）と、ダヤン系（ゲーシ=ハーンの第 1 子の家系）、更に青海ジュン=ガルのセプテンジャルである。なお、史料に現れるアチ=グンブは実際には入朝せず、別に 1704 年に封爵された（『皇朝藩部要略』巻 10, 厄魯特要略 2）。

⁷⁶ 無年月の年羹堯の奏摺（『宮中檔雍正朝奏摺』26 輯, pp.429-430）に、「朋楚克王渣爾は乃ち貝勒色卜藤渣爾^{プンスク=ワンジャル}の妻兄なり」とある。

するために、ダライ=ダイチンとセプテンジャルをはじめとする首長層に対して、自身への協力を促す働きかけを始めていたと考えられる。

しかし、1705年5月にダライ=ダイチンが没し、同年7月にエルケ=バルジュルが郡王の爵位を継ぐと、その僅か1年後の1706年夏にエルケ=バルジュルが死に追いやられるという事件が発生する。その直前の状況を報告したチャクナ=ドルジェの康熙45(1706)年6月16日付の奏摺には以下のようにある⁷⁷。

奴才我は、2人の王が互いに反目した事を、まさに旨を請い上奏して明らかにするべきであった。……奴才我自身(チャクナ=ドルジェ)が親王(ジャシ=バートル)のもとに到着して見ると、エルケ王(エルケ=バルジュル)の属下の隷民40戸余りを掠奪している。親王の言動や属下の輩はみな、たった今、エルケ王を征討したいという様子である。……双方の対立は非常に厳しくなるので、奴才我は俄かに〔関係が〕破綻することを恐れるので「エルケ王をしばらく退避させシラ=タラ⁷⁸に遊牧させて旨を待ちたい」と郎中エルランボーを遣わした。これらの輩が互いに心の中で思ったことの真偽は、いくら明らかに知らないといえども、親王ジャシ=バートルと貝勒ダイチン=ホショーチ(チャガン=ダンジン)の言や、彼らの属下の輩の様子は、みなラサンを甚だ怨んでいる。今、エルケ王の力は強く、ラサンに対して仲良いことを〔ジャシ=バートルらは〕知って、おそらく先にこれを征伐して〔その後〕ラサンを侵略したいという心がある。ダヤン=タイジ⁷⁹は親王の側なので、彼の旧ククイットという隷民1000余口を収めている。貝勒ダイチン=ホショーチとエルケ王の両人はもとより互いに合わないで、ちょうど親王に口実を作り行ないたいという様子は甚だ明らかに知られる。

1706年6月は、ラサン=ハンが康熙帝からハン号を得た直後であり、依然としてサンゲ=ギヤムツォの選出したダライ=ラマ六世は在世中である。ダライ=ラマの問題が未解決のこの時期に、ジャシ=バートルはラサン=ハン征討に先だって、ラサン=ハンと良好な関係にある郡王エルケ=バルジュルの属民を掠奪しているのである。ジャシ=バートルは、サンゲ=ギヤムツォを殺害して清朝から新たにハン号を獲得したラサン=ハンの一連の行動に対する不満が募っていたのであろう。また、ジャシ=バートル陣営には、チャガン=ダンジンに加えてエルケ=バルジュルと同じダライ=バートルの一族のダヤンまで協力している。ダライ=バートルの一族の首長同士の対立も生じていることから、相続の問題が関係している可能性も考えられるが、問題の根本はラサン=ハン突出した行動と、それを郡王エルケ=バルジュルが支持したことにあつたといえよう。

この件の続報は、康熙45(1706)年8月29日付のチャクナ=ドルジェの奏摺に記されており、その中に以下のようなジャシ=バートルの言葉が引用されている⁸⁰。

⁷⁷ 康熙45(1706)年6月16日付チャクナ=ドルジェの奏摺「康熙朝満文硃批奏摺」案巻号282, 961-967 コマ。

⁷⁸ 「大草灘」とも呼ばれ、涼州—西寧間の要衝に位置する草原地帯である〔佐藤長 1986: 451〕。

⁷⁹ ダライ=バートルの第2子サチュ=メルゲン=タイジの第2子である〔佐藤長 1986: 472-473〕。

⁸⁰ 康熙45(1706)年8月29日付のチャクナ=ドルジェの奏摺「康熙朝満文硃批奏摺」案巻

王ジャシ=バートルが我らに告げたこと「ラサンはすぐに処罰すべき人であった。聖主が許し処罰しなかった。去年、彼のダワ=ジャイサン=ハシハ⁸¹を京城に遣わして『諸々の事を全て旨に遵い行ないたい』と上奏したけれども、今、旨に背き行なっている。ラサンは西土を掌握しても満足せず、王エルケ=バルジュルと共に、密かに探りの手を入れて『西土の事を我が掌ろう、青海の事を汝が掌れ』と相談し定めて、エルケ=バルジュルが挙兵して我（ジャシ=バートル）を征討したいということを我に知らせるので、我も兵を備えていた。天が認めないので、エルケ=バルジュルは彼の属下の輩に殺されている。ラサンのかように行なうのを主はまた寛大に許すのか。本当にまた許せば、我らの青海の者は多く、1人2人が遵わないかもしれない。ラサンは主を騙し行なったので、主が我をもしも〔ラサンのもとに〕遣わすことがあれば、できる限り励み行ないたい。本当にラサンを征伐するよう軍をやれば、我らの青海の全てはみな行く。我らの家族、女子供はみな青海にいるので、疑うことはないだろう。我のこの言を大臣らが上奏してくれまいか……」……。

このように、ジャシ=バートルら多くの青海の首長は、ラサン=ハンが中央チベットの政治上の実権を掌握しただけでなく、青海にまで権力を及ぼそうとしたことに対抗して、ラサン=ハンに協力していた郡王エルケ=バルジュルを死に追い詰めたのである。ジャシ=バートルの供述によると、エルケ=バルジュルは属下の輩に殺害されたといい、清朝の編纂史料上において自殺と記されることと相違がある⁸²。実際にエルケ=バルジュルがどのように死去したかは定かでないが、彼が周囲から追い詰められたことは事実であり、その背景には、ラサン=ハンによるジャシ=バートルらの属民掠奪、サンゲ=ギャムツォ殺害等の事件を康熙帝が容認してハン号を授与したことへの不満があったのである。ジャシ=バートルが「(ラサン=ハンを)許せば、我らの青海の者は多く、1人2人が遵わないかもしれない」と供述しているように、ラサン=ハン征討のための軍を出すよう提案するなど、康熙帝のラサン=ハンへの優遇に対する不満を顕著に示している。

つまり、1706年のエルケ=バルジュルの死は、ラサン=ハン⁸¹の即位とサンゲ=ギャムツォ殺害に伴うラサン=ハン⁸²の権力拡大によって、青海ホシュート部内での力関係が大きく変化したことによって生じた事件だったのである。ジャシ=バートルやチャガン=ダンジン⁸³は、ダ

号 282, 990-997 コマ。

⁸¹ 手塚利彰[1995: 100-109]は、ダワ=ジャイサンが後にチベット政府のカロン (Tib. bka' blon) となるカンチェンネー (khang chen nas, ?-1727) と同一人物である可能性を示したが、確実な証拠の提示には到っていない。第三章で明らかにするように、ダライ=ラマの転生認定交渉において、ダワ=ジャイサンはたびたび清朝史料に登場し、康熙帝や清朝の官員とも面識があったはずである。にもかかわらず、カンチェンネーとしてチベットの政治の場に登場する際に、清朝史料の中で同一人物であることや過去の事績を一切記しておらず、同一人物であるという見解は疑わしい。

⁸² 当該時期の『起居注冊』には、この件に関する記録は残っていない。また、『聖祖実録』巻 226, 康熙 45 (1706) 年 7 月癸酉 (18) 日条には、「青海の多羅郡王額爾克巴爾都爾故す。遣官致祭す」とだけ記されている。

ヤン=ハンやダライ=ハンが中央チベットの政治上の権限を発揮しなかったのに対して、ラサン=ハンが康熙帝からサンゲ=ギャムツォの殺害を賞賛され、ハン号を授与されたことに不満を抱いたのである。また、ラサン=ハンが中央チベットでの政治上の実権を掌握しただけでなく、青海の首長らとの協力を模索し始め、前代の最有力者ダライ=バートルの孫であるエルケ=バルジュルと協力関係を築くに至り、青海での権力基盤を整えつつあった。そこで、青海の総管ジャシ=バートルはチャガン=ダンジンとともに、青海での実権を維持するためにエルケ=バルジュルを排除し、ラサン=ハンのこれ以上の権力拡大を阻止しようとしたのである。以上の考察を踏まえると、ラサン=ハンの即位前から青海ホシュート部はジャシ=バートル・チャガン=ダンジンを中心とする一派と、ダライ=バートルの子ダライ=ダイチンを中心とする一派の2大勢力に分かれつつあり、ラサン=ハン即位後に前者が反ラサン派、後者がラサン派として、ハンと総管を核として明確な対立の構図が形成されたのである。

更に注目すべきは、郡王エルケ=バルジュルの妻がジューン=ガルのツェリン=ドンドブの妹だった点である。本章第一節で明らかにしたように、青海ホシュート部の首長らは、清朝とジューン=ガルのどちらの陣営にも付くことができるよう、清朝との間で封爵を通じて、ジューン=ガルとの間で婚姻を通じて関係を維持していた。エルケ=バルジュルは清朝から郡王の爵位を授かり、ジューン=ガルとの婚姻も結んでおり、清朝とジューン=ガルの対立の推移に対応できるように置かれた布石の象徴と言える人物である。そのエルケ=バルジュルがラサン=ハン、ひいては清朝との間の関係を強固にしようとしたことが、清朝への過剰な傾倒にもなりかねないので、大きな反発を招いたという側面もあったと考えられる。

青海ホシュート部の首長らは、清朝とジューン=ガルどちらに味方するか態度を保留して、チベット仏教の有力施主としてチベットでの影響力を保つ体制を確保しようとしていた。しかし、ラサン=ハンがサンゲ=ギャムツォを殺害したことで、ダヤン=ハンやダライ=ハンのように政治上の実権を伴わないハンではなくなり、ラサン=ハンがサンゲ=ギャムツォに代わって政権を掌握し、かつ康熙帝と良好な関係を築き上げることに成功した。このようにして、青海ホシュート部におけるチベットのハンと青海の総管という二極構造を背景とした対立が顕在化していった。そして、ラサン=ハンが清朝の支援を得て、さらにジューン=ガルとの連携の基礎となる婚姻を結んでいた首長までもがラサン=ハンひいては清朝に協力する姿勢を見せたことで、青海や中央チベットにおける主導権がラサン=ハンと、それを支援する清朝側に傾く恐れが出てきた。このため、青海の総管の地位にあったジャシ=バートルは、チャガン=ダンジンらとともに、権力のバランスを崩したラサン=ハンやそれに味方する首長を排除しようとし、郡王エルケ=バルジュルを死に追いやったのである。ジャシ=バートルらが清朝の批判を承知の上でかくも強硬な対応を取ったのは、漠北の一大勢力であったハルハの清朝への服属やジューン=ガルのガルダンの死を目の当たりにし、清朝の影響力が過度に浸透することを嫌ったという側面があったのであろう。

さて、ジャシ=バートルは、この事件と前後して康熙帝にラサン=ハン征伐のための軍事

行動を何度も要請していたため、厳しく批判されることとなった。この事件後の理藩院の奏摺には以下の通り記されている⁸³。

臣我らの会議したこと。理藩院から王ジャシ=バートルの上奏した書を議して上奏したとき、旨「大学士マチ・公アリングと共に会議して上奏せよ」と言ったのに謹み遵って調べれば、青海の王や多くのタイジらは聖主の徳化を願い、遵い来て以来、各々、王・貝勒・貝子・公に封じて、重厚な恩を及ぼしている。この数年、次々と旨を下したこと「汝らは皆、グーシ=ハーンの子孫である。みな仲良く暮せ。戦乱を兄弟の中で決して起こすな⁸⁴。汝らは私の徳化に遵ったので、汝らに敵はない。汝らの中にいかなるとも決して和を乱すな」と、彼らが自ら来ても使者を遣わしても、来た毎に旨を下した。また、大臣らを遣わして彼らの多くのタイジらと会盟させて、何度も旨を下した。親王ジャシ=バートルらは、全く旨に遵い仲良く暮さない。彼らの内は互いに反目し、王ジャシ=バートルは兵を遣わして、ダライ=ダイチンの子エルケ=バルジュールを追い詰めて死に至らせて、この隷民を捕捉している。先にダヤン=タイジを、あれやこれやと名目を作り今少しで殺すところだった。ダヤンを送って来た後、その隷民をまた捕捉したのを、聖主はダヤンの罪とすることが難しいことを深慮し鑑みて、ダヤンを元の地に送って彼の捕捉された隷民を返還させて、改めて生活できるようにさせている。聖主はラサンをも「グーシ=ハーンの子孫である。汝らはみな一緒に仲良く暮せ」と旨を下したけれども、王ジャシ=バートルはラサンに軍をやりたい、と何度も奏請した。また、悪い輩の言を信じ込んで、ラサンから軍を遣わすと報告して虚偽となっている⁸⁵。

康熙帝はラサン=ハン体制による中央チベットの安定を望んでいたが、ジャシ=バートルが康熙帝の指示に遵わず、情勢を不安定にする行動を起こしている点を厳しく批判している。また注意すべきは、エルケ=バルジュールの生前はジャシ=バートルの味方であったダヤンも、この理藩院の奏摺に記されているように、エルケ=バルジュール自殺後に、すんでのところダシ=バートルに殺害されそうになったことである。つまり、一連の事件によって、ジャシ=バートルは前代の最有力者であるダライ=バートルの家系の首長らを肅清して、青海における優位を確立したといえるのである⁸⁶。このようにして、青海ホシュート部内の主導権

⁸³ 無年月の理藩院の奏摺「康熙朝滿文硃批奏摺」機構包 14, 241-244 コマ。無年月だが、エルケ=バルジュールの死が 1706 年の夏であり、マチが大学士であったのは 1709 年までなので、1706 年末から 1709 年の間に記されたものである。

⁸⁴ 「戦乱を兄弟の中で決して起こすな」は康熙帝の硃批によって修正された文章で、奏摺の原文では「戦乱を起こしはしまいか」とある。

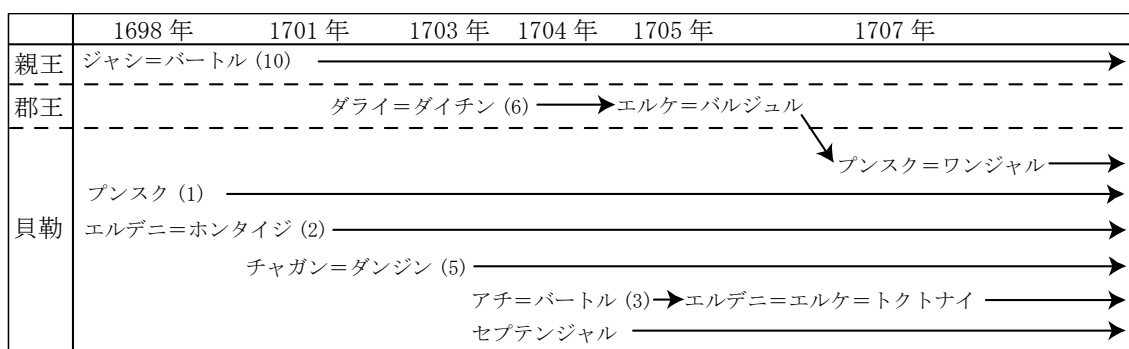
⁸⁵ 末尾の「また」以下の一文は康熙帝の書き込みで、ジャシ=バートルがラサンを征伐するのは、ラサンが軍を出そうとしているため、という理由が偽りであることを指摘している。

⁸⁶ ダライ=ラマ七世をめぐって青海ホシュート部首長らに対立した際、エルケ=バルジュールの子プンスク=ワンジャルとダヤンは、ジャシ=バートルらと対立したラサン派となっている[手塚利彰 1995: 95-98]。よって、ダヤンとエルケ=バルジュールは一時的に対立したものの、ダヤンは元来ラサン=ハン派であったとみなされる。

はジャシ=バートルとチャガン=ダンジンを中心とする反ラサン派の手に握られ、ジャシ=バートルらは、ラサン=ハンとそれを支持した清朝に対抗するためにジューン=ガルのツェワシ=ラプタンとの連携を目指すこととなったのである。

康熙帝はこれ以上の不安定化を避けようと、エルケ=バルジュールの子プンスク=ワンジャルへの爵位継承を郡王から貝勒へと下げ⁸⁷、ジャシ=バートルへは書面での批判以外の処置を行なわなかった。1697年以降、清朝は青海ホシュート部首長層を入朝させて爵位を授与していたものの、郡王の爵位を授与した首長が死に追いやられるという大事件が生じて、事件を引き起こした首長を非難するにとどまっていた。ラサン=ハンによるサンゲ=ギヤムツォ殺害における対応からも分かるように、当時の清朝は青海や中央チベットで生じた政治的問題にはほとんど介入できず、口頭や書面での意見の表明や指示はあったものの、基本的にはそこで発生した事件の結果を受け入れざるをえなかったのである。

清朝が青海ホシュート部首長層に授与した爵位の内、ジャシ=バートルらの入朝に伴う1698年の封爵から約10年間の、封爵年が確定できる貝勒以上の爵位の変遷を、【図8】に示した。



【図8】1698年から1709年までの貝勒以上の爵位の推移

出典：佐藤長[1986: 425-520]に基づいて作成した。

注：矢印は爵位の継承を示しており、()内の数字は、その首長がグーシ=ハーンの何番目の子の家系であるかを示す。なお、セブテンジャルは青海に遊牧したジューン=ガルの首長である。

ここから分かるように、総管ジャシ=バートルと前代の総管ダライ=バートルの子の家系に親王・郡王の爵位を授与し、彼らの青海ホシュート部内の地位に対応して爵位を授与していたと判断される。また、その他の首長に対する爵位の授与は、入朝した各家系の首長に基本的に均一に授与したとみなされ、青海ホシュート部の首長間関係に積極的に介入するような意図は見出せない。

ただ、本節で引用した各史料において「2人の王」「エルケ王」「王エルケ=バルジュール」

⁸⁷ 子のプンスク=ワンジャルへの封爵は、年が改まってからとなった(『聖祖実録』巻228, 康熙46(1707)年1月乙亥(21)日条)。

「王ジャシ=バートル」などと清朝の官員やジャシ=バートルらが述べていることが示唆しているように、親王と郡王という違いこそあれ、ジャシ=バートルとエルケ=バルジュルは2人とも清朝の爵位によって「王」と略称されていた。これは、それまではダライ=バートルからジャシ=バートルへと、1人の首長が総管として権力を握っていたが、清朝からの封爵によって右翼の中で2人の「王」が出現するという状況が現出したことを意味しているであろう。ただし、それは清朝が不和を呼び起こすために意図的に実施したものとはいえず、清朝の接近と封爵によって結果的に青海ホシュート部内の対立を惹起したと考えられよう。

小結

本章では、清朝が青海ホシュート部に本格的に接触して内部に介入し始めた1697年の青海ホシュート部首長層らの北京入朝から、ラサン=ハンの即位と中央チベットでの政治的実権の掌握、郡王エルケ=バルジュルの死という一連の事件を分析して、清朝の接近に伴う青海ホシュート部の首長間関係の変化を考察し、以下の点を明らかにした。

第一に、1697年末の青海ホシュート部首長層の北京入朝の具体像である。清朝はジュン=ガルのガルダンとの戦時から、対ジュン=ガル戦略上のアムド地方の重要性を認識するようになり、アムド地方のチベット人部族の一部が青海ホシュート部首長層に貢納する現状や、青海ホシュート部のゲンテルがガルダンの娘と婚姻していた事実の発覚によって、青海ホシュート部首長層とアムド地方のチベット人諸部族の国師やナンソらを北京に入朝させることを最優先の課題とした。青海ホシュート部首長層は、当初は北京への入朝を躊躇していたが、最終的に1697年末にはジャシ=バートルら一部の首長とアムド地方のチベット人部族の国師やナンソらが北京に入朝した。康熙帝は、入朝した青海ホシュート部諸首長に親王以下の爵位を授与するとともに、アムド地方のチベット人諸部族の国師やナンソを含めて、北京の弘仁寺や山西省の五台山などでチベット仏教を通じてアムド地方の諸勢力の清朝への帰順を促したのである。

第二に、ラサン=ハンが即位して中央チベットの政治的実権を掌握するに至った過程である。ラサンは1697年末の北京入朝に参加せず、1698年からパンチェン=ラマとダライ=ラマのもとを訪問して、高齢な父ダライ=ハンの遺産相続の問題を処理するなど、ダライ=ハンの生前からハンに即位するための準備を開始していた。そして、1700年に青海の牧地に帰還した際にチャクナ=ドルジェに北京への入朝を勧められたもののそれを拒否し、康熙帝の許可を得てダライ=ハンの死を理由にチベットに向かい、サンゲ=ギャムツォの協力を得てハンに即位するに至った。しかし、即位したラサン=ハンは、康熙帝やツェワン=ラプタンがサンゲ=ギャムツォへの不信感を募らせているのを察知してサンゲ=ギャムツォを殺害し、それを康熙帝に報告した。康熙帝はラサン=ハンに新たにハン号を授与し、清朝の支援を受けたラサン=ハンが中央チベットでの政治上の実権を確立するに至ったのである。

第三に、ラサン=ハン即位後の青海ホシュート部内の分裂の実態である。ラサン=ハン

即位前後から、青海での協力者を探し、1697年時点で既に派閥を形成しつつあった前代の総管ダライ=バートルの子ダライ=ダイチンの一族とジューン=ガル系のセプテンジャルらとの間での連携を模索していた。ダライ=ダイチンの死後、父の郡王位を継いだエルケ=バルジュルはラサン=ハンと連携して青海において権力を拡大しようとした。しかし、ラサン=ハンが康熙帝からハン号を授与されるなど、清朝と結びついて中央チベットの政治上の実権を掌握し、郡王エルケ=バルジュルが青海でも勢力を拡大しようとしたため、青海の総管ジャシ=バートルとチャガン=ダンジン是不満を抱き、ラサン=ハンの青海での協力者であったエルケ=バルジュルを死に追いやった。このような経緯によって、ラサン=ハンは清朝と関係に依存するようになり、ジャシ=バートルとチャガン=ダンジンはそれに対抗するためにジューン=ガルとの連携を進めていったのである。

従来の研究では、1697年の北京入朝前後の青海ホシュート部が不統一な状態にあったと指摘するにとどまってきたが、以上のように、ガルダンを破った清朝の接近と呼応して部内の二極構造に即して清朝とジューン=ガルの間で部内が二分していったのである。つまり、清朝が青海ホシュート部への介入を始めた1697年以降の約10年間に、清朝の接近を利用して自身の中央チベットでの権力を拡大しようとしたラサン=ハンに対して、青海の総管ジャシ=バートルとチャガン=ダンジンが、清朝・ジューン=ガル・チベットとの間での等距離外交を堅持し、ラサン=ハンと清朝に対抗するために、ジューン=ガルとの連携を目指すようになった。また清朝は、青海ホシュート部がジューン=ガルの潜在的同盟勢力であることを意識し、青海や中央チベットでの政治上の問題を注視して爵位やハン号を授与していった。ただ、この時点で実施した清朝の政策は、青海ホシュート部内の分裂を意図したものではなかったものの、結果的に青海ホシュート部内の分裂を招くこととなったのである。

第三章 新ダライ=ラマ六世擁立に伴う政治過程

はじめに

本章は、ラサン=ハンがダライ=ラマ六世を廃位して、新たにダライ=ラマ六世ガワン=イエシエー=ギャムツォを擁立し、それを清朝が承認・冊封するに至るまでの間、清朝・ラサン=ハン・青海ホシュート部の三者間で展開した政治過程を分析するとともに、そこで展開したラサン=ハンと青海ホシュート部首長層間の抗争の実態を政治的側面から明らかにするものである。

1705年、ラサン=ハンはダライ=ラマの摂政として長らくダライ=ラマ政権の政治上の実権を握っていたサンゲ=ギャムツォを殺害した。この一件を契機として、ラサン=ハンはサンゲ=ギャムツォに代わって政治上の実権を確立して、その過程で清朝から「翊法恭順汗」という称号を獲得するとともに、ダライ=ラマ六世を北京に向けて護送し、新たにパンチェン=ラマの認定のもとダライ=ラマ六世ガワン=イエシエー=ギャムツォを即位させた。そして、この新ダライ=ラマ六世をめぐる清朝・ラサン=ハン・青海ホシュート部間で議論が展開し、最終的に1710年に清朝は新ダライ=ラマ六世を冊封するに至った。この間、清朝・ラサン=ハン・青海ホシュート部は、それまでダライ=ラマ政権の実権を掌握していたサンゲ=ギャムツォ死後の先行きが不透明な情勢を前にして、新たなダライ=ラマの転生認定という政治的・宗教的に極めて重大な問題に取り組むことになった。そして、ラサン=ハンが中央チベットの政治上の実権を掌握してから1717年にジューン=ガル軍がラサン=ハンを殺害するまでの間、1714年にリタンから新たにダライ=ラマの候補が擁立されても、清朝は一貫してラサン=ハンが擁立した新ダライ=ラマ六世を支持し、ラサン=ハンのもとでのダライ=ラマ政権の安定を目指していた。他方、青海ホシュート部の反ラサン派の首長は、廃位されたダライ=ラマ六世の化身を東チベットのリタンから擁立してラサン=ハンと対立し、ジューン=ガルとの連携を模索していった[石濱裕美子 2001: 288-294]。このように、チベット仏教世界において政治的・宗教的に最も影響力を有するダライ=ラマをめぐる推移した清朝・ラサン=ハン・青海ホシュート部の三者関係は、1717年のジューン=ガル軍によるチベット襲撃へと繋がる後の歴史的展開を決定付けた極めて重要な要素となった。

この時期の歴史的展開に関する先行研究では、特にダライ=ラマの処遇に関する分析が進んでおり、ダライ=ラマ六世の処遇と新ダライ=ラマ六世認定問題については、ラサン=ハンが政権の実権を掌握するために恣意的に新ダライ=ラマ六世を選出した結果、青海ホシュート部首長層やチベットの貴族や民衆はそれをダライ=ラマと認めなかったため、支持を得られなかったと評価してきた[Petech, Luciano 1972: 17-18][佐藤長 1986: 387][山口瑞鳳 2006: 91][宝音特古斯 2009: 47]。このような見解は、既存のダライ=ラマを廃位して新たにダライ=ラマを擁立したラサン=ハンの行動を恣意的なものとし、ラサン=ハン政権が僅か10年余りの短期間で崩壊して新ダライ=ラマ六世が廃位された事実から類推したもの

であり、当時の人々の認識に基づく見解ではない。実際、ラサン=ハン政権の崩壊は直接的にはジュン=ガルという外部からの軍事攻撃によるものであり、リタンから別のダライ=ラマの化身が擁立されたことがチベット内部にどれほどの影響を及ぼしたのかは判然としない。また、仮にラサン=ハンに強制されていたとしても、パンチェン=ラマや三大寺院の僧らが新ダライ=ラマ六世を支持していたことは事実である。さらに、清朝も 1710 年に新ダライ=ラマ六世を冊封しており、チベットの民衆のほとんどが新ダライ=ラマ六世をダライ=ラマとして認めなかったとは考えにくい。また、そもそもチベットの民衆がダライ=ラマとして信じていたか否かを判断すること自体が困難であり、ダライ=ラマとしての正統性に対する認識を分析するだけでなく、いかにしてダライ=ラマとして擁立されてそれを認められたのかを当時の清朝・青海ホシュート部・ラサン=ハンの三者間の政治的側面から分析し直すことが必要となるであろう。

かかる問題意識のもと、第一節では、当時の三者間の議論を分析したうえで、1705 年のラサン=ハンによるサンゲ=ギャムツォ殺害後、清朝・ラサン=ハン・青海ホシュート部首長層がダライ=ラマ六世の処遇をいかに議論し、ラサン=ハンが擁立した新ダライ=ラマ六世を清朝が承認・冊封するに至ったのか、その経緯を分析する。続く第二節では、第一節で明らかにした三者関係の枠組みを背景として展開したラサン=ハンと青海ホシュート部首長層との関係に焦点を当てて両者間の抗争を政治的側面から分析し、その具体像を解明する。

第一節 新ダライ=ラマ六世冊封の経緯

本節では、1706 年にラサン=ハンが清朝の指示に従ってダライ=ラマ六世を北京に向けて護送し、ラサン=ハンが新たに擁立したダライ=ラマ六世ガワン=イエシェー=ギャムツォを清朝が承認・冊封した経緯を分析することで、当時のチベットをめぐる清朝・ラサン=ハン・青海ホシュート部間関係を検討していく。

サンゲ=ギャムツォが擁立したダライ=ラマ六世は、サンゲ=ギャムツォが内密に選出したうえ、1702 年にパンチェン=ラマに沙弥戒を返上して還俗するなど、ダライ=ラマとして康熙帝の信用を得られなかった。サンゲ=ギャムツォの死後、康熙帝はダライ=ラマ六世を北京に送るようラサン=ハンに指示し、1706 年にラサン=ハンがダライ=ラマ六世を北京に向けて護送した。その際には、チベットの民衆の多くがダライ=ラマ六世奪還のために暴動を起こすなど、ダライ=ラマとしてチベットやモンゴルから多くの信仰を集めていたといわれている [Petech, Luciano 1972: 16]。続いて、ラサン=ハンが新たにダライ=ラマ六世ガワン=イエシェー=ギャムツォを擁立して、1710 年には康熙帝から正式にダライ=ラマとして冊封されるに至った。この間、チベット・モンゴルを包含したチベット仏教世界における政治的・宗教的に最も大きい影響力を有したダライ=ラマという地位に誰を就けるのかをめぐって、清朝・ラサン=ハン・青海ホシュート部間で議論が展開した。

先行研究では、ダライ=ラマ六世の北京への護送について、清朝の視点から分析した Petech,

Luciano[1972: 13-16]や山口瑞鳳[2006: 85]は、西北に控えるジューン=ガルのツェワン=ラプタンが還俗したダライ=ラマ六世をいまだに支持しており、ツェワン=ラプタンにダライ=ラマ六世を奪取される事態を回避するために強硬な政策を行なったと指摘している。さらにPetch, Luciano[1972: 13-14]は、ラサン=ハンが自身の権力基盤を安定させるために、ダライ=ラマ六世護送について清朝の指示に従ったと評価している。続いて、ラサン=ハンが擁立した新ダライ=ラマ六世については、ラサン=ハンがダライ=ラマ六世を北京に護送した後に恣意的に擁立したため、チベットの貴族や民衆に加えて青海ホシュート部首長層にも反感を抱かれることとなったという見解が定着している[Petch, Luciano1972: 16-20][佐藤長1986: 387][山口瑞鳳 2006: 91][宝音特古斯 2009: 47]。

以上の見解は、いずれも史料上の制約もあってラサン=ハン政権崩壊後に新ダライ=ラマ六世が廃位された事実から評価したものであり、当時の三者間の議論の過程に対する分析が十分に行われていない。特に、新ダライ=ラマ六世の正統性については、仮にラサン=ハンに強いられていたとしても、パンチェン=ラマがダライ=ラマと認定したことは事実である。また、信仰を集めたといわれるダライ=ラマ六世に対しても、サンゲ=ギャムツォの子という噂が流れたように[楠木賢道 2006: 横組 175-172]、疑惑の目が向けられていたという点では新ダライ=ラマ六世と大差ないのである。そこで、ラサン=ハン政権が1717年のジューン=ガルによるラサ襲撃によって崩壊したという歴史的帰結を前提とせず、ダライ=ラマ六世の北京護送や、新ダライ=ラマ六世の冊封に関する清朝・ラサン=ハン・青海ホシュート部間の議論の内容を仔細に検討し、その政治的背景を分析する必要がある。

(1) ダライ=ラマ六世の北京への護送

18世紀初頭の清朝・ラサン=ハン・青海ホシュート部間の交渉の内容は、主に西寧に駐劄したチベット仏教僧チャクナ=ドルジェを通じて康熙帝にもたらされていた[楠木賢道 2006]。ダライ=ラマ六世の処遇をめぐる康熙帝とチャクナ=ドルジェの間の議論は、康熙44(1705)年12月1日付のチャクナ=ドルジェの奏摺¹に詳細に記されている[楠木賢道 2006: 横組 175-172]。それによると、1705年末時点において康熙帝とチャクナ=ドルジェは、ダライ=ラマ六世がチベットに留まり続ければ事態の収集が困難になるという共通認識を持っており、ダライ=ラマ六世をチベットから隔離しなければならないと考えていた。ただし、青海ホシュート部をはじめとするモンゴル諸部族が、ダライ=ラマ六世をいまだにダライ=ラマと認識していることを考慮し、彼らを納得させた上でなければならないと判断していたという。さらに、西北に控えたジューン=ガルのツェワン=ラプタンがチベットに介入することを康熙帝は憂慮していたものの、ラサン=ハンが清朝に従う姿勢を見せており、なおかつラサン=ハンとツェワン=ラプタンの関係が親密でないという観測から、チャクナ=ドル

¹ 康熙44(1705)年12月1日付のチャクナ=ドルジェの奏摺「康熙朝滿文硃批奏摺」案巻号 282, 938-943 コマ。

ジェはさほど警戒する必要はないと判断していた。

康熙帝とチャクナ=ドルジェの間でダライ=ラマ六世の北京護送についてこのような議論が展開される中で、ラサン=ハンは既に新たにダライ=ラマを即位させるための準備を進めていた。上述のチャクナ=ドルジェの奏摺の僅か8日後の康熙44(1705)年12月9日付のチャクナ=ドルジェの奏摺に、その様子が以下のように記されている。

奴才我(チャクナ=ドルジェ)は、上諭に謹み遵って〔ラサン=ハンのもとから〕帰着した領催バトマらが〔中央チベットに〕行った事を上奏するほか、さらにラサンの状況や心の真偽、彼らの見たことを問えば、バトマらが告げたこと〔ラサンのもとに〕到着した後、……翌日ラサンは7人を率いて夜を徹してラモ=チューキョン(Man. lamu coijung < Tib. la mo chos skyong)²のもとに行き、こちらから送った書の事情をラモ=チューキョンにみな告げて『ダライ=ラマの化身(ダライ=ラマ六世)をすぐに捕えて送ればよいか』と問うたところ、ラモ=チューキョンの言『あらゆる事は聖なる文殊菩薩ハンの旨を請うて行なえば、仏教政治に利益となる。……』と言っている。……ラサンはかように語る」という。また「ラサンは『この事を行なうことは主の旨を得た後、そのときに更に遵い行いたい。それだけでなく、今聞けば、このダライ=ラマの化身はダライ=ラマではない。カム・ブータン(Man. burukba < Tib. 'brug pa)・ヤムドク湖(Man. yamrub omo < Tib. yar 'brog g-yu mtsho)³この3つの地から出た3人の化身をディバ(サンゲ=ギヤムツォ)の在世中に、衆人に隠し連れて来て、今ポタラの前のチャクポリ(Man jakburi < Tib. lcags po ri)⁴という地に隠されているという。汝らは、なお我の使者ダワ=ジャイサン=ハシハとともに急ぎ行って、ドルジェ=ラマ(チャクナ=ドルジェ)に告げて伝え聖主に奏聞すれば、機会を誤らせず、しかも事が成就することは速やかになる。主が旨をどのように下しても遵い行ないたい。汝らの情報を我は明年5月まで待つ』と言って領催バトマらに毎日酒宴を宛がい……」という。……今、ダライ=ラマの化身を〔チベットから〕離すことや、一切の処理する事は容易であるようだが、青海の王たち⁵を全く相手にせず、ラサンの上奏したことを見てすぐに決行すれば、衆人の心は従わないかもしれない⁶。

ラサン=ハンは、護法神ラモ=チューキョンのもとに清朝の使者バトマらとともに行き、ダライ=ラマ六世の処遇について占ってもらい、康熙帝の指示に従えば「仏教政治に利益とな

² チューキョン(Tib. chos skyong)は護法神のことであり、サムイェーやネーチュンとともにラモのチューキョンも高い権威を持っていた[山口瑞鳳1988: 下171]。

³ カムは東チベットを指す。ブータンはチベット南方の王国であり、廃位されたダライ=ラマ六世はチベットとブータンとの境界地域の出身である。また、ヤムドク湖はラサの西南の郊外に位置する。

⁴ サンゲ=ギヤムツォが建てた薬学堂で、ポタラ宮の南側に位置している。

⁵ ここでの「王」とは、清朝から親王・郡王の爵位を授与されているジャシ=バートルとエルケ=バルジュルのことを指している。

⁶ 康熙44(1705)年12月9日付のチャクナ=ドルジェの奏摺「康熙朝滿文硃批奏摺」案巻号282, 944-952 コマ。

る」という言葉を得ている。また、サンゲ=ギヤムツォが政権を掌握していたときに連れて来たという、チャクポリに隠されている3人の化身をいち早く新しいダライ=ラマの候補に挙げている。ダライ=ラマ六世の処遇が決定していないにも関わらず、ラサン=ハンが既に新たなダライ=ラマの候補を探し出している事実は注目に値する。おそらくラサン=ハンは、一刻も早く寺院勢力を懐柔するとともに、化身の擁立において他勢力の介入を阻止して、自らに都合の良い化身を擁立しようとしていたのであろう。ただし、その報告を受けたチャクナ=ドルジェは、青海ホシュート部首長層の意見を無視すれば支持を得られないという考えをこれまでと同様に康熙帝に報告している。この件について康熙帝は、硃批で「汝の上奏したことは甚だもつともである。この前にすなわち青海の王・貝勒・台吉らと相談し定めた」と記しており、康熙帝も同様の見解であったといえる。

さて、青海ホシュート部首長層の同意を得なければならないという方針でダライ=ラマ六世の処遇を検討していた康熙帝だが、この直後にラサン=ハンが配下のテグス=ジャイサンをジュン=ガルのツェワン=ラプタンのもとに派遣したという情報を得ると[楠木賢道2008: 171-172]、ラサン=ハンとツェワン=ラプタンの関係を疑うようになる。そして、ただちに護軍統領シジュを派遣して翊法恭順汗の称号を授与することとした。康熙45(1706)年3月8日付のチャクナ=ドルジェの奏摺には、チャクナ=ドルジェが康熙帝の旨に基づきシジュに以下のように指示していることが記されている。

奴才我(チャクナ=ドルジェ)は、護軍統領シジュらに「[ラサン=ハンが] ツェワン=ラプタンに遣わした使者が帰着する前に必ずすぐに急ぎ到達して、事情を明らかにしてすぐに奏聞することが緊要だ」と指示した旨を悟らせるよう告げて、今月(3月)初6日出発させた⁷。

このように、シジュはツェワン=ラプタンの介入を防ぐために早急にラサン=ハンのもとに到着するよう求められたのである。シジュら一行は、1706年4月にラサン=ハンのもとに到着してハン号を授与したが[Petech, Luciano1972: 15]、同時にラサン=ハンとツェワン=ラプタンの関係を調査し、シジュに同行した主事リオゲは以下のようにチャクナ=ドルジェに報告している。

今年6月26日、西土(中央チベット)に遣わした主事リオゲが帰着して告げること「ラサンは先に『偽りのダライ=ラマの化身(ダライ=ラマ六世)・デモ(デモ=フトクト)・ディバ(サンゲ=ギヤムツォ)の妻子を捕えて与えたい』と言っていた。[ラサン=ハンが] ツェワン=ラプタンのもとに遣わしたテグス=ジャイサンが5月27日に[ラサン=ハンのもとに]帰着した後、ラサンの[以前の]言を取り消して、ダライ=ラマの化身・デモ・ディバの妻子をみなしばらく送らせるのを中止して、使者を遣わして主に奏請する」という⁸。

⁷ 康熙45(1706)年3月8日付のチャクナ=ドルジェの奏摺「康熙朝満文硃批奏摺」案巻号282, 953-960 コマ。

⁸ 康熙45(1706)年6月26日付のチャクナ=ドルジェの奏摺「康熙朝満文硃批奏摺」案巻

者であった郡王エルケ=バルジュルがジャシ=バートルらに追い詰められている状況を察知し、政権の安定のために清朝との関係を強化する必要性を強く認識して、北京への護送を敢行したのであろう。また、サンゲ=ギャムツォの妻子らを護送したセプテンジャルは、第二章で明らかにした通り、1697年頃からラサン=ハンと協力していたと考えられる首長であり、清朝がラサン=ハンに翊法恭順汗の称号を授与した1706年4月にパンチェン=ラマと面会していた¹¹。特にパンチェン=ラマとの面会においては、清朝の使者シジュらとも接触していたと考えられ、ラサン=ハンと清朝の双方と近い関係にある首長であった。

以上のような経緯を経て、1706年8月頃にダライ=ラマ六世はラサを出発し、チベットの民衆の暴動に遭遇しながらも、当初の清朝の目論見通り、中央チベットを離れることになった。このように、ダライ=ラマ六世の北京護送をめぐる、康熙帝とチャクナ=ドルジェはモンゴルやチベットの信仰に配慮を示していたものの、一貫してラサン=ハンと接触していたジュン=ガルの動向に対する警戒を最優先して議論を進めていた。他方ラサン=ハンも、同様にジュン=ガルや青海ホシュート部首長層との関係を注視して清朝との交渉を進めていたのである。かかる状況下で、清朝が「翊法恭順汗」の称号を授与したことで、青海ホシュート部のジャシ=バートルらは、ラサン=ハンに対抗するために、青海においてラサン=ハンと協力していた郡王エルケ=バルジュルを死に追いやるなど、ラサン=ハンの青海での権力基盤を切り崩した。この一件によって、チベットの安定を目指すうえで、ジュン=ガルとの関係が疑われるとはいえ清朝はラサン=ハンに頼らざるを得なくなり、他方、青海の権力基盤が崩壊したラサン=ハンも、自らの権力基盤を安定させるために清朝に頼らざるを得なくなったのである。そして、ラサン=ハンと康熙帝は、互いに関係強化を目指すとともに、ジュン=ガルの介入を回避するために、ダライ=ラマ六世の北京護送を敢行したのである。

(2) 新ダライ=ラマ六世の承認

1706年末、ダライ=ラマ六世ツァンヤン=ギャムツォは、北京への護送途中、青海南部のクンガ=ノール附近で死去した。そして、それから1年足らずのうちに、ラサン=ハンはパンチェン=ラマの認定のもと、新ダライ=ラマ六世ガワン=イエシエ=ギャムツォを即位させ、ダライ=ラマとして承認・冊封するよう康熙帝に要請した。

先行研究によると、新ダライ=ラマ六世承認・冊封の経緯は以下のようにまとめることができる。ラサン=ハンは、チベット仏教界でダライ=ラマに比肩する転生僧パンチェン=ラマを懐柔し、自身が擁立した化身を本物のダライ=ラマ五世の化身と認定させた[Petech, Luciano 1972: 13][山口瑞鳳 2006: 84-85]。そして、パンチェン=ラマによる認定という権威付けを背景に、ガワン=イエシエ=ギャムツォを本物のダライ=ラマ六世として承認するよう

¹¹ 『パンチェン=ラマ二世伝』 230a.

康熙帝に要請した。康熙帝はこの要請に対して学士ラドゥフン¹²らを派遣し、新ダライ=ラマ六世の真偽を判断することとした[Petech, Luciano1972: 18]。しかし、ラサン=ハンが恣意的に擁立した新ダライ=ラマ六世を青海ホシュート部首長層やチベットの民衆の多くはダライ=ラマと信じなかった。

以上の見解は、ラサン=ハンの横暴とそれに反発するチベットの民衆・青海ホシュート部首長層という構図に焦点を当てたものであるが、それでは、なぜ反発がありながら清朝は新ダライ=ラマ六世を承認・冊封するに至ったのかという疑問が浮かび上がってくる。そこで、清朝が新ダライ=ラマ六世を承認・冊封するまでの間の清朝・ラサン=ハン・青海ホシュート部首長間の文書や使節の往来の実態を検討し、具体的にどのような交渉や手続きを経たのかを検討し、清朝がなぜ新ダライ=ラマ六世を承認・冊封したのかを考察していく。

新ダライ=ラマ六世は、(1)に引用したチャクナ=ドルジェの奏摺から明らかなように、サンゲ=ギャムツォが密かにチャクポリ薬学堂に連れてきた3人の化身の中からラサン=ハンが選んだカム出身の化身であったといい[宝音特古斯 2009: 61-63]、1707年3月頃にパンチェン=ラマから正式にダライ=ラマと認定された¹³。その情報が青海に伝わる直前、1707年2月頃には、青海ホシュート部首長層に対して康熙帝は以下のように指示している。

今ラサンは我の旨に謹み遵って、この偽のダライ=ラマ(六世)を送って来させ、道中で彼の悪罪が満ちて死んでしまった。かようなので、先のダライ=ラマのポタラの宝座が欠けてはならない。ダライ=ラマのポタラの宝座に或はパンチェンを連れて来て座床させるか、或は經典に通曉した行いが明晰な大いなるラマを別に選んで座床させるかを、汝はみなで会盟し定議して奏聞せよ¹⁴。

この勅書によれば、康熙帝は、空位になったダライ=ラマの宝座をどのようにするか検討する際、パンチェン=ラマに委ねるか、他の転生僧を連れて来てダライ=ラマとするか、青海ホシュート部首長層の意見を聞きながら対処していたといえよう。

しかし、ラサン=ハンが既に新ダライ=ラマ六世を即位させたという情報が伝わると、西寧に駐劄していたチャクナ=ドルジェは、学士ラドゥフンらとともに青海ホシュート部首長層と会盟して改めてダライ=ラマについて議論し、その内容を康熙46(1707)年5月22日付の奏摺で以下のように報告している。

ラサンがチャクポリにいる3人の化身の中で、1人をほしいままにダライ=ラマの宝座に座らせたことについて、王・貝勒・公・台吉らの心を問えば、王ジャシ=バートルらの告げる「我らは、先にラサンは一切の非行をみな主の旨に遵い止めさせていた。今ラサンは、ダライ=ラマの化身のことをあらかじめ主の定めることを奏請せずに、直接ほしいままに座床させたことは、いくら我らを殺したとて、我らは心から従わない」

¹² 1704年から1709年の間、内閣学士として『蒙古堂檔』の文書処理の注記に現れるように、当時の対モンゴル・チベット事務に精通し、モンゴル語の素養を備えた人物であった。

¹³ 『パンチェン=ラマ二世伝』235b-236a。

¹⁴ 康熙46(1707)年2月3日作成の「青海の王・貝勒・貝子・公・台吉らに下す勅書」『蒙古堂檔』17冊, pp.352-356(満文), pp.356-360(モンゴル文)。

と言っている。奴才我は、ラサンの上奏する書、さらにパンチェンの書・ラモ=チューキョンらの預言¹⁵の書を詳らかに見れば、ダライ=ラマの化身のことを全く明らかにしていないうえ、彼らの上奏する書やラモ=チューキョンらの占った書の内容は、心がまた一様ではない。ラサンの遣わしたジョリクト=ジャイサン=バトゥに問えば、事情をまた明らかに知らないうえ、聖主が先に「この〔チャクポリの〕3化身を西土に留めてはならない。また送って来させるように」と言ったことは、特に「後日またダライ=ラマの化身〔である〕という言が出てくるかもしれない」とあらかじめ洞察して下した旨であり、それをラサンは明確に知りながら、事情を明らかに上奏せず、ダライ=ラマの宝座を直接ほしいままにして、どうして座床させることができようか。これも、ラサンが特に自ら利益を図り行なったただけだ。全く黄教（ゲルク派）を広め、衆人を安逸に暮らせる聖主の至意に合わせるよう行なったことではない¹⁶。

チャクナ=ドルジェは、ジャシ=バートルらの非難の声を引用し、ラサン=ハンが康熙帝に事前に相談することもなく新ダライ=ラマ六世を擁立した事実を問題視し、特にラサン=ハンやパンチェン=ラマの報告、更には護法神ラモ=チューキョンの預言の内容に大いに疑念を抱いているのである。このような記述から、おそらく多くの人が新ダライ=ラマ六世擁立をラサン=ハンの勝手な行動と考えていたことは事実であろう。しかし、形式的にはあれパンチェン=ラマや護法神の認定を経た化身は、正式な手続きを経たダライ=ラマとして認められるはずである。また、本来はダライ=ラマ認定に清朝皇帝が関与する権限はなく¹⁷、清朝皇帝もパンチェン=ラマの認定を否定することはできなかつたと考えられる。ラサン=ハンも、それを理解したうえで、パンチェン=ラマの認定を背景に康熙帝の承認や冊封までも得ることで、康熙帝の承認を受けながら政権を安定させようとしたのであろう。

さて、この報告を受けた康熙帝は、化身の真偽を確かめるために上述の青海ホシュト部の会盟に参加した学士ラドゥフンらを 1708 年 5 月にラサン=ハンのもとに派遣し、以下のような勅書をラサン=ハンに送付した¹⁸。

今ラサン汝は「このカムの地の化身を、パンチェンとラモ=チューキョンの占った言に従い、ダライ=ラマの宝座に座らせた。この化身を本物とするかしないか、我を罪とす

¹⁵ 満文で *lungdan* とあるが、チベット語で預言を意味する *lung bstan* のことであろう。

¹⁶ 康熙 46 (1707) 年 5 月 22 日付のチャクナ=ドルジェの奏摺「康熙朝満文硃批奏摺」案巻号 282, 1014-1023 コマ。

¹⁷ 元来、ダライ=ラマ認定に清朝皇帝の冊封は必要ではなかつたが、1716 年にリタンの童子の処遇をめぐる青海ホシュト部内が紛糾した際には、内外モンゴルの扎薩克・王・貝勒・貝子・公・台吉らが、ダライ=ラマ認定は清朝皇帝が行なうことだと主張するほどであった (康熙 55 (1716) 年 1 月 19 日付の理藩院の奏摺「康熙朝満文硃批奏摺」機構包 10, 2075-2095 コマ)。

¹⁸ 康熙 47 (1708) 年 5 月 13 日発送の「翊法恭順汗ラサンに下す勅書」『蒙古堂檔』17 冊, pp.402-405 (満文), pp.406-409 (モンゴル文)。なお、ほぼ同様の内容の勅書を同時にパンチェン=ラマにも送付している (康熙 47 (1708) 年 5 月 13 日発送の「パンチェン=フトクトに送る勅書」『蒙古堂檔』17 冊, pp.394-397 (満文), pp.397-401 (モンゴル文))。

るかしないか、全て聖主の旨を待ちたい」と奏請したので、汝を罪とするのを寛免した。さらに、青海の王ジャシ=バートルらは「先にパンチェンとラモ=チューキョンが、ラサンの言に従って先のラマ（ダライ=ラマ五世）の化身のことを妄りに語り、今〔ラサン=ハンが〕『この化身が正しい』ということに対し、我らの青海の大小のタイジらは『行って面会して本物かを見たい』と重ね重ね上奏していた。そのようであっても、この化身の真偽を上主がどのように鑑みても、我らの衆人はみなその通りに遵いたいと思う」と言っている¹⁹。さらに、汝の遣わした使者ダワ=ジャイサン=ハシハの告げる事「この化身を上奏して以来、衆人はみなラサンを快く思わない。バルカムの地からダライ=ラマの取る公課（Man. alban < Mon. alba）を与えさせず、シャンの管下²⁰の領民を掠奪して侵害し、アルチャ=ラリの地に住んだ公課を取る民を奪った」という。かようなので、学士ラドゥフンと貝勒²¹セプテンジャルらを使者としてラサン汝のもとに遣わした。これらの輩が行って、この化身の真偽を明らかに見て帰着したら、バルカムの地の公課を取る民をどのようにするかを別に定める。

この勅書で明らかのように、ラサン=ハンの要求は、新ダライ=ラマ六世承認と東チベットの公課返還の2点であった。前者についてラサン=ハンは、パンチェン=ラマの言葉、さらにダライ=ラマを選出する際に神託を告げるラモ=チューキョンの言葉に依拠して選出したことを述べ、正式な化身選出の手続きを経たことを主張していたという。後者については、本来ダライ=ラマが取るはずのバルカム（東チベット一帯）の公課を青海ホシュート部首長らが送って来ず、ダライ=ラマの財産であるシャンの管下が掠奪されている事実を伝えている。ダライ=ラマ政権の財政を支える公課の問題が、新ダライ=ラマ六世即位後間もない1708年時点で既に議論になっていたという事実は、ダライ=ラマ問題が東チベットの公課という経済的な利害と連動していた可能性を示唆するものであり、次節でその詳細を検討する。また康熙帝は、ラサン=ハンによる新ダライ=ラマ六世擁立について、「汝を罪とするのを寛免した」と述べ、罪ではあるもののそれ以上追及しない姿勢を示している。

以上の経緯を一見すると、康熙帝やチャクナ=ドルジェはラサン=ハンの行動に疑念を抱き、ジャシ=バートルをはじめとする青海ホシュート部首長層をダライ=ラマ認定に関する議論に参画させていたかのように見える。しかし、このような青海ホシュート部首長層へのダライ=ラマ認定問題に参画する機会の提供は、表面上の対応に過ぎなかった。『聖祖実録』康熙48（1709）年1月己亥（27）日条は、新ダライ=ラマ六世承認に至る経緯を以下の

¹⁹ 以上のラサン=ハンの上奏とジャシ=バートルの言葉がいつのものであるか、確実な証拠はないが、新ダライ=ラマ六世を擁立した事実についてジャシ=バートルらが抗議しているという内容から、1707年初頭から中頃のものと考えられる。

²⁰ 満文で *šang* と表記されるが、チベット語で財務管理人をチャンゾェパ（Tib. *phyag mdzod pa*）と呼び、彼らが管理するものとして *phyag* の部分を音写して満文で *šang* と表記されているのであろう。一般的に漢文史料では「商上」と記される。当該年代の史料では、広くダライ=ラマやパンチェン=ラマら高僧の財産・属民・領地を指すと考えられる。

²¹ 満文では貝勒（Man. *beile*）だが、モンゴル文ではノヤン（Mon. *noyan*）となっている。

ように総括している。

是より先、拉蔵は波克塔胡必爾汗（聖なる化身）を立てて達頼喇嘛と為せり。青海の衆台吉等は未だ虚実を辨ぜず、彼此争論して訐奏せり。上は内閣学士拉都渾に命じて、青海衆台吉の使人を率いて西藏に赴き看驗せしめり。是に至り、拉都渾回奏すらく「臣は旨に遵い青海衆台吉の使と会同し、西藏に前住し噶木地方（東チベット）に至り、拉蔵と見えて問うに達頼喇嘛を立てる所の情由を以てす。云うに拠れば『前に仮の達頼喇嘛を將つて解京せる時、曾て諭旨を奉じ真の達頼喇嘛を尋ねしむ。今、波克塔胡必爾汗を得るを訪問し、真の達頼喇嘛に係るか、亦た信じる能わず。又た班禪胡土克凶に問えば《波克塔胡必爾汗は実に達頼喇嘛に係る》と。我始めて之の為に禪榻に安置す。敢えて専擅するに非ず』という」と。奏入り、議政大臣等に命じて議せしむ²²。

これによると、新ダライ=ラマ六世の真偽を確認するために派遣されたラドゥフンは「青海の衆台吉の使人を率いて」中央チベットに赴いたことになっており、青海ホシュート部首長層が議論に参画していたように見える。しかし、康熙帝は彼らが互いに言い争って「訐奏（他人の非を暴き立てて上奏）」しているとして相手にしていなかったし、先に提示したラサン=ハンへの勅書で示されるように新ダライ=ラマ六世の真偽を確認するために中央チベットに派遣された首長は、ジューン=ガル系の貝勒セプテンジャルだけであった。実際にこの使節を迎えたパンチェン=ラマの行動を記す『パンチェン=ラマ二世伝』にも、「皇帝欽差の使者とセチェン=タイジ（セプテンジャル）、青海の頭目それぞれの使者らが到来して……²³」と記されており、パンチェン=ラマのもとに到着した名を挙げるべき有力首長は貝勒セプテンジャルだけであり、青海ホシュート部首長層は使者を派遣するにとどまっていたのである。注意すべきは、青海で遊牧していたジューン=ガル系の貝勒セプテンジャルは、ラサン=ハン即位前からダライ=バートルの後裔とともにラサン=ハンに協力的であった首長であり、ダライ=ラマ六世護送の際にもラサン=ハンに協力していたので、ラサン=ハンの擁立した新ダライ=ラマ六世に対して否定的見解を述べるはずがないのである。つまり康熙帝は、ラサン派であるセプテンジャルを青海の首長の代表として派遣することによって青海ホシュート部全体からの承認を得たことにし、ジャシ=バートルら反ラサン派首長の反論を実質的に封殺したのである。

このような清朝の対応の背景には、ジャシ=バートルら青海ホシュート部首長層への不信感が大きく影響していたであろう。前章で明らかにした通り、1706年に前代の最有力者ダライ=バートルの孫で、ラサン派の筆頭である郡王エルケ=バルジュルが反ラサン派の親王ジャシ=バートルと貝勒チャガン=ダンジンらによって死に追い詰められるという事件が発生していた。その結果、康熙帝は、青海ホシュート部首長層が再び内紛を引き起こすのではないかという疑念を抱き、ラサン=ハンに近い貝勒セプテンジャルを青海の首長らの代表

²² 『聖祖実録』卷236、康熙48（1709）年1月己亥（27）日条。

²³ 『パンチェン=ラマ二世伝』248b。

とすることによって、青海ホシュート部首長層の意見を反映させたことにして反論を封殺し、実際には彼らの意見を採用しようとしなかったのである。

(3) ヘシェオ使節団のラサ駐筈と新ダライ=ラマ六世の冊封

1708年に北京に帰還したラドゥフンのもたらした情報によって、新ダライ=ラマ六世の処遇、及び東チベットの公課の問題についての交渉は、新たな段階を迎えることになった。すなわち、康熙帝は吏部左侍郎ヘシェオを始めとする使節団をラサに派遣し、新ダライ=ラマ六世承認を伝えるとともに、ヘシェオらを約1年間ラサに駐筈させるのである。

ヘシェオ使節団の派遣について Petech, Luciano[1972: 18-20]と宝音特古斯[2009: 48]は、ハルハのジェブツン=ダンパや青海のチャンキャ²⁴の弟子らを伴った使節団であったと指摘したうえで、ヘシェオにはラサン=ハンと協力してチベットの事務を管理するという任務、さらにはイエズス会宣教師レジスらによる「皇輿全覧図」作成に協力するという任務が与えられていたことを明らかにしている²⁵。ここでは、実際に康熙帝がヘシェオを派遣するに至った経緯と、ヘシェオからの報告を検討することにより、ヘシェオ使節団が新ダライ=ラマ六世冊封に関する清朝・ラサン=ハン・青海ホシュート部間交渉に及ぼした影響を考察する。

康熙帝は、ラドゥフンらが持参したパンチェン=ラマの上奏・ラサン=ハンの上奏、及びラサン=ハンの使者ダワ=ジャイサンの口頭の上奏を受けて、1709年3月にラサン=ハンに以下のような勅書を下した。

今ラサン汝が「この化身をパンチェンとラモ=チューキョンに占わせて、パンチェと・ラモ=チューキョンが『正しい』というので、宝座に座らせた」と言ったので、このカムの地の化身をダライ=ラマの宝座に座らせよ。ダライ=ラマという名は関係したことが大きい。この化身は年が幼く、經典の道理や行ないを学ぶ前なので、五世ダライ=ラマの通りに冊封するのを暫く待って数年見て後に定めたい。冊封するよう定めたときに、碑を建てる等のことをも定めたい。ジョー・ガンデン・セラ・デプン等²⁶の多くの寺廟のラマらが読経する經典の教えは甚だ重要である。彼らは、みなバルカムの地の公課に頼ってきたので、汝の奏請した通りになお先のように公課を取って与えるように。汝の遣わしたダワ=ジャイサンは「聖主がツォンカパの教え〔のために、さらに〕

²⁴ 青海のグンルン寺の転生僧チャンキャ二世ガワン=ロサン=チューデン (ngag dbang blo bzang chos ldan, 1642-1715) のことで、彼は1693年に北京に入朝し、1706年に清朝から「国師」号を授与されていた [池尻陽子 2013: 123-140]。

²⁵ なお、ヘシェオを駐蔵大臣の先駆とする見解もあるが [蘇發祥 1999: 186-187]、以下に述べるようにヘシェオの派遣は、チベットの現地調査を目的とした一時的措置であり、後の駐蔵大臣に連続する政策の一環とはいえない。

²⁶ ジョーは大昭寺 (Tib. jo khang) のことであり、ガンデン (Tib. dga' ldan) ・セラ (Tib. se ra) ・デプン (Tib. 'bras spungs) は、いわゆるラサの三大寺院である。

チベットのカム・ツァン・ウー²⁷の衆生の永遠なる安寧のために大臣を遣わして、我の主ラサン=ハンとともに全ての事を処理させれば、青海の多くのタイジらは疑わなくなつて、甚だ利益がある」と言つたので、我は特に一等台吉タワン=ジャムス²⁸・閒散大臣ロブサン=シラブ²⁹・侍郎ヘシェオ・一等侍衛アチトゥ・大喇嘛ガワン=テンジン・ジェブツン=ダンパ=フトクトの弟子グンゲ=チュサン=ゲロン・チャンキャ=フトクトの弟子テムチ=ゲロン=ジンパ=ギャムツォ・郎中デチェンゲ・主事リオゲらを遣わして、汝とともに一切の事を処理させる³⁰。

康熙帝は、ラドゥフンらの持参したラサン=ハンとパンチェン=ラマの上奏の通りに、認定手続きの正統性をもって、新たにダライ=ラマ六世として承認した³¹。ただし、ダライ=ラマ五世のように冊封することは、年が若いことを理由に先延ばししている³²。康熙帝が承認と冊封の二段階に分けたのは、サンゲ=ギャムツォの擁立したダライ=ラマ六世が1702年に沙弥戒を返上して還俗した前例があり、さらに事前に相談もなく即位したため、慎重に判断を下そうと考えていたのであろう。他方、中央チベットへの供出を指示するよう康熙帝に要請した東チベットの公課については、チベット仏教寺院の経営に必要と判断して、以前のように寺院に与えるよう青海ホシュート部首長層に指示している。さらに、ラサン=ハンの派遣したダワ=ジャイサンが、青海ホシュート部首長層の疑念を晴らすために大臣を中央チベットに遣わして、ラサン=ハンと共同で事務を処理するよう口頭で要請したので、それに応じる形で一定期間ヘシェオをラサに駐劄させることとなったという。

では、なぜチベット政策とは無関係な職にあった吏部左侍郎ヘシェオが派遣されたのであろうか。正黄旗満洲旗人ヘシェオは、1704～1708年に内閣学士を経験し『蒙古堂檔』の

²⁷ チベットの伝統的な地理区分で、カム (Tib. khams) は東チベット、ツァン (Tib. gtsang) は中央チベットのシガツェ近辺、ウー (Tib. dbus) は中央チベットのラサ近辺を指す。この文脈では、それらを含む全チベットを指しているものと考えられる。

²⁸ ウジュムチン部出身で、1719年の清朝軍の入蔵にも従軍した(『王公表伝』巻34、追封鎮国公塔旺扎木素列伝)。

²⁹ 『平定準噶爾方略前編』(巻12、雍正元(1723)年8月丙寅(19)日条)に、察哈爾厄魯特散秩大臣としてその名を確認できる。

³⁰ 康熙48(1709)年3月25日発送の「ラサンに下す勅書」『蒙古堂檔』17冊、pp.475-478(満文)、pp.478-481(モンゴル文)。なお、ほとんど同じ内容の勅書をパンチェン=ラマ・ジャシ=バートルらにも送付している(「パンチェン=フトクトに送る勅書」『蒙古堂檔』17冊、pp.469-471(満文)、pp.472-475(モンゴル文)、「青海の親王ジャシ=バートルらに下す勅書」『蒙古堂檔』17冊、pp.481-484(満文)、pp.485-488(モンゴル文))。

³¹ Petech, Luciano[1972: 18]や山口瑞鳳[2006: 86]は、1709年の時点で清朝は新ダライ=ラマ六世を承認せず、1710年の冊封をもって承認したと解釈している。しかし、両者の利用した『聖祖実録』巻236、康熙48(1709)年1月己亥(27)日条にも「拉蔵の立つる所の達頼喇嘛は既に之を班禅胡土克図に問い、真実を確知す。応に議を庸いること母かるべし」とあるように、1709年1月時点で新ダライ=ラマ六世を承認したとみなされる。

³² 新ダライ=ラマ六世は1686年に生まれた[Petech, Luciano 1972: 18]。

文書処理の注にその名が見られるように、対モンゴル・チベット事務で経験を積んでいた³³。また康熙帝は、ヘシエオが戸部左侍郎在任中にチベットへの派遣を決定し、派遣直後の4月に吏部左侍郎に昇進させている³⁴。つまり康熙帝は、ヘシエオに対して職とは無関係に適任者として使節に任用していたのである。実際、ヘシエオは新ダライ=ラマ六世承認を通知するためだけでなく、チベットの様々な情報を収集して報告していた。ラサに駐節中の康熙49(1710)年1月28日付の満文の奏摺では、同行したモンゴルの首長やチベット仏教僧と連名で、チベットやジュン=ガルの情勢を報告し³⁵、その奏摺には「西のチベット国の風俗・性情・風習・土地から出る物品のことを後に記した」と題する報告も附されており³⁶、チベットの風習や諸制度の概観をまとめて報告している。

ヘシエオは、同行した僧らとともにこのような満文の奏摺を上奏していたが、ここで注目すべきは、ヘシエオ単独で以下のような漢文の密摺を康熙帝に上奏していた事実である。

密摺。奴才赫寿の謹奏するは、旨に遵い奏聞する為の事。奴才訓旨を請いし時、上諭を奉ずらく「如し密にすべきの事有らば、奴才に命じて漢字にて奏聞せしむ」と。此を欽めり。奴才は蔵に到りて喇蔵の形景を見るに、深く聖恩に感じ、甚だ天威を畏る。且つ今年、奴才等は此ごろ来りて、皇上は伊の請う所に照らして達頼喇嘛を准して座床せしめ、又た巴尔喀木の差役を將つて旧に依りて給還せしめ、皇上の重賞するの外、又た盔甲弓箭海青等の物を賜う。喇蔵は未だ見ざる所を見て、喜びて自ら勝えず。恩に感じ徳を頌すること、本心より出づるに似たり。然れども、伊の疏の内に、敢えて旨に違わず、奴才等を留めて居住せしむ等の語有り。細かく其の心を窺うに、此の疏は往返し、奴才等一年將に満たんとす。並びに奴才等の住むこと一年なるが為に起見するに非ず。惟だ達頼喇嘛を冊封せず年々と人の久しく住む有り、皇上の耳目は咫尺にして、伊の自如を得ざるを恐るのみ。又た旁人の疑議を怕る。此を以て深く憂慮を為す。達瓦^{ダワ}は曾て奏すらく、人を差し協理せしめば伊の主は大いに裨益有り、等の語。今年、入京するに達瓦を差さず、別人を差す者は、達瓦の奏対するに難きを恐るるの意ならん。奴才は庸陋愚昧にして、謹み見る所に抛りて奏聞し、伏して聖明の乾断を祈る。又た聞くならく、喇蔵は策望阿尔布坦^{ツェワン=ラブタン}に於いて毎年彼此人の往来する有り。今年、策望阿尔布坦は哈克薩^{ハクサ}に於いて争闘す。今に至りて尚お未だ人の蔵に到る有らず、喇蔵の旧年差去せるの人も亦た、尚お未だ回らざる所以なり³⁹。

³³ 彼はこの後、漕運総督などの要職を歴任して1717年に理藩院尚書となる(『欽定八旗通志』卷151, 人物志31, 大臣伝17, 赫寿)。

³⁴ 『聖祖実録』卷237, 康熙48(1709)年4月丙辰(15)日条。

³⁵ 「康熙朝満文硃批奏摺」案巻号425, 2054-2059 コマ。

³⁶ 「康熙朝満文硃批奏摺」案巻号425, 2064-2076 コマ。

³⁷ 1707年に清朝に派遣されたときに、ヘシエオ使節団派遣を決定したとされる口頭の上奏をしたダワ=ジャイサンのこと。

³⁸ 哈薩克(カザフ)の誤りであろう。

³⁹ 康熙48(1709)年11月11日付のヘシエオの奏摺『康熙朝漢文硃批奏摺彙編』2冊, pp.693-694。

注目すべきは、秘密にすべき内容があれば漢文で報告せよ、という康熙帝の指示に従い、ヘシェオがラサン=ハンの様子やツェワン=ラプタンとの関係を、漢文で密摺の形で報告している点である。満文ではなく漢文で報告するという事は、同行したチベット仏教僧やモンゴルの首長らに内容が漏れないようにするとともに、康熙帝のもとに逋送する過程で、チベットやモンゴルの首長らに奪われることを恐れたためであろう。そして、この密摺の内容を検討すると、ヘシェオが長く中央チベットに滞在することに対するラサン=ハンへの警戒や、ラサン=ハンとツェワン=ラプタンとの間の使者の往来という重要な情報を報告しているのである。この事実から、ヘシェオはラサン=ハンと協力してチベット事務を管理するという任務を帯びていたとはいえ、あくまでチベット情勢を探るために派遣されていたことは明白であろう。そして、康熙帝はラサン=ハンが擁立した新ダライ=ラマ六世を承認したとはいえ、ラサン=ハンとツェワン=ラプタンとの関係に対する警戒を続けていたのである。

また、この奏摺に対して康熙帝は硃批を記し、その中でラサン=ハンに対して「皇上の我門を打發して此に到らしむるは、原より蔵裏の土地人民を得る為に非ず、亦た他意有るに非ず」と説明するようヘシェオに指示しており、チベットを支配下に置くために派遣したのではないと説明することで、ヘシェオらを長くラサに滞在させようとした。しかし、ヘシェオらは少なくとも 1711 年までにはラサを離れており、彼がチベットに駐節したのは 1 年ばかりの間であった [Petech, Luciano 1972: 20]。

さてラサン=ハンが、康熙帝がヘシェオらを派遣し新ダライ=ラマ六世承認を伝えたことに感謝しつつも、新ダライ=ラマ六世が若く教養不足であることを理由に冊封を延期されたことに焦りを感じていた。そこでラサン=ハンが、パンチェン=ラマ・ラサン=ハン・新ダライ=ラマ六世・三大寺院のラマらの上奏を相次いで北京に送付し⁴⁰、冊封を懇請した。ラサン=ハンの上奏が政治状況を最も詳細に記しているため、以下に一部を訳出する。

今、このダライ=ラマに冊・印章・名を早く封じなければ、この時に衆生の疑念は大きく信心は小さい [ので]、その間にどうということになるのかも分からないので、上主が名・冊・印章によって証明し封じなければ、望まない民がこの間に必ず壞す事を始める。本当だと [旨を] 下した後、教えも 1 日前に広まる。衆生も 1 日前に安逸になることができると思う。……また、ダワ=ジャヤサンは私の指示がないといえども、私のために「上主から私のハーンに大臣らとともに事を処理すれば良い」と奏請したとき、大臣らが来たことは甚だ有益であるといえども、双方の領民が「元来例に無い事をラサンがした」と我に口実を作り、いろいろな事を始めるかもしれない。とはいえ、主の旨を戻すことはできないので、旨に遵い駐させた。主が教えを安寧にするよう [旨

⁴⁰ 『蒙古堂檔』 18 冊, pp.252-307 に連続して収録されている「パンチェン=フトクトの上奏する書」(2 通, 康熙 49 (1710) 年 2 月 13 日着)、「翊法恭順汗ラサンの上奏する書」、「ダライ=ラマの化身の上奏する書」、「ガンデン・デプン・セラ三寺のラマらの上奏する書」(以上 3 通は康熙 49 (1710) 年 2 月 29 日着)。

を] 下したことを、悪い心のある民は「父祖の教えを人に与えた⁴¹」と言うことになっても、……今、「この大臣らを派遣するに際して、『上の仏の教え、さらに黄帽の教え（ゲルク派）を広めることに汝とともに処理する』とダワ=ジャイサンの上奏した通りに汝に利益となるよう送っただけだ。全く我の管下に入れるためにしたことではない。そのように思わないでいてほしい」と言ったそのような良い旨を聞いていた。我に疑う異心はどこから生じようか⁴²。

ラサン=ハンは、新ダライ=ラマ六世の冊封が長引くことで周囲に新ダライ=ラマ六世に対する疑念が広まってしまうことを恐れ、一刻も早い冊封を康熙帝に懇請している。同時に処理されたパンチェン=ラマの上奏には「護法汗⁴³ラサンの上奏した通りに慈しんで……」という文言があり、強要されたかは不明だが、少なくともパンチェン=ラマがラサン=ハンに協力し続けていたことは明白である。一方、ラサン=ハンの上奏の後半部には、ヘシェオ使節団派遣・駐劄について興味深い主張が見られる。先に引用したヘシェオの漢文の密摺においても、ダワ=ジャイサンを北京に派遣したことでヘシェオらのラサ駐劄を招いてしまったとラサン=ハンが後悔していることが報告され、先に提示した奏摺の硃批でも康熙帝はチベットを支配するために派遣したのではないと説明するようヘシェオに指示していた。さらにここで、ヘシェオ使節団派遣に至ったダワ=ジャイサンの方頭の上奏は、ダワ=ジャイサンが勝手に述べたものであり、使節団派遣・駐劄によって非難を浴びていることをラサン=ハンが記している。文面の上では、康熙帝の指示を受けたヘシェオの説明を受けて、ヘシェオを受け入れる姿勢を示しているものの、グーシ=ハーンの子孫である青海ホシュート部が担ってきた「父祖の教えを人に与えた」といった不満の声を引用して、使節の駐劄を好ましく思っていないことを間接的に伝えている。

ここで改めて、ヘシェオ使節団の派遣・駐劄が、清朝とラサン=ハンの方頭の意向によって決定したものであったかを検討する。先に引用したラサン=ハンに下した勅書に関する文書処理の注記には以下のようにある。

康熙 48 (1709) 年 1 月 25 日、理藩院からパンチェン=フトクト・ラサン・青海のタイジらに送る 3 通の勅書を編写するため、印を押した掲帖を送ってきたのを、侍読学士ノムチダイ・主事ベシェオらが受け取り編写して大学士ウンダに見せて、同年 3 月初 5 日、乾清門侍衛ラシに与えて、呈覧に供するよう上奏したとき、旨「ラサンの遣わした使者ダワ=ジャイサンが上奏したことを入れて記せ」と言ったのに謹み遵って改め送

⁴¹ 「父祖の教えを人に与えた」の部分は、満文では「父祖の仏教政治を人に引き受けさせた」とあり、グーシ=ハーンの子孫が引き受けてきたチベット仏教の保護者としての地位を清朝皇帝に委ねるという意味に解釈できる。

⁴² 「翊法恭順汗ラサンの上奏する書」『蒙古堂檔』18 冊, pp.276-282 (満文), pp.283-289 (モンゴル文)。

⁴³ ラサン=ハンの方頭のチベット語の称号は史料上ほとんど現れないが、この場合は、チベット語の称号における教えを護持する王 (Tib. bstan 'dzin rgyal po) という語に対応するモンゴル語 *šasin-i bariyči qan* を記した稀有な例である。一般的にラサン=ハンが康熙帝への上奏で用いる称号は、康熙帝が授けた翊法恭順汗である。

って、初 6 日、乾清門侍衛ラシに与えて呈覽に供するよう上奏したとき、旨「この通りに送れ」と言った⁴⁴。

このように、理藩院の作成した勅書の原案が康熙帝のもとに届けられた際に、康熙帝はダワ=ジャイサンの口頭の上奏を追記するよう指示しているのである。つまり康熙帝は、使節の派遣・駐劄の理由としてダワ=ジャイサンの口頭の上奏を敢えて記すことによって、清朝側の意図ではなく、あくまでラサン=ハンの要請に基づいていることを示す必要があると判断したのである。すなわち、ダワ=ジャイサンの口頭の上奏を引用したのは、チベットの政治はグーシ=ハーンの子孫が引き受けるという慣例を意識し、そこに清朝が介入することへの批判を回避するための布石だったのである。この使節団にモンゴル王公やチベット仏教僧らが多数同行したことも、同様の布石の一環であろう⁴⁵。康熙帝は、ヘシェオ使節団を派遣するにあたって、ラサン=ハンの要請に基づいた施策とすることによって、約 1 年間ではあったがチベットに駐劄させ、チベットの内情やジューン=ガルの情報、更にはラサン=ハンの様子を探ることを可能にしたのである。ここに、何とかしてチベットで情報を収集しようという康熙帝と、支援は欲しいが官僚の駐劄までは望まないラサン=ハン、両者の微妙な関係が如実に現れているといえよう。

ダライ=ラマの冊封を先延ばしにしてヘシェオらを中央チベットに滞在させることに成功した清朝は、パンチェン=ラマ・ラサン=ハン・新ダライ=ラマ六世・三大寺院のラマらの上奏を受けて、新ダライ=ラマ六世の冊封を決定し、それを康熙 49 (1710) 年 5 月 10 日付でパンチェン=ラマ・ラサン=ハン・青海ホシュート部首長層に通知した⁴⁶。若く未熟であることを理由に冊封の延期を決定してから僅か 1 年余りで冊封が実現したことは奇異に映る。『聖祖実録』には「今既に經典に熟諳し、青海諸衆の重んずる所と為り」と、青海ホシュート部首長層の賛同を得たかのように記されている⁴⁷。しかし、先に指摘したように、1708 年にはラサン派のセブテンジャルが中央チベットに赴き確認したのみで、他の首長は使者を派遣するにとどまっており、その後、冊封までの間に青海ホシュート部首長層が冊封に同意した事実も確認できない。つまり、清朝は、青海ホシュート部首長層を形式的に新ダライ=ラマ六世冊封に関与させることによって、青海ホシュート部首長層の同意を得たことにし、新ダライ=ラマ六世の冊封を認めさせたのである。

⁴⁴ 「パンチェン=フトクトに送る勅書」「ラサンに下す勅書」「青海の親王ジャシ=バートルに下す勅書」の文書処理の注記『蒙古堂檔』17 冊, pp.488-491 (満文)。

⁴⁵ ラサン=ハンの臣下ポラネー (pho lha nas, 1689-1741) の伝記には、使節団到来の状況が「文殊菩薩転輪王皇上大主の欽差使者ロブサン=シラブ (Tib. blo bzang shes rab) と、台吉タワン=ジャムス (Tib. lha dbang rgya mtsho) が多くの随従ともどもラサン=ハンの御前に到った」(『ポラネー伝』85a) と記されている。また、以降の記述においても清朝の官員の名は記されず、モンゴル王公らが使節団の中心として描かれている。

⁴⁶ 『蒙古堂檔』18 冊, pp.310-337 に続けて収録されている。「パンチェン=フトクトに送る勅書」「翊法恭順汗ラサンに下す勅書」「青海の王・貝勒・貝子・公・多くの台吉らに下す勅書」。

⁴⁷ 『聖祖実録』巻 241, 康熙 49 (1710) 年 3 月戊寅 (13) 日条。

冊封を通知する際にパンチェン=ラマ・ラサン=ハン・青海ホシュート部首長層に下した康熙帝の勅書には、前述のラサン=ハン・パンチェン=ラマ・三大寺院のラマらの上奏を引用して以下のように総括している。

今パンチェン=フトクト・ラサン、さらに三寺院（ガンデン・セラ・デブン）の多くのラマらはみな「このダライ=ラマの名・印章を封じることを慈しんでくれまいか。みな教えを広めることや衆生に利益〔をなして〕安寧〔とする〕多くの恩を永遠に恵んでくれまいか」と奏請したので、この化身を六世のダライ=ラマとし冊・印章を与え封じた⁴⁸。

新ダライ=ラマ六世冊封の理由について、勅書には經典に習熟したことや青海ホシュート部首長層が尊崇するようになったという『聖祖実録』に見られたような記述は一切記されておらず、あくまでパンチェン=ラマや三大寺院のラマらの要求に応じた判断であることが記されている。康熙帝は、ヘシエオを通じてラサン=ハンの様子を具体的に把握したことで、冊封を先延ばし続けるよりも、新ダライ=ラマ六世を冊封してラサン=ハン政権を安定させ、チベットの民衆に疑念を抱かせないことを優先すべきと判断し、青海ホシュート部首長層やラサン=ハン・パンチェン=ラマらの求めに応じるという形式のもとで冊封を決定したのである。

このように、康熙帝はラサン=ハンにハン号を授与したとはいえ、ラサン=ハンを完全には信用せず、ジューン=ガルを含めたチベット情勢を把握するためにヘシエオをラサに駐劄させた。その際、官僚の駐劄がチベット仏教世界の観念では歓迎されないことを理解したうえで、ラサン=ハンに要求に応じるという形式を取って1年間の駐劄を実現させたのである。また、ラサン=ハンがパンチェン=ラマや三大寺院のラマの協力を得て新ダライ=ラマ六世の正統性を強く演出したため、清朝はラサン=ハン政権を安定させるために新ダライ=ラマ六世の冊封を決定した。その際、康熙帝はグーシ=ハーンの子孫である青海ホシュート部首長層を信用していなかったものの、彼らを形式的に冊封に参与させて同意を得たことにしたのである。この時期の清朝の介入は、チベットでの官員の長期滞在や新ダライ=ラマ六世の冊封といった青海や中央チベットに大きな影響を及ぼすものであったが、それらはラサン=ハンに求めに応じる、あるいは青海ホシュート部首長層の同意を得るという形式によって行われており、内部の秩序を無視して強硬に介入することはできなかったのである。

第二節 ラサン=ハンによる新ダライ=ラマ六世擁立の背景

本節では、ラサン=ハンが新ダライ=ラマ六世ガワン=イエシエー=ギヤムツォを擁立した背景を、ラサン=ハンと青海ホシュート部首長層間の政治的抗争の側面から分析し、当時の

⁴⁸ 「翊法恭順汗ラサンに下す勅書」『蒙古堂檔』18冊, pp.319-323（満文）, pp.323-328（モンゴル文）。なお、パンチェン=ラマに送った書と、青海の首長らへの勅書もほぼ同じ内容である。

ダライ=ラマ擁立問題がどのような構造で生じていたのかを検討していく。

ラサン=ハンがパンチェン=ラマの認定のもと即位させた新ダライ=ラマ六世は、1710年に清朝から冊封されるに至った。しかし、1714年にロブサン=ダンジン⁴⁹とチャガン=ダンジンが筆頭となって、東チベットのリタンから後にダライ=ラマ七世ケルサン=ギヤムツォとなる童子をダライ=ラマに擁立したことで、チベット情勢は混迷を極めた。さらに1717年には、チャガン=ダンジンらと密約していたジューン=ガル軍がチベットへ進軍して、ラサン=ハンを殺害するとともに新ダライ=ラマ六世を監禁し、ラサン=ハン政権は崩壊していった[石濱裕美子 2001: 287-292]。

この間の歴史的展開について、先行研究の多くは、チベットの民衆や青海ホシュート部首長層の多くが新ダライ=ラマ六世を認めなかったため、ラサン=ハン政権が崩壊していったと評価してきた[Petech, Luciano 1972: 16-20][佐藤長 1986: 387][山口瑞鳳 2006: 91]。しかし、これらの研究は、この間のラサン=ハンと青海ホシュート部首長層との対立の推移を、ダライ=ラマ擁立によるものとして評価するにとどまり、その対立の政治的背景は等閑視されてきた。実際、ラサン=ハンとジャシ=バートルやチャガン=ダンジンらとの対立はラサン=ハン即位前から継続しており、ダライ=ラマ擁立自体が抗争の要因ではなかった。もちろん、ラサン=ハンがダライ=ラマ六世を廃位し新ダライ=ラマ六世を擁立するなどの横暴を働いたため、首長層の反感が増大したと考えられるが、ダライ=ラマ擁立自体ではなく、むしろそれによって引き起こされた政治的抗争の実態を分析することが必要になるであろう。また、当該時期の政治外交において「仏教政治」を共通の価値観とする「チベット仏教世界」が存在していたことを石濱裕美子[2001]が提唱しており、清朝や青海ホシュート部・ジューン=ガルは「ダライ=ラマ」を擁立し「教えの興隆と衆生の安楽」を掲げる必要があったという。しかしながら、複数のダライ=ラマが擁立されるという特異な状況にあった当該時期において、そこで擁立される「ダライ=ラマ」は無条件に選ばれるわけではなく、その背景に何らかの思惑や当時の政治状況に応じた判断があったと考えられ、そこにいかなる問題が内包されているのか検討の余地がある。

そこで本節では、当事者間の議論を詳細に検討し、ラサン=ハンの視点からダライ=ラマ擁立の思惑を検討するとともに、対立する青海ホシュート部首長層の行動を合わせて分析することで両者間の抗争の政治的背景を明らかにする。

新ダライ=ラマ六世の出自については、チベット語史料にも極めて断片的な情報しか残されておらず、出身地さえも正確には特定されていない。最も詳細な記述としては、青海出身のチベット仏教僧スンパ=ケンポが1748年に記した年代記『パクサム=ジュンサン』の記述がある。それによると、新ダライ=ラマ六世はバルカム (Tib. bar khams) のツァロンカカル (Tib. tsha rong kha dkar) なる地に誕生してから、ラサのチャクポリ (Tib. lcags po ri) 薬

⁴⁹ グーシ=ハーンの第10子ジャシ=バートルの子で、1723年にいわゆるロブサン=ダンジンの「乱」を引き起こした。

学堂に来たという⁵⁰。同書によると、バルカムとは字義のごとくデルゲ (Tib. sde dge) などを含むカム (Tib. khams) の中部 (Tib. bar) に位置する地域である⁵¹。ツァロンカカルが具体的にどの地点を指すか定かではないものの、大金川 (Tib. rgyal mo tsha ba rong) の支流の一つにツァチュ (Tib. tsha chu) があり⁵²、その流域の谷あいの地域 (Tib. rong) と推測できる。管見の限り、チベット語史料にはこれ以上の情報は見出せず、新ダライ=ラマ六世がどのような経緯でダライ=ラマに擁立されたのか判然としない。

清朝史料においても、新ダライ=ラマ六世の出自に関する情報はほとんど存在しないものの、前節で引用した康熙 44 (1705) 年 12 月 9 日付のチャクナ=ドルジェの奏摺にあるように、ポタラ宮の前にあるチャクポリ薬学堂にサンゲ=ギャムツォが在世中に密かに連れて来た 3 人の化身がいたといい、その中からラサン=ハンはカム出身の化身を新ダライ=ラマ六世に擁立した[宝音特古斯 2009: 61-63]⁵³。ダライ=ラマ六世の処遇が未決定の 1705 年末の段階で、既にラサン=ハンが新ダライ=ラマ六世の候補を探し出していた事実は注目に値し、事前に新ダライ=ラマ六世擁立について計画していたことを如実に示している。

前節で明らかにした通り、ラサン=ハンにとって、ダライ=ラマ擁立は非常に重要な課題であり、擁立する 1 年前の 1705 年末には既に新ダライ=ラマ六世の候補を探し出し、1710 年に新ダライ=ラマ六世の冊封が実現するまでの間、たびたび清朝に新ダライ=ラマ六世の承認と冊封を要請していた。ここで注目すべきが、前節で引用した史料にも現れていたように、新ダライ=ラマ六世の冊封を要請すると同時に、ラサン=ハンがバルカムの地の公課 (Man. alban) の返還を青海ホシュート部首長層に指示するよう清朝に求めている事実である。新ダライ=ラマ六世冊封についてのラサン=ハンやパンチェン=ラマと清朝との間の往來文書の大半において、いずれも新ダライ=ラマ六世についての議論の後に、「さらに」や「また」から始まる「バルカムの地の公課」もしくは「カムの地」に関する議論が附加されている⁵⁴。つまり、ラサン=ハンやパンチェン=ラマにとって、バルカムの公課や土地の問題がダライ=ラマ冊封と並ぶほどの課題であり、清朝側もラサン=ハンの事情を察知し、ダライ=ラマ冊封とともにバルカムの公課の問題を処理すべくヘシェオらを派遣していたのである。

では、新ダライ=ラマ六世即位後のラサン=ハンが解決すべき喫緊の課題の 1 つであったバルカムの公課とはいかなるものであったのであろうか。

まず、満文史料で表記されるバルカム (Man. bark'am) が具体的にどの地域を指すのかを検討する。清朝史料においてバルカムと表記される場合、先に示したチベット語での表記

⁵⁰ 『パクサム=ジュンサン』 195b.

⁵¹ 『パクサム=ジュンサン』 217b.

⁵² 『ドメー仏教史』 vol.3, 258b.

⁵³ 康熙 46 (1707) 年 5 月 22 日付のチャクナ=ドルジェの奏摺「康熙朝滿硃批奏摺」案巻号 282, 1014-1023 コマ。

⁵⁴ 康熙 48 (1709) 年 3 月 25 日発送の「ラサンに下す勅書」『蒙古堂檔』 17 冊, pp.475-478 (満文), pp.478-481 (モンゴル文) や康熙 49 (1710) 年 2 月 13 日到着の「パンチェン=フトクトの上奏する書」『蒙古堂檔』 18 冊, pp.266-269 (満文), pp.269-273 (モンゴル文) など。

のように厳密に東チベット中部の特定の地域を指すことは少なく、漠然と東チベット一帯を指すことが多い。先に提示したように、ラサン=ハンやパンチェン=ラマらと清朝との間で交わされる文書においても、同一のものを指して「バルカムの地の公課」や「カムの地」という表現が混在していることから、広く東チベットを指しているとも考えられるが、本節で検討する公課の問題については、史料上バルカムと表記されることが圧倒的に多く、具体的な範囲を示すことはできないものの、チベット語のバルカムを含みカムよりもやや狭い特定の範囲を想定していたと考えられる。

では、ラサン=ハンが求めていたバルカムの公課とは、いかなるものだったのであろうか。ラサン=ハンの上奏において、「バルカムの地の公課」は「バルカムの茶」と記されることもあり、寺院経営に必要なものであることが述べられている⁵⁵。ただし、具体的に茶と記されることは少なく、基本的に公課とある以上、四川経由で入ってくる磚茶を含む寺院経営に必要ないわゆる租税と解釈される⁵⁶。バルカムの公課がどのようなものであったのか、より詳細な記述は、やや後の史料となるが、康熙 55 (1716) 年 4 月 20 日に発送された青海ホシュート部首長層への勅書に端的に記されている⁵⁷。

バルカムの地の公課というものは、元来グーシ=ハーンがダライ=ラマ (五世) の時に多くの寺廟のラマらに献じたものである。ダライ=ラマ六世 (新六世) を封じる前に、青海のタイジらがバルカムの地の公課を掌握した後、我 (康熙帝) はツォンカパの教え (ゲルク派) を尊び思うので、特に大臣・侍衛⁵⁸を遣わして汝らの青海のタイジらに旨を下したとき、バルカムの地の公課を元の通りにダライ=ラマのシャンに返還していた。今、貝勒ダイチン=ホショーチ (チャガン=ダンジン)・タイジ=ロブサン=ダンジン汝らは、バルカムの公課を先の通りにダライ=ラマのシャンに献じよ。決して〔シャンに献じることを〕止めるな。我はラサンに旨を下して「カム・ツァン・ウー3 地域⁵⁹のダライ=ラマの管下のシャンを以前の通りにシャンに収め取って、セラ・デプン・ガンデン等の寺廟のラマらの熬茶 (Man. mangja < Tib. mang ja) に用いよ。自ら別の事に決して支出するな⁶⁰。これ以後、一切の事にみな仲良く暮らせ」と書を送る。

⁵⁵ 「これらの地 (チベット) の寺廟を養うことは、バルカムの茶に頼って暮らしてきている」とある (康熙 47 (1708) 年 12 月 29 日到着の「翊法恭順汗ラサンの上奏する書」『蒙古堂檔』17 冊, pp.450-453 (満文), pp.453-457 (モンゴル文))。

⁵⁶ 後述するように、1716 年 3 月頃の『パンチェン=ラマ二世伝』(274b-275a) の記事では、Tib. gzhung khral の語を用いて茶の供給が絶えていたことを説明している。gzhung khral は、「政府の (Tib. gzhung) 税 (Tib. khral)」という意味であるが、「税 (Tib. khral)」は、第一章で明らかにしたアムド地方の「添巴」と共通して用いられている語と考えられる。ただ、本章で考察する東チベットの公課には茶が含まれるなど、穀物と家畜からなるとされるアムド地方の添巴とは内実が異なっていたと考えられる。

⁵⁷ 康熙 55 (1716) 年 4 月 20 日発送の「青海の貝勒・貝子・公・台吉らに下す勅書」『蒙古堂檔』19 冊, pp.233-241 (満文), pp.241-251 (モンゴル文)。

⁵⁸ 1709 年に清朝が派遣した吏部左侍郎ヘシェオと一等侍衛アチトゥを指す。

⁵⁹ 東チベット (カム) と中央チベット (ウー・ツァン) を指している。

⁶⁰ モンゴル文では、ここに「と旨を下したい (Mon. kemen jarliy bayulyasuyai)」という句が

このように、バルカムの公課とは、元来ダライ=ラマ五世の時代にグーシ=ハーンが寺院のラマたちに献じたものであるという。そして、1710年に新ダライ=ラマ六世を冊封するまでの間に、青海ホシュート部首長層がその公課を掌握して中央チベットに送らなくなってしまったため、1709年にヘシェオ使節団がラサへ赴いた際に、ダライ=ラマの財産（シャン）に返還するよう指示していたというのである。そして、チャガン=ダンジンらは一時的にその指示に従ったものの、再びバルカムの公課を中央チベットに献上しなくなったため、康熙帝はそれをダライ=ラマのシャンに献上するよう命じるとともに、ラサのゲルク派三大寺院であるセラ寺・デプン寺・ガンデン寺のラマたちの熬茶に用いるようラサン=ハンにも指示しているのである。

ここに現れる熬茶とは、供養のために茶を沸かして振舞うことを原義とし、広くチベット仏教寺院の宗教行事を意味している。そして、バルカムの公課を三大寺院の熬茶に用いるよう指示していることから、先に提示した史料にもあったように、四川経由で入ってくる磚茶を含むバルカムの公課がラサのゲルク派三大寺院の熬茶の費用として、つまり寺院の安定的な運営に必要な公課であったのである。ラサン=ハンの視点から考えると、寺院勢力の支持を得るためには、寺院経営に必要なバルカムの公課を確保することが必須であったといえよう。また、ここでラサン=ハンが問題としていた公課は、「ダライ=ラマのシャンに献じよ」などの文言からも分かるように、ダライ=ラマ政権が官僚を派遣してダライ=ラマ領から直接徴収するものではなく、青海ホシュート部首長層が領有する特定の地域や属民から徴収した公課をダライ=ラマ政権に献上する形式のものを指していた。

ここで、ダライ=ラマ政権の財政とラサン=ハンの関係について整理しておく。先に提示した史料に「汝自身が勝手な事に決して支出するな」とあるように、当時の清朝とラサン=ハンや青海ホシュート部首長間の文書において、ダライ=ラマの財産であるシャンをラサン=ハンが管理しているように記されている。元来ダライ=ラマ政権では、財政を始めとする俗務を摂政が管理していたが[手塚利彰 1999a: 54]、このような記述から、ラサン=ハンがサンゲ=ギャムツォを殺害してダライ=ラマ政権の財政を掌握するようになったと考えられる。また 1716年中頃の理藩院尚書アリンガらの奏摺には、以下のようなラサン=ハンの上奏が引用されている⁶¹。

古来、このチベットの地で主としたダライ=ラマのシャンとして上大主ハン（康熙帝）が封じるといえども、シャンに入ったオーロトが各々離れて行なうため、ある悪い行いのタイジらがシャンを嘲笑し軽視するので、このシャンの管下の輩を収めてスルジャに委ねればシャンのことに有益である……。

スルジャはラサン=ハンの第2子で、1714年に中央チベットから青海の牧地に戻ってきてお

挿入されているが、満文では確認できない。文脈上でも不自然であるので、この部分は満文に従って訳出した。

⁶¹ 康熙 55 (1716) 年 9 月 13 日付のアリンガらの奏摺「康熙朝満文硃批奏摺」機構包 10, 2144-2158 コマ。

り、青海ホシュート部首長層がシャンを軽視している状況に対して、ラサン=ハンは青海で直接他の首長らとの交渉が可能なスルジャに、元来シャンに属していた牧民の管理を委ねようとしているのである。ダライ=ラマの財産であるシャンに関する現地での対応を自身の子スルジャに委ねようとしていることから分かるように、ラサン=ハンはダライ=ラマ政権の財政に積極的に関与し、それを統轄する立場にあったと考えられる。そして、ラサン=ハンがダライ=ラマ政権を運営する上で、その財政を支える公課やシャンの問題に取り組む必要があったのであろう。

では、このようなダライ=ラマ政権の財政を支える公課がどのような状況にあったのか、その実態を検討する。康熙 50 (1711) 年 1 月 14 日に到着したラサン=ハンの上奏には、ダライ=ラマ政権に納付される公課の概況が次のように記されている⁶²。

先に上主 (康熙帝) の良い旨に「ウー・ツァン・カム 3 地域の公課の量と寺廟に与える量はいくらか、その受け取った余りはいくらか」と旨を下した。総じてウー・ツァン・カム 3 地域の耕地の公課は、穀物の成長の良し悪し [の影響] を受けるので、多寡 [の差] が大きくなったので、1 つに [定めて] 量を上奏することは難しい。難しいとはいえ、我らの取る公課を勘案し穀物に換算すれば、チベットの地の枡で三百万枡となる。寺廟に与えるものは、寺ごとに [いる] 領民が公課を慈しんだため、その [寺廟の] 生計を維持することができる。もし仏教政治のために、また災難を祓うために熬茶するならば、シャンから沸かす⁶³。またノヤンや多くの領民も沸かす。そのとき [量は] 一定ではなくなったので、量を上奏することはできなかった。

ラサン=ハンが報告によると、中央チベットと東チベットから徴収される各種の公課は非常に多く、災難を祓うために熬茶する際にはダライ=ラマの財産から費用を調達し、それ以外に、青海ホシュート部首長層も熬茶のために供出するという。

ここで、以上の検証内容を考察すると、当時のダライ=ラマ政権においては、青海ホシュート部首長層が領有していた東チベットから献上される公課の納入が滞っていた。そして、ラサン=ハンが要求していたバルカムの公課とは、本来青海ホシュート部首長層がダライ=ラマに献上すべき公課を指しており、ラサン=ハンはそれを以前のようにダライ=ラマに献上させようと画策していたのである。これらの事情に関しては、青海ホシュート部首長層がチベット仏教の保護者としてダライ=ラマ政権に経済的支援を行なう存在であったという石濱裕美子 [2001: 118] の指摘があり、それと符合するものであり、ラサン=ハンがその観念に沿ったものといえよう。

ただし、当時のラサン=ハンと青海ホシュート部首長層との関係から分析すると、バルカムの公課を献上させることは困難だったと推測される。手塚利彰 [1999b: 56-66] の分析によ

⁶² 康熙 50 (1711) 年 1 月 14 日到着の「翊法恭順汗ラサンの上奏する書」『蒙古堂檔』18 冊, pp.400-409 (満文), pp.410-419 (モンゴル文)。

⁶³ 満文では「ツァン (dzang) から沸かす」とあるが、ダライ=ラマの財産から供出するという意味なので、モンゴル文の「シャン (šang) から沸かす」を訳出した。

ると、東チベットの多くの地域は、チャガン=ダンジンやロブサン=ダンジン・メルゲン=ダイチン⁶⁴ら以前からラサン=ハンと対立していた青海ホシュート部首長層が、グーシ=ハーンの死後の遺産分配以降に分有していた。清朝が派遣したヘシェオらの指示に従い彼らは一時的に公課を中央チベットに献上したものの、それがラサン=ハンに対する支援となるため、基本的にラサン=ハンが擁立した新ダライ=ラマ六世に公課を献上しようとしなかった。そして、対立する青海ホシュート部首長層が分有していた東チベットからの公課を確保できないという経済的な問題を、ラサン=ハンが抱えていたのである。

これまでの検討で明らかのように、ラサン=ハンがダライ=ラマ政権の安定的な運営にバルカムの公課を必要としていたが、実際にダライ=ラマ政権の財政問題を解決するためにラサン=ハンがどのように対処しようとしていたかを検証していく。

当時のダライ=ラマ政権の財政に関する興味深い記事がラサン=ハンの上奏にあり、サンゲ=ギャムツォの時代からの状況を振り返りながら次のように総括している⁶⁵。

こちらの方（中央チベット）の教民は、みな上大主（康熙帝）の慈愛により暮らしているので、大いなる恩を語り尽くすことはできない。奸悪なディバ（サンゲ=ギャムツォ）の在世時に、彼が取った土地・隷民もある。人に与えたものもある。偽りの化身（ダライ=ラマ六世）の在世時に、人に与えた土地・隷民もある。我〔がダライ=ラマ政権を掌握する〕に至った後、人に与えた土地・隷民は甚だ多くなるので、他の寺廟に公課で与える食物や熬茶、モンゴルらに公課で与える食物はみな足りない。かようなので、青海の親王ジャシ=バートルら多くのタイジらはみな聞いて、上大主の「二心を持たず教民を助けよ」と言った良い旨があるので、その通りにすべきである。「数人だけ満足させたと言ったとて何の利益があるだろうか。与えた土地・隷民を全て戻して先の通りにすれば良い」と〔我ラサンが〕考えるとき、教えの根本となったセラ・デブン・ガンデン・タシルンポ・2密教学院⁶⁶に与えたものを留めて、パンチェンとダライ=ラマの側近の大臣らに与えたもの、さらにタツァン（Man. radzang < Tib. grwa tshang）⁶⁷・カムツェン（Man. k'amdzan < Tib. khams tshan）⁶⁸に与えたものを戻すよう

⁶⁴ 『王公表伝』（巻 84, 多羅貝勒納木扎勒列伝）では、グーシ=ハーンの第 2 子オンボの第 1 子メルゲン=タイジの第 2 子とする。手塚利彰[1999b: 48]は、Sog po'i yig tshang に依拠した『ドメー仏教史』の記述に基づき、「メルゲン=ダイチン」をリンチェン=ダシの称号として、『パクサム=ジュンサン』（310a）に依拠してオンボの第 2 子メルゲン=タイジの第 2 子とする。ただ、『王公表伝』（巻 84, 多羅貝勒納木扎勒列伝）ではリンチェン=ダシをメルゲン=ダチンとは別にメルゲン=タイジの第 6 子としており、いずれが正しいか判断を下しがたい。ここでは、少なくともグーシ=ハーンの第 2 子オンボの孫であり、ケルサン=ギャムツォを支持した人物である事実[手塚利彰 1995: 97-98]を指摘しておく。

⁶⁵ 康熙 52（1713）年 11 月 29 日付の「翊法恭順汗ラサンの上奏する書」『蒙古堂檔』19 冊, pp.46-53（満文）。

⁶⁶ 満文で undusun miyoo とあり密教学院を指す。2 つの密教学院とは、ギュメー学院（Tib. rgyud smad grwa tshang, 下密院）とギュトウー学院（Tib. rgyud stod grwa tshang, 上密院）である。

⁶⁷ チベット仏教寺院の中の僧院や学堂を指す。

〔康熙帝が〕定めたことを、衆人の心はもつともだと思ふといえども、パンチェン=エルデニの側近の大臣らや、タシルンポ等のタツァン・カムツェンに与えたものを戻せば、パンチェン=エルデニに冊・印章を与え封じたことを軽視するようになりはしまいかと思ひ中止した。今、パンチェン=エルデニに与えたものや、タシルンポ等の多くの寺廟に与えたものを旨の通りに留めて他のものを〔も〕戻さなければ、パンチェン=エルデニとダライ=ラマ兩人を他の寺廟と異にし特別にしたようで妥当ではないうえ、上大主の事を処理する我らを鼻衄したようになるので、これを戻すことを睿鑑してくれまいか。また、奸悪なディバの在世時に、主の心に叛き背逆するので、主が睿鑑して非を知ってタルツェンド (Man. darjando < Tib. dar rtse mdo) ⁶⁹を取った。奸悪なディバの在世時に〔ディバが〕多くの施主に会わないうえ、偽りの化身 (ダライ=ラマ六世) をダライ=ラマとして名を与えて称揚したため、今まで衆人の心は疑うので、〔チベットでは〕ダライ=ラマ五世の時のように熬茶することがなくなった。かようなので、チベットの地の寺廟のラマらは飢えに困窮して、經典を講義することが甚だ難しくなっている。タルツェンドをダライ=ラマ五世〔の時〕にあった通りに慈しみ与えてくれまいか。これらの教民はみな、主ハンの管下かタルツェンドか、どちらの地にいるとしても区別が無いので上奏した。

後半部分に記されているように、当時のチベットではダライ=ラマ五世の時代のように熬茶できなくなり、政権運営に支障を来たしていたことが推測される。そして、その要因としてラサン=ハンは大きく2つの原因を挙げ、それぞれの解決策を提案している。

1つは、前半に提示されているダライ=ラマ政権が直接徴収していた公課に関するものである。それによると、以前サンゲ=ギャムツォが多くの人々に土地や隷民を与えてしまったため、寺院に与える公課が手に入らなくなってしまったという。おそらく、以前はダライ=ラマ政権が徴収した公課を各寺院に分配していたものの、その供給源である土地や隷民そのものをサンゲ=ギャムツォが与えてしまったため、ダライ=ラマ政権が徴収できる公課が少なくなったのであろう。サンゲ=ギャムツォやラサン=ハンが寺院勢力に多くの財物を贈与していたことは既に知られており〔Petech, Luciano 1972: 13〕、これはその事実を示している。ラサン=ハンはその解決として、ラサの三大寺院や密教学堂、パンチェン=ラマやダライ=ラマの側近の大臣ら、さらにタシルンポの学堂や僧侶らに与えた土地や隷民を戻さずに留めれば、その他の寺院と区別することになるので、ダライ=ラマやパンチェン=ラマの支持母体に与えたものも含めて全てを一括して元に戻すよう指示しようとしている。また、「土地・隷民を与えた」ため公課が不足したという記述からも分かるように、実際に茶も含んでいたであろうが、公課はダライ=ラマ政権の財政を支えるいわゆる租税であり、それを各寺院に分配することが政権運営に不可欠だったことが明らかであろう。

⁶⁸ タツァンの下部組織で、僧侶の日常生活などに深く関係する寺院の基層組織である。

⁶⁹ 漢文では打箭爐と表記され、現在の四川省の康定県に位置する。以下に述べるように東チベットにおける漢地とチベットとの間の交易の門戸であった。

財政問題のもう 1 つの原因は、後半に提示されている間接的に徴収していた公課に関するものである。これは、ダライ=ラマ政権が直接徴収するものではなく、各地の施主が自身の管下の地から得た財の一部を布施としてダライ=ラマ政権に納めていたものであり、サンゲ=ギャムツォが偽者のダライ=ラマ六世を擁立してしまったために、ラサン=ハンが新たにダライ=ラマを擁立しても人々が疑念を抱き、納めなくなってしまったという。施主に会わなかったという表現からも分かるように、実際に有力施主である青海ホシュート部首長層たちが公課を献上しなくなったのであろう。そして、公課の不足を解決するためにラサン=ハンは、タルツェンドの返還を康熙帝に要求するのである。タルツェンドは東チベットにおけるチベットと漢地との交易の門戸であり、タルツェンドを獲得することで交易に自ら関与して漢地から得られる経済的な利益を得るとともに、中央チベットからタルツェンドへの交易路に当たるバルカムを含む東チベットに自身の権力を浸透させようと考えたのであろう。

ラサン=ハンが交易の重要性に鑑みてタルツェンド返還を要求した証左として、1700 年頃にサンゲ=ギャムツォが清朝に対してタルツェンドの返還要求を行なった前例がある。タルツェンドを通じて行なわれる交易について、サンゲ=ギャムツォは以下のように上奏している⁷⁰。

経典の教えや仏教政治をなすよう勤めているガンデン・デプン・セラ等の 3 寺院のラマたちが飲用する茶等の品物をタルツェンドから〔中央チベットへ〕移送するのを中止せず、経典の教えや多くのラマ・衆生を見棄てずに慈しんでくれまいか。

このように、サンゲ=ギャムツォは、タルツェンドを通じた交易がチベットの三大寺院の運営に必要だと認識していた。このような記述は、バルカムの公課の返還を指示するよう求めるラサン=ハンの上奏に類似しており、タルツェンドでの交易に関与することが経済的問題を打開するための有効な手段になると認識していたのであろう。なお、サンゲ=ギャムツォと康熙帝との間の交渉の結果、タルツェンドの交易は清朝とダライ=ラマ政権それぞれがラマや官員を派遣して交易を監視することに落ち着いていた⁷¹。ただし、タルツェンドをチベットに与えるというサンゲ=ギャムツォの要求については、康熙帝に厳しく批判されており〔山口瑞鳳 2006: 85〕、ラサン=ハンも当然サンゲ=ギャムツォの先例を知らながら敢えて康熙帝に要求したと考えられる。当時は康熙帝との関係が比較的良好であったとはいえ、ラサン=ハンは康熙帝の批判を覚悟の上で無謀な要求をしており、それほどの要求をしなければならぬほど困窮していたと考えられる。なお、この要求について康熙帝は、タルツェンドを望むならば自ら北京に来朝して大臣らと会議するよう指示するなど、無理難題を突き

⁷⁰ 康熙 40 (1701) 年 3 月 11 日到着の「王ブツダ=アプティ (サンゲ=ギャムツォ) の上奏する書」『蒙古堂檔』16 冊, pp.241-245 (満文), pp.245-250 (モンゴル文)。

⁷¹ 実際にそのような形式で交易の管理が行なわれていた (『蒙古堂檔』17 冊, pp.103-109 (満文), pp.110-117 (モンゴル文), 康熙 41 (1702) 年 11 月 9 日作成「理藩院からパンチェン・ディバに送る書」)。

付けて間接的に拒否している⁷²。

このような事例以外にも、1710年前後のラサン=ハンの上奏において、特に康熙帝への物品賜与の要求が記されていることが目立つ。特徴的なものが以下のラサン=ハンの上奏である⁷³。

請うことには、主（康熙帝）が睿鑑して慈しみ少し熬茶を送れば、こちらの寺のラマたちの喜びはこの上なくなるので、少し品物を恵んではくれまいか。さらに、主は我を甚だ慈しんで諸々の品物で〔我ラサンの〕望むところを慈しみ問うたので、喜びに堪えなかった。用いる品物を求める数量を少し記した書が別にある。今後、教民の利益のためにあらゆる旨を下すことを、絶えない水の流れのように慈しみ鑑みてくれまいか。

ラサン=ハンは、バルカムの公課以外に、熬茶に用いる物品を賜与するよう康熙帝に要求し、さらに賞賜してほしい品物を数量まで文書に列挙して要求しているのである。このように具体的な品物の下賜を数量まで添えて詳細に要求することは、それまでの清朝-チベット間の文書では見られず、先に提示した文書などと合わせて考えると、ダライ=ラマ政権が経済的に困窮していた事実を反映していると考えられる。

このように、当時の中央チベットではダライ=ラマ政権に納入される公課が種々の原因によって不足しており、ラサン=ハンは政権を安定させて寺院勢力の協力を得る上で、経済的問題を解決しなければならなかった。そのため、早くから康熙帝にバルカムの公課の問題を提起して、協力を仰いでいたのである。また、かかる財政問題の背景には、もちろん上記のようなサンゲ=ギャムツォ時代以来のダライ=ラマ政権内部の要因もあったと考えられるが、ラサン=ハン自身が即位前から確たる権力基盤を持っておらず、ダライ=ラマ政権の財政的困窮を自身の経済力によって支えることができなかつたことも重要な要因であった。ラサン=ハンは、即位の過程でジャシ=バートルやチャガン=ダンジンら有力首長と対立し、自身の協力者であった郡王エルケ=バルジュルが死に追い詰められ、自身に協力する有力首長がほとんどいなかった。多くの首長がラサン=ハンと対立したため、それ以前にダライ=ラマ政権が得ていた青海ホシュート部首長層からの布施が大幅に減少し、ダライ=ラマ政権の財政を維持させることができなくなっていた。このような状況下で、ラサン=ハンにとって特に経済的な問題の解決が、政権を維持する上でダライ=ラマ即位と並ぶ喫緊の課題となっていたのである。

では、以上で明らかになったダライ=ラマ政権の経済的困窮が、ラサン=ハンによる新ダライ=ラマ六世擁立とどのように関連していたのか、またラサン=ハンの行動に対して青海ホシュート部首長層がどのように対抗していたのかを検討していく。

⁷² 上記の「翊法恭順汗ラサンの上奏する書」の文書処理に関する注記（『蒙古堂檔』19冊、pp.57-62）及び『清代起居注冊（康熙朝）』北京所蔵28冊、康熙53（1714）年7月27日条。

⁷³ 康熙51（1712）年6月8日到着の「翊法恭順汗ラサンの上奏する書」『蒙古堂檔』18冊、pp.509-514（満文）、pp.515-520（モンゴル文）。

これまでの検討で明らかにしたように、ラサン=ハンがバルカムの公課の問題と、バルカム出身の新ダライ=ラマ六世擁立という 2 つの問題を同時に処理しており、ダライ=ラマ擁立とバルカムの公課の問題を関連付けていたと推測される。そこで、その関連性についての議論を進めるために、1714 年にチャガン=ダンジンやロブサン=ダンジがリタン出身の童子をダライ=ラマとして擁立した際の、ラサン=ハンと清朝の間で行なわれた議論から分析していく。リタンの童子擁立後の青海ホシュート部首長層との抗争について報告したラサン=ハンの上奏には次のようにある⁷⁴。

ダイチン=ホショーチ（チャガン=ダンジン）は、上大主（康熙帝）の旨から背き「（ダライ=ラマ六世）ツァンヤン=ギヤムツォの化身（リタンの童子）がダライ=ラマの化身である」と言ってお上主が〔ラサン=ハンに〕恵んで得させたバルカムの方の公課を、「ツァンヤン=ギヤムツォの化身に与える」とバルカムの方に兵を送って、バルカムに我が駐させたエルケ=ジノンらを征伐し取って「バルカムの方の一切の貨財をチベットの方に決して与えるな」と〔我らに〕告げて、上大主の旨から背きこのように相応しくない事を行なった。

これによると、ラサン=ハンがバルカムに派遣していたエルケ=ジノン⁷⁵をチャガン=ダンジンは兵を送って捕らえ、ダライ=ラマ政権に一時返還していた公課を奪ってリタンの童子に与えようとしているという。この報告から明らかなように、チャガン=ダンジンは東チベットのリタンからダライ=ラマを擁立することによって、バルカムで実際に軍事行動を起こして新ダライ=ラマ六世への公課の献上を滞らせ、自らがダライ=ラマとして擁立したリタンの童子に公課を献上しているのである。特に重要なのは、公課をダライ=ラマに献上するという観念がラサン=ハンやチャガン=ダンジンらの間で共有されていたことであり、ダライ=ラマ擁立と公課の献上が関連するものであることを如実に示している。

また、清朝の官員もダライ=ラマ擁立とバルカムの公課が密接に関連すると理解していたことを示唆する報告がある⁷⁶。以下の言葉は、リタンから青海に移送されたリタンの童子の処遇をめぐってチャガン=ダンジンらと侍衛アチトゥらが会盟した際に、チャガン=ダンジンらに対して侍衛アチトゥが述べた言葉である。

奴才我らは、全てのタイジらが集まった地でチャガン=ダンジンに対し「この化身を内に送らず汝らのところに留めれば、汝らはこれをダライ=ラマとすることができようか。バルカムの公課を占有して力で彼をポタラに送ることができようか。……」と語って〔会盟を〕放棄して来た。

⁷⁴ 康熙 54 (1715) 年 10 月 9 日付の「翊法恭順汗ラサンの上奏する書」『蒙古堂檔』19 冊, pp.216-222 (満文), pp.222-230 (モンゴル文)。

⁷⁵ なお、エルケ=ジノンについては、リタンのタイジであるエルケ=ジノンという表記も確認できる(康熙 54 (1715) 年 10 月 5 日付の議政大臣スヌらの奏摺「康熙朝満文硃批奏摺」機構包 29, 1064-1082 コマ)。

⁷⁶ 康熙 54 (1715) 年 9 月 26 日付の議政大臣スヌらの奏摺「康熙朝満文硃批奏摺」機構包 29, 1047-1063 コマ。

このように、リタンの童子を清朝に引き渡そうとしないチャガン=ダンジンらに対して、侍衛アチトゥらはバルカムの公課を占有して強引な手段によってダライ=ラマとして即位させようとしているのではないかと詰問している。つまり、ダライ=ラマを奉じて政権を維持する上で、バルカムの公課を確保することが極めて重要な要素であり、それをめぐってラサン=ハンと青海ホシュート部首長層が争っていることを、清朝の官員らは見抜いていたのである。

さらに、チャガン=ダンジンらが実際に公課を新ダライ=ラマ六世に献上せず、リタンの童子擁立以降にバルカムの公課の問題が一層深刻となったことを示唆する記述が、1716年3月頃の『パンチェン=ラマ二世伝』(274b-275a)の記事にある。この記事は石濱裕美子[2001:118]が既に訳出しており、それによると、以前から青海ホシュート部首長層がラサン=ハンと不仲であり、東チベットからの公課(Tib. *gzhung khral*)が中央チベットに供給されなくなり、三大寺院を始めとする中央チベットの寺院では茶の供給が絶たれたという。ここで現れる「茶」は、公課の不足に起因することから、実際の茶も含むであろうがあくまで象徴的な意味であり、宗教行事を始めとする寺院経営が安定的に行なえなくなったことを示しているのであろう。『パンチェン=ラマ二世伝』において、この記事以前に東チベットからの公課不足についての言及が存在しないことから、チャガン=ダンジンらがリタンの童子をダライ=ラマとして擁立したことによって、東チベットからの公課の納入量が大きく減少したと考えられる。つまり、ラサン=ハンとチャガン=ダンジンら双方が東チベットからダライ=ラマを擁立して、ダライ=ラマ政権を運営する上で必要な公課をめぐって抗争を繰り広げていたのである。

従来の研究においては、ラサン=ハンとチャガン=ダンジンやジャシ=バートルらとの対立が、正統のダライ=ラマをめぐって争っていたように認識されてきた。しかし、前章で明らかにしたように、ラサン=ハンとジャシ=バートルはラサン=ハン即位前から、ラサン=ハンによる属民の略奪などを通じて対立していた。さらに、ジャシ=バートルとチャガン=ダンジンは、ラサン=ハンに協力的であった郡王エルケ=バルジュールと対立し、ダライ=ラマ六世の北京護送直前の1706年8月頃に彼を死に追い詰めるなどの行動も起こしていた。つまり、これまで分析してきたバルカムの公課をめぐる争いは、ダライ=ラマの正統性に端を発する争いではなく、以前からのラサン=ハンとジャシ=バートルやチャガン=ダンジンらとの対立の延長線上にあるとみなすべきである。そしてラサン=ハンは、自らと対立する青海ホシュート部首長層が分有して公課の徴収を管理していた東チベットに目をつけて、彼らの権力基盤を切り崩してダライ=ラマ政権に公課を納入させるための布石として、バルカム出身の化身をダライ=ラマとして擁立したと考えられるのである。

これを示唆するものとして、ラサン=ハンが新ダライ=ラマ六世の親族の協力を得ようとしていたと考えられる事例があり、ラサン=ハンの上奏に以下のような記述が見られる⁷⁷。

⁷⁷ 康熙52(1713)年11月29日付の「翊法恭順汗ラサンの上奏する書」『蒙古堂檔』19冊, pp.46-53(満文)。

先にディバを就けるため上奏したとき……「タングートの飲食やタングートの性情を知る1人の者をディバに就けるべきである」と親王ジャシ=バートルと我らのみまで相談したことは、この(新)ダライ=ラマ六世の一族のクンチョク=ワンギェル (Man. guncuk wangjal < Tib. dkon mchog dbang rgyal) をディバに就ければ、先の奸悪なディバ (サンゲ=ギャムツォ) のように悪事を行なうことはない。こちらのダライ=ラマは教民が頼ったものである。安逸に暮らすことは、全て主ハン (康熙帝) の大いなる恩から生じるので、いかなるとも悪く思うことはない。我らのモンゴルらは、このダライ=ラマの事を主の旨の通りに処理するので、我らとしても悪く思うことはない。かようなので、クンチョク=ワンギェルをディバに就けてもよいか。

ダライ=ラマ擁立の政治性はこれまでつとに指摘されてきており、ダライ=ラマの親族らとの結びつきを強める手段として、有力者の家系からダライ=ラマを擁立することがあった。例えばダライ=ラマ五世の円寂後、サンゲ=ギャムツォは自身の協力者であったテルダク=リンパの家系からダライ=ラマ六世を擁立している[山口瑞鳳 2006: 65]。さて、ここで提示したラサン=ハンの上奏によると、ジャシ=バートルとの協議の結果、新ダライ=ラマ六世の一族のクンチョク=ワンギェルなる人物をラサン=ハンらはディバに就任させようとしている。なお、この上奏においてラサン=ハンが「奸悪なディバ (サンゲ=ギャムツォ)」を対比として記していることから、明らかにクンチョク=ワンギェルを新ダライ=ラマ六世の摂政に任じようとしているのである。クンチョク=ワンギェルがいかなる人物か定かでなく、他の史料からも実際に彼が摂政に就任したか確認できないものの、ラサン=ハンが新ダライ=ラマ六世の一族に接近していたことは事実であろう。新ダライ=ラマ六世については、出身地以外の情報がなく、確たる証拠を提示することはできないものの、その一族であるクンチョク=ワンギェルなる人物は、バルカムにおいて一定の影響力を行使し得たと考えられ、ラサン=ハンが新ダライ=ラマ六世を通じて新ダライ=ラマ六世の一族との関係を密にしてバルカムにおいて彼らの協力を得ようとしたと判断される。また、1700年代後半にラサン=ハンを苛烈に批判していたジャシ=バートルが、このラサン=ハンの上奏では摂政の任命についてラサン=ハンと協力していたように記されていることが注目される。ラサン=ハンの上奏なので、そもそもこの情報自体が虚偽の報告である可能性もあるが、摂政の任命自体はラサン=ハンの中央チベットでの政治権力に制約が加わるとみなすこともでき、チベット人摂政の任命についてはジャシ=バートルも同意した可能性はあるが、真偽は不明である。

当時の中央チベットでは、サンゲ=ギャムツォの時代の混乱を経てダライ=ラマ政権の財政が逼迫していた。さらにラサン=ハンは、多くの青海ホシュート部首長層と対立していたため、ダライ=ラマを戴き政権を運営する上で、経済的問題を解決する必要があった。ラサン=ハンが、パンチェン=ラマや僧院を懐柔していたため、どのような人物をダライ=ラマに擁立するかは、自らの意思を反映することができたと見てよいであろう。そこでラサン=ハンが、ダライ=ラマ政権の財政問題を解決するために、青海ホシュート部首長層が割拠した東チベットへの権力浸透の契機として、東チベット出身の化身をダライ=ラマ六世として即

位させたのであろう。そして、ラサン=ハンと対立していたチャガン=ダンジンやロブサン=ダンジンらは、ラサン=ハンがバルカムの公課獲得へ動いていたことを察知した上で、同様に東チベットから化身を探し出してダライ=ラマとして擁立し、「正統なダライ=ラマ」に公課を納入するという名目のもと、中央チベットへの公課の納入を滞らせようとした。そして、次章で明らかにするように彼らはジューン=ガルとの連携のもと、自身の擁立した化身を中央チベットでダライ=ラマとして即位させようと計画していたのである。

また、このようなバルカムの公課をめぐるラサン=ハンと青海ホシュート部首長層との間の対立に際して、清朝は青海ホシュート部首長層に対して中央チベットの新ダライ=ラマ六世に公課を納入するよう一貫して指示しており、ラサン=ハンのもとのダライ=ラマ政権の安定を目指していた。両者間の経済的問題に及ぶ清朝のこのような介入は、一見すると清朝の政治的影響力の浸透とみなすこともできるが、当事者間の議論で明らかのように、清朝はダライ=ラマ五世時代の旧来のあり方に戻すことを指示するにとどまり、旧来の枠組みに変化を加えるようなものではなかった。また、青海ホシュート部首長層が実質的に清朝の指示にほとんど従っていなかったことから分かるように、清朝の介入は強制力の伴わない指示にとどまっていたのである。

小結

本章では、新ダライ=ラマ六世をめぐる清朝・ラサン=ハン・青海ホシュート部間で展開した政治過程を分析し、これまで正統なダライ=ラマをめぐる宗教的争いとしてみなされてきたラサン=ハンと青海ホシュート部首長層間の抗争を、政治的側面から考察した。具体的な内容は以下の通りである。

まず、新ダライ=ラマ六世をめぐる清朝・ラサン=ハン・青海ホシュート部間関係の交渉の実態である。清朝は、ラサン=ハンに対して改めてハン号を授与して清朝の影響下に取り込もうとしたものの、ラサン=ハンは当初はジューン=ガルのツェワン=ラブタンとの間で使節を往来させて、清朝とジューン=ガルの双方との関係を維持していた。しかし、1706年8月頃に青海ホシュート部内のラサン=ハンの協力者エルケ=バルジュールがジャシ=バートルやチャガン=ダンジンらによって死に追いやられ、ラサン=ハンは清朝との関係を深めることが必要になり、清朝の要求に応じてダライ=ラマ六世を北京に向けて護送した。郡王エルケ=バルジュールの死によって、清朝はジャシ=バートルらを信用することができなくなり、必然的に清朝もラサン=ハンとの関係に依拠せざるを得なくなり、ここに清朝とラサン=ハン両者の利害が一致して協力関係が築かれた。そして、ラサン=ハンがパンチェン=ラマやラサの三大寺院の僧らの認定のもとで新たにダライ=ラマ六世を擁立すると、清朝は青海ホシュート部首長層を形式的に議論に参加させたものの、実質的にその意見を採用せず、あくまでパンチェン=ラマや護法神の認定という手続き上の正統性を確認するに終始した。しかし、その一方で清朝は完全にはラサン=ハンを信用せず、ラサン=ハンの要求に基づく措

置であることを強調してヘシェオをラサに駐節させて、ジューン=ガルの動向を含むチベット情勢を調査したうえで、最終的に 1710 年に新ダライ=ラマ六世を冊封することとしたのである。

次に、このような清朝・ラサン=ハン・青海ホシュート部首長間関係を背景として展開した、ラサン=ハンと青海ホシュート部首長層との間の政治的抗争の実態である。ラサン=ハンは寺院勢力の支持を得てチベットの政権を安定的に運営するために、寺院の運営を支えるための経済力を必要としていた。そこで、対立する青海ホシュート部首長層が分有してした東チベットから得られる公課を得るために、東チベットへの権力浸透の契機として東チベット出身の化身を新ダライ=ラマ六世として擁立した。ラサン=ハンのもとのチベットの安定化を目指していた清朝は、ラサン=ハンの要求に応じてジャシ=バートルやチャガン=ダンジンらに対して東チベットの公課をダライ=ラマ政権に納めるよう指示した。このように、清朝の支持のもとでラサン=ハンが東チベットに権力を浸透させ、その経済的利権を獲得しようとしたことに対抗するため、ジャシ=バートルやチャガン=ダンジンらは同じく東チベットのリタン出身の化身をダライ=ラマに擁立して、リタン出身の化身に東チベットの公課を献上することとなった。従来の研究では、ラサン=ハンと青海ホシュート部首長層との間の抗争は、ダライ=ラマの正統性に対する認識の差異に由来するものと理解されてきたが、両者間の抗争は東チベットの経済的利権に由来するものだったのである。

この時期の清朝の介入は、一貫してラサン=ハンを支持・支援するものであったが、それはジューン=ガルの動向を含むチベット情勢を把握して、青海・中央チベットに対する介入の足掛かりを確立するためのものであった。ただ、それらはラサン=ハンの求めに応じる、あるいは青海ホシュート部首長層の同意を得るという形式によって実施されたものであり、旧来の枠組みに大きな変化を加えるものではなかった。他方、ラサン=ハンは、清朝からの支援によって青海ホシュート部首長層に対抗し、清朝への依存を深めていくこととなった。そして、ラサン=ハンと青海ホシュート部首長層との間の政治的抗争が、ダライ=ラマというチベット仏教世界における政治的・宗教的に最も影響力のある存在と結びついたことによって激化し、さらに清朝という外部勢力の介入も招いたことで、東チベットの公課をめぐって 2 人の「ダライ=ラマ」が並立する異例の事態となったのである。

第四章 ジャシ=バートル死後における反ラサン派の崩壊

はじめに

本章は、1714年のジャシ=バートル死後における青海ホシュート部の首長間関係の変化と、それに対する清朝の介入のあり方を分析し、1723年のロブサン=ダンジン「乱」に至る反ラサン派の崩壊過程を明らかにするものである。

これまでの考察で明らかにした通り、1707年にジャシ=バートルやチャガン=ダンジンらが、前代の総管ダライ=バートルの孫エルケ=バルジュルを死に追いやって以降、清朝はラサン=ハンと新ダライ=ラマ六世を一貫して支持し続けていた。その中で、青海ホシュート部の総管であったジャシ=バートルの死去とほぼ同時に、1714年にジャシ=バートルの子ロブサン=ダンジンがチャガン=ダンジンとともに東チベットのリタン出身の童子をダライ=ラマとして擁立し、ラサン=ハンへの勢力拡大に対抗することとなった。この直後から、東方へ向けたジューン=ガルの軍事行動が活発化し、1715年3月にはハミを襲撃し[澁谷浩一 1997]、ついで1717年にはチャンタン高原から中央チベットを急襲してラサン=ハンを殺害し、ラサン=ハンが擁立した新ダライ=ラマ六世を廃位した。それに対して清朝は、ジューン=ガル軍を中央チベットから駆逐するために、クンブム寺に移していたリタンの童子をダライ=ラマとして擁立して中央チベットへ進軍し、1720年に2度目の遠征で青海ホシュート部首長層の協力を得てジューン=ガル軍を中央チベットから駆逐し、リタンの童子をダライ=ラマに即位させた。しかし、その後の清朝の対応に対して不満を募らせたロブサン=ダンジンが1723年に「乱」を起こし、清朝軍による平定を経て青海ホシュート部は盟旗制のもとで清朝の支配下に編入されることとなった。

かかる歴史的展開における最大の事件は、1717年のジューン=ガル軍の中央チベット襲撃であり、この事件は、それまで一貫して支持し続けてきたラサン=ハンへの死や新ダライ=ラマ六世の廃位など、清朝のチベット政策を根本から揺るがす結果をもたらした。しかし、この事件の直後から清朝はにわかの方針を転換してリタンの童子をダライ=ラマとして承認し、それまで対立していた青海ホシュート部の反ラサン派首長の協力も得ながら、リタンの童子を即位させることに成功したのである。このような政策方針の転換が可能となったのは、清朝の青海ホシュート部内への介入が成功したことによるものといえよう。逆に、青海ホシュート部の視点から見ると、ラサン=ハンと清朝に対抗してジューン=ガルとの連携までを計画していた首長が、なぜいともたやすく清朝に取り込まれることとなったのかが疑問となる。そこで注目されるのが、反ラサン派の筆頭で青海の総管であったジャシ=バートルの死である。ジャシ=バートルの死とほぼ同時にリタンの童子が擁立され、その後の歴史的展開にジャシ=バートルの子ロブサン=ダンジンの動向が多大な影響を及ぼしたことから分かるように、当時の最有力者ジャシ=バートルの死の影響は、青海ホシュート部内の首長間関係にとどまらず、各首長が取り結んだ清朝やジューン=ガルとの関係にも波及し

たと推測される。

リタンの童子擁立後の青海ホシュート部内の動向については、1723年のロブサン=ダンジンの「乱」に対して研究が集中し、佐藤長[1986]・加藤直人[1983; 1984; 1986]・石濱裕美子[1988c]・齊光[2013]らが首長間関係にまで立ち入った詳細な分析を行っている。これらの研究によって、特に清朝との関係からみた「乱」の原因は十分に明らかになっているものの、「乱」の遠因ともいえる「乱」以前の青海ホシュート部内の首長間関係への分析は十分に行われていない。しかし、「乱」はロブサン=ダンジンがエルデニ=エルケ=トクトナイやチャガン=ダンジンを攻撃したことに端を発するものであり、石濱裕美子[2001: 288-297]が指摘したジュン=ガルとの連携は、青海ホシュート部の各首長が個別に計画したものである。このように、当該時期の歴史的展開において首長間関係が極めて重要な要素であったことは明白であり、ジャシ=バートルの死にまで遡って青海ホシュート部内の首長間関係の変化を跡付けることが必要になるのである。

そこで本章では、それまで青海ホシュート部の最有力者であったジャシ=バートルの死から1723年のロブサン=ダンジンの「乱」が生じるまでの経緯を、青海ホシュート部内の首長間関係と、それに対する清朝の介入のあり方から分析していく。第一節では、1714年にジャシ=バートルの死と前後して擁立されたリタンの童子を清朝がクンブム寺に移送して管理下に置き、リタンの童子に対する青海ホシュート部首長層の影響力を失わせた背景を考察する。続く第二節では、リタンの童子擁立後における「盟長」の創設などの清朝の青海ホシュート部政策を分析していく。第三節では、第一節と第二節の分析を踏まえて、1723年のロブサン=ダンジンの「乱」がいかにして生じたのか、その背景を青海ホシュート部内の首長間関係と清朝の介入のあり方に基づいて考察する。

第一節 リタンの童子即位計画失敗の背景

本節では、1714年にロブサン=ダンジンとチャガン=ダンジンらが主導して擁立したリタンの童子を清朝がクンブム寺に移送したことで、彼らの主導のもとでダライ=ラマとして即位させる計画が失敗し、彼らのリタンの童子に対する影響力を失わせた背景を検討していく。

1714年、チャガン=ダンジンとジャシ=バートルの子ロブサン=ダンジンらが中心となって、1708年に東チベットのリタンで誕生していた靈童をダライ=ラマとして擁立し、康熙帝にダライ=ラマとして承認するよう迫った。先行研究では、リタンの童子がダライ=ラマとして擁立された背景について、ほとんどの首長が新ダライ=ラマ六世を認めていなかったため、亡きダライ=ラマ六世の化身がリタンに誕生したという噂が広まると、多くの人々が彼をダライ=ラマとして支持したと説明されてきた[Petech, Luciano1972: 21-23]。しかし、ダライ=ラマとして正式に認められるには、護法神やパンチェン=ラマらによる認定などの手続きによって先代のダライ=ラマの化身であることが確認されなければならないが、当時の護法神

やパンチェン=ラマ、さらに康熙帝もラサン=ハンの擁立した新ダライ=ラマ六世を支持していたため、たとえ多くの青海ホシュート部首長層の支持のもとで擁立したとしても、ダライ=ラマとして正式に認定されることは困難であった。これに対して石濱裕美子[2001: 285-294]は、リタンの童子擁立がダライ=ラマとしての即位を見据えたチャガン=ダンジンとジューン=ガルのツェワン=ラブタンとの連携計画の一端であり、それが1715年のジューン=ガル軍によるハミ襲撃と1717年末のラサン=ハン殺害の2つの事件と連動した計画であったことを指摘している。つまり、仮にパンチェン=ラマや康熙帝の支持を得られなかったとしても、チャガン=ダンジンはジューン=ガルと連携して、軍事力によってリタンの童子をダライ=ラマとして即位させようと計画していたというのである。ただ、そのような連携計画が存在し、実際にハミ襲撃とラサン=ハン殺害が実行されながら、彼らの主導のもとでのリタンの童子即位が実現しなかった経緯に関しては問題が残されており、それを解明するためにも、当時の個別の青海ホシュート部首長層の動向を分析する必要がある。

リタンにダライ=ラマの化身が誕生したという報告は、死去したジャシ=バートルらの上奏を通じて、康熙53(1714)年9月16日に康熙帝のもとに届けられた。康熙帝は理藩院に対応を検討するよう命じ、理藩院が同月18日に検討結果を奏摺により上奏し、康熙帝の硃批による指示を得ている。まずは、この理藩院の奏摺¹に引用されるリタンの童子の出現を報告したジャシ=バートルらの上奏の内容を検討する。

王であったジャシ=バートルらの上奏した書に「驚嘆すべき大いなる天の聖主(康熙帝)の睿鑑に青海の親王ジャシ=バートルを始めとする右翼の全てのタイジらの上奏すること。今、ダライ=ラマの化身がリタンの地に出生したと聞いて、その真偽と是非を知りたいと思い、我らの右翼のタイジらが使者を遣わしたとき、そちらの方(リタン)の輩はみな本物と言って敬う。我らの使者らの心を、いかんともしがたく動揺させる。〔化身は〕ダライ=ラマ五世の時の証拠の品や、あらゆる品物を明らかに告げる。本物だと思い〔戻って〕来た。先に西土でダライ=ラマ五世の宝座に座らせた化身(新ダライ=ラマ六世)を、聖大主は睿鑑して『年が幼く徳を学ぶ前なので、封じるのをしばらく止めたい』と旨を下していた。その後、『いかなるとも上大主が睿鑑して封じてくれまいか』とボグダ=パンチェン、及びラサン=ハンが繰り返し急かし上奏したので、『その通りにするように』と主は睿鑑して封じた。そのようなものであるとはいえ、どのような化身であったとしても聖大主が睿鑑して封じたので、主の旨に謹み遵うほか、そちらの方の全ての輩や我らとしても、〔本物のダライ=ラマの〕化身ではないと思い専念していなかった。今、本物のダライ=ラマ五世の化身が明らかに出生したので、それを我らがみなで我らの青海に招来して、あらゆる事情を聖主の睿鑑に上奏したいと思う。この化身をダライ=ラマ五世の通りに、どのように冊封するかを驚嘆すべき大いなる天の聖主が睿鑑してはくれまいか」と言っている。

¹ 康熙53(1714)年9月18日付の理藩院の奏摺「康熙朝滿文硃批奏摺」機構包9, 1936-1956コマ。

これによると、リタンにダライ=ラマの化身が誕生したという噂が流れたため、その真偽を確かめるために青海ホシュート部の右翼の首長たちが使者を遣わしたという。そして、ダライ=ラマ五世が在世中に使用していた物品を見せた結果、リタンの童子がダライ=ラマ五世の化身であることを確認したと、ジャシ=バートルらは説明している。しかし、リタンの童子が誕生したのは、五世の死後 20 年以上後のことであり、五世の直接の化身と認識していたとは考えにくい。後に、ロブサン=ダンジンら自身がリタンの童子を廃位された六世の生まれ変わりだと述べることもあるので、ジャシ=バートルらが 2 代前の五世の化身と記したのは、ダライ=ラマ六世をダライ=ラマとして認めていなかった清朝の立場を踏まえて、ダライ=ラマの化身と認めさせるために敢えて五世の化身と主張したのであろう。なお、『ダライ=ラマ七世伝』においても、リタンの童子がダライ=ラマの化身であるかを確認する際に、五世と六世の時の記憶を試したことが記されており²、還俗して廃位された六世の化身としてだけではなく、ダライ=ラマ政権を創始した五世の化身であることを主張することが正統性を示す上で重要だと認識されていたのであろう。他方、ラサン=ハンが擁立した新ダライ=ラマ六世については、ラサン=ハンらが何度も冊封を要請したためやむを得ず冊封したのであり、康熙帝自身が正統な化身と判断したわけではないはずだと暗に主張している。

なお、冒頭に「王であったジャシ=バートル」とあるように、ジャシ=バートルはこの上奏を出してすぐに死去しており、事実上、リタンの童子擁立に積極的に関与したのはチャガン=ダンジンとジャシ=バートルの子ロブサン=ダンジンであった。『ダライ=ラマ七世伝』では、死の間際にジャシ=バートルがチャガン=ダンジンと子のロブサン=ダンジンにリタンの童子を保護するよう遺言したことが記されていることから³、ゲーシ=ハーンの子の最後の生き残りとしての権威を備えていたジャシ=バートルの指示に基づく行動と主張することによって、チャガン=ダンジンとロブサン=ダンジンは化身擁立の正当性を示そうとしたのであろう。

このような上奏に対し、理藩院はこの事態を緊急の案件として、「青海のタイジらとラサン、彼らの仲は必ず反目して互いに争いが生じる」と指摘したうえで、リタンの童子を北京に連れて来るよう康熙帝に提案した。そして、康熙帝は以下のように理藩院に上諭を下している。

旨「この議したことは尽くしていない。改めて議して上奏せよ。この化身（リタンの童子）を連れに行くとき、侍衛アチトゥを遣わせ。彼に有能な郎中一人を遣わして随行させるように。これらの輩が行くときに勅書を持っていくように。勅書に全く余分な言をなくし、ただ『この化身を我は見たいと思う』と記すように。もしこの化身を与えて送らなければ、すぐに『ダライ=ラマの化身ではない』と決断し告げて棄てて来るように。……パンチェンとラサンに書を送るとき『先に汝らがこの化身はダライ=ラマの化身であると上奏してダライ=ラマの宝座に座らせている。今 {リタンの地にまた

² 『ダライ=ラマ七世伝』 24b-25a.

³ 『ダライ=ラマ七世伝』 25ab.

ダライ=ラマの化身が出生している}と青海の右翼のジャシ=バートルやダイチン=ホシューチらが上奏している。この化身の真偽のことを汝らに問わせるよう〔使者を〕遣わした。この化身の事はまだ小さな事である。ただ、汝らの兄弟がダライ=ラマを争うことを口実として⁴、互いに争いが生じて戦が生じれば事は大きい。たとえば、今ダライ=ラマの宝座に座らせた化身がこの間に亡くなって、それ（その化身）がまた改め生まれて来ればどうなるか。ダライ=ラマの化身はただ1人であるだけだ。繰り返しダライ=ラマの化身が現れれば終わる日がなくなるぞ』と記すように。アチトゥらが行くときに、また指示する旨がある」と言った。

康熙帝は、理藩院の議論が尽くされていないとして、勅書の文案と派遣する官僚について逐一指示を出している。注目すべきは、リタンの童子について「この化身を我は見たいと思う」とだけ記すように指示している点であり、これは理藩院が提案した「この化身を〔京城に〕連れて行くことは、特に聖主が真偽を見定めることだ」という勅書の文案に対応する指示である。ここで康熙帝は、自身がダライ=ラマとして認定する可能性があるかのような文言をチャガン=ダンジンらに対する書簡に記すことを避け、正統性の確認について言及しないよう指示している。これは、そもそも清朝皇帝にダライ=ラマを認定する権限がないという事情もあったであろうが、チャガン=ダンジンらがダライ=ラマとして認定される可能性があると考え、ラサン=ハンとの対立をいっそう強めて事態が深刻化することを避けるための指示であったと考えられる。また、パンチェン=ラマとラサン=ハンには、リタンの童子の真偽を確認させるとともに、「ダライ=ラマを争うことを口実として」青海ホシュート部の首長層が抗争を繰り広げることへの危惧を表明している。康熙帝は、リタンの童子の正統性に疑念を抱くとともに、ダライ=ラマの化身をめぐる争いの本質が青海ホシュート部内の政治的抗争であると厳しく批判していたのである。

さて、康熙帝と理藩院の間での議論の末、すぐにチャガン=ダンジンやラサン=ハンらに勅書が下された⁵。これを受け取ったラサン=ハンとパンチェン=ラマは、ともにリタンの童子の正統性を否定した内容の書簡を康熙帝に上奏している⁶。特にラサン=ハンは、立て続けに2通の書簡を上奏しており、康熙53(1714)年12月16日付の上奏⁷では、本来のダライ=ラマ認定のあり方を明記して、以下のようにチャガン=ダンジンらの行動を批判している。

歴代のダライ=ラマは、ゲンドウン=トゥブパ（ダライ=ラマ一世 dge 'dun grub pa,

⁴ 「ダライ=ラマを争うのを口実として」の部分は、康熙帝が硃批で修正したものであり、奏摺の原文では「今」とだけ記されている。

⁵ 康熙53(1714)年9月22日に発送された「青海右翼の貝勒ダイチン=ホシューチらに下す勅書」『蒙古堂檔』19冊, pp.152-154(満文), pp.154-156(モンゴル文)。なお、ラサン=ハンへの勅書は『蒙古堂檔』には収録されていない。

⁶ 無年月の「パンチェン=エルデニの上奏する書」『蒙古堂檔』19冊, pp.177-180(満文), pp.180-184(モンゴル文)、及び康熙53(1714)年11月27日付の「翊法恭順汗ラサンの上奏する書」『蒙古堂檔』19冊, pp.186-189(満文), pp.193-196(モンゴル文)。

⁷ 康熙53(1714)年12月16日付の「翊法恭順汗ラサンの上奏する書」『蒙古堂檔』19冊, pp.163-168(満文), pp.169-175(モンゴル文)。

1391-1474) 以来、今日に至るまで、ただ1人のダライ=ラマであった。先に聖主はラサン我に「偽りの化身(ダライ=ラマ六世)を与えて送れ。本物の化身を探せ」と驚嘆すべき旨を下すので、ラサン我は旨に謹み遵って偽の化身ツァンヤン=ギャムツォを与えて送った。ラサン我にいくら力の限り本物の化身を探し得たいという心があるとはいえ、我は一介の人間なので、ダライ=ラマの化身を認めることができない。そこで「ダライ=ラマの本物の化身はどこに出生するのか」と我自らパンチェン・ラモ=チューキョンらに問うたところ、彼らは占ってチャクポリにいる3人の化身の中から、カムの方で出生し、いま宝座に座らせている化身が本物のダライ=ラマだと言ったので、我は初めて聖主に上奏した。……青海のタイジらはみなただの人である。自らの事をもまだ知ることができないのに、これらの大いなる化身をどうして認定することができるか。元来、ダライ=ラマの化身をパンチェンが認定する。パンチェンの化身をダライ=ラマが認定する。定めることを、上大聖主が睿鑑する。これは古来の定例である。……我は一介の人間なので、リタンの地で出生したこの化身の真偽を知ることができない。今、聖主の封じたダライ=ラマの化身が正しい。パンチェン・ラモ=チューキョンらに重ねて問うて、〔彼らが〕本物だというので、彼らの言の通りに、我は初めて聖主に上奏していた。

ラサン=ハンは、そもそもダライ=ラマはパンチェン=ラマが認定するものであり、一介の俗人に過ぎないチャガン=ダンジンらがダライ=ラマの化身か否かを判断することはできないと主張し、チャガン=ダンジンらの行動を批判している。逆に新ダライ=ラマ六世については、パンチェン=ラマと護法神ラモ=チューキョンの認定を経た正統な化身であることを主張しており、事実そのような周到な手続きを踏んだ化身であった。ラサン=ハン主張は、正式なダライ=ラマの転生認定の手續きに基づくものであり、パンチェン=ラマやラモ=チューキョン、三大寺院の僧が新ダライ=ラマ六世をダライ=ラマと認定していた以上、それを否定してまで康熙帝がリタンの童子をダライ=ラマとみなすことは非現実的であった。

では、ジャシ=バートルらの上奏で「そちらの方(リタン)の輩はみな『本物だ』と敬う」と主張していた、リタンの人々の見解がどのようであったのかを検討する。康熙54(1715)年10月9日付の上奏で、ラサン=ハンはリタンの様子を以下のように報告している⁸。

青海にいるツァンヤン=ギャムツォ(ダライ=ラマ六世)の化身(リタンの童子)の父の夢に、ツァンヤン=ギャムツォが我が家に来た。我は甚だ敬った、と夢を見ていた。今「この生まれた我が子は、ツァンヤン=ギャムツォの化身である」と語るとき、トルグートのリタンのケンポ⁹は「ダライ=ラマの化身が2人となる例はない。ダライ=ラマの化身をパンチェン=ラマとチューキョンの両人が占った通りに『本物だ』と上大主がダライ=ラマを封じて、宝座に座らせ終わったぞ。このツァンヤン=ギャムツォの化身

⁸ 康熙54(1715)年10月9日付の「翊法恭順汗ラサンの上奏する書」『蒙古堂檔』19冊, pp.216-222(満文), pp.222-230(モンゴル文)。

⁹ ケンポ(Tib. mkhan po)は、僧院長を指す。

は、ダライ=ラマの化身ではない」と言い、リタンのケンポが軍を出して攻めた事情を、衆人はみな知っている。

これによると、リタンの童子の父ソナム=タルゲーが、廃位されたダライ=ラマ六世が夢に現れたことに基づき、自らの子がダライ=ラマ六世の化身であることを主張しているという。そして、リタン在住のトルグート¹⁰のケンポは、既に新ダライ=ラマ六世が認定されており、廃位された六世の化身であったとしても、それをダライ=ラマとすべきではないと述べ、軍事行動を起こしたというのである。おそらく、リタンの童子が誕生した後、リタンの童子の父の周囲から廃位されたダライ=ラマ六世の化身が誕生したという噂が広まり、チャガン=ダンジンらとの間で化身擁立の準備が進められていたのであろう。このリタンのケンポについては、康熙 58 (1719) 年 7 月 26 日付の撫遠大將軍允禩の奏摺に「ラサン¹¹の時に就けたリタンのケンポ」と記されていることから、トルグート族のリタンのケンポをラサン=ハンが任じていたと考えられる。つまり、当時のリタンにはラサン=ハンの政治的影響力が少なからず及んでおり、全ての人がリタンの童子をダライ=ラマとして奉じるような状況にはなかったと判断できるであろう。

従来、主に『ダライ=ラマ七世伝』の記述に基づき、リタンの童子が誕生すると周囲の多くの者は彼をダライ=ラマ六世の化身だと敬うようになり、自ずとダライ=ラマ六世の化身として擁立されたと説明されてきた。しかし、これまでの検討で明らかのように、リタンの童子が誕生したという噂は、リタンの童子が誕生してから 1714 年にジャシ=バートルらが上奏するまでの約 6 年間に、少なくとも同時代の清朝の檔案史料からは確認できないこともあり、限られた範囲でしか広まっていなかったと考えられる。また、たとえ廃位されたダライ=ラマ六世の化身が誕生したという噂が流れたとしても、そもそも廃位されたダライ=ラマ六世は当時ダライ=ラマとして認められておらず、さらにパンチェン=ラマや護法神、さらにリタンのケンポまでがリタンの童子をダライ=ラマとして認めていなかったのである。

これに加えて、ロブサン=ダンジンとチャガン=ダンジンらの行動が、青海ホシュート部内でも完全には支持されたわけではなかったことが注目される。1715 年 3 月にジュン=ガル軍がハミを襲撃したことを受けて、清朝はリタンの童子を管理下に置こうとし、8 月に青海ホシュート部諸首長と会議してリタンの童子を紅山寺¹²に移送しようとした。しかし、チャガン=ダンジンとロブサン=ダンジンはそれに反対し、セプテンジャル・アラプタン=オンボ・プンスク=ワンジャル・ダヤン・スルジャの 5 人はそれに賛成した。そして 1715 年

¹⁰ トルグートはオイラトの一部族で、その一部はグーチ=ハーンに従って青海に移住していた。このトルグートのケンポは、リタンの兵を率いていることから、以前から当該地域に移住していた有力者と考えられる。

¹¹ 康熙 58 (1719) 年 7 月 26 日付の允禩の奏摺「康熙朝滿文硃批奏摺」案巻号 206, 478-509 コマ。

¹² この寺院について、宝音特古斯[2009: 69]は青海東部の弘善寺（パージョ寺）と推定している。

12月頃には、チャガン=ダンジンとロブサン=ダンジンは、自身に従わない首長らを攻撃しようとし、清朝もそれに備えるために軍を配備するなど、あわや青海で軍事衝突が生じるような事態になったのである[佐藤長 1986: 388][宝音特古斯 2009: 67-69]。

『ダライ=ラマ七世伝』によって青海ホシュート部首長層の動向を明らかにした手塚利彰[1995: 97-98]は、当時の青海ホシュート部首長層は以下のようにラサン派と反ラサン派の2派に分裂していたと指摘する。まず、清朝の指示に従いリタンの童子を紅山寺に移送することに賛成したダヤン=ハンの一族のアラプタン=オンボとラサン=ハンの子スルジャ、ダライ=バートルの一族のダヤンとプンスク=ワンジャル、さらに青海に移住していたジューン=ガルのセプテンジャルは、リタンの童子を認めずラサン=ハンと新ダライ=ラマ六世を支持したラサン派と分類される。これに対して、チャガン=ダンジンやロブサン=ダンジンに加えて、ダヤン=ハンの一族とダライ=バートルの一族を除く家系の首長の多くが、リタンの童子を支持する行動を取っていたこと¹³、反ラサン派と分類できる。

手塚利彰[1995: 97-98]が指摘するように、リタンの童子を支持した青海ホシュート部首長層の多くは、ラサン=ハンと新ダライ=ラマ六世を支持しなかったという点で、反ラサン派とみなすことができよう。しかしながら、反ラサン派の首長は必ずしも軌を一にして行動していたとは限らず、彼らが一貫して同じ派閥を形成して行動をとらしていたとはみなせない。手塚利彰[1995: 97-98]によると、エルデニ=エルケ=トクトナイをはじめ19人もの首長がリタンの童子を支持した行動を取っていたという。それにもかかわらず、清朝に対してリタンの童子をダライ=ラマとして承認するよう迫ったり、リタンの童子を支持しなかった首長に対する攻撃を準備するなど、リタンの童子擁立に積極的に行動していた首長が、チャガン=ダンジンとロブサン=ダンジンの2人だけであった事実を重視すべきであろう。つまり、リタンの童子を支持したはずの「反ラサン派」の多くの首長は、チャガン=ダンジンとロブサン=ダンジンに追随せず動向を静観するにとどまっていたのである。このような事実から、「反ラサン派」首長の多くは、パンチェン=ラマからの認定を得られる見通しも立っていない状況下では、ジューン=ガルと連携して清朝と軍事的に敵対するような事態を望んでいなかったと判断できる。多くの首長が「反ラサン派」ではあったものの、彼らの中も決して一枚岩ではなく、チャガン=ダンジンやロブサン=ダンジンらが過激な行動を辞さなかったのに対して、他の首長はリタンの童子を支持してはいたものの、清朝との対立までは望んでいなかったのである。

その結果、結局リタンの童子はクンブム寺で清朝の管理下に置かれることとなり、リタンの童子に対する彼らの主導権は失われ、リタンの童子をジューン=ガル軍との連携のもとでダライ=ラマとして即位させる計画は失敗したのである。ロブサン=ダンジンとチャガン=ダンジンの失敗には、パンチェン=ラマや三大寺院のラマらが新ダライ=ラマ六世を支持し続けたことも影響していたと考えられる。しかし、パンチェン=ラマらが新ダライ=ラマ六

¹³ 具体的には、リタンの童子を出迎える、謁見する、礼拝するなどの行動を指す[手塚利彰 1995: 122]。

世を支持していたことはリタンの童子擁立以前からの周知の事実であった。とすれば、ロブサン=ダンジンとチャガン=ダンジンらの失敗は、リタンの童子を支持した首長らが必ずしも清朝と軍事的に敵対することまでは望まず、ロブサン=ダンジンとチャガン=ダンジンの行動に同調しなかったことこそが最大の要因だったのであろう。

また、この一連の過程で清朝は、軍の配備を通じて青海ホシュート部に圧力を加え、ロブサン=ダンジンとチャガン=ダンジンの反対を押し切ってリタンの童子をクブム寺で清朝の管理下に置くという強硬な介入を初めて実施した。このような介入は、ジューン=ガル軍のハミ襲撃という緊迫した事態に応じて実施に移されたものであったが、その間の青海ホシュート部内の動向を注視していた清朝は、ロブサン=ダンジンとチャガン=ダンジンの両者が青海ホシュート部全体を統率できるような権威・権力を備えていないことを実感したと推測され、これ以降、次節で明らかにするように青海ホシュート部内部への介入を強めていくのである。

第二節 リタンの童子擁立前後の清朝の青海ホシュート部政策——盟長の創設——

1716年3月に清朝はリタンの童子をクブム寺に移送し、リタンの童子に関する問題はひとまず沈静化したが、この直後に清朝は青海ホシュート部左右翼にそれぞれ複数の統率者（盟長）を任命した。これは、青海ホシュート部内の首長間関係に明確に介入する措置であり、リタンの童子擁立に伴い、清朝は青海ホシュート部内への介入を強めていったと推測される。そこで本節では、リタンの童子擁立問題と同時期の諸事件における首長間関係を分析した上で、「盟長」任命の意義を考察し、リタンの童子擁立前後の清朝の青海ホシュート部政策と青海ホシュート部内の首長間関係の変化とが相互に及ぼした影響を及ぼしていたのかを検討する。

1706年にジャシ=バートルとチャガン=ダンジンがラサン派首長の郡王エルケ=バルジュールを死に追いやった事件から分かるように、当時の青海ホシュート部では、ジャシ=バートルとチャガン=ダンジンが中心的な勢力であった。このような大事件を引き起こしたジャシ=バートルらを康熙帝は叱責したものの、これ以上の不安定化を阻止するため、特定の首長を処罰するなどの措置をとらなかった。しかし、第三章で明らかにしたように、新ダライ=ラマ六世認定に関して、青海ホシュート部首長層を形式的に関与させて実質的にその意見を反映させなかったことから分かるように、青海ホシュート部が清朝から離反してジューン=ガルと結びつく事態を恐れていたものの、彼らに対する不信感は根強かったと考えられる。

では、このような状況を前にして、康熙帝は青海ホシュート部の内情をどのように把握していたのであろうか。康熙帝の青海ホシュート部政策の1つに、ラサン派首長に対する支援が挙げられる。青海におけるラサン派首長の筆頭であったダライ=バートルの一族の首長は、1706年にジャシ=バートルやチャガン=ダンジンらに肅清されて多大な被害を受けた。

だが、死去した郡王エルケ=バルジュルの子プンスク=ワンジャルは、父の郡王位から爵位を貝勒へと下されたものの、青海でその勢力は存続しており、彼らを清朝が支援していた。この事実は、既に加藤直人[1986: 44-45]が年羹堯の奏摺によって指摘しているが、清朝に投降する直前のプンスク=ワンジャル自身の言葉に基づくものであるため、それが事実であるかは不明だとしている。これに関して、康熙 56 (1717) 年 5 月 16 日付の理藩院尚書ヘシェオらの奏摺¹⁴に、プンスク=ワンジャルのもとに派遣されていた侍読学士チャンリフンの報告とそれに対する理藩院の議論が記されており、そこには以下のように記されている。

侍読学士チャンリフンの上奏した書に「康熙 53 (1714) 年 3 月、奴才我は青海の郡王であったダライ=ダイチン¹⁵の妻エリンチェン=ワンブらを保護しに来て青海の地に駐していた。……」……。調べれば、妻エリンチェン=ワンブが、彼女の孫である貝勒プンスク=ワンジャルは大きくなった。タイジ=ダヤンと一緒に仲良く暮らす、と上奏したことを檔子に記している。……臣我ら (理藩院) の議したこと「……調べれば、先に侍読学士チャンリフンを青海の貝勒プンスク=ワンジャルのところで保護するよう駐させていた。後にプンスク=ワンジャルの祖母である妻エリンチェン=ワンブが、彼女の孫 (プンスク=ワンジャル) は成長している。章京を駐させて、(侍読学士チャンリフンによって) 保護させるのをやめてくれまいか、と上奏したので、チャンリフンに [プンスク=ワンジャルを] 保護するために駐させるのをやめて、西寧に駐した章京に [プンスク=ワンジャルを] 保護し情報を取るよう駐させた。……」……。

このように、清朝は表立ってジャシ=バートルやチャガン=ダンジンらを処罰しなかったものの、肅清されたエルケ=バルジュルの子プンスク=ワンジャルのもとに官員を派遣して成長を見守ることで、ラサン派勢力を保護していたのである。なおこの事例では、プンスク=ワンジャルを保護するため、当初は侍読学士、後には章京を派遣している。1715 年 3 月のジューン=ガルによるハミ襲撃や、青海ホシュート部内の対立の激化に応じ、文官である侍読学士のチャンリフンに代えて軍官を派遣することとしたのであろう。反ラサン派首長が多数を占める中で、清朝はラサン派首長を保護することによって、反ラサン派首長の動きを探りながら彼らを牽制していたのである。

同様の措置として、1714 年にラサン=ハンが彼の第 2 子スルジャを青海に派遣した際の康熙帝の周到な対応が挙げられる。その様子は、康熙 53 (1714) 年 5 月 30 日付の理藩院尚書アリンガらの奏摺に報告されている¹⁶。

臣我らの議したこと「西寧に駐した員外郎カルカの呈し送った書に『ラサン=ハンの子であるタイジ=スルジャが彼のジャイサン=チフラを遣わして {我は去年 10 月 19 日にジョーの地から出発して来るとき、大雪で時節は寒く家畜が痩せるので、道中で休息

¹⁴ 康熙 56 (1717) 年 5 月 16 日付の理藩院尚書ヘシェオらの奏摺「康熙朝満文硃批奏摺」機構包 10, 2201-2210 コマ。

¹⁵ ダライ=バートルの第 3 子である。

¹⁶ 康熙 53 (1714) 年 5 月 30 日付の理藩院尚書アリンガらの奏摺「康熙朝満文硃批奏摺」機構包 9, 1899-1908 コマ。

しながら行き、今年3月22日、青海の地に到着して逗留している}と告げに来ている』と記してある。調べれば、先に臣我らの部（理藩院）から議して上奏したこと『ラサン=ハンと彼らの兄弟は互いに仲良くなっている。彼の子スルジャを青海に遣わすと〔ラサン=ハンが〕言ったので、ラサン=ハンの請うた通りにスルジャを青海に遣わすように。スルジャを遣わすことを期を定め上奏しなかったので、ジャルグチを遣わすのをやめたい。さらに、ラサン=ハンはその子スルジャの一切のことを〔主の慈悲に入らせるのを上奏してくれまいか〕と云ったので、スルジャが青海に到着した後、ラサン=ハンが彼の子のため事情を出し奏請するか、或いはスルジャが自ら主の平安を請い叩頭しに〔京城に〕来るとき、さらに旨を請うて上奏したいと思う』と上奏すると、旨『分かった』と云った。このことに謹み遵って、ラサン=ハンに書を送ったことを檔子に記している。今、員外郎カルカが『スルジャが3月22日に青海に到着して逗留している』と告げに来たことを報告している。別の事情は無いので、議することはない。檔子に記したい。ラサン=ハンが彼の子のため事情を出し奏請するか、或いはスルジャが自ら主の平安を請い叩頭しに〔京城に〕来るとき、さらに旨を請い上奏したい』という。このため謹み上奏した。旨を請う。

ラサン=ハンが第2子スルジャを青海に派遣したのは、前章で指摘した通り、青海でダライ=ラマのシャン、すなわち財産に関して青海ホシュート部首長層と交渉するためであった。また、ここで引用されるラサン=ハンの言葉からも分かるように、スルジャの北京入朝を視野に入れて、スルジャを通じて清朝との繋がりを強化することをも意図したものであった。康熙帝は、この報告に硃批で「侍衛1人と章京1人を遣わしてこれらの輩の暮らす様子を見て来るように。行く侍衛・章京は面会して旨を請うように」と指示し、スルジャのもとに派遣する侍衛と章京を自ら面会して派遣するという周到な対応を取っている。康熙帝も、反ラサン派首長が多数を占める現状を前にして、ラサン=ハンと同様に青海経由でのラサン=ハンとの繋がりを確保しようとしたのである。

このような周到な対応のもう一つの要因として、ジューン=ガルのツェワン=ラプタンとラサン=ハンとの連携への警戒があったと考えられる。スルジャ青海到着の報と同時に、ラサン=ハンの長子ガルダン=ダンジンが、ツェワン=ラプタンの娘と婚姻を結ぶためラサを出発したという情報が、康熙帝にもたらされていた。この婚姻は、ラサン=ハンの長子ガルダン=ダンジンをジューン=ガルに誘き寄せ、チベットに軍を送り込むためにツェワン=ラプタンが計画したものであり、石濱裕美子[2001: 285-294]によるとその計画にチャガン=ダンジンも関与していたという。この情報をもたらされた時点では、康熙帝はツェワン=ラプタンの意図を察知していなかったものの、チベット情勢を憂慮し、康熙53(1714)年6月頃の理藩院尚書アリンガらの奏摺¹⁷には、以下のような康熙帝の指示が記されている。

¹⁷ 理藩院尚書アリンガらの無年月の奏摺「康熙朝満文硃批奏摺」機構包15, 343-347 コマ。なお、このアリンガらの奏摺は『清代起居注冊(康熙朝)』北京所蔵28冊、康熙53(1714)年7月27日条に引用されている。

康熙 53 (1714) 年 6 月初 5 日、我らに旨を下したこと「我がラサンのために考えると、彼の 1 人の子 (ガルダン=ダンジン) をツェワン=ラプタンのもとに妻を娶りに送った。1 人の子 (スルジャ) を、今、青海に住ませるよう送っている。ツェワン=ラプタンに送った子をツェワン=ラプタンがもしや『娘婿を慈しむ』と口実を作り、1 年或いは数年留めて送り返さなくなるのではないか。比べれば、青海に住ませるよう送った子を『我もまた慈しむ』と、またそのように〔青海に〕留めるならば、彼 (ラサン=ハン)のもとに全く人がおらず甚だ難しくなるぞ。それだけでなく、ラサン=ハン は 50 歳を超えて 60 歳に迫る人である。自身のために画策して行なうべきである。彼の人は少なく、チベットの輩は甚だ多いうえ、性情は暴虐である。……もし予測できない事が生じるようになったら、我がいくら彼を慈しみ彼がいくら我に頼ったとしても、この間の地は甚だ遠く万里隔たっており間に合わない。事が終わった後に後悔して思う以外、我にも策がない……」……。

康熙帝は、ツェワン=ラプタンがラサン=ハンの子ガルドン=ダンジンを入質にすることを想定し、ツェワン=ラプタンに対抗するために、可能ならばスルジャを青海に留めたい、だがそれによってラサン=ハンのもとに人材がいなくなり、ラサン=ハンが危険に晒される事態も避けたいという板ばさみの状況に陥っていたのである。ジュン=ガルのツェワン=ラプタンの動向に対する警戒もあり、先に示したように、康熙帝はラサン=ハンの子スルジャに対して自ら面会して官員を派遣するなど、周到に対応していた。このように、清朝の青海ホシュート部政策には、ジュン=ガルのツェワン=ラプタンへの警戒も影響しており、青海ホシュート部首長層との間で個別的に関係を構築して情報を収集し、青海ホシュート部首長層の動向やジュン=ガルとの関係の把握に努めていたのである。

ところが、1714 年 9 月にロブサン=ダンジンとチャガン=ダンジンが中心となってリタンの童子を擁立し、さらに 1715 年 3 月にジュン=ガルがハミを襲撃したという情報をもたらされると緊張が高まり、清朝は青海でも防備を展開していくこととなった。康熙 54 (1715) 年 4 月 27 日付の侍衛アチトゥラの奏摺には以下のように報告されている¹⁸。

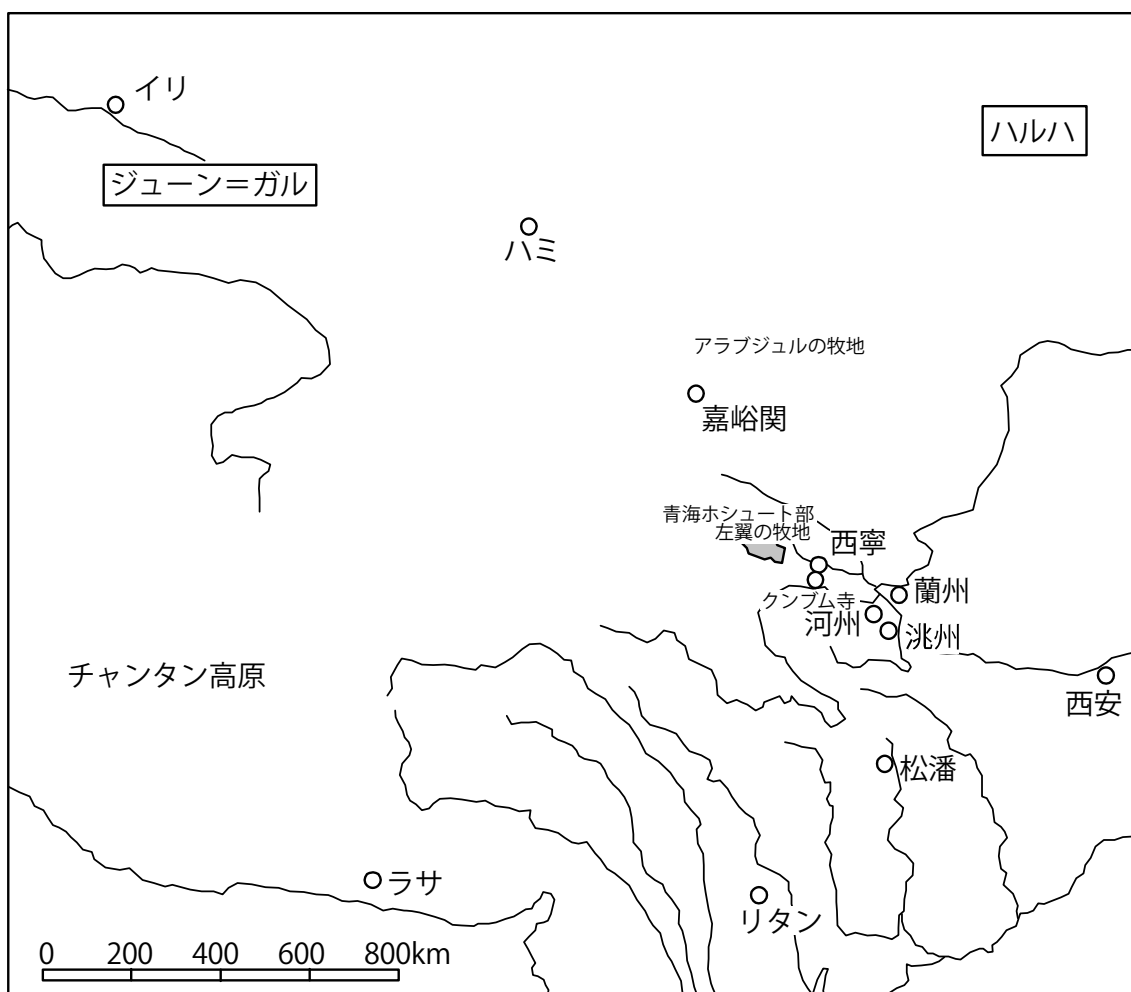
奴才我らは、みなで議して領催ホーシャン・ムンケらに通事を随わせて、王であったジャシ=バートル・貝勒ダイチン=ホショーチ・セプテンジャル・エルデニ=エルケ=トクトナイ・タイジ=スルジャら〔のもと〕に彼らの平安を問うことに口実を作り、彼らの様子を見て情報を取ってこいと言って遣わした。……さらに、4 月 25 日に理藩院から送った書に「……旨『青海の左翼の輩が住んだ地はハミに近い。〔彼らは〕ツェワン=ラプタンの兵がハミに来たことを知らないかもしれない。侍衛アチトゥらは青海の左翼の輩に明らかに悟らせるよう書を送ってそれぞれ備えさせるように。貝子アラブジュール¹⁹はガス路に近いので、また書を送って備えさせるように。吏部尚書フニンガ・西

¹⁸ 康熙 54 (1715) 年 4 月 27 日付の頭等侍衛アチトゥラの奏摺「康熙朝滿文硃批奏摺」案巻号 95, 2604-2613 コマ。

¹⁹ 1698 年にトルグート部のアユキ=ハンがチベットに派遣した使節の団長であったが、ジュ

安將軍・巡撫は自ら西安の満洲・漢人の大軍を率いて急いで行って征討するよう進むように。ツェワン=ラプタンの兵は青海に行くかもしれない。西寧の兵は青海に近いので、西寧総兵官は彼の属下の兵、さらに河州・洮州の兵をみなすぐに備えるように。四川の松藩も青海に近いので、松藩の兵をもすぐに備えるように』と言ったことに謹み遵って、汝らに書を送った。汝らは聖主の旨を下した通りに、各々の兵をすぐに備えさせよ。……」と書を伝えた。

この時点で、清朝は青海ホシュート部とジューン=ガルの連携を疑ってはいないものの、特に青海の北方のハミに近い地域に遊牧している青海ホシュート部左翼の首長らに警戒を呼びかけるとともに、西寧や河州・洮州・松藩の清朝軍も備えさせた【図9】。



【図9】ジューン=ガル軍のハミ襲撃関連地図

出典：譚其驤（主編）[1987: 3-4]に基づいて作成した。

ーン=ガルとトルグート部の関係悪化に伴いトルグート部のもとに帰還できなくなり、清朝に保護を求めている。清朝は1704年に彼を貝子に封爵するとともに、嘉峪関外に牧地を与えた（『欽定外藩蒙古回部王公表伝』巻101、固山貝子阿喇布珠爾列伝）。

ハミを襲撃したジューン=ガル軍はすぐに清朝軍に撃退されたものの、清朝軍はジューン=ガルの動向に対して警戒を続けていた。一方、1715年8月の青海ホシュート部首長層との会盟では、リタンの童子の引き渡しについて清朝側はチャガン=ダンジンらの対応を厳しく批判し、その中でツェワン=ラプタンとの関係にまで言及していくこととなった。康熙 54 (1715) 年 9 月 26 日付の議政大臣スヌらの奏摺²⁰には、会盟に参加した侍衛アチトゥの報告とそれに基づく議論が以下のように記されている。

侍衛アチトゥらの上奏した書に「……8月29日、会盟するシャラトゥの地に多くのタイジらがみな到着した後、奴才我らは貝勒チャガン=ダンジンらに『聖主の旨 {ツォンカパ廟²¹も内地である。西寧から近い。チャガン=ダンジンらはこの化身をツォンカパ廟に住まわせてくれまいかと請うたので、彼らの請うた通りにツォンカパ廟に送ってこさせて暫く住ませるように} 』と言った』などのことを尽く旨を下した後、貝勒チャガン=ダンジンらがみなで会して告げること『聖主が……と旨を下したので、すぐにツォンカパ廟に送らせるべきであった。聞けば、辺内のツォンカパ廟の周囲で出痘する者や、熱病を病む人が甚だ多い。2~3ヶ月見て病むことや出痘する折を過ぎて [から] 送らせたい』と口実を作り固執して語る。奴才我らは、会盟する地で全てのタイジらに向かって、6日間道理をもって問い詰め、あれこれと悟らせるよう語るとき、チャガン=ダンジンらはなお『化身が今年行く天命はない』と託けることに対して、奴才我らは憤り問い詰めて語ったとき、窮して答える言を得られず、ただ『我らに異心はない。敢えて主の旨に背き、妄りに事を起こし乱を行なわない。我らにこの心があれば、三宝・仏・天の神が我らを殺してほしい』とひたすら身体を指して誓う。……チャガン=ダンジンに向かって『この化身を内に送らず汝らの地に留めれば、これをダライ=ラマとすることができようか。バルカムの公課を掌握して、力でこれをポタラに送ることができようか。これをツェワン=ラプタンに送りたいと思ったのではないか。……汝らがこの化身が本物だといえ、我らにダライ=ラマがいないということがあろうか。左翼のタイジらにもダライ=ラマの化身がいる。ツェワン=ラプタンにまたダライ=ラマの化身が現れる。……』と決断して語って終えて来た。奴才我らが見れば、……今、我らの大軍がバルクルなどの地を押さえていて、ツェワン=ラプタン人は通り過ぎて来ることができないので、あれこれと口実を作り、日は久しくなり、化身を内に送らなかったことはこれから生じている……』と言っている。……今チャガン=ダンジンらがまた言を翻して……あれこれと口実を作り語ったのを見れば、ツェワン=ラプタンとチャガン=ダンジンらが互いに使者を遣わしたことから生じている。ダライ=ラマの化身が関係したことは全くない。……明年、大軍を送ってツェワン=ラプタンを終わらせる

²⁰ 康熙 54 (1715) 年 9 月 26 日付の議政大臣スヌらの奏摺「康熙朝滿文硃批奏摺」機構包 29, 1047-1063 コマ。

²¹ ゲルク派の創始者ツォンカパの生地建てられたクンブム寺を指す。

よう画策するので、ツェワン=ラプタンの事が定まった時に、あるいは化身の事と青海の一切の事は定まる [だろう]。

ここで明らかなように、チャガン=ダンジンらはリタンの童子をクンブム寺に移送するよう清朝に求め、清朝側はそれに応じたものの、クンブム寺の周囲で病気が流行しているとしてチャガン=ダンジンは翌年秋に送ると弁明した。これに対して、アチトゥはリタンの童子をツェワン=ラプタンのもとに送ろうとしているのではないかと厳しく批判したという。そして、アチトゥは清朝軍が防備を固め、ツェワン=ラプタンとの連絡が取れなくなったため、リタンの童子の処遇について様々な口実を作って弁明していると断じており、議政大臣スヌらもその意見に同調し、明年、清朝軍がツェワン=ラプタンを打倒すれば、おのずとリタンの童子の問題は沈静化すると考えていたという。

しかし、実際には清朝はジューン=ガルへの遠征を具体化せず、平和的手段による解決を模索していた[澁谷浩一 1997: 68-72]。ジューン=ガルによるハミ襲撃自体の影響は拡大しなかったものの、1715 年末にはチャガン=ダンジンとロブサン=ダンジンがラサン派首長を襲撃してリタンの童子を連れて中央チベットへ赴くとの情報が北京にもたらされた²²。これに対して、清朝は軍事的圧力も含め、以下のようにさらに厳しく対応した²³。

臣我らの議したこと「……チャガン=ダンジンに書を送りたい。送る書に『……汝のこの行ったことを見れば、勝手な心ではないということができようか。全ての扎薩克・王・貝勒・貝子・公・台吉らの言 {……チャガン=ダンジンらは全く無知である。ダライ=ラマの化身のためにひたすら口実を作って事を起こし、旨に叛き行ったことは甚だ醜悪。このようなことを懲らしめなければ、黄教を壊し行こう輩がまた出てくるぞ。これらの輩に主はどう言って俸禄を与えるのか。俸禄を与えるのを止めさせたい。……もしも、まだ [リタンの童子を] 与えて送らず口実を作るならば、主の大軍が出るのを請わせることはない。我らの衆扎薩克らが兵を率いて、青海に行つて是非を争い合い語りたい} と主に奏請している。……この書が到ったら、汝は化身をすぐにクンブム寺に送ってくる、[そのうえ] バルカムの地の公課を元のようにするならば、汝のこの上奏したことは全て正しい。もしも化身を送って来ず、バルカムの地の公課をまだ止めさせなければ、汝の非を認めて上奏したことは全て偽りだぞ。扎薩克らの兵をまだ用いることはない。護軍統領ヤンブらの兵と雲南・貴州・四川・松潘・西安・西寧等の境界の地の多くの兵を動員して、必ず要害の地を占取する。そのときに、後悔するようになりはしまいか。汝の青海の地に甚だ乱となるので、今年の与える俸禄を [与えるのを] 尽く止めさせた』という等の言で書を記して、印を押して……送りたい。……」という。

ここで示されるように、チャガン=ダンジンらは清朝側の厳しい批判に対して、なおも弁明

²² 『聖祖実録』 卷 266, 康熙 54 (1715) 年 12 月壬午 (20) 日条。

²³ 康熙 55 (1716) 年 1 月 19 日付の理藩院の奏摺「康熙朝満文硃批奏摺」機構包 10, 2075-2095 コマ。

を続けていた。そのため、チャガン=ダンジンに送る文書の文案では、内扎薩克やハルハから成る全てのモンゴル王公らがチャガン=ダンジンの行動を批判して自ら軍を青海に送ろうと言っているとし、リタンの童子をクンブム寺に送るよう改めて指示している。さらに、現時点ではモンゴル王公の軍を派遣しないものの、雲南から西寧に及ぶ境界地帯の清朝軍の兵を動員して青海地方の要衝を占拠するとともに、爵位に応じて支給される俸禄の給付を停止することとしたという。

このような軍事的・経済的圧力によって、チャガン=ダンジンとロブサン=ダンジンは、ついに 1716 年 3 月にリタンの童子をクンブム寺に移送することを認め、一時的にリタンの童子の処遇に関する問題は鎮静化した。この一件では、前節で指摘したように、反ラサン派首長の多くがチャガン=ダンジンとロブサン=ダンジンの行動には従わなかった。そこで、反ラサン派の分裂状況を清朝は察知し、それまでのラサン派支援に加えて、反ラサン派首長に対しても積極的に介入することとなる。すなわち、1716 年 4 月に康熙帝は、新たな青海ホシュート部の体制として、左右翼それぞれに首領となって処理する複数の首長を選出することとしたのである。

この事実は、既に『聖祖実録』に基づき Petech, Luciano[1966: 285-286]や佐藤長[1986: 388-389]が明らかにしているが、その背景や意義までは検討されていないので、『蒙古堂檔』に収録されている康熙 55 (1716) 年 4 月に作成された青海ホシュート部首長層への勅書²⁴に基づき、この体制の背景と意義を検討する。

先にジャシ=バートルは、我の遠方を撫育する至意に合わせるよう下した旨に謹み遵って、あらゆる事を上に立ち司って処理するので、青海に全く事がなく太平に暮らしていた。ジャシ=バートルが亡くなってから、上に立つ人がいなくなったので、汝ら兄弟自身の間で互いに猜疑して争いが生じて乱になっている。ジャシ=バートルの子ロブサン=ダンジンは、いくら若いといえども輩行は上なので、右翼にロブサン=ダンジン・貝勒チャガン=ダンジン・タイジ=ダヤン、この 3 人を合わせて首領として事を処理させよ。左翼に貝勒エルデニ=エルケ=トクトナイ²⁵・アラプタン=オンボを首領として事を処理させよ。今、この化身(リタンの童子)は年が幼いので、クンブム寺に座して経典の徳を学ぶように。汝らはこれ以後「この化身は正しい」「その化身は間違っている」と語ってはならない。汝らが以前に互いに反目した猜疑の念を全て棄てて、先のグーシ=ハーンとダライ=バートルの道理の通りにみな仲良くして大小を互いに慈しみ敬い、貧しいものを助ける〔ように〕一心同体となって永久に安寧にして、数珠を数えて良い事を行ない、安逸に暮らせば「汝らはやっと我の下した旨に遵った。グーシ=ハーンとダライ=バートルに倣って旧例に遵い行なう」と我は喜ぶ。もしもこの通りに

²⁴ 康熙 55 (1716) 年 4 月 20 日発送の「青海の貝勒・貝子・公・台吉らに下す勅書」『蒙古堂檔』19 冊, pp.233-241 (満文), pp.241-251 (モンゴル文)。

²⁵ グーシ=ハーンの第 3 子ダランタイの子ゴンボの長子で、1705 年に貝勒、1723 年に郡王に封爵された[佐藤長 1986: 457]。

行なわず、なお互いに猜疑し不和となって、また事を起せば、「私の教えた旨から背いた。グーシ=ハーンとダライ=バートルらの道を損ねた」と、恭順ではなく遵わず〔旨に〕背いて行動する者を我は必ず法の通りに懲らしめる。

冒頭で康熙帝がジャシ=バートルを高く評価しているのは、青海ホシュート部内で不和が拡大している原因が統率者の不在であることを強調することによって、自身が選出した特定の首長に青海ホシュート部を統率させる口実として記しているものといえよう。そして、新たに右翼にロブサン=ダンジン・チャガン=ダンジン・ダヤンを首領とし、左翼にエルデニ=エルケ=トクトナイ・アラプタン=オンボを首領とすることとした。そして、この新しい体制によって首長間の不和を解消して、グーシ=ハーンやダライ=バートルの時代のように平穩に暮らすように指示している。

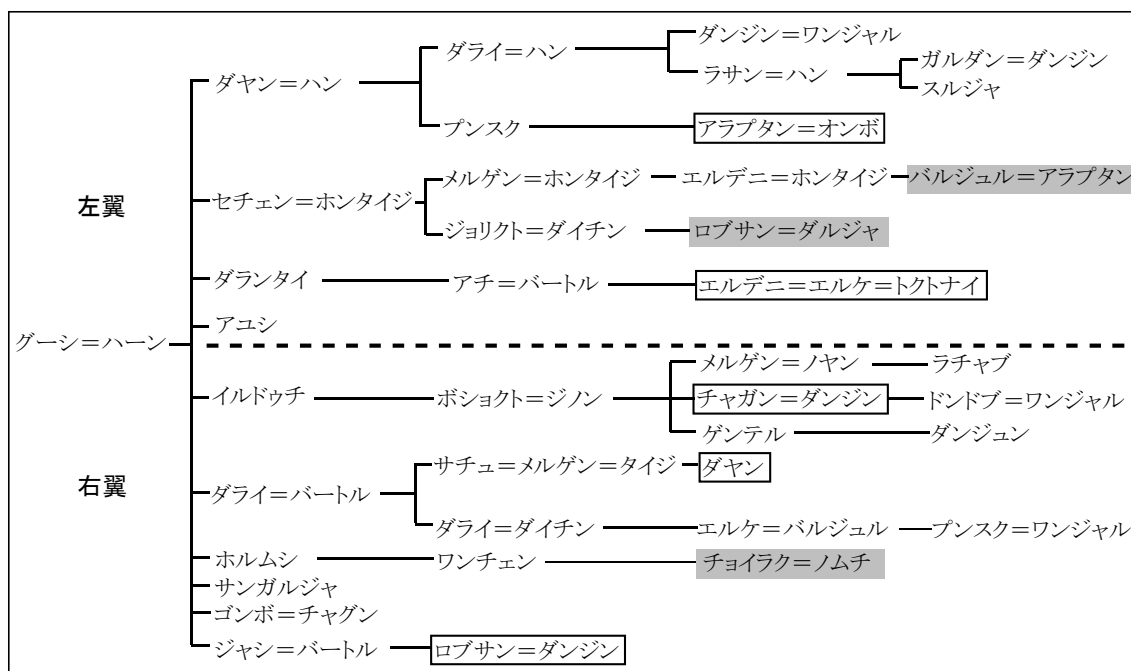
ここで選出された首長の顔ぶれを分析すると、左右翼それぞれにラサン派（ダヤン・アラプタン=オンボ）と反ラサン派（ロブサン=ダンジン・チャガン=ダンジン・エルデニ=エルケ=トクトナイ）首長が含まれていることが確認できる。反ラサン派首長であるチャガン=ダンジンとエルデニ=エルケ=トクトナイは、ともに貝勒に封爵されている有力者であり、ロブサン=ダンジンは、グーシ=ハーンの孫という輩行の高さとジャシ=バートルの子という権威を備えた人物であった。その一方でラサン派首長は、先に提示した理藩院尚書ヘシェオらの奏摺に記されていたように、清朝が保護していたプンスク=ワンジャルと親密な関係にあり同じくダライ=バートルの裔であったダヤン、さらにラサン=ハンの従弟であるアラプタン=オンボが選出されている。清朝がラサン派首長と反ラサン派首長を混在させる体制としたのは、本来は権威・権力が抜きん出ているはずのロブサン=ダンジンとチャガン=ダンジンを、勢力の弱いラサン派首長と同列に左右翼の首領に任命することによって、清朝が創設した均一的な体制下に組み込もうとしたのであろう。また、1716年12月には、北京に入朝したロブサン=ダンジンに対して親王の爵位を、ダヤンには貝勒の爵位をそれぞれ授与しており²⁶、不和を惹起したロブサン=ダンジンらを追及せずに、むしろ父ジャシ=バートルと同じく青海ホシュート部内で唯一の親王の爵位を授与することで懐柔し、反ラサン派首長からも情報を得るための足掛かりを残そうとしたのである。そして、これ以上の紛糾を避けるために、権威や権力に鑑みて反ラサン派首長を体制の中に組み込む一方で、ラサン派首長も合わせて選出することで、清朝は青海の内情を把握しやすい体制を構築しようとしたのである。

さて、ここで問題となるのが上掲の青海ホシュート部首長層への勅書に示される「首領として事を処理」という文言である。この1716年に創設された体制について、各首長に授けられた職名などは史料上明記されていないが、この3年後の康熙58（1719）年5月12日付の撫遠大將軍允禔の奏摺²⁷に「青海の8人の盟長（Man. *culgan i da*）」として、親王ロブサン=ダンジン・郡王チャガン=ダンジン・貝勒エルデニ=エルケ=トクトナイ・アラプタン=

²⁶ 『聖祖実録』巻270、康熙55（1716）年12月乙卯（30）日条。

²⁷ 康熙58（1719）年5月12日付の撫遠大將軍允禔の奏摺『王撫遠大將軍奏檔』巻2, 3a-5b.

オンボ・貝子ロブサン=ダルジャ・バルジュール=アラプタン・タイジ=チョイラク=ノムチの7人の名が挙げられていることが確認できる。ここに挙げられる7人の内、ロブサン=ダンジン・チャガン=ダンジン・エルデニ=エルケ=トクトナイ・アラプタン=オンボの4人は、1716年に「首領として事进行处理」するよう命じられた首長である。また、1719年6月までに死去したことが確認されるダヤン[佐藤長 1986: 472]が、1717年8月時点で「青海の盟長」と表記されていることが確認できる²⁸。これらの事実から、実際に職名がいつ与えられたのかは定かでないものの、1716年に「首領として事进行处理」するよう命じられた首長は、1717年8月までには「盟長」と呼ばれるようになったと判断できるであろう。そして1716年から1718年の間に、「首領として事进行处理」するよう命じられた5人の首長に貝子ロブサン=ダルジャ・バルジュール=アラプタン・チョイラク=ノムチが加えられて、8人全員に「盟長」という職名が付与されたのであろう。青海ホシュート部に対して、「盟長」をいつどのように任命したのかは不明な点が多く、さらに「盟長」にどのような権限があったのかも判然としない。しかし、以上の考察から、1716年4月に左右翼に合計5人の首長に「首領として事进行处理」させることとした措置を原型として、1717年8月までに左右翼それぞれに複数の盟長が任命されたと判断されよう【図10】。



【図10】 1716年から1719年の青海ホシュート部の盟長

出典：佐藤長[1986: 425-520]と、本章の考察に基づいて作成した。

註：1716年3月に「盟長」に任命された首長を四角く囲い、後に盟長に加えられた首長をグレーで示した。また、左右翼の区分を破線で示した。

²⁸ 康熙56(1717)年8月26日付の議政大臣ハイギンらの奏摺「康熙朝滿文硃批奏摺」機構包31, 1308-1364 コマ。

ここで与えられた「盟長」という職名自体は、ハルハや内扎薩克などで任命された「盟長」と共通ではあるが、清代の盟長は部族ごとに職掌や清朝の任命の意図には差異があった[佐藤長 1986: 408][岡洋樹 2007a: 91-102]。この時期に青海ホシュート部に設置された盟長は、上記の史料上の文言に基づく限り、左翼と右翼それぞれで中心的な役割を果たすことを期待された首長と解釈される。1716年に創設された青海ホシュート部の盟長が実際にいかなる役割を果たしたか定かではないが、ジューン=ガル軍を駆逐するために派遣された清朝のチベットへの進軍の際に、清朝が盟長を通じて青海ホシュート部首長層の兵を動員させようとしていたことが確認できる²⁹。この時期の清朝との接触の大半がチベットへの軍の派遣に関するものであったため、兵の動員が青海ホシュート部の盟長の主たる権限であったとはいえない。ただ、少なくとも、この盟長が清朝との接触において青海ホシュート部左右翼それぞれを代表し、兵の動員などで青海ホシュート部内を調整する役割を果たしていたことは確実であり、爵位とは異なり実務上の職位であった。

また注意すべきは、従来ダライ=バートルからジャシ=バートルへと推移した1人の総管が左右翼の垣根を越えて青海ホシュート部全体を統率し、それ以外に中心的な役割を果たす首長は制度上規定されていなかったことである。清朝は、1716年時点で5人、そしてそれから僅か3年の間に3人を加えて合計8人の首長を左右翼それぞれで「盟長」として任命し、彼らに左右翼それぞれで中心的な役割を担わせることにした。このようにして、清朝が授与した「盟長」という職によって、青海ホシュート部内の構造に大幅な変化が明確に規定されたのである。第一章で明らかにした通り、清朝は1716年12月に親王の爵位をロブサン=ダンジンに授与し、父ジャシ=バートルに与えていた青海総管の印章を継がせていたとはいえ、ロブサン=ダンジンは次第に拡充された盟長の中の1人という地位に置かれたのであり、清朝が創設した職によって青海ホシュート部内の権力が分散化したとみなせるであろう。これは、世代交代による青海ホシュート部内での権力の細分化も影響を及ぼしていたと考えられるが、それまでの清朝のラサン派首長に対する支援を合わせて考えると、ロブサン=ダンジンやチャガン=ダンジンらに権力や権限が集中することを防ぎ、権力を分散させるための措置であったと考えられよう。

以上のように、ジャシ=バートルの生前、清朝はプンスク=ワンジャルやスルジャら、ラサン=ハンとの関係が良好な首長との関係を緊密にして反ラサン派首長を牽制していたものの、反ラサン派首長の処分などの直接的な介入はできなかった。総管ジャシ=バートルの死後、リタンの童子の処遇をめぐる青海で軍事衝突勃発の危機が発生したものの、清朝が軍事的に圧力を加えたため、ロブサン=ダンジンとチャガン=ダンジンは清朝の要求に応じてリタンの童子をクンブム寺で清朝の管理下に移すこととなった。この一件を通じて、反ラサン派が一枚岩ではないことを把握した清朝は、一気に反ラサン派首長への介入を進め、1716年に清朝は新たに青海ホシュート部左右翼それぞれに複数の「盟長」を任命し、

²⁹ 康熙 58 (1719) 年 4 月 16 日付の撫遠大將軍允禔の奏摺『王撫遠大將軍奏檔』卷 1, 89a-94b.

それを拡充していった。ここで清朝は、リタンの童子を擁立したロブサン=ダンジンやチャガン=ダンジンらも「盟長」に任命し、表面上はそれまでの行動を不問に附したと理解できる。しかし、これはダライ=バートルやジャシ=バートルという 1 人の首長によって統率されていた従来の青海ホシュート部内の構造からの大幅な変化を意味しており、ジャシ=バートルの死後、清朝の創設した「盟長」によって青海ホシュート部内の権力の分散化が推し進められたのである。

第三節 反ラサン派の瓦解からみるロブサン=ダンジンの「乱」

本節では、1717 年にジューン=ガル軍がラサを襲撃してラサン=ハンを殺害し、反ラサン派首長が清朝と協力して中央チベットからジューン=ガル軍を駆逐した経緯を分析し、1723 年のロブサン=ダンジンの「乱」の背景を検討していく。

当該時期のチベットの歴史的展開においては、ラサン=ハンラサンの死が決定的に重要な意味を持っていた。これまで明らかにしたように、ラサン=ハンラサン在世中の青海ホシュート部は、ラサン派と反ラサン派に分かれており、清朝の青海ホシュート部政策もそのような青海ホシュート部内の首長間関係に応じたものであった。特に、それまで一貫してラサン=ハンラサンを連携相手としていた清朝にとっては、ラサン=ハンラサンの死によって青海ホシュート部・中央チベットに対する政策方針を転換しなければならなくなったはずである。そこで、ラサン=ハンラサン死去後の清朝の青海ホシュート部政策の中でも、反ラサン派首長に対する政策が焦点となるのである。そして、反ラサン派首長の動向として注目すべきが、石濱裕美子[1988a; 2001: 287-290]が明らかにしたチャガン=ダンジンとジューン=ガルとの間の連携である。それによると、反ラサン派のチャガン=ダンジンは、ジューン=ガルと連携してリタンの童子をダライ=ラマとして即位させるよう計画していたという。そして、石濱裕美子[1988a]は、チャガン=ダンジンがジューン=ガルとの連携を放棄して清朝のチベット進軍に従軍することとなったのは、1718 年 9 月にチャガン=ダンジンが北京を訪れ、そこで郡王に封爵されるとともに、康熙帝から翻意を説得されたためと説明している。ただ、1717 年夏にジューン=ガル軍がラサに到来したという情報もたらされ、1718 年 9 月に北京を訪れるまでの約 1 年間、チャガン=ダンジンらが具体的な軍事行動を起こさなかったことに対しては、十分な説明がなされていない。また、加藤直人[1986]・石濱裕美子[1988c]・斉光[2013: 142-173]らが指摘しているように、1723 年に発生したロブサン=ダンジンの「乱」においても、ロブサン=ダンジンやチャガン=ダンジンらとジューン=ガルとの間の連携のあり方が、情勢を左右する重要な要素であった。かかる事情から、当該時期の青海・チベット情勢を把握するうえで、ジューン=ガルと連携していたはずのチャガン=ダンジンらが、ラサン=ハン死後にいかにして清朝側に取り込まれていったのかを明らかにする必要があるのである。

そこで、本節では石濱裕美子が明らかにした連携計画を再度整理するとともに、青海ホシュート部の首長間関係の変化を追うことで、1723 年のロブサン=ダンジンの「乱」の背景

を反ラサン派の首長間関係の側面から提示することを試みる。

(1) ジューン=ガルと反ラサン派首長との連携の破綻

石濱裕美子[2001: 287-290]が連携計画の具体像を示す史料として提示したのは、康熙 58 (1719) 年 7 月 26 日付の撫遠大將軍允禩の奏摺であり、「康熙朝滿文硃批奏摺」に収録されているものが原文である³⁰。この奏摺は、大別すると (A) チャガン=ダンジンが甥のダンジュン³¹を批判したことに対して允禩がそれを許すようチャガン=ダンジンに説き、(B) 允禩がクンプム寺に来たダンジュンにチャガン=ダンジンと仲良くするよう説得し、(C) ダンジュンが允禩にチャガン=ダンジンとジューン=ガルの連携を暴き、(D) 允禩がダンジュンに改めてチャガン=ダンジンと仲良くするよう説得するという 4 点を報告するものである。石濱裕美子は、(C) に引用されるダンジュンの供述の一部を訳出して、チャガン=ダンジンがジューン=ガルと連携していた可能性を示した。(C) に引用されるダンジュンの供述では、①ツェワン=ラプタンがハミを襲撃して、それに呼応してチャガン=ダンジンが漢地の辺境を攻撃する、②ジューン=ガル軍がラサを襲撃し、それに呼応してチャガン=ダンジンもラサへ進軍し、ラサン=ハンを捕えて中央チベットを取った後に漢地を攻撃する、という 2 つの軍事行動をチャガン=ダンジンとジューン=ガルのツェワン=ラプタンの間で 1709 年頃から使者を往来させて計画していたという。しかし、それぞれで実際に行動を起こしたのは、いずれもジューン=ガル側のみであり、チャガン=ダンジンが実際に行動を起こして漢地を攻撃することはなかった。石濱裕美子の提示した他の証拠からも、チャガン=ダンジンとジューン=ガルのツェワン=ラプタンの両者が頻繁に使者を往来させて情報をやり取りしていたことは事実であろう。だが、ここで疑問となるのが、チャガン=ダンジンとジューン=ガルの連携に関する情報を、なぜジューン=ガルがラサを襲撃してから 2 年も経過した 1719 年 7 月になって暴露したのかという問題である。

ダンジュンとチャガン=ダンジンとの関係について、(C) で引用されるダンジュンの供述によると、ダンジュンは 1703 年頃に 7 歳で父ゲンテルが死去して以来、叔父のチャガン=ダンジンに育てられていた。そして、チャガン=ダンジンがジューン=ガルとの連携を計画していたことから、自身にも罪が及ぶことを恐れて、ロブサン=ダンジンらと相談して清朝に事情を訴え出ることを決めたという。また、この奏摺の (A) に引用されるチャガン=ダンジンの書簡では、ダンジュンがロブサン=ダンジンを唆したため、ロブサン=ダンジンとチャガン=ダンジンとの間で不和が生じていると報告している。実際にダンジュンがロブサン=ダンジンを「唆した」のかは判断できないが、(C) のダンジュンの供述で示されるチ

³⁰ 石濱裕美子は、北京大学図書館古籍善本室所蔵の『王撫遠大將軍奏檔』巻 3, 115a-131a 所収のものを利用しているが、「康熙朝滿文硃批奏摺」案巻号 206, 533-564 コマに収録されている奏摺と同一の文書であり、ここでは、原文である「康熙朝滿文硃批奏摺」に収録されているものを用いる。

³¹ チャガン=ダンジンの弟ゲンテルの子を指す。

チャガン=ダンジンとツェワン=ラブタンとの連携については、ほぼ同じ内容で、書簡の形式でロブサン=ダンジンからも送られていたことが、康熙 58 (1719) 年 7 月 2 日付の允禩の奏摺から確認できる³²。ロブサン=ダンジンの書簡の内容は、引用されるチャガン=ダンジンらの過去の言動までダンジュンの報告とほぼ一致しており、両者は協力してチャガン=ダンジンに対抗し、1719 年になって初めてその連携計画を清朝に暴いたのである。

このように、1719 年 7 月時点で、ダンジュンがロブサン=ダンジンとともにチャガン=ダンジンの行動を批判していたことが明らかとなったが、第一節で明らかにした通り、ロブサン=ダンジンとチャガン=ダンジンの両者は、少なくとも 1716 年 3 月にリタンの童子がクンブム寺に移送される時点までは協力していた。したがって、1716 年から 1719 年 7 月までの間にロブサン=ダンジンとチャガン=ダンジンの両者の関係が悪化したと判断されるのである。よって、この間の青海ホシュート部内の首長間の動向、とりわけチャガン=ダンジン・ロブサン=ダンジン・ダンジュン 3 人の動向をつぶさに跡付ける必要がある。そこで、続いてジューン=ガル軍が中央チベットに到来した 1717 年 8 月に遡って彼らの動向を追跡していく。

ジューン=ガル軍が中央チベットに到来したという第一報は、1717 年 8 月にラサン=ハンから西寧に駐紮していた清朝の官員にもたらされた。その情報に対する清朝内部での議論の詳細は、康熙 56 (1717) 年 8 月 26 日付の議政大臣ハイギンらの奏摺に収録されている³³。その奏摺では、まず西寧に駐在していた侍読学士チャンリフンと郎中チャンシェオの以下のような上奏が引用されており、ジューン=ガル軍と青海ホシュート部内の動向について以下のように記している。

康熙 56 (1717) 年 8 月 12 日、青海の盟長である多羅貝勒ダヤンと多羅貝勒セプテンジャルが合して彼らのシダル=ハシハを遣わして送ってきた印を捺した書に「……ラサン=ハンが我らに送った書に『チェチェン=タイジ (セプテンジャル)・ダヤン=タイジ・ボショクト=ダイチン・プンスク=ワンジャルらに書を送った事情。ツェワン=ラブタンの兵が来て我らの辺境のナクチャンという 1 部族の輩を略奪した。……汝らのもとに [ツェワン=ラブタンの兵が] 行くかもしれないので、励んでいれば良い。多くの兄弟に申し上げたことを汝らは知れ。この事の様子吉凶がどのようになるとしても、終えた後、我らは互いに情報をもたらずぞ』と言っている。……汝らにもラサン=ハンはまだ書を送ったので、これらのことをどのようにするかを密かに詳らかにして、我らに返事を送ってくれまいか。少し思ったことをシダル=ハシハが口頭で告げる」と言っている。シダル=ハシハの告げること「我らの貝勒が大臣らに告げよと言った言『私の愚かに思うこと。親王ロブサン=ダンジンと貝勒チャガン=ダンジンらは、ラサン=ハン

³² 康熙 58 (1719) 年 7 月 2 日付の允禩の奏摺「康熙朝滿文硃批奏摺」案巻号 206, 510-532 コマ。

³³ 康熙 56 (1717) 年 8 月 26 日付の議政大臣ハイギンらの奏摺「康熙朝滿文硃批奏摺」機構包 31, 1308-1364 コマ。

に対して大いに悪である。先にチャガン=ダンジン、彼の卿ケトウルケイをツェワン=ラプタンの使者ダクバ=ラマとともに前後遣わしていた。後にダクバ=ラマが卿ケトウルケイとともに青海に来た後、チャガン=ダンジンは隠し留めて、馬や駱駝・穀物を与えた。送り返したことを見れば、互いに徒党でないということとはできない。今、ツェワン=ラプタンがラサン=ハンに兵を出しに来たことは、チャガン=ダンジンがダクバ=ラマを送ってツェワン=ラプタンに誹謗して語らせて、彼（ツェワン=ラプタン）から兵を送って〔チベットを〕乱しに行く。チャガン=ダンジンとロブサン=ダンジンらが青海の地から一事を起こして、衆人を乱して行くかもしれない。ツェワン=ラプタンは甚だ奸悪な人である。別の路から兵を送って我らの青海を干犯するかもしれない。かようなので、請うことには、西寧・松潘の内の兵が辺境を出て兵營を立てて駐すれば、聖主の天の威力にいくら乱すよう行いたいという人がいたとしても、敢えて起こすことはできず、ぱたりとやむ。ツェワン=ラプタンの兵が聞いたときも、敢えて青海の方に来ないだろうと思う。大臣らは我のこのことを一緒に上奏してくれまいか』と言った。……』という。

ジューン=ガル軍がチベットに到来したことをラサン=ハンがいち早く報告しているのは、セプテンジャル・ダヤン・ボショクト=ダイチン・プンスク=ワンジャル・アラプタン=オンボの5人であり、ボショクト=ダイチンのみ詳細は不明だが、残る4人は前節で明らかにした通りラサン派に分類される首長である。そして、ダヤンとセプテンジャルの使者は、この時点で既に清朝に対して、チャガン=ダンジンとロブサン=ダンジンがジューン=ガルと連動して事を起こす可能性を指摘するとともに、特にチャガン=ダンジンがツェワン=ラプタンと密かに使者を往来していたことを報告しているのである。ダヤンやセプテンジャルといったロブサン=ダンジンやチャガン=ダンジンと対立した首長からの報告なので、ジューン=ガルとの使者の往来などは必ずしも事実とは限らないが、少なくとも1717年8月にジューン=ガル軍が中央チベットに到来した時点で、チャガン=ダンジンとロブサン=ダンジンの2人が行動をともにしていたことは事実であろう。

なお、この報告に対してチャンリフンとチャンシェオは、首長間で疑い合うべきではないとして、首長らに疑念を抱かせるので兵を備えさせるわけにはいかないと回答したものの、議政大臣らはダヤンらの上奏を引用した後に「我らの兵を備えさせないわけにはいかない」と述べて、西寧と松潘から辺境を出て兵を備えさせることに決定し、康熙帝もそれに同意して殊批で兵の動員について指示を出している。

ラサン=ハンからの報告を受けて、1718年3月に清朝は、青海ホシュート部の兵1000名を加えて合計約5000名の兵で、中央チベットに向けて進軍を開始した[宝音特古斯 2009: 97-118]。上述の清朝内部での議論から分かるように、清朝はチャガン=ダンジンらがジューン=ガル軍のチベット襲撃に関与していた可能性を疑ったと考えられ、その進軍に際して1718年5月頃には、チャガン=ダンジンとジューン=ガルとの関係を利用した作戦を展開していることが確認できる。康熙57(1718)年6月17日付の議政大臣ハイギンらの奏摺には、

清朝軍を率いたイドゥイ=エジェンのセレンが、行軍中に以下のように報告していたことが記されている³⁴。

イドゥイ=エジェンのセレンが密かに上奏した書に「……更に、〔総督エレンテイ³⁵は〕貝勒チャガン=ダンジンに使者を遣わしてジューン=ガルをおびき寄せるように、と言っている。奴才我が愚かに思えば、ツェワン=ラプタンとチャガン=ダンジンが互いに約してラサンを征討して、幼い化身（リタンの童子）を立ててチャガン=ダンジンを首領として〔ラサに〕駐させたいという事は、いくら真偽をはっきりと知らないといえども、今、伝えられた言葉が甚だ形をなしていないということとはできない。今、チャガン=ダンジンが使者を遣わすとき、彼ら（ツェワン=ラプタンとチャガン=ダンジン）の間で本当に約したことがあれば、必ず〔チャガン=ダンジンの使者がジューン=ガルに〕本当のことを告げて今のダライ=ラマ（新六世）をなくして、ジューン=ガルの兵を敗走させたことにし、〔ジューン=ガルの兵を〕送り返してジョーを空白にする。我らの大臣らは、チャガン=ダンジンに対して互いに誓ったことがあるので、幼い化身（リタンの童子）を〔ラサで〕座床につかせたならば、青海の輩と多くのチベット・タングートは、みなチャガン=ダンジンとツェワン=ラプタンの力において黄教（ゲルク派チベット仏教）を立てたことにする〔だろう〕。……」……。

康熙帝は、この奏摺に対して「議した通りにせよ。すぐに行わせよ」と硃批している。ジューン=ガル軍がチベットを襲撃してから約半年の間、チャガン=ダンジンらとの間でいかなる議論が展開したのかは定かでないが、1718年5月頃には既にチャガン=ダンジンを利用してツェワン=ラプタンの軍をおびき寄せるという作戦を展開していたのである。ここでの計画には不明な点が多いが、チャガン=ダンジンとツェワン=ラプタンの間で密約が存在すれば、チャガン=ダンジンの使者がジューン=ガル軍を説得することで、新ダライ=ラマ六世を廃位してジューン=ガル軍をチベットから撤退させることができるという。そして、ジューン=ガル軍が撤退した後に、清朝とチャガン=ダンジンが協力して、リタンの童子をラサでダライ=ラマとして即位させるという計画のもとで軍事行動を進めていたという。そして、そのようになれば、青海やチベットの人々は、チャガン=ダンジンとツェワン=ラプタンの功績によってリタンの童子の即位が実現したものとみなすだろうと記している。清朝は、ジューン=ガル軍をチベットから撤退させることを最優先課題とし、チャガン=ダンジンとツェワン=ラプタンの間で密約があったとしてもそれを容認するなど、多分に譲歩する姿勢を示していたのである。このように、ジューン=ガル軍がラサを襲撃したという情報をもたらされた直後から、清朝はすぐに軍備を展開するとともに、チャガン=ダンジンと接触して協議を進めていたのであろう。そして、このような清朝の迅速な対応によって、チャガン=

³⁴ 康熙 57 (1718) 年 6 月 17 日付の議政大臣ハイギンらの奏摺「康熙朝滿文硃批奏摺」機構包 4, 473-495 コマ。

³⁵ エレンテイは、湖広総督在任中の 1716 年に西安將軍に任じられていることから〔宝音特古斯 2009: 118〕、ここでは総督と記されているのであろう。

ダンジンが清朝側に味方しさえすれば自身がリタンの童子をダライ=ラマとして擁立した功労者として評価されると判断し、清朝側に附くようになったのであろう。

また、中央チベットへの進軍と前後して、1717年11月にラサン=ハンがジューン=ガル軍によって殺害されたという情報が、1718年4月に清朝中央にもたらされ[宝音特古斯 2009: 87]、さらに、中央チベットに派遣した清朝軍が、9月までにジューン=ガル軍に敗退したという情報までもが清朝中央に伝えられた[宝音特古ス 2009: 97-118]。清朝にとって、それまで連携相手としていたラサン=ハンの死と清朝軍の敗退は大きな打撃となったと推測され、青海ホシュート部内の有力首長との連携を強化することが必要になった。そして、この直後の1718年9月に、ジューン=ガルとの連携を疑われていたチャガン=ダンジンを北京に入朝させ、爵位を貝勒から郡王へと格上げした。石濱裕美子[2001: 298]は、ここで清朝がチャガン=ダンジンに郡王の爵位を授与して懐柔したと推測しているが、興味深いのは、1718年9月にチャガン=ダンジンが北京に入朝して清朝から郡王に封爵された際のハイギンらの奏摺における以下のような記述である³⁶。

臣我らの会議したこと「青海の貝勒ダイチン=ホショーチ=チャガン=ダンジンは聖主の平安を請い自ら来ている。……臣我らが思うに、青海のタイジらはみなグーシ=ハーンの子孫である。辺境の地に住んで恭順に行い90年余りとなった。聖主の慈恩に従って、これまでひたすら主の旨に謹み遵い行った。新しい化身をすぐに旨に従いクンブム寺に送って来て座床させた。ツェワン=ラブタンが2度使者を遣わしたとき、捕えて送って来たことは嘉すべきである。貝勒チャガン=ダンジンをどのように光栄とするよう恩を及ぼすべきかを上から決裁してくれまいか。このため謹み上奏した旨を請う。

このようなハイギンらの議論に対して、康熙帝は「チャガン=ダンジンが人心の疑う折に、身を捨てて我に頼って来たことは嘉すべきである。すなわち郡王に封じて嘉し慈しむことを見せるべきである」と硃批を記している。このような康熙帝の硃批は、大事に際して北京に入朝したことを高く評価して、それまでたびたび不和を惹起してきたチャガン=ダンジンの行動を不問にしたことを意味しており、石濱裕美子が指摘するように、ツェワン=ラブタンとの連携が疑われたチャガン=ダンジンに対して清朝がいち早く懐柔に動いたと判断できる。そして、チャガン=ダンジンがツェワン=ラブタンとの連携を放棄して清朝側に附く態度を明示したため、清朝はチャガン=ダンジンに郡王の爵位を授与して優遇したのであろう。

そして、この直後の康熙57(1718)年9月19日に康熙帝は、乾清門頭等侍衛ラシを通じて上諭を下し³⁷、その中で雲南や四川に居住するラマを通じて密かにパンチェン=ラマらに書簡を届けるよう指示し、その書簡の文面を以下のように指示している。なお、この上諭には硃批で塗抹して修正している箇所が散見され、それを下線で示した。

³⁶ 康熙57(1718)年9月13日付の領侍衛内大臣ハイギンらの奏摺「康熙朝満文硃批奏摺」機構包11, 415-426 コマ。

³⁷ 康熙57(1718)年9月19日付の上諭「康熙朝満文硃批奏摺」機構包16, 584-589 コマ。

乾清門頭等侍衛ラシが旨を伝え下した事「……この〔パンチェン=ラマらに〕送る書に『……〔ジューン=ガル軍が〕仏教を壊したことを我らの聖主は、本当のみな**の**仏教の施主の大主なので、これらのことを聞いて堪え切れない。すぐに辺境の地の数千の兵を送って、また大軍が次々に随って来て必ずジョーを取る。今取ることができないとしても必ず主の子やアゲ (Man. age) ³⁸たちを遣わして、改め大軍を派遣して、青海の兵とともにジョーを取りに行く。……我らの大軍は、ジューン=ガルの兵を殺し滅ぼして、リタンの新たな化身を大いに尊び、みな擁してダライ=ラマの座床に座らせて五世ダライ=ラマの經典の教えや仏教政治の通りに黄教を広める。グーシ=ハーンの子孫を教えのハンに就かせて、先の通りに扎薩克・ハルハ・オーロトみな**の**施主の道を貫かせるよう行わせる』というなどの言で記して、呈覽に供するよう上奏して送るよう

に」と言った……。

このように、硃批で塗抹して修正した部分を含めると、パンチェン=ラマに対して、清朝が軍を派遣して青海ホシュート部の兵とともにジューン=ガル軍を駆逐し、リタンの童子をダライ=ラマとして即位させたうえ、グーシ=ハーンの子孫たる青海ホシュート部首長層から新たなチベットのハンを選出するという内容の書簡を送ることとしたという。リタンの童子の即位や、新たなチベットのハンを選出に関する部分は硃批で塗抹されており、今後の情勢の展開に左右される不確定要素であるため、実際に送った書簡には記さなかったと考えられる。リタンの童子をダライ=ラマとして即位させるという内容は、これ以前の清朝内部での議論では管見の限り確認できず、チャガン=ダンジン**の**北京入朝と郡王への封爵の直後に、このような方針が少なくとも清朝内部で決定していたのである。チャガン=ダンジン**の**懐柔が成功したため、リタンの童子を即位させるべく清朝はダライ=ラマ問題の方針を転換したのであろう。

さて、清朝のチャガン=ダンジンに対する優遇が、郡王の爵位授与にとどまらないものであり、それがロブサン=ダンジンとダンジュンらの反発を招いたと推測されることが、康熙 58 (1719) 年 7 月 2 日付の撫遠大將軍允禩の奏摺³⁹に引用される以下のようなチャガン=ダンジン**の**報告に示されている。

青海の郡王ダイチン=ホショーチ=チャガン=ダンジンが自身の子ドンドブ=ワンジャルを遣わして告げに来たこと「一昨年⁴⁰、我の父 (チャガン=ダンジン) が京城に行ったとき、我らの供奉したゴマン=ラマの事情を上奏して、聖主は慈しみエルデニ=ノムン=ハンと封じて、部の印を捺した書を賞賜した。今、大將軍王 (允禩) が臨御したので、ラマ (ゴマン=ラマ) は『自ら行って聖主の恩に叩頭したい。王 (允禩) の平安を請い化身 (リタンの童子) に叩頭したい』と**思**って来ていた。黄河のこちらに到着してア

³⁸ 清朝皇帝の子を指す一般名詞で、この場合には実際に第 14 皇子允禩が派遣されている。

³⁹ 康熙 58 (1719) 年 7 月 2 日付の允禩の奏摺「康熙朝満文硃批奏摺」案巻号 206, 510-532 コマ。

⁴⁰ チャガン=ダンジンが北京に赴いたのは、前年の 1718 年 9 月であり、誤って表記したのであろう。

ルタイ妃⁴¹・王ロブサン=ダンジン・貝勒アラプタン=オンボ⁴²・貝子ツェワン=ドルジ・公ダシ=ドンドブ⁴³らはみな『老ジャシ=バートルが〔親〕王であるときに〔このゴマン=ラマは前世のツァンヤン=ギヤムツォに対して反目して不仲なので、幼い化身に会わせてはならない〕と遺言したことがある』と言って阻止して、聖主の恩に叩頭し王（允禔）の平安を請いに来ることをともに阻止している。私の父は事を起こすことを恐れるので、ゴマン=ラマをハルハトゥの地に留めて、我を先に遣わして事情を申し上げるよう送った。……』と告げに来ている。

このように、1719年7月時点で、ゴマン=ラマなる人物をリタンの童子と面会させるか否かをめぐって、ロブサン=ダンジン・アラプタン=オンボ・ツェワン=ドルジ・ダシ=ドンドブらとチャガン=ダンジンとの間で対立していたのである。ここに登場するゴマン=ラマは、チャガン=ダンジンが北京に赴いた際に「エルデニ=ノムン=ハン」に封じることを約束されていたことがここで示されており、「エルデニ=ノムン=ハン」という称号から、1720年に清朝から金印と勅書が授与されたジャムヤン=シェーパー一世ガワン=ツォンドウと判明する⁴⁴。このジャムヤン=シェーパー一世は、当初ラサン=ハンに対して協力的であったことから、廃位されたダライ=ラマ六世の化身でもあるリタンの童子とジャムヤン=シェーパー一世が会見することにロブサン=ダンジンらが反対していたというのである⁴⁵。表面上は、リタンの童子の前世であるダライ=ラマ六世と不仲であったラマに対する処遇をめぐって対立していたようにも見えるが、ジャムヤン=シェーパー一世とリタンの童子が会うことに反対したアラプタン=オンボは、1715年にリタンの童子を清朝の管理下に置くよう主張していたラサン派の人物であり、この間に翻意したか、そもそもジャムヤン=シェーパー一世がダライ=ラマ六世と不仲であったことはさほど問題ではなく、別の利害関係があったのではないだろうか。

それを探るために、続いてチャガン=ダンジンとジャムヤン=シェーパー一世の関係を整理する。『ジャムヤン=シェーパー一世伝』によると、チャガン=ダンジンとジャムヤン=シェーパー一世は1703年にラサで出会って、その際に、将来ジャムヤン=シェーパー一世がドメー地

⁴¹ 亡きジャシ=バートルの妻を指す。

⁴² グーシ=ハーンの長子ダヤン=ハンの第4子プンスクの子である〔佐藤長1986:448〕。

⁴³ グーシ=ハーンの第7子ホルムシの第2子ハタン=バートルの子である〔佐藤長1986:475〕。

⁴⁴ 『ジャムヤン=シェーパー一世伝』106bに、1720年6月29日に康熙帝の使者から「エルデニ=ノムン=ハン」称号と金印と勅書を授与されたことが記されている。なお、『ジャムヤン=シェーパー一世伝』105bに1719年6月に黄河畔で青海ホシュート部首長層に足止めされた事実が記されている。

⁴⁵ 石濱裕美子〔2011:122-123〕は、『ジャムヤン=シェーパー一世伝』に基づき、ジャムヤン=シェーパー一世が青海の首長らの反対を押し切って允禔と会見したとし、清朝との接触に反対があったとみなしている。ただし、『ジャムヤン=シェーパー一世伝』においても、青海の首長らはジャムヤン=シェーパー一世とリタンの童子との会見に反対していたと記されている。リタンの童子を名目として、実際には允禔との会見に反対したとみなすこともできるが、具体的に誰がなぜそれに反対したのかという点については、石濱裕美子の研究成果からは不明である。

方⁴⁶に帰還した折に寺院を建立することを約束していたという⁴⁷。そして、その約束に沿ってジャムヤン=シェーパー一世は、1709年にチャガン=ダンジン⁴⁸を施主としてチャガン=ダンジンの牧地の近くにラブラン寺を建立した。このような経緯をみると、元来ラサン=ハンに協力的であったジャムヤン=シェーパー一世をチャガン=ダンジンが取り込んだと考えられ⁴⁸、その行動自体はロブサン=ダンジンも問題視していなかったのであろう。しかし、チャガン=ダンジンがジャムヤン=シェーパー一世を重用し、清朝からの冊封を受けるという破格の待遇を得たことによってロブサン=ダンジンらの反発を招いたのではないだろうか。

それを示唆する記録として、清朝がジュン=ガル軍をチベットから駆逐した後のチベットのハンの候補者に関する延信の報告⁴⁹がある。そこで延信は、チャガン=ダンジンについて論評する中で、チャガン=ダンジンとロブサン=ダンジンの両者が対立することになった経緯を以下のように記している。

郡王チャガン=ダンジンというものは、ゲーシ=ハーンの第5子イルドゥチ=ノヤンの子ボショクト=ジノン=ダルジャに生まれて来たもので、右翼の人である。先に化身を内に連れて来る前に力が強くて、ロブサン=ダンジンとともに一心同体で仲良かった。後に、彼の兄の子である貝子ラチャブと弟の子である貝子ダンジュンらの隸民を占拠して〔彼らに〕与えず、互いに訴え合い反目して攻めることに至っていたのを、侍読学士チャンシェオが行って彼らを誓わせて〔反目するのを〕やめさせている。それ以来、ラチャブとダンジュンらは恨んで、親王ロブサン=ダンジンに頼るので、チャガン=ダンジンの力は分けられて弱くなっている。チャガン=ダンジン自身が聖主の睿鑑を仰ぎに行ったとき、郡王に封じて恩を及ぼし各種の品物を賞賜して、西方（チベット）の事を委ねた傾向があるので、ここにロブサン=ダンジンは嫉妬して不快になっているとき、ラチャブとダンジュンらはロブサン=ダンジンと仲良くなって、チャガン=ダンジンが先にジュン=ガルの賊とともに徒党となって互いに使者を遣わしたことなどの乱れたことを明らかにするよう告げて、3人が会して総力でチャガン=ダンジンを押さえつけたいと、この〔チャガン=ダンジンが〕行った悪乱のことを明らかにするよう上奏した。それ以来、互いに反目し合ったので、〔様子を〕知られないとはいえ、機会を

⁴⁶ 青海湖南部の黄河流域一帯を指す。

⁴⁷ 『ジャムヤン=シェーパー一世伝』55b-56a。なお、その年に、チャガン=ダンジンがチャクナ=ドルジェの制止を振り切ってチベットに赴いた事実は、第二章で提示した康熙42(1703)年8月26日付のチャクナ=ドルジェの奏摺（「康熙朝滿文硃批奏摺」案巻号280, 785-787コマ）から確認できる。

⁴⁸ 石濱裕美子[2011: 120-121]は、ジュン=ガルとチャガン=ダンジンの連携計画が開始されたと推測される1709年にジャムヤン=シェーパー一世がラサン=ハンのもとを離れてチャガン=ダンジンのもとに赴いたことをもって、ジャムヤン=シェーパーは新ダライ=ラマ六世に否定的であったと推測している。

⁴⁹ この報告は、康熙60(1721)年2月23日付の撫遠大將軍允禩の奏摺（『王撫遠大將軍奏檔』巻14, 62a-104b）に引用されている。この奏摺は、齊光[2013: 117-134]が訳出した上で、チベットのハンの継承について仔細に分析しているが、青海ホシュート部の内情を分析する上でも極めて重要な記述であるので、ここでも訳出して検討する。

得れば互いに陥れたいという。

ここでは、当初チャガン=ダンジンとロブサン=ダンジンの両者は親密であったものの、チャガン=ダンジンが兄弟の子ラチャブとダンジュンの隷民を占拠し、ラチャブとダンジュンの2人がロブサン=ダンジンに接近するようになったという。そして、チャガン=ダンジンが郡王に封爵されたことを契機として、ロブサン=ダンジンはラチャブとダンジュンに同調して、チャガン=ダンジンがジューン=ガルと連携していたことを暴露したという。「西方のことを委ねた傾向がある」とあるのは、実際にチャガン=ダンジンにラサン=ハン亡き後のチベットを委ねることが決められたのではなく、貝勒から郡王への格上げやジャムヤン=シェーパの冊封といった清朝からの破格の優遇を、ロブサン=ダンジンが不満に思い、ラチャブやダンジュンとともにチャガン=ダンジンと対立するようになったことを意味しているであろう。

さて、当初は親密であった関係が決裂したという両者の関係の推移に鑑みると、ロブサン=ダンジンやダンジュンが暴露したチャガン=ダンジンとジューン=ガルとの連携に関する情報は、どこまで信憑性があるのか疑問が生じる。石濱裕美子[2001: 293-294]が提示したイエズス会宣教師デシデリの記録に、ジューン=ガル軍が「別の軍隊」の到着を待っていたと記されていることから、ジューン=ガル軍が青海ホシュート部の首長との間で連携していたことは確かであろう。ただ、その計画がチャガン=ダンジンただ1人によって計画されていたとするロブサン=ダンジンとダンジュンの主張の真偽までは留保すべきであろう。実際、ロブサン=ダンジンとダンジュンによる暴露に対して、清朝はジューン=ガルと青海ホシュート部首長層との接触は「常の事」として相手にしていなかった⁵⁰。また、ロブサン=ダンジンの「乱」直前の1723年4月には、逆にチャガン=ダンジンがロブサン=ダンジンとツェワン=ラプタンとの間での使者の往来を清朝に密告しており[斉光 2013: 156-161]、ロブサン=ダンジンとチャガン=ダンジンの2人が当初は親密であったことに鑑みれば、ロブサン=ダンジンも何らかの形でジューン=ガルとの連携に関与しており、清朝もそれを察知していたのではないだろうか。ロブサン=ダンジンの関与の実態は定かではないが、チャガン=ダンジンが清朝に破格の待遇によって懐柔されたことによって、ロブサン=ダンジンは属民の問題でチャガン=ダンジンと対立していたダンジュンを巻き込んでチャガン=ダンジンと対立するようになったのである。

(2) ロブサン=ダンジンの「乱」の原因

では、以上で明らかとなったロブサン=ダンジンとチャガン=ダンジン両者の対立の側面から、ロブサン=ダンジンの「乱」が発生するに至った経緯を考察していく。

ロブサン=ダンジンの「乱」の原因については、佐藤長[1986]・加藤直人[1983]・石濱裕

⁵⁰ 康熙 58 (1719) 年 7 月 26 日付の撫遠大將軍允禩の奏摺「康熙朝滿文硃批奏摺」案巻号 206, 533-564 コマ。

美子[1988c]・斉光[2013]らが詳細に分析し、ロブサン=ダンジンが1720年のチベット平定直後から清朝の待遇に不満を抱いていたことについては、共通の見解に到達しているといえよう。しかし、なぜロブサン=ダンジンがエルデニ=エルケ=トクトナイとチャガン=ダンジンに対して攻撃を仕掛けたのか、またエルデニ=エルケ=トクトナイとチャガン=ダンジンへの攻撃が清朝への反乱を意図した行動であったのかという点については、各先行研究で見解が分かれている。

加藤直人[1983]は、チベット進軍に対する1723年の論功行賞において、親清朝派のチャガン=ダンジンとエルデニ=エルケ=トクトナイがそれぞれ郡王から親王、貝勒から郡王へと爵位を格上げされたのに対して、ロブサン=ダンジンには俸禄が与えられただけであったこと、さらに、チャガン=ダンジンの甥ダンジュン¹の遺領を清朝がチャガン=ダンジンに与えたことを原因に挙げ、以上の2点から、ロブサン=ダンジンはチャガン=ダンジンとエルデニ=エルケ=トクトナイを攻撃し、ついで清朝軍と戦うこととなったと指摘した。

この加藤直人の指摘に対して、石濱裕美子[1988c]は、まず1723年の論功行賞でロブサン=ダンジンに俸禄が与えられていることや、既に最高位の親王であったため昇格がありえなかったことから、ロブサン=ダンジンにとって不公平であったとは断定できないとした。次に、チャガン=ダンジンを親清朝派とする点を疑問とし、ロブサン=ダンジンはチャガン=ダンジンらに攻撃を開始した時点では清朝に対する反乱と認識していなかったと指摘した。そして、その一方で雍正帝は当初から青海ホシュート部を軍事的に従わせる意志があったことを明らかにし、ロブサン=ダンジンの「乱」は清朝による計画的な青海征服へ向けての行動であったと結論づけた。ただ、石濱裕美子の説明では、なぜロブサン=ダンジンがエルデニ=エルケ=トクトナイやチャガン=ダンジンを攻撃したのかという点を説明できない。

これに対して斉光[2013: 142-173]は、ロブサン=ダンジンとチャガン=ダンジンが当初は協力することになっていたものの、1722年秋にチャガン=ダンジンが康熙帝と面会した後、清朝側にロブサン=ダンジンの情報を送るようになったため、ロブサン=ダンジンはチャガン=ダンジンに敵意を抱くようになったと指摘した。また、エルデニ=エルケ=トクトナイは1722年12月の会盟に参加せず清朝側に帰順する姿勢を示したため、ロブサン=ダンジンから攻撃されることとなったという。さらに、ロブサン=ダンジンはジューン=ガルの援軍が到来すると予測して清朝軍に攻撃を開始したのであり、「乱」の意志が明確であったと結論付けた。

さて、本章のこれまでの分析から、これらの先行研究の見解と対照させながら、ロブサン=ダンジンの「乱」に至る経緯を考察していく。これまでの検討で明らかにした通り、ロブサン=ダンジンとダンジュンは、1718年9月にチャガン=ダンジンが郡王に封爵されるとともにジャムヤン=シェーパー世の冊封を約束されるという破格の待遇を得て、清朝側に附く態度を明示するようになり、ロブサン=ダンジンはチャガン=ダンジンひいては清朝の対応に不満を抱くようになった。そして、チャガン=ダンジンとの間の協力関係は、1718年9月時点で破綻したとみなされるのである。ただ、その後1723年にロブサン=ダンジンの「乱」

が発生するまでの間、両者の関係は小康状態にあったと推測される。

チャガン=ダンジンの懐柔に成功した清朝は、1718年10月に允禩を撫遠大將軍とした軍を西寧に派遣した。1719年3月に西寧に到着した清朝軍は、徐々に軍備を整えていったが、青海ホシュート部首長層がジュン=ガルと長く姻戚関係にあることから、清朝軍の全容を首長層に伝えないようにしていた。チャガン=ダンジンらの協力を得てジュン=ガル軍を中央チベットから駆逐する計画ではあったものの、清朝は彼らを完全には信用していなかったのである[宝音特古斯 2009: 130-131]。1719年10月には、清朝の官員の臨席のもと青海ホシュート部の首長らは会盟して中央チベットへの派兵を決定し、撫遠大將軍允禩の率いる軍と1720年6月に青海南部のソロムで合流することとなった。しかし、ロブサン=ダンジン・チャガン=ダンジンらに加えて、ほとんどの首長が様々な理由を述べて期日に遅延し、清朝軍は彼らの到着を待ち続けていた[石濱裕美子 2001: 300-307][宝音特古ス 2009: 139-140]。これは、清朝が青海ホシュート部の兵力としての問題ではなく、チベットへ軍を派遣するにはグーシ=ハーンの子孫としての青海ホシュート部の權威を利用する必要があったことを示している[石濱裕美子 2001: 307-310]。かかる経緯を経て、四川から派遣していたガルビの軍と合流して、清朝軍は1720年8月にラサに到着してジュン=ガル軍を駆逐し、1720年10月にはリタンの童子をダライ=ラマとして即位させることに成功した[宝音特古ス 2009: 130-131]。清朝軍の前線で指揮した平逆將軍延信は、この直後からラサン=ハン亡き後のチベットのハンの候補者選定のための報告を作成したが、その中で延信は青海ホシュート部首長層を厳しく論評して候補者として相応しくないことを示し、実際にその後チベットのハンが選出されることはなかった[齊光 2013: 117-134]。チャガン=ダンジンを懐柔し、彼をチベットへの派兵に協力させることに成功したものの、完全には信用できなかったため、清朝はチャガン=ダンジンを初めとして青海ホシュート部首長層に過度に依存しないこととしたのであろう。

チベットへの進軍の間、ロブサン=ダンジンとチャガン=ダンジンの対立は表面上確認できないものの、チャガン=ダンジンに対する不満は解消されていなかった。先に引用した康熙60(1721)年2月23日付の撫遠大將軍允禩の奏摺に引用される延信の報告では、チャガン=ダンジンがやむをえずロブサン=ダンジンに従っているといい、さらに以下のように続けている。

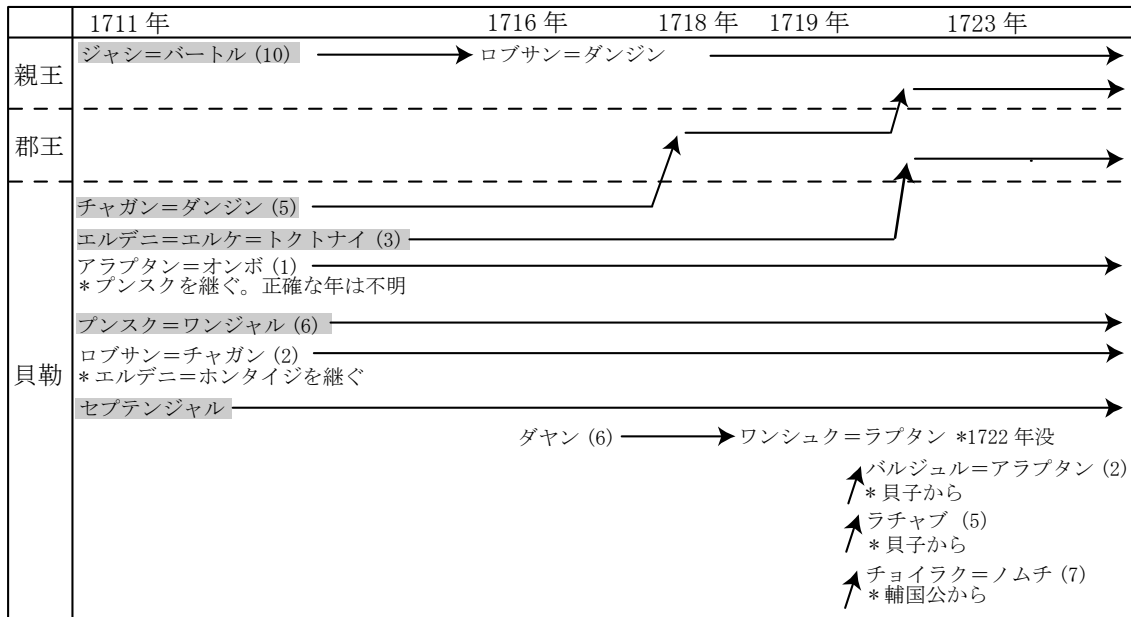
[チャガン=ダンジンは]「できれば、青海を総管するよう駐したい」と書を呈したことがある。ロブサン=ダンジンは、ジョーに駐したいという心が満ちて望んでいるとはいえ「チャガン=ダンジンというものは郡王であるうえ右翼の人。もしも聖主が彼(ロブサン=ダンジン)をジョーに駐させたならば、チャガン=ダンジンに彼の青海総管の印章を取らせるのではないか」と嫉妬し「貝勒アラプタン=オンボや貝子バルジュール=アラプタンら左翼の人をジョーに駐させても、青海を総管させてもみな利益となる」とひたすら急かし語る。

このように、チベットを平定した後、ロブサン=ダンジン自身はラサに駐して護教王たるハ

ン位に即くことを望んでいたものの、自身がチベットに留まることによって、チャガン=ダンジンに青海総管の地位が移るのではないかと危惧し、代々チベットのハンを輩出してきた左翼のアラブタン=オンボやバルジュル=アラブタンにチベットのハン、或いは青海総管の地位を与えるべきであると主張していたという。ここでロブサン=ダンジンが、以前はラサン派であったアラブタン=オンボをハンの候補として挙げていることから分かるように、それまで左翼のダヤン=ハンの家系からハンが選出されていたことから、ロブサン=ダンジンはラサン=ハン生前の対立を解消してダヤン=ハンの家系のアラブタン=オンボと接近してチャガン=ダンジンに対抗しようとしたのであろう。かかるロブサン=ダンジンの危惧は、チャガン=ダンジンの抬頭を最も警戒していたことを如実に示しており、1718年9月以降、ロブサン=ダンジンのチャガン=ダンジンへの不満や警戒は継続していたのである。

加藤直人[1983]が指摘するように、1720年のチベット進軍に対する1723年の論功行賞において、チャガン=ダンジンに親王の爵位が、エルデニ=エルケ=トクトナイに郡王の爵位が授与されたことで、その不満が決定的になったと推測される。というのも、以前の青海ホシュート部は、ダライ=バートルやジャシ=バートルといった1人の首長が主導権を握る体制であり、ジャシ=バートルを継いだロブサン=ダンジンにとって、自身が他の首長と同列に扱われることは不満だったと考えられるのである。石濱裕美子[1988c]が指摘するように、確かに既に親王であったロブサン=ダンジンがとりわけ冷遇されたとはみなせないものの、それまで貝勒であったチャガン=ダンジンが1718年から1723年の僅か5年の間に、にわか自身と同列の親王にまで格上げされ、貝勒であったエルデニ=エルケ=トクトナイが郡王に格上げされたことは、ロブサン=ダンジンの青海ホシュート部内での相対的な地位の低下を意味しているのではなかろうか⁵¹。1711年から1723年までの青海ホシュート部内の爵位の推移を【図11】に示した。

⁵¹ なお、石濱裕美子[2001: 299-300]は、ロブサン=ダンジンが1719年に熱河で康熙帝と面会した際に盟長の位を授けられたと推測し、それによって懐柔されたと指摘しているものの、本章第二節で明らかにした通り、盟長自体は他の複数の首長にも授与されており、ロブサン=ダンジンにとって、盟長の授与自体はむしろ実務上で他の首長と同列に扱われることを意味していたことから、懐柔の材料とはなりえない。



【図 11】 1711 年から 1723 年までの貝勒以上の爵位の推移

出典：佐藤長[1986: 425-520]に基づいて作成した。

注：グレーの網掛けは 1711 年以前から爵位が継続している首長を、矢印は爵位の継承・上下を示す。グレーの網掛けは 1711 年以前から爵位が継続している首長を、() 内の数字はグーシ=ハーンの何番目の子の家系であることを示す。また、註記を*で記した。なお、爵位の継承に際して、親が死去してから子に継承するまでの間、実際には数年の間がある場合があるが、便宜上それを省いた。

このように、1716 年以降、新たに爵位を授与された、あるいは爵位を格上げされた首長が増加していることが明白であり、同一の家系で貝勒以上の爵位を有する首長が 2 人いる場合も確認され、爵位にも青海ホシュート部の権力の分散化が反映していると考えられる。懐柔を目的としたチャガン=ダンジンの爵位の格上げも加わり、ロブサン=ダンジンは自身の青海ホシュート部内での優位性が脅かされていると考えたのであろう。

清朝が授与した爵位は、彼らの地位を完全に規定したものではないとはいえ、それ以外に彼らの地位を規定する明確な尺度が存在しなかったことから、爵位という清朝が導入した尺度は彼らの意識に大きな影響を与えたはずである⁵²。これは、ロブサン=ダンジンが 1723 年 7 月の青海の会盟において自らダライ=ホンタイジ⁵³と名乗り、清朝から授与された爵位を名乗ることを禁じ、モンゴル社会で通用する旧来の称号を使用するよう指示した[佐藤長 1986: 389][加藤直人 1983: 338-339]ことから推測される。このロブサン=ダンジンの指示は、清朝の授与した爵位が当時の青海ホシュート部内での権力を担保したものであったこ

⁵² 第二章で指摘した通り、1706 年の郡王エルケ=バルジュルの死においても、親王ジャシ=バートルと郡王エルケ=バルジュルという 2 人の「王」の対立であった。

⁵³ 齊光[2013: 147-148]は、1722 年秋にダライ=ラマがロブサン=ダンジンにダライ=オルジェイト=ホンタイジ (Mon. dalai öljeiyitü qong tayiji) の称号を授与していたといい、ここではその称号を名乗ったと解釈される。

とを示唆しており、清朝の授与した爵位では自身の優位性が示せなくなったのである。そのため、ロブサン=ダンジン「ダライ=バートルのように行動する」と称して⁵⁴ホンタイジ号を使用し、ダライ=バートルを理想として自身が青海ホシュート部内における優位を確立しようとしたのである。

また、ロブサン=ダンジンがエルデニ=エルケ=トクトナイやチャガン=ダンジンを攻撃した時点で、それが即座に清朝に対する反乱を意図した行動であったのかという点については、確かに清朝に対する反感があったではあろうが、石濱裕美子[1988c]が指摘するように、当初は青海ホシュート部の内紛としての側面が強かったと考えられよう。実際、1706年に郡王エルケ=バルジュールが死に追いやられた際にも、清朝は軍事介入せず一切の処分を下さなかった前例があり、そのような清朝の方針を察知していたはずである。

ジャシ=バートルの死からという、従来の研究より長い期間に区切って青海ホシュート部の首長間関係と清朝の介入のあり方を分析した本章の考察により、ロブサン=ダンジンの「乱」は、清朝からの優遇によって自身に匹敵する権力を備えつつあった首長らを攻撃して、青海ホシュート部内での自身の優位性を築き上げようとした行動であったとみなされ、それは、1717年のジュン=ガル軍のラサ襲撃後の清朝のチャガン=ダンジンへの破格の優遇が契機となったと結論付けることができるのである。

そして、このような対立の構図のもと、ロブサン=ダンジンは1723年5月末にエルデニ=エルケ=トクトナイらを、続いて8月にはチャガン=ダンジンらを攻撃してそれぞれ破り、エルデニ=エルケ=トクトナイとチャガン=ダンジンはともに清朝の保護下に逃れることとなった。ロブサン=ダンジンは、アラプタン=オンボ・バルジュール=アラプタン・チョイラク=ノムチらに加えて、清朝との境界地帯に居住する青海ホシュート部管下のチベット人部族の協力を得て10月に清朝軍に攻撃を加えたものの、すぐに清朝軍からの反撃に遭って敗走し、ジュン=ガルへと逃亡していった⁵⁵。そして、清朝軍はロブサン=ダンジンらの残党を徹底的に掃滅し、ロブサン=ダンジンに協力したチベット人部族や寺院をも破壊した。清朝軍による鎮圧は1724年に終了し、清朝はロブサン=ダンジンの「乱」における行動に基づいて青海ホシュート部首長層の処遇を決定していった。そして、チャガン=ダンジンやエルデニ=エルケ=トクトナイらロブサン=ダンジンに攻撃を加えられて清朝の保護下に入った首長は爵位を留められ、新たに清朝から扎薩克に任命され、盟旗制のもとで清朝の支配下に編入されることとなったのである。

⁵⁴ 雍正元(1723)年9月11日付のロブサン=ダンジンに宛ての年羹堯の書簡『宮中檔雍正朝奏摺』28輯, pp.640-644.

⁵⁵ ロブサン=ダンジンは、その後ジュン=ガルにとどまり、これ以降、清朝はジュン=ガルに対してロブサン=ダンジンの引き渡しを求めていくこととなる[澁谷浩一 2008; 2011]。

小結

本章の考察によって、リタンの童子擁立後の歴史的展開が、ジャシ=バートル死後の青海ホシュート部内の首長間関係と清朝の青海ホシュート部内への介入に左右されていたことが明らかになった。

1714年にチャガン=ダンジンとロブサン=ダンジンは、ジューン=ガルとの連携を背景にジャシ=バートルの死とほぼ同時期にリタンの童子をダライ=ラマとして擁立したものの、ダライ=ラマを認定するパンチェン=ラマや護法神は新ダライ=ラマ六世を支持し続けていた。さらに、青海ホシュート部内の反ラサン派首長の多くは、清朝との対立を辞さない強硬な態度を取り続けたロブサン=ダンジンやチャガン=ダンジンらの行動には同調しなかった。反ラサン派の分裂状況を看取した清朝は、軍事的圧力を加えてリタンの童子をクンブム寺に移送し、リタンの童子に対する青海ホシュート部首長層の影響力を失わせた。これを機に、清朝は反ラサン派が一枚岩でなく、反ラサン派の有力首長チャガン=ダンジンやロブサン=ダンジンに反ラサン派を統率する権威・権力がないことを察知し、青海ホシュート部内部への介入を進めていくこととなった。

この間、ジャシ=バートルとチャガン=ダンジンによって死に追いやられた郡王エルケ=バルジュルの子プンスク=ワンジャルを清朝は保護し続け、ラサン=ハンの第2子スルジャが青海に派遣された際にも、ラサン=ハンの権力基盤を憂慮して周到に対応するなど、ラサン派首長と緊密な関係を築くことで反ラサン派首長を牽制していた。しかし、リタンの童子擁立の一件を通じて、清朝は青海ホシュート部内により積極的に介入するようになり、1716年から左右翼それぞれに複数の「盟長」を任命してそれを拡充していき、チャガン=ダンジンやロブサン=ダンジンら不和を惹起した首長をもこの体制に組み込んだのである。これは、ダライ=バートルからジャシ=バートルへと推移した1人の総管が統率する従来のあり方からの変化を意味しており、特定の首長への権力の集中を阻止するための措置であった。

しかし、1717年夏にジューン=ガル軍がラサを襲撃し、それにチャガン=ダンジンらに関与していたとの情報を得ると、清朝はチャガン=ダンジンの懐柔に動き、1718年9月にチャガン=ダンジンが北京に入朝すると、爵位を貝勒から郡王に格上げするとともにチャガン=ダンジンと親密な関係にあったジャムヤン=シェーパー一世の冊封を約束するなど、破格の待遇によって懐柔した。そして、チャガン=ダンジンが清朝に優遇されたことで、それまでチャガン=ダンジンと親密な関係にあったジャシ=バートルの子ロブサン=ダンジンは、自身の青海ホシュート部内での優位性が失われることを危惧し、チャガン=ダンジンと属民の争いをしてきたダンジュンやラチャブと結んでチャガン=ダンジンと対立するようになった。また、1720年のチベット進軍に対する1723年の論功行賞で、チャガン=ダンジンが親王に、エルデニ=エルケ=トクトナイが郡王に封爵されたことで、ロブサン=ダンジンの不満が決定的となり、自身の青海ホシュート部内での優位を確固たるものにするため、エルデニ=エルケ=トクトナイとチャガン=ダンジンに対して攻撃を仕掛けたのである。

このように、チベットのハンと青海の総管から成る二極構造を踏まえた本章の考察により、ロブサン=ダンジンの「乱」に至る過程は、部内の二極構造とそこに介入する清朝による権力の分散化がもたらしたものであることが判明した。ジャシ=バートルの死後、青海ホシュート部内では確固たる権力を持つ首長が不在となっており、青海ホシュート部内の内紛やジューン=ガルのチベット進軍を契機として、清朝は青海ホシュート部内の権力の分散化を進めたことで、それまでジャシ=バートルの子で唯一の親王であったロブサン=ダンジンの地位が相対的に低下し、それがロブサン=ダンジンの「乱」を生じさせた直接的な原因となったのである。

第五章 服属後の青海ホシュート部

はじめに

本章は、1723年のロブサン=ダンジンの「乱」を経て清朝の支配下に編入した後の青海ホシュート部に対する清朝の政策を分析し、清朝とジューン=ガルの対立が激化していく状況下であって、青海ホシュート部がその対立の中に埋没していく過程を明らかにするものである。

1724年、ロブサン=ダンジンの「乱」平定に中心的な役割を果たした撫遠大將軍年羹堯が、乱の善後処理として善後事宜十三条と禁約青海十二事を起案し¹、すぐにそれが実施された[佐藤長 1986: 407]。この善後処理によって、既に清朝に服属していた他のモンゴル諸部族と同様に、青海ホシュート部は盟旗制下に編制されるとともに、西寧近郊の内地に居住するチベット人部族や東チベット一帯のチベット人部族との間の統属関係を解消され²、それまで彼らから徴収していた添巴による収入を失うこととなった。また、善後事宜で規定されてはいないものの、1717年にジューン=ガル軍に殺害されたラサン=ハンの後継者も選ばれなくなり、チベットのハンは事実上廃止されることとなった。かくして、青海ホシュート部がそれまで保持してきた青海やチベットでの権限が大幅に削減されるとともに、ダライ=ラマ政権の最大の施主が青海ホシュート部から清朝皇帝へと移行した[石濱裕美子 2011: 106]。そして、清朝は青海ホシュート部を支配下に編入し、中央チベットに対する青海ホシュート部首長層の政治的影響力を失わせることに成功したのである。ただ、青海ホシュート部自体は清朝の支配下で残存しており、清朝はグーシ=ハーン以来約 80 年継続した体制の復活を阻止するための警戒を続けたはずである。特に、ジューン=ガルに逃亡したロブサン=ダンジンの処遇は清朝とジューン=ガルとの間で問題となり、それは 1727年のツェワン=ラプタンの死後、ガルダン=ツェリンの時代にも継続し[澁谷浩一 2008]、1730年末から 1732年にかけて清朝—ジューン=ガル間で本格的な戦争状態に突入した[澁谷浩一 2011]。さらに、Perdue, Peter [2005: 248-249]が指摘するように、ロブサン=ダンジンの「乱」以降の青海もなお不安定なままで、青海ホシュート部が清朝から離反してジューン=ガルに依附することを清朝は恐れていた。このように、当該時期の清朝の青海ホシュート部政策は、それがジューン=ガルやチベットにも影響を及ぼしかねないものとして慎重に検討し実施

¹ 概要は『世宗実録』巻 20、雍正 2 (1724) 年 5 月 戊辰 (26) 日条に記されている。善後事宜十三条の詳細な内容は、雍正 2 (1724) 年 5 月 11 日付の年羹堯の奏摺『雍正朝漢文硃批奏摺彙編』3 冊, pp.27-43 に収録されている。また、禁約青海十二事は、国立故宮博物院所蔵「宮中檔滿文奏摺 (康熙朝)」所収の無年月の「青海の輩が会盟するときに定めた法令」と題する滿文檔案 (文献番号 411000059) が原文と考えられる。

² 東チベットの状況について、小林亮介 [2009: 26-32]によると、岳鍾琪らの議論による修正を経て、最終的に東チベットのバタン西方のマルカム山を境界としてその西方をダライ=ラマ領とし、東方を四川省に組み込んだという。

されていたはずである。

先行研究では、「乱」平定後の清朝の青海ホシュート部政策について、佐藤長[1986: 407-413]・王希隆[1992]・納巴生・李愷・劉昆黎[2004]などが、善後事宜十三条と禁約青海十二事の内容を中心に分析し、なかでも佐藤長は、これらの政策によって青海ホシュート部首長層やラマらは、清朝から保証された権限を保持するにとどまるようになり、自らの中から指導者を生み出し、選択する権利を喪失したと評した。また、平野聡[2004: 155-164]は、ロブサン=ダンジンの「乱」による打撃や清朝の政策によって青海ホシュート部の社会的活力が削がれ、18世紀末にはチベット人から略奪されるようになり、チベット人に同化する者も現れたと指摘している。しかし、とりわけジューン=ガルとの対立が深刻化していた1720年代後半から30年代にかけて、青海ホシュート部の離反を招きかねないような施策を、清朝が実際にどこまで適用したのかは疑問が残る。また、平野聡が指摘するようなチベット人からの略奪に曝されて清朝もそれに対応できなくなるような状況が現れるのは、ジューン=ガル滅亡後の18世紀末であり、ジューン=ガルがなお健在な当該時期の状況や清朝の政策方針はこれまで十分に検証されてこなかった。小林亮介[2009: 26-32]や劉錦[2013b]が指摘するように、年羹堯が起案した善後事宜の一部は、実施に当たって清朝内部での議論を経て修正されており、起案当初の善後事宜十三条や禁約青海十二事それ自体に対する分析だけでは不十分であり、青海ホシュート部政策を具体的に検証していくことが必要となる。

清朝の青海ホシュート部政策の中で、青海ホシュート部に特に強い制約を及ぼしたと推測されるのが、それまで青海ホシュート部首長層の属下にあったチベット人部族との統属関係の解消、盟旗制の導入、チベットのハンの廃止であろう。これによって、青海ホシュート部は中央チベットとの間の政治的・経済的関係を解消され、清朝の設定した支配下に編入されることとなった。そこで、清朝がいかなる思惑のもとでこれらの政策をどのように実施したのか、またそれを受けた青海ホシュート部がどのような反応を示したのかを分析することで、清朝の青海ホシュート部政策の方針と、清朝支配の青海ホシュート部内への浸透のあり方を明らかにすることが可能となるであろう。

そこで本章の第一節では、青海ホシュート部とチベット人部族との間の統属関係の解消と、それに伴う添巴による収入の喪失が青海ホシュート部首長層に与えた影響を、特に経済的側面から分析していく。続く第二節では、1731年に青海で発生したノルブの乱とそれに対する清朝の対応から、盟旗制の導入をはじめとする清朝の青海ホシュート部政策がどのように展開したのかを考察するとともに、清朝が当時の内陸アジア情勢の中で青海ホシュート部をどのように位置付けていったのかを考察する。第三節では、ノルブの乱とほぼ同時期にチベットで問題となったハンに関する問題として、ジューン=ガルによるスルジャのチベットへの返還計画に対する清朝の対応と、1732年のダライ=ラマ七世によるトルグート部へのハン号授与における清朝の対応を分析し、チベット仏教の保護者としての青海ホシュート部の政治的影響力が当時いかなる状況にあったのか、そして清朝がそれに対して

どのように対応していたのかを考察していく。

第一節 服属後の清朝の青海ホシュート部政策——生計保護を中心として——

本節では、ロブサン=ダンジンの「乱」を経て清朝に服属した後の青海ホシュート部政策を、特に首長層に対する生計保護に注目して分析し、清朝の青海ホシュート部政策の方針を検討していく。

1724年に年羹堯の起案した善後事宜十三条の中で、青海ホシュート部内部に介入して大きな影響を及ぼしたのが、盟旗制の導入とチベット人部族との統属関係の解消であろう。

盟旗制とは、清朝がモンゴル諸部族に対して清朝の八旗制に倣って適用した統治制度である。盟旗制の基本組織は旗(Man.gūsa, Mon. qosiyu)であり、複数の旗が集まって盟(Man.culugan, Mon. čiyulyan)が構成された。旗は、清朝が首長の中から選任した扎薩克(Man. jasak, Mon. jasay)のもとで管理されたことから、扎薩克旗とも呼ばれ、旗のもとには150の箭丁(Mon. qoyay)によって構成された複数のニル(Man. niru, Mon. somu)が組織された。そして、ニルに編制された箭丁は、清朝皇帝から課せられた兵役や貢納などを負担する義務を負ったアルバト(Mon. albatu)となった。青海に対しては、1725年8月に旗とニルが編制されたが、旗の編制に際しては、それまで青海に遊牧していて青海ホシュート部首長層の属下にあった少数勢力のハルハ・ホイト・トルグート等の部族も、青海ホシュート部から独立させて旗に編制した[佐藤長 1986: 407-412]。その結果、合計108ニルと9の半個ニルが編制され³、青海ホシュート部21旗、ジューン=ガル2旗、トルグート4旗、ホイト1旗、ハルハ1旗の合計29のジャサク旗が1つの盟のもとに成立した[佐藤長 1986: 425-520]⁴。このように、青海に対する盟旗制の導入は、第四章で明らかにした服属以前の青海ホシュート部に対する権力分散化政策の一環とみなすことが可能であり、それまで属下にしていた少数部族の独立もあつたことから、青海ホシュート部首長層にとって経済的にも少なからず打撃となつたと考えられる。

また、これに加えて、善後事宜十三条では、1656年に青海ホシュート部の所属とした内地に居住するチベット人部族を清朝の管轄下に編入し、青海ホシュート部首長層は彼らから徴収していた添巴による収入も失うこととなつた。さらに、小林亮介[2009: 26-32]が明らかにしたように、清朝の辺外に位置する東チベット一帯のチベット人部族も、全て清朝あるいはダライ=ラマ政権の管轄下に移されることとなつた。納巴生・李愷・劉昆黎[2004]や

³ 雍正3(1725)年8月28日付の理藩院侍郎オライらの奏摺『雍正朝満文硃批奏摺全訳』上, pp.1197-1198.

⁴ 青海に対しては、これに加えてチャガン=ノムン=ハンのもとにラマ旗が編制され、合計30旗の体制となつた。なお、この措置によって、トルグート・ホイト・ハルハなどの首長も、ジャサクとして青海ホシュート部と同列に扱われることとなることから、本章の議論において、「青海ホシュート部」という語は、明確にグーシ=ハーンの子孫たる青海ホシュート部を指す場合に限って使用することとする。

平野聡[2004: 155-164]が指摘するように、広範囲のチベット人部族からの添巴による収入の喪失は、青海のハルハやホイト等の独立とともに、青海ホシュート部首長層にとって大きな打撃だったであろう。澁谷浩一[2007a]によると、当時、ジューン=ガルのツェワン=ラプタンは清朝との関係改善を目指しており、1724年初頭に青海ホシュート部からの援軍要請を拒否していた。清朝は、ジューン=ガルからこうした情報を得て、ジューン=ガルの介入の恐れがなくなったため、青海ホシュート部を支配下に編入するための措置を一気に実施したと考えられよう。しかしながら、青海ホシュート部首長層の収入を大幅に削減することになるかかる政策は、青海ホシュート部首長層の清朝に対する反感を惹起しかねないものであり、それを実施する上では慎重に議論したはずである。

ところで、内地のチベット人部族を清朝の管轄下に編入することは、第二章で明らかにした通り、ガルダン戦争期以来の課題であった。また、第一章で明らかにした通り、これらのチベット人部族は、チベット仏教寺院を結節点として、明代にモンゴル諸部族に対する明朝の藩屏・耳目のごとき軍事的機能も有していた。そして、明末清初の動乱に際してホシュート部が青海に進出して、これらチベット人部族との間で統属関係を結び、彼らの部族の頭目たるナンソを通じて添巴と呼ばれる税を徴収していた。ロブサン=ダンジンの「乱」では、1656年に青海ホシュート部の管轄下と認められたドパやシンキョンなどで、ナンソがロブサン=ダンジンと通じていた[加藤直人 1986: 36]。また、グンルン寺やセルコク寺を初めとする複数の青海地方のチベット仏教寺院に所属する部族も「乱」に加担したため、清朝軍から攻撃を加えられた[加藤直人 1984]。そのため、「乱」を平定すると、清朝はそれまで授与していた国師や禅師の称号を廃止するとともに、寺院に対する納税や賦役を解消させるなど、寺院経済に対しても制限を加えた[張海雲 2012: 140-145]⁵。

このように、清朝はガルダン戦争時以来の課題としていた内地に居住するチベット人部族と青海ホシュート部首長層との統属関係を解消し、チベット人部族を清朝の支配下に編入することとしたが、これについて、禁約青海十二事では次のように記している⁶。

一件。番子やタングートらを苦しめ困窮させてはならない。調べればオーロト=モンゴルたちが青海に到来する前、陝西の甘州・肅州・涼州・莊浪・西寧・河州と四川の松潘・打箭爐・リタン・バタン、雲南の中甸・ギェルタン等の地にいる番子やタングートらは、元来みな内地の管下の者である。全くモンゴルらの管下の者ではなかった。後に、明国の末になった時にモンゴルらは強圧し占領して、これらの輩から添巴を取っている。我らの天朝に至って、専ら寛大に容赦するので、まったく貪り求めるよう

⁵ 『ドメー仏教史』(vol.1, 199a)によると、シナ族の土地や民は清朝の管轄下に移行し、それまで授与されていた勅書や印章も回収されたという。ただ、1749年と1752年に清朝はシナ=ナンソに対してシナ官(Tib. zi na bkwang)の職名と勅書を与えたとも記されている。また、Schram, Louis[2006: 307]によると、西寧近郊にいた18のナンソの内、16のナンソがロブサン=ダンジンの「乱」後に廃止されたという。

⁶ 国立故宮博物院所蔵「宮中檔滿文奏摺(康熙朝) 無年月の「青海の輩が会盟するときに定めた法令」(文献番号 411000059)。

議したことはない。ロブサン=ダンジンが妄りに乱を起し叛いてから、番子らは各々の管轄した人が委ねた書に従い大軍（清朝軍）とみな敵対するに至った。これらの番子らに送った書を我はみな得るので、そのように叛いたものを掃滅した。衷心で従ったものを収めて安撫した。今すなわちバルカム等の地の番子・タングートといっても、衷心で従って内地の民とならなかったものはない。かようなので、これ以後、四川・陝西・雲南の辺境沿いにいるタングート・番子らを困窮させてはならない。また、これらの輩から添巴を取ってはならない。

このように、明末の動乱に乗じて青海ホシュート部首長層が甘州・肅州から四川や雲南に及ぶ地域の内地のチベット人から添巴を徴収するようになり、清朝はそれを容認していたものの、ロブサン=ダンジンの「乱」に際してチベット人がロブサン=ダンジンの軍と協同して清朝軍と対峙したため、それを攻撃して帰順したものを内地に編入したといい、「辺境沿いにいるタングート・番子らを困窮させてはならない」という名目のもと、西寧近郊に限らず東チベットにまで及ぶ地域のチベット人部族との統属関係を解消したのである。

しかし、このような措置は、それまでの青海ホシュート部の生計を根底から揺るがすものであり、事実、雍正3（1725）年2月21日付の四川提督岳鍾琪の奏摺⁷では、エルデニ=エルケ=トクトナイ・ガルダン=ダシ⁸・チャガン=ダンジンらがロブサン=ダンジンに掠奪されたため困窮していることを申し出て、それに対して岳鍾琪と年羹堯が相談した上で合計銀1万両分の支援をしたことが報告されている。ここで窮状を訴え出た3人は、実際にロブサン=ダンジンから直接攻撃を受けた首長であり[佐藤長 1986: 383-423]、少なくともここではロブサン=ダンジンの「乱」の被害を回復するために申し出たものといえる。この奏摺に対して雍正帝は、「此の如く実に抛りて奏聞するは、甚だ嘉すべきに属す。朕は已に年羹堯に嚴飭したり」と硃批している。そして、この件に関して年羹堯に下した上諭には、僅かに銀1万両を給付しただけでは不足しているとして、続けて以下のように記している⁹。

現在如し諸部落の内、或は一二人窘急し万に自存し難く、潜逃して遠匿し、策妄阿喇布坦^{ラブタン}の地に竄入する者有れば、朕は必ず重く爾の罪を治し、断じて姑宥せず。ここで明示されているように、雍正帝は青海の首長層が困窮することで、清朝の支配下からジュン=ガルのツェワン=ラブタンのもとに逃走してしまう事態を最も警戒しており、雍正帝にとって青海の首長層の困窮は看過できない重大な事案だったのである。

そして、続く雍正3（1725）年3月14日付の奮威將軍岳鍾琪の奏摺¹⁰では、チャガン=ダンジンらが、それまで添巴を徴収していたチベット人部族を自身の管轄下に戻してほしいと岳鍾琪らに申し出たことが報告されている。

⁷ 雍正3（1725）年2月11日付の四川提督岳鍾琪の奏摺『宮中檔雍正朝奏摺』3輯, p.827.

⁸ グーシ=ハーンの長子ダヤン=ハンの第4子ドルジの孫である。

⁹ 雍正3（1725）年2月21日付の年羹堯への上諭『雍正朝漢文諭旨匯編』1冊, p.115.

¹⁰ 雍正3（1725）年3月14日付の奮威將軍岳鍾琪の奏摺『雍正朝漢文硃批奏摺彙編』4冊, pp.622-623。なお、この4家の首長らの属下が困窮していることは、ほぼ同時期に副都統ダナイからも報告されている（『雍正朝滿文硃批奏摺全訳』上, pp.1080-1081）。

竊照すらく、^{フフノール}親王代青和碩氣挿漢丹進・^{ダイチンホシヨウチヤガン=ダンジン}郡王厄爾德尼厄爾克托克托奈・^{エルデニニエルケトクトナイ}貝子索諾木達什^{ソナム=ダシ}¹¹・^{ガルダン=ダシ}公噶爾且達什の部する所の彝人は、副都統臣達鼐の查明を経たるに、四家共に人口一万三千八百三十二口有り、内に窮人五千五百七十二口有り。天恩を仰沐し、復た帰聚するを得たるも、内に於いて窮人の乏食するあり。是を以って正月内、臣就ち督臣年羹堯と商して賑救す。督臣は銀一万両を捐して、三千両を將つて炒麵を買備し、員を差して解送し出口せしめ、都統臣達鼐の名^{ゴト}按に給散するを経たり。又た銀七千両を將つて該副都統に交して、羊一万五千隻を買備し青草の長茂するを俟ち、戸按に分給し、其れをして窮彝を孳生せしめ、均しく已に所を得たり。該副都統は已に三月初九日に於いて竣事して寧に回りたり。茲に抛るに代青和碩氣挿漢丹進・郡王色布騰扎兒・^{セプテンジャール}公拉查布^{ラチャブ}¹²等は人を差して前來して臣と見うるに、迫切して膚懇し備に述べらく「^{カム}喀木・^{ツァン}蔵・^{ウー}衛¹³に原より我々の管する^の番子有りて、向來添巴を収取して部落を分養す。羅ト蔵丹盡の^{ロブサン=ダンジン}攪乱より後、此の項の添巴は俱に^{ダライ=ラマ}西藏の達頼喇嘛の為に収去せられ、更に出産の資生する無し」等の情。臣査するに喀木・蔵・衛の番子の内中に、原より向に達頼喇嘛の管轄に属す者有り、亦た苦苦腦児諸台吉の管轄する者有り、羅ト蔵丹盡の叛逆より、達頼喇嘛は順逆を分かつたず、遂に喀木・蔵・衛の凡そ苦苦腦児の管する所の番人に属するを將つて盡く収羅を行いて管去したり。中に於いて羅ト蔵丹盡等の叛逆したる諸人の属する所の^{タンゲート}唐古忒の部落有り、既已に人の管轄する無し。今、達頼喇嘛の為に管去せらるるは不可なりと為さず。其の向に苦苦腦児に属すは、現在向化したり。封を受けたるの親王挿漢丹進等の原より管する喀木・蔵・衛の番人は、理として応に仍お苦苦腦児諸台吉の管轄に帰し、添巴を収納せしめ、其の過活に資すべし。

このように、1725年1月にロブサン=ダンジンに攻撃されたチャガン=ダンジン・エルデニ=エルケ=トクトナイ・ソナム=ダシ・ガルダン=ダシの4名に銀1万両分を支援したものの、3月にはチャガン=ダンジン・セプテンジャール・ラチャブらが使者を派遣し、東チベットと中央チベットのチベット人の中で元来自身の管轄下にあつて添巴を徴収していた部族が、ロブサン=ダンジンの乱を機にダライ=ラマの管轄下に移されたため、青海ホシュート部首長層は生活基盤を失つたとして岳鍾琪らに窮状を訴えた。ここで2度目に窮状を訴えに来たチャガン=ダンジン・セプテンジャール・ラチャブの内、セプテンジャールとラチャブの2人はロブサン=ダンジンから直接攻撃されたわけではなく、東チベットと中央チベットでの添巴による収入を失つたことによる困窮を申し出たものと解釈されよう。ただ、「等」と表記されるように、実際にはこれ以外の首長らも困窮した状況を訴え出たものと推測される。また、これらの首長の牧地にも偏りがみられず、ロブサン=ダンジンの「乱」とその善後処

¹¹ グーシ=ハーンの第8子サンガルジャの孫である。

¹² グーシ=ハーンの第5子イルドゥチの第2子ボショクト=ジノンの第2子メルゲン=ノヤンの子である。

¹³ カム (Tib. khams) は東チベット、ツァン (Tib. gtsang) ・ウー (Tib. dbus) は中央チベットを指す。

理によって、広範囲にわたって多くの首長が経済的に困窮していたのであろう。そしてこの訴えに対して、岳鍾琪は東チベットと中央チベットのチベット人の内、ロブサン=ダンジンら清朝に敵対した首長の属下であった部族についてはダライ=ラマの管轄下に移し、従来チャガン=ダンジンらの管轄下にあったチベット人については彼らの管轄下に戻して添巴の徴収を認めるべきであるという意見を上奏したのである。

これに対して、雍正帝は「此の如く実に拠りて明奏するは甚だ是なり。但だ内中に著して実に斟酌すべき者有り。另に論旨有り。卿は詳悉して議して定め奏聞すべし」と硃批を記し、以下のような上諭を下している¹⁴。

奮威將軍岳鍾琪に上諭すらく、爾の奏する所の「親王^{チャガン=ダンジン}插漢丹盡・郡王^{セブテン=ジャル}色布騰札兒・公^{ラチャブ}拉查布等の迫切して膚愬し備さに述べて、喀木^{カム}・^{ツァン}蔵^{ウー}・衛に原より伊等の管する番子有りて、向來添巴を収取し、部落を分養す。羅卜^{ロブサン=ダンジン}蔵丹盡の叛乱より後、此の項の添巴は俱に達頼喇嘛の為に収去せられ、更に出産の資生する無し」の一事は、応に奏すべきの事に係ると雖も、但だ插漢丹盡等の西藏と来往するは是れ其の常の事。只だ其れをして各自人を差して達頼喇嘛に向かいて礼を以て講説して討めて回らしむべし。方に穩妥を為して、断じて已經に奏聞して達頼喇嘛に行令して原の主^{もと}に給回せしめたりと称説すべからず。但だ、插漢丹盡等もし喀木・蔵・衛の原管の番子を得たれば、勢い必ず又た伊等の辺内の旧属の番子を討めん。那の時、給せざらんと欲すると雖も、恐らくは難と為りて便ならざる處有らんこと、預料せざるべからず。此等の辺内の番子は向に青海の所属と為るに因りて内外交通して地方を擾乱し、官兵を拒敵す。今甫めて平定し安心して内附す。断じて插漢丹盡等の添巴を得ざるの故に因りて更に隙端を啓くべからざるなり。

このように、雍正帝は上奏の内容自体は報告すべき事項とした上で、元來チャガン=ダンジンらの属下であった東チベットや中央チベットの部族を求めるならば、ダライ=ラマのもとに自ら使者を派遣して求めるように指示し、清朝側からはダライ=ラマに指示しないこととしている。しかし、チャガン=ダンジンらが辺外のチベット人部族との統属関係を回復した場合、内地に居住するかつて青海ホシュート部首長層の管轄下にあったチベット人をも求めるようになることを危惧し、添巴が得られなくなったことによって、さらなる問題を引き起こさないように留意している。ここで明示されるように、雍正帝は内地のチベット人部族を清朝の管轄下に置くことだけは譲歩できなかったものの、ジューン=ガルへの離反も同様に恐れていたため、青海ホシュート部首長層の経済的苦境には何らかの対処が必要と認識していた。

これを受けてチャガン=ダンジンらが実際にどのように行動したのかは定かでないが、清朝内部での議論の末、青海の首長層の困窮に対して銀両や物品を賞賜することで対応した

¹⁴ 雍正3（1725）年3月14日付の奮威將軍岳鍾琪の奏摺に対する上諭『雍正朝漢文硃批奏摺彙編』4冊, pp.623-624.

ことが、雍正3(1725)年8月28日付の理藩院侍郎オライらの奏摺で確認できる¹⁵。それによると、ロブサン=ダンジンの攻撃によって被害を受けたチャガン=ダンジン・エルデニ=エルケ=トクトナイ・ソナム=ダシ・ガルダン=ダシに対して、乱の被害とともに困窮者に対する援助として合計でおよそ銀2万両と羊1万3千頭を賞賜したほか、セプテンジャル・ブンスク=ワンジャルら合計25人の首長に対して、属下の貧窮する者の数に応じて合計銀2万5千両余りと羊700頭を賞賜した。このほか、この間に尽力した首長らに対して褒賞として銀両や緞子を賞賜した。これらを合わせて1725年8月に合計で6万2826両8銭分の銀両及び緞子などの品物と羊1万4000頭を青海の首長に賞賜したという。このような清朝の施策から、雍正帝は青海ホシュート部首長層と内地のチベット人との関係を断絶するとともに、清朝から離反してジューン=ガルと連携する事態を防ぐことを最優先し、ロブサン=ダンジンの「乱」による被害と添巴の損失を合わせて、まずは一時的にそれを補填することとしたのである。

このような雍正帝の方針は、青海の首長らの入朝への対応に関する大臣らとの間での議論からも看取できる。北京への入朝に際して、北京滞在中の費用の処理について、雍正3(1725)年12月27日付の理藩院の奏摺で、理藩院は以下のように議論している¹⁶。

青海のモンゴルらは、代々天朝の重い恩を受けたことを思わない。彼らの一族を全くはからず、多大に攻め合い殺し合い、法度がなく妄りに乱を行ったのを、聖主は特に大臣を遣わして重ね重ね教え仲良くさせるといっても、全く悪い心をやめずに、その上天に背き、遣わした大臣を捕えてすぐに兵を率いて辺境に干犯しに来た。皆殺しする大罪をいかなるとも寛恕することはできないので、聖主はやっと大軍を送って乱れたものを征討し滅ぼして、恭順なものをあまねく定めて、敗れた輩を収めて、数万両の錢糧を費やし家畜を賞賜して、元の礼で暮らさせ養い育てたことは、特に天地のごとく容赦した洋々たる恩である。青海の王や台吉らは49旗の扎薩克、7旗のハルハラに比することはできない。以前の旧オイラトというものは、賓客の礼で待遇する国であった。今、青海をみな旗・佐領に編制させて、内扎薩克と一様であるので、まさに食べる穀物を内扎薩克らの例から減らして与えるべきである。

このように、理藩院は青海の首長らが長らく恭順でなかったことから、内扎薩克やハルハの首長らが入朝する際に与える行糧の量から減らして与えるべきであると主張していた。しかし雍正帝は、この奏摺に対して「内扎薩克・ハルハらの通りに与えよ。別のことを議した通りにせよ。エルデニ=エルケに親王の分の通りに与えよ」と硃批しており、たとえ信用ならなくとも青海の首長を内扎薩克やハルハなどの他のモンゴル諸部族と同様に待遇するよう指示している。むしろ、郡王エルデニ=エルケ=トクトナイに対して、その後も爵位

¹⁵ 雍正3(1725)年8月28日付の理藩院侍郎オライらの奏摺『雍正朝満文硃批奏摺全訳』上、pp.1199-1200。

¹⁶ 雍正3(1725)年12月23日付の理藩院の奏摺「康熙朝満文硃批奏摺」機構包13、3035-3045コマ。

は郡王のままであったにも関わらず、親王と同じ待遇とするよう指示するなど、エルデニ=エルケ=トクトナイの窮状を理解したうえで、格別に厚遇しているのである。

また、雍正帝の青海ホシュート部に対するかかる政策は、ロブサン=ダンジンの「乱」直後の一時的な措置ではなく、継続的な方針であった。1727年には、エルデニ=エルケ=トクトナイ・セプテンジャル・プンスク=ワンジャルに加え、ロブサン=ダンジンの「乱」に荷担して処刑されたアラプタン=オンボの属下の困窮する者に対して、西寧道庫の「賑賞蒙古銀」から合計 6346 両 5 銭の銀を給付していた¹⁷。さらに、1730 年 1 月の理藩院尚書テグテへの上諭では、雍正帝の認識が以下のように示されている¹⁸。

雍正 8 (1730) 年正月 18 日、尚書テグテに旨を下したこと「聞けば青海の地に住んだ扎薩克旗の輩の中に暮らすことに苦勞する輩が数扎薩克¹⁹いるという。ダナイらはそこで特に事を処理する人である。このようなことを、いかなるわけで奏聞しないのか。職務を甚だ辱めている。汝らの部からダナイ・ナイマンダイ・フニンに急ぎ書を送って青海の扎薩克の中で誰の旗の輩が苦しみ暮らすことができないのかを、明らかに調べて、どのように恩を及ぼし、暮らす〔ための〕家産を得させるかを詳らかにし、尽く議して上奏するように」と言った。

清朝の官員が青海の首長の困窮を雍正帝に報告せず、それを雍正帝が非難するという図式は、先述の年羹堯への批判と類似するものであるが、1730 年時点でも雍正帝は青海の首長の実態を調査したうえで、困窮する首長がいればそれに対して家産を得させるべきとしている。

以上の検討から、清朝はジューン=ガルの存在を強く意識し、青海の首長層のジューン=ガルへの離反を阻止するべく、青海の首長層の経済状況に特に留意していた。ただし、清朝は銀両や物資を賞賜することで困窮に対処させたものの、ガルダン戦争以来の懸案であった内地のチベット人との接触を断ち切ることは徹底しており、それまでの内地のチベット人部族との間の統属関係だけは復活させなかったのである。

第二節 ノルブの反乱と対ジューン=ガル防備への動員

本節では、1731 年に発生したノルブの反乱の具体像を提示し、反乱に対する清朝の対応から、1725 年以來の清朝支配の浸透の実態を分析するとともに、ジューン=ガルとの戦争状況にある中で清朝が青海をどのように位置づけていたのかを検討していく。

¹⁷ 雍正 5 (1727) 年 9 月初 8 日付の総理戸部事務怡親王允祥らの題本『雍正朝内閣六科史書・戸科』40 冊, pp.238-239.

¹⁸ 雍正 8 (1730) 年正月 18 日付の雍正帝の理藩院尚書テグテへの上諭「康熙朝滿文硃批奏摺」機構包 16, 680-681 コマ。

¹⁹ 「暮らすことに苦勞する輩が数扎薩克」の部分は、後に雍正帝が修正したもので、原文では「暮らすことができず貧窮するものが」とある。

ノルブの反乱は、1731年5月に青海のトルグートの首長であるノルブ²⁰が引き起こした反乱であり、その実態を考察した佐藤長[1986: 757-768]は、この乱は非常に小規模なものであり、多くの首長が清朝の反乱平定に協力したことから、青海に対する清朝の支配下への編入が成功裏に進展していたと指摘した。そして、青海の首長たちは清朝の支配下で過重な負担を課せられて苦しんでおり、ノルブの反乱は最後の民族的エネルギーの噴出であったと結論付けた。また、馬大正・成崇徳[2012: 366]は、清朝が反乱の拡大を恐れて青海の安定を優先したとはいえ、ノルブの反乱は大局的に大きな影響がなかったと指摘した。しかし、清朝とジューン=ガルの戦闘が激化して、チベットでもジューン=ガルに対する防備を展開するなど[柳静我 2012]、当時の状況に鑑みれば、たとえ小規模であったとしても、ノルブの反乱への対応には慎重を期したはずである。そこで、本節では佐藤長の研究以降に利用可能となった「軍機処満文録副奏摺」などの檔案史料を利用して、ノルブの反乱の原因と清朝の対応を分析し、ジューン=ガルとの対立の中で清朝が青海をどのように位置付けようとしていたのかを明らかにするとともに、清朝による青海ホシュート部支配がどのように進展していたのかを考察していく。

(1) 反乱前夜

即位当初の雍正帝は、境界画定を含めたジューン=ガルとの講和を目指していたものの、その講和交渉においては、「乱」を引き起こしてジューン=ガルに逃亡した青海ホシュート部のロブサン=ダンジンの引き渡しが争点となっていた。ただ、それは結局解決せず、1727年にジューン=ガルでツェワン=ラプタンが死去し、子のガルダン=ツェリンが継ぐと清朝—ジューン=ガル間の緊張が高まり、清朝—ジューン=ガル間で本格的な戦争へと突入していった。1729年、清朝はジューン=ガル征討の軍を組織し、北路軍を領侍衛内大臣フルダんに、西路軍を川陝総督岳鍾琪に率いさせた²¹。そして、青海方面の事務は、副都統ダナイ²²と吏部郎中ナイマンダイが西寧に駐劄して処理することとなった。ついで、1730年5月には青海からジューン=ガルへの通道に当たるガス方面の防備のために、ホシュートやトルグートを含む青海の兵も動員し、それを刑部郎中フニンと副都統ゲメルが管轄することとなった²³。

動員した直後の1730年末の青海の西北に位置するツァイダムでの様子を、ダナイとナイマンダイは次のように報告している²⁴。

²⁰ グーシ=ハーンの青海遠征に従ったトルグートのマンハイの子孫で、青海に留まって青海ホシュート部に従って遊牧していた[佐藤長 1986: 493-497]。

²¹ 『世宗実録』巻 79, 雍正 7 (1729) 年 3 月 丙辰 (12) 日条。

²² ロブサン=ダンジンの「乱」以降、西寧に駐劄して西寧辦事大臣として青海の事務を処理した正白旗蒙古旗人である[達力扎布 2012]。

²³ 『世宗実録』巻 94, 雍正 8 (1730) 年 5 月 乙未 (28) 日条。

²⁴ 雍正 8 (1730) 年 12 月 28 日付の間散大臣兼副都統ダナイ・吏部郎中ナイマンダイらの奏摺「軍機処満文録副奏摺」1114-1。

今年、青海の兵がツアイダムに駐防した後、近くにいる番子（チベット人）らが隙を見てなお来て、モンゴルらの家畜を細々と盗んでいた。今、青海の輩を動員して戦に行ったので、或いは番子らがまたこの隙に細々と盗み行なう、或いは青海の輩はジューン=ガルの賊が我らの辺境の地を干犯したのを聞いて妄りに疑い恐れ驚くかもしれない。

このように、清朝は対ジューン=ガル防備のために青海の兵を動員していたが、その間に青海地方のチベット人がモンゴルの家畜を略奪していたという。また、ジューン=ガル軍による清朝の辺境への攻撃に対して青海の兵が驚き疑念を抱くかもしれないと記しており、青海から兵を動員していたものの彼らの離反を恐れていた。

これに対して、西路軍を率いた岳鍾琪の青海の首長に対する疑念は、以下のようにダナイやナイマンダイの見解よりもさらに根強いものであった²⁵。

蓋し青海地方は平定してより以来、未だ十年に及ばざるに縁り、豈に能く人皆な向化せんや。且つ従前、ロブサン=ダンジン羅布蔵丹盡の叛逆の時、チャガン=ダンジン察汗丹盡等は尚お皆な人を遣わしジューン=ガル諄噶爾に向かいて兵を求む。今、逆彝若し青海を犯せば、臣竊慮するに青海の人は但だ我の用を為さざるのみならず、更に此に藉りて跳梁すること、亦た未だ定むべからず。

岳鍾琪は、ロブサン=ダンジンの「乱」の際にチャガン=ダンジンらがジューン=ガルに対して兵を求めていたとして、それから 10 年も経ていないので、ジューン=ガルが青海に攻撃を仕掛ければ青海の首長たちは清朝に従わなくなるのではないかと非常に警戒していた。岳鍾琪のかかる警戒は、第四章で示したチャガン=ダンジンとジューン=ガルの連携に鑑みれば当然のものであり、青海ホシュート部への疑念がなお存在していたため、青海の兵は対ジューン=ガルの最前線に配備されることはなく、あくまで青海地方の防備のために動員されるにとどまっていたのであろう²⁶。

さて、続いて青海地方の防備のために、青海の兵 1 万名の動員と家畜の調達が決定し、1731 年初頭に二等侍衛イェンジェナらを青海に派遣して青海から兵を動員して家畜を調達することとなった[佐藤長 1986: 758-759]。この動員した青海の兵に対して副都統ゲメルは、4 月に次のように提案した²⁷。

奴才が聞けば、青海のニルを編制した時、1 ニルに 150 人の男丁がいるといえども、兵はただ 50 人。100 人は兼ねた男丁 (Man. kamciha haha)。今、ツアイダムの地に 1000 名の兵を駐させた。青海の地に 9000 名の兵を集めて彼らの遊牧することを守るよう出すには、ニルごとに 80 余人を出す [ことになる]。この出した兵は、老若を問わずただ数がいるといえども、本当に役に立たない。兵といえども、兵器が無く馬畜は少ない。家畜に乗せ徒歩で随って行くものがあるという。聞けば、小さき輩は大いに恨む。

²⁵ 雍正 9 (1731) 年正月 20 日付の寧遠大將軍岳鍾琪の奏摺『雍正朝漢文硃批奏摺彙編』19 冊, pp.835-840.

²⁶ なお、佐藤長[1986: 760]は青海の軍事力が弱かったため防備にしか用いられなかったと推測しているが、この時点での青海の軍事力の強弱は判断できない。

²⁷ 雍正 9 (1731) 年 4 月 21 日付のゲメルの奏摺「軍機處滿文録副奏摺」1116-3.

……奴才が見れば、青海の輩は甚だ小さく愚か。人は弱く貧窮する者も多い。……この中で、郡王プンスク=ワンジャルの兵はまだ良く法も厳しい。属下の輩を養うことも良い。……彼らのニルから 1000 名の兵を出して郡王プンスク=ワンジャルに管轄させ駐したい。

ここで注目すべきは、防備のための青海の兵の動員が、清朝の編制したニルを通じて実施されたことである。青海の首長らは、1720 年の清朝軍によるチベット進軍にも軍を同行させたものの、それは清朝の指示に従って首長らが独自に選出した軍を派遣したものであり、1725 年に青海にニルを編制して以来、今回の動員が清朝の管理下での初めての本格的な軍事動員であった。青海に対しては、1725 年 8 月に旗・佐領編制が実施され、その際に合計 108 ニルと 9 の半個ニルが編制されたとい²⁸、また、雍正 9 (1731) 年 7 月 6 日のダナイらの奏摺²⁹では、この時点で青海に 121 のニルがあったとい³⁰。これに基づくと、ゲメル³¹の計算の通り 1 万名の兵を出すには、ニルごとに 80 数名の箭丁を動員する必要がある。しかし、ゲメルによると青海にはニルごとに兵が 50 名しかおらず、残りは「兼ねた男丁」であるとい、文脈から考えて「兼ねた男丁」は実質的に軍事力となりえない人員であったと推測される。そして、青海から 1 万の兵を出すとなると、軍事的に役に立たないものとなるばかりか、弱小の首長らは恨んでさえいるという。そして、末尾には郡王プンスク=ワンジャルの兵が良いので、そのニルから 1000 名の兵を出したいと言っている。プンスク=ワンジャルのもとには 8 ニルが編制されていることが確認でき³¹、大部分の箭丁を動員しようとしたのである。なお、ここでのプンスク=ワンジャルに対する高い評価は今後も継続している。第四章で明らかにしたように、父エルケ=バルジュルが死去して以降、清朝は彼を積極的に保護し、さらに 1726 年には貝勒から郡王へと爵位を上げており [佐藤長 1986: 471]³²、1710 年頃からの清朝とプンスク=ワンジャルとの関係の深さが継続していたものと考えられよう。

さて、現地で兵を率いていたゲメルがこのように報告したのに対して、大学士マルサイらは次のように反論している³³。

調べれば、青海の兵を集めたことは、特にジューン=ガルの賊が彼らの牧地に来て混乱させるよう行うかもしれず、青海の輩はみなばらばらに住んでおり、突然 1 つの事があつたとき、一時に兵を集めることができない。彼らの中で首領となって行う人がい

²⁸ 雍正 3 (1725) 年 8 月 28 日付の理藩院侍郎オライらの奏摺『雍正朝満文硃批奏摺全訳』上, pp.1197-1198.

²⁹ 雍正 9 (1731) 年 7 月 6 日付のダナイらの奏摺「軍機処満文録副奏摺」1116-7.

³⁰ ここでニルの数が増えているのは、アラシャン=ホシュート部のアポーが 1725 年から一時的に青海に移住していた [齊光 2013: 189-203] ためであろう。

³¹ 雍正 3 (1725) 年 8 月 28 日付の理藩院侍郎オライらの奏摺『雍正朝満文硃批奏摺全訳』上, pp.1197-1198.

³² ここで爵位が上げられた理由は史料上不明であるが、特別な功績があったわけではなく、プンスク=ワンジャルに対する優遇の一環と推測される。

³³ 雍正 9 (1731) 年 5 月 6 日付の大学士マルサイらの上奏「軍機処満文録副奏摺」1116-4.

ないので、聖主ははっきりと鑑みて大臣を遣わして、扎薩克らとともに相談し「万の兵を出させて彼らの男女や牧地を保護するように」と備えさせたものである。この兵は牧地の中にいる。全く軍を発して行くことはない。……これは特に青海の輩を平安とし慈しむ至意である。ゲメルは知らずに上奏している。

このように、集めた1万の兵はただ牧地を共同で防備するためのものであり、対ジューン=ガル戦の前線に動員しようとしたわけではないので、動員しさえすればよいと主張している。そもそも、第四章で明らかにした通り、清朝は青海ホシュート部の特定の首長への権力の集中を防ぐために権力を分散化させていた。さらに、善後事宜十三条によって、それまで青海ホシュート部の属下にあったハルハやトルグート等の弱小の首長を扎薩克にして、チャガン=ノムン=ハン旗を含めて青海に合計30もの旗を編制しており、青海の分散状況は清朝によって促進されたものであった。また、先に指摘した通り、清朝はジューン=ガルとの関係からもとより青海の兵を信用しておらず、前線に用いることは想定していなかったはずである。

清朝は、服属前の青海ホシュート部に対して、特定の首長に権力が集中して、それを清朝が把握できなくなる事態が生じることを阻止するために、権力の分散的状況を作り出していた。そして、盟旗制を導入してニルを編制することによって清朝の支配下に青海ホシュート部を編入していたが、ジューン=ガルとの戦争を機に、自ら作り出した分散的状況に乗じて、清朝は青海の首長たちからニルを通じて均一に兵を動員し、清朝の管轄下での動員を初めて実施し、清朝の支配下で軍事力として改めて組織化していこうとしたのである³⁴。

(2) ノルブの乱の原因と実態

青海の首長たちから清朝はこのように兵を動員していたが、この直後から青海では大きく分けて2つの事件が発生する。第一に、チャガン=ダンジンの子ラチャブとトルグートのチャガン=ラプタンの逃亡であり、第二にトルグートのノルブによる清朝軍への攻撃である。これら2つの事件は相互に直接関係してはいないものの、清朝はこの2つの事件を同時に処理しており、ここではこの2つの事件とそれに対する清朝の対応を分析していく。

雍正9(1731)年4月15日付のダナイとナイマンダイの奏摺³⁵では、以下のようにラチャブとチャガン=ラプタンが清朝から逃避しているという事態が報告されている。

3月20日から、多くの扎薩克たちはみな〔チャガン=トロハイの会盟に〕次々と到着した。扎薩克一等台吉チャガン=ラプタンは来なかった。更に公メルゲン=ダイチン=ラチ

³⁴ 入関前の清朝のモンゴル政策を分析した楠木賢道[2009: 113-144]は、内モンゴル諸部からの動員とその際の軍規の適用を通じて、法支配の実績を積み上げていったことを指摘している。

³⁵ 雍正9(1731)年4月15日付のダナイ・ナイマンダイの奏摺「軍機処滿文録副奏摺」1108-1.

ャブは、彼の身体が病む、協理台吉を送ると言って、護衛ロブサンを遣わして告げに来たとき、奴才ナイマンダイ我は護衛ロブサンに「汝は行って汝らの公に告げよ。この会盟することは、聖主が汝らの青海の衆人を安逸にさせるためである。大臣らを遣わして旨を下す〔ので〕、汝らの公は病むが努力してできれば必ず来い…」……会盟に来た公ロブサン=チャガンと扎薩克喇嘛チョイダクが来て告げたこと「我らの牧地から先ほど来た人の告げたこと『公メルゲン=ダイチン=ラチャブ彼の属下の輩が26日にあちらに移った。今どこに住んでいるのかを知らない』」という。モンゴルたちが牧地の中で移動し住むことは常の事である。そのようであるとはいえ、臣我らが思えば、公メルゲン=ダイチン=ラチャブは病むと言って会盟にも来なかった。今またあちらに移ったと言ったことは少し考慮すべきである。これを明らかにしなければならぬと〔思つて〕人を遣わしていた。今月11日、遣わした人が戻って来て告げたこと「ラチャブはチャガン=ラブタンとともに属下の輩を率いて黄河を渡って西南の方に移って住んでいる」という。臣ダナイ我らは詳らかに思えば、ラチャブはこの間に全く過ちを行わなかった。その上、前回の会盟した際に、家畜を買う事のため彼自身は前後言を伝え良く行なつた。しかし、今俄かに移動したのを見れば、青海の輩は元来讒言し唆し行なうことが得意である。ラチャブは、悪い人が妄りに脅かし唆し語つた言によって疑い、移動して行ったのかもしれない。……書を記してラチャブらに啓蒙し教えたことを〔ラチャブらが〕悟つて来れば、彼を唆した人を詳らかに問うて出して、定めた例の通りに罪となしたい。もしも彼らが啓蒙し教えたことを悟らず、妄りに疑い避けるならば、ムル=ウス³⁶の周囲に住んだ番子（チベット人）らに嚴重に書を行かせて路を遮れば、多くの力を用いずにすぐに捕えることができる。……ダナイ我が見れば「青海の輩は2・3人会して仲間となつて行うことは全くない。みな主の恩を戴き、各々常に見張り行う。公ラチャブは人は脆弱。扎薩克チャガン=ラブタンは人は愚昧なうえ飲酒を好む。この事を思えば、或いは彼らの属下の悪い人が妄りに恐れさせ唆したのかもしれない。……ラチャブらがいくらそちらに行くといえども、番子らの地に行く以外、いかなるとも外に出ることはできない。

このように、兵の動員と家畜の購入について3月20日に青海の王公を招集したところ、扎薩克一等台吉チャガン=ラブタンと公メルゲン=ダイチン=ラチャブは会盟に現れなかったという。さらに、4月11日にはラチャブとチャガン=ラブタンが属下を率いて黄河を渡って西南に移動したことが判明し、清朝は青海と中央チベットの境界地帯に位置するムル=ウス周囲のチベット人に警戒を呼びかけ、中央チベットへの逃亡を阻止しようとしている。また、ここでダナイらは、青海の王公は各々監視していて徒党を組むことはないとして、誰かに唆されて移動してしまったと推測している。

彼ら2人は、この2ヶ月後の6月には捕縛されたが〔佐藤長 1986: 764〕、逃亡した理由について、ラチャブらの主張と清朝側の理解は、雍正9（1731）年7月6日付のダナイ・ジュ

³⁶ 金沙江の上流の川で、青海と中央チベットの境界にあたる。

ンフォボーの奏摺に次のように記されている³⁷。

臣我らは会してラチャブに「……」と詳しく問えば、答えること「この3月に我の旗の管旗章京ナガン=ダシが我のもとに来て告げたこと『我の元来見知る河州の地の商人の漢人たちが我のもとに商売しに来て我に告げたこと{今、汝らの青海の地の家畜を全て買う。出した兵を集めた地に送った後、内土司が兵を出してモンゴルらの牧地に送って汝らの女・子供を監視させる}と告げた。この事は甚だ本当だ』という。我の旗の多くの輩は、この言を聞いてまた我に向かって『この事は本当のようだ。今我らの身命に達するぞ。どのように暮らすのか』と語った。続いて扎薩克台吉チャガン=ラプタンが我の家に来てこの事を問えば、彼もこの事を聞いたと告げたとき、我は生来愚昧なのでこの言を実直に信用するので……3月27日に移動した。我らは移動してどの地に行きたいかとまた語ったことはない。ただ、人のいない遠くの地に行って情報を聞いていたいとムル=ウスを求めて行ったことは本当。我らを唆すよう行なった人は全くいない。……」という。……またラチャブに「汝の子チャガン=ラプタン³⁸が我らの西寧の大臣たちの遣わした章京に告げたこと『黄河の岸で我の父ラチャブが我に告げたこと{出した兵に人ごとに2頭の馬を与える。見積もって買う馬は709頭、羊5000頭を取り立てている。少し遅れれば罪となす。我らはどうしてできるのか。このため甚だ恐れた我らはしばらく遠くに避けて行って留まりたい。後日、聖主が知って我らに恩を及ぼした後、また我らの住んだ元の地に行きたいと思う}と告げた』という。これらは本当の事情であるうえ、我らが問うたときにどうして明らかにせずに隠すのか。誰が汝をどのように強いて取り立てたのか。どのような言葉で恐れさせるよう告げたのか。みな本当のことを出すよう答えよ」と厳しく詳らかに問えば答えること「この度兵を出すこと……家畜を買うことは、主が特に我らの青海の輩を慈しむことである。我らは知らないということはない。青海の中で我は大いに暮らす。すなわち、我から1万頭の羊を買うときに、我は出すことができないということはない。さようであるとはいえ、衆人から買い取るだけだ。全く我ただ1人から取ることではない。我はどう言って恐れるのか。それだけでなく、我はこの度に逃げて行くとき、ただ羊5~6万頭を棄てて行ったのを衆人はみな知る。本当に兵を集めることや家畜を買うことに恐れて逃げれば、我は今も本当のことを出していた。我の子は甚だ愚かで弱い。全く我らは知らない。彼がどのように疑い思っただ告げたのか、或いは人が唆した言を信用して告げたのかを我は知らない。我は全く彼にこの言を告げたことはない。内の商人の輩の伝えた言に甚だ恐れて逃げたことは本当だ。全く別の事情はない」という。ここでラチャブらは、今回の兵の動員と家畜の徴収の後に、内地の土司が王公たちを監視することになると河州の商人らが告げたため、それに恐れをなして逃げていったという。これに対してダナイらは、ラチャブの子チャガン=ラプタンから、家畜の徴収に応じること

³⁷ 雍正9(1731)年7月6日付のダナイ・ジュンフォボーの奏摺「軍機処滿文録副奏摺」1109-1.

³⁸ ラチャブとともに逃亡したチャガン=ラプタンと同名だが、別人である。

ができないのでラチャブが逃げていったという供述を得て、なぜそれを告げなかったのか問い詰めている。彼らが逃亡した正確な理由は、他の史料からも確定できないものの、同時期に土司がツアイダム方面の築城に動員されていたことから³⁹、土司の辺境外への進出に対して危機感を抱いていたと考えられる。さらに、佐藤長[1986: 759-761]が指摘するように、兵の動員や家畜の購入もラチャブやチャガン=ラプタンら弱小の首長にとってはそれなりの負担があったと考えられる⁴⁰。

4月に生じたラチャブとチャガン=ラプタンの逃亡の一方で、ノルブは5月29日に清朝軍に対して以下のように攻撃を加えたことが、雍正9(1731)年6月13日付の刑部郎中フニンの奏摺に記されている。

伍月貳拾玖日未時、カに放きたる鑲藍旗副護軍校四十八・正黃旗前鋒護軍黒哥報称すらく「噶蘭大查琳は騰格里に駐防せるの兵丁伍百名を帶領するに、内に青海の兵参百伍拾名有り、伍月貳拾捌日貳更の時分、扎薩克諾爾布は青海の兵丁を帶領し、各廠の馬匹を將つて搶奪し、衆を率いて戦闘し、竟に馬匹を將つて山路に趕入して去る。尚お換カの青海の兵一百名有り、已に騰格里を過ぐる事壹百余里、亦た是の夜に於いて各兵馬匹を將つて搶去したり」等の語。……後に奴才は査するに、騰格里に駐防したる青海の兵丁は、拾数旗の扎薩克の属下の人にして一斉に変を起こすに係る。換カの兵も亦た是の夜に於いて挙動す。其中、彼此会合の意有るを恐る。

このようにノルブは、テンゲリに駐防していた青海の10数旗の扎薩克が派遣していた合計約350の兵を率いて清朝軍と戦闘し、略奪して逃走したという。また、ノルブが10数旗の扎薩克から動員した兵を率いて行動を起こしたことから、フニンは青海の王公たちが共謀している可能性を指摘している。さて、ここに現れるテンゲリという地名は『世宗実録』にも現れており、佐藤長[1986: 762]はラサ北方のテンゲリ=ノール (Man. *tenggeri noor*, Tib. *gnam mtsho*, ナムツォ) に比定し、ノルブがチベットでの防備のために動員されたと解釈している。しかし、満文史料上、このテンゲリは *tenggeli* と表記されており、テンゲリ=ノールの *tenggeri* とは表記が異なっている。1724年にツアイダム盆地から西へ向かって逃亡したロブサン=ダンジン捜索時の状況を報告した年羹堯の奏摺においてテンゲリ (Man. *tenggeli*) という地名を確認でき⁴¹、さらにダナイの墓碑銘に「西海の逆諾爾布乱を茶旦に倡う」[達力扎布 2012: 83]とあるように、厳密な特定はできないものの、ここでのテンゲリがツアイダム盆地の地名であることは疑いない。

³⁹ 雍正9(1731)年5月6日付の西寧総兵官馮允中らの奏摺『雍正朝漢文硃批奏摺彙編』20冊, pp.501-502 参照。この奏摺では、清朝が莊浪の土司魯華齡とチョネの土司楊汝松から工員を募集していることが確認できる。

⁴⁰ 1725年に旗・佐領が編制された際には、ラチャブは3ニル、チャガン=ラプタンは1ニルに編制されており(雍正3(1725)年8月28日付の理藩院侍郎オライらの奏摺『雍正朝満文硃批奏摺全訳』上, 1197-1198)、ニルの数からも勢力が決して大きくなかったことが分かる。

⁴¹ 雍正2(1724)年3月13日付の年羹堯の奏摺『宮中檔雍正朝奏摺』29輯, pp.623-637。

ツァイダム盆地の防備のために派遣されていた兵を率いて清朝軍を攻撃したノルブは、この直後の6月には捕えられた[佐藤長 1986: 764]。この行動に対するノルブの主張と清朝側の理解は次のようなものであった⁴²。

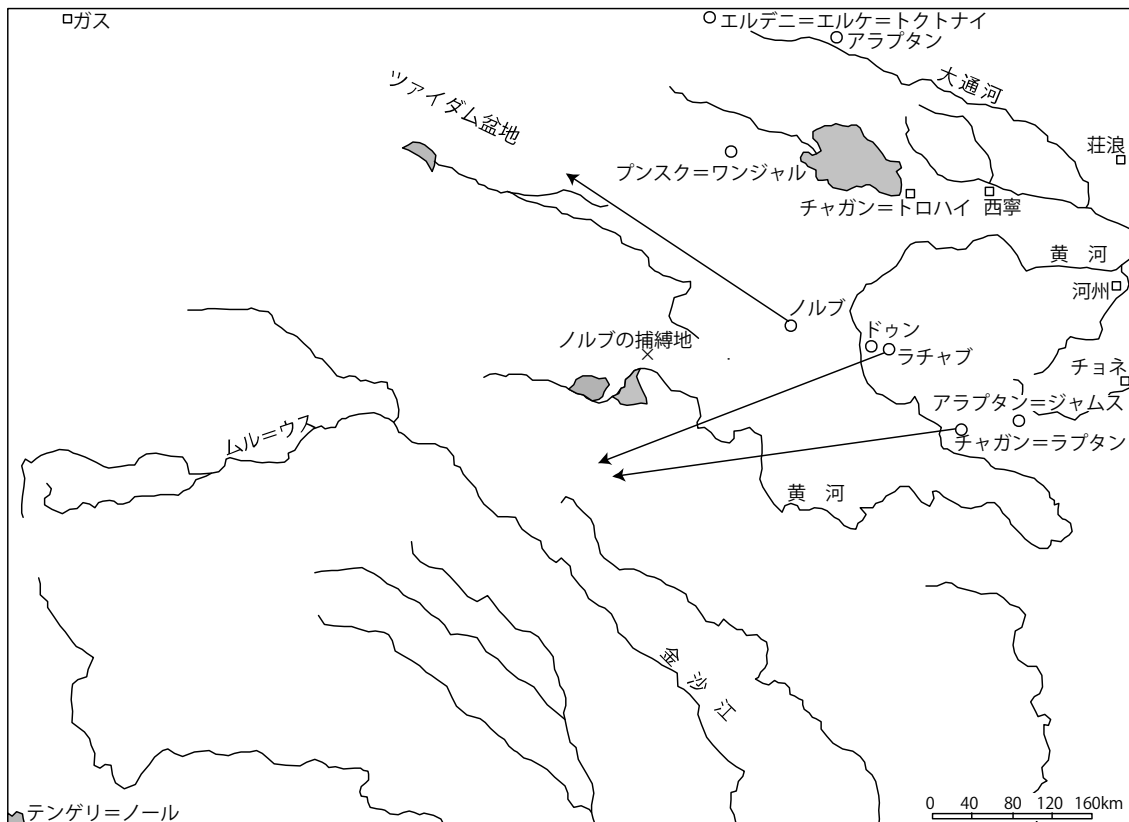
奴才我らは、叛いたノルブを連れて来て「……」と問えば、ノルブの答えること「今年春季、バヤン=トホイの地で……グング⁴³の言『……今また聞けば{青海の万の兵を出した後、我らの牧地を内に移して我らから家畜を取る}という。我ら自身は、妻子たちや家畜から離ればどのように暮らすのか』と語った後、久しからず我はすぐに兵を率いてテンゲリに行った。続いて、グングのところからダルマという人を我に遣わして告げたこと。グングの言『この度の会盟の地で語ったこと、万の兵を出した後、駱駝・馬・牛を連れて我らの牧地を内に移すことを定めている。我らの妻子たちや家畜から離れて死ぬだけでなく、別に1つのことを定めたい。今、汝のリタルを送れ』と言ったので我はすぐにリタルを送った。リタルが戻って来て告げたこと『グングの言{今、全ての青海の扎薩克たちはみな叛いた。汝らはテンゲリにいるので、そこの兵の牧群を追い返して連れて来い……我ら自身はこの牧群を略奪してこれらの輩を追い込み取りたい。汝らが到着した後、我らと会して満洲らに向かって攻めたい。…}と告げた後、続いてシャリらが到達して我らはすぐに動きたい』と言っていた。……」と答える。

このように、ノルブの説明によると、今回の動員の後に清朝が青海の王公たちの牧地を内地に移して家畜を奪うという情報があり、それに対抗するために青海の王公たちがみな反乱を起こしたので、それに同調して行動するようグングに説得されたという。この情報の真偽は定かでないものの、清朝による兵の動員と家畜の購入によって、青海の王公たちに少なからず動揺があったのであろう⁴⁴。ただ、ノルブが行動を起こした際に率いた兵は青海の10数旗の寄せ集めの兵であり、彼らはすぐに離散した。また、他に同調した首長がいなかったことから分かるように、ノルブの行動はあくまでも突発的な軍事行動であり、先述のラチャブやチャガン=ラブタンの逃亡とも直接的な関連は見いだせない【図 12】。

⁴² 雍正9(1731)年7月3日付のゲメルとフニンの奏摺「軍機処滿文録副奏摺」1108-14.

⁴³ 青海のホイト族の首長である[佐藤長 1986: 492]。

⁴⁴ なお佐藤長[1986: 763]は、公平を欠いた負担の過重によってノルブが乱を起こしたと推測したものの、それは1人だけ遠く中央チベットのテンゲリ=ノールに動員されたと解釈する場合に成立するものであり、実際には他の首長と同様にツァイダム盆地に配備されたので、特にノルブの負担が重かったわけではない。



【図 12】 ノルブの乱関連地図

出典：譚其驤(主編) [1987: 59-60]に基づいて作成した。なお、首長の住地や動向は[佐藤長 1986: 425-520, 757-768]に基づく。

註：○は首長の住地を、□は都市名或いは地名を、矢印は首長の移動を示す。

ところで、清朝は彼らを厳しく批判していたものの、清朝内部での議論では、青海の兵を率いていたゲメルに対応を問題視していたことが、雍正 9 (1731) 年 10 月 1 日付のダナイらの奏摺に以下のように記されている⁴⁵。

ラチャブとノルブらの事が次々と出たことに対して、多くの扎薩克の王や台吉らはそれぞれ尽力し行なった。彼らに本当に異心があれば、またかよに行なうことがあるうか。これは、或いはノルブが恨みを抱いて妄りに考えて関与するよう出した、或いはゲメルらがノルブを追い詰め叛かせた事情があって、非を粉飾して隠し偽って教えてかよに行なわせたのかもしれない。今でも、ノルブらを追って捕えるとき、グングヤアラブジらは、みな兵を率いてノルブを囲んで馬畜を追って取った。しかし、ゲメルは上奏するとき全く〔このことを〕明らかにしなかった。みな内の官吏や兵が尽力したことにして上奏している。かように処理すれば、モンゴルらはどうして心から従うだろうか。このため、ゲメルらが平時に処理したことは道理が無い。モンゴルら

⁴⁵ 雍正 9 (1731) 年 10 月 1 日付のダナイらの奏摺「軍機処滿文録副奏摺」1109-5。

の心を損なわせたことを知ることができる。……調べれば、先にノルブが叛いた後、副都統であったゲメルらは、青海の 30 に及ぶ人をノルブとともに叛き行なったとして、みなツァイダムで処断した。捕えたダルジらの人をすぐに処断しなかったのを見れば、ゲメルらも本当の証拠がなく疑うので留めている。人を捕えれば、まさにすぐに明らかに審問し上奏して処理すべきであった。全く処理せずにとだ捕えて監禁したことは、これはみなゲメルらの愚昧なことである。

このように、ダナイらはノルブの行動に多くの首長が従わず逆に鎮圧に尽力したことから、ゲメルの対応に問題があったと推測している。そして、ノルブの反乱の直後にゲメルが青海の 30 人を勝手に処断し、またノルブの捕縛に尽力したグングやアラブジの功績を報告しなかったことを批判している。先に提示したゲメルの奏摺における青海の兵に対する報告でも明らかなように、ゲメルは青海の首長を一貫して低く評価しており、青海の首長らはそれに対する不満もあったのであろう。

以上の情勢を整理すると、初めてのニルを通じた本格的な動員であったことから、それ以前からの経済的な問題や内地の土司の辺外での活動、更には軍事での清朝の官員との接触によって、青海の首長らに動揺が走り、それがラチャブとチャガン=ラブタンの逃亡、さらにはノルブの反乱に繋がったとすることができる。

(3) ノルブの乱の善後処理

逃亡したラチャブとチャガン=ラブタン、更に清朝軍に攻撃を加えたノルブは、ともに 1731 年 6 月中に清朝軍に捕縛された。そして、ノルブは西寧の口外で処刑され、ラチャブとチャガン=ラブタンはそれぞれ近親者のもとで厳重に管理されることとなり、混乱は収拾した[佐藤長 1986: 765]。

彼ら 3 人が捕縛される直前の 6 月末に青海の首長らと会見したダナイらは、青海の首長らに以下のように告げたという⁴⁶。

臣我らは、[ここに] 来た王・貝勒・貝子・公・台吉・多くのモンゴルたちに「汝らの青海の台吉たちが封誥を受け取って以来、聖祖仁皇帝は汝らをみなグーシ=ハーンの子孫と思って、[他の] 全てより格別に光榮に遇して、続けて恩を及ぼし慈しみ行ったことを知らないものはいない。汝らの青海の輩は 30 年ばかり恩を受け安逸に暮らした。ロブサン=ダンジンらはこの重い恩を忘れて天に背き行ったことを、天が征伐を及ぼして平定した後、聖主は汝らをなお先の通りに大いに慈しむので、睿鑑してみな等級を上して毎年二倍の俸禄⁴⁷を与え、各々の隷民を占拠して元の牧地に安楽に住ませた。こ

⁴⁶ 雍正 9 (1731) 年 6 月 26 日付のダナイ・ジュンフォボーの奏摺「軍機処満文録副奏摺」1108-11.

⁴⁷ 青海の王公のみ 2 倍の俸禄を受け取っていたという記録は管見の限り確認できない。1729 年から外藩王公の扎薩克一等台吉以上に対する俸禄を倍増しており(『世宗実録』巻 77, 雍正 7 (1729) 年 1 月 1 日条)、ここでは恐らくそれを指しているのであろう。

の養い育てた恩は本当に辺岸無く重大である。今でもジューン=ガルの賊は甚だ奸悪である。悪い心の輩は、彼らの父子・兄弟の仲が互いに殺し欺き行うことに間隙を得れば、汝らの青海の輩を侵しに来ない道があるかと〔思つて〕これらのことを聖主は鑑みて、万の兵を集めて青海の牧地を保護させるよう駐させた。……ラチャブ・チャガン=ラプタン・ノルブらは逃げてどこに行くのか。……固い掌のような地に住んだジューン=ガルを求めて行く〔ならば〕、すぐにそこに行くように。ジューン=ガルの輩はまた彼らに頭を持ち上げさせるのか。今、ロブサン=ダンジンはそのまゝの様子だぞ。ジューン=ガルの輩は今ロブサン=ダンジンを捕えて、彼の属下の輩はみなジューン=ガルの輩に分け合つて与えた。早晚彼の身命に至らせる。彼らが本当にジューン=ガルに到達すれば、また犬や豚の礼となるほか、さらに成長することができるのか。彼らが今出ることができずすぐに捕えられたことは、天の鑑みたことであることは明らかであるぞ。更に、ジューン=ガルのこの1部の輩を滅ぼさなければ、多くのモンゴルの部族の輩はいかなるとも平安に暮らすことができない。汝らは、ただ一切の事に上諭に謹み従つて主の恩を受け各々の家で安逸に暮らせ。主は驚嘆すべき聖なるものである。必ずジューン=ガルを滅ぼす策がある。今、トルグートが地から100余人を出して使者として主の平安を請い遣わして京城に到来している⁴⁸。今、我らの地からも使者や大臣たちを出してトルグートの地に遣わしている。更に、ロシア・カザフ・ブルト（クルグズ）・ブハラなどの地にみな使者と大臣たちを遣わしている。互いに計つて兵が進んで挟み撃ちにする。この一度にすなわちジューン=ガルを滅ぼすのだぞ。その時に、或いは衆人はみな進むことができる」と啓蒙し悟らせるよう告げた。

ここでダナイらは、まず清朝が青海ホシュート部をグーシ=ハーンの子孫として長く厚遇してきたことを説き、ラチャブらがもしジューン=ガルに行くならば、そのまま行くようにと言っている。その上で、ジューン=ガルに行けばロブサン=ダンジンのように極めて冷遇されると脅している。さらに、最後にはジューン=ガルを征討する必要があると説き、そのためにトルグート・ロシア・カザフ・クルグズ・ブハラに使者を派遣してジューン=ガルを挟撃する計画があることを伝えているのである。清朝は、1729年末にロシア及びその管下にあったトルグート部に使節を派遣し、その使節は1731年にモスクワに至り、さらにトルグート部にも到達しており、対ジューン=ガルでの協力を呼び掛けていた[松浦茂 2011: 10-12]。清朝がロシア・カザフ・クルグズ・ブハラにも使者を派遣した事実は、他の史料から跡付けることはできないものの、ここで清朝は、青海の首長に対してロシアやトルグート部までを含んだジューン=ガル征討計画を示すことで、青海の首長らとその計画の中でただ青海の牧地を防備するに過ぎないことを示唆するとともに、ジューン=ガルが遠からず滅亡することを青海の首長らに印象付けようとしたのであろう。

さて、このようにして乱を平定したとはいえ、清朝軍は6月にホトン=ノールでジューン

⁴⁸ ここで示されているトルグートの地からの使者100人が、具体的にいついかなる目的で派遣されたものかは不明である。

=ガル軍に敗北するなど、緊迫した状況はなお継続し、ジュン=ガルへの防備のための軍備も同様に継続して必要であった。そして、ダナイらのもとに、大学士マルサイから青海の兵の動員を整然と処理するよう指示が届き、それを受けてダナイらは以下のように提案している⁴⁹。

今、臣我らは会して調べれば……残ったものはやっと 23 扎薩克、合計 101 ニル。1 ニルに 150 の男丁がいる。ツァイダムの駅に駐したモンゴルたち以外で、また 1 万の兵を出すとき、ニルごとに 100 人に及ぶ男丁を出すことになる。先に、奴才我らの心に青海の輩を旗・佐領に編制して久しくない。内扎薩克やハルハの扎薩克らと比べることはできない。兵を出すとき、どうしてすぐに得られるのか、あれこれ口実を出すだろうと思っていた。奴才我らが到着して見れば、多くの扎薩克たちの内、定めた数の通りに揃えた者もいる。集める兵が多くなるので、本当に出すことができずに事情を告げて数を揃えなかった、或は少し不足する者もいる。今集めた兵を大まかに数えれば、7000 人ばかり集まっている。……先に青海の輩が暮らすとき、家ごとに公課を取るバルカムの地の番子は甚だ多い。毎年得る家畜・物品は多いので、青海の輩は暮らすことに倏約することを知らない。浪費して明年なお得るぞと思って飲食し妄りに貪り慣れた。ロブサン=ダンジンの乱で、これらの番子らをみな彼らから離すので、暮らすことは先のようにでない。ただ、主の恩の俸禄や緞子に頼って暮す。……今、兵を集めた地がいくら非常に遠いわけではなく、彼らの牧地の中であるといえども、兵を集めた地に駐すれば、すなわち各々の家から離れている。……今集めた兵の様子を見れば、兵器があるといえども整っていない。馬畜もしっかりとしていない。進むことに多く逡巡する。……奴才我等の心の及ぶ限り請い語ったことは、今集めた兵の中からただ 3000 人を選抜して、馬畜や兵器を大いに整えてしかるべく合わせるよう台吉と官員を選び駐させたい。……今、戦に出した郡王エルデニ=エルケ=トクトナイ・プンスク=ワンジャル・公アラプタン=ジャムス⁵⁰・アラプタン⁵¹この 4 人の中で、王プンスク=ワンジャル・公アラプタンを今見れば、一切の事に身力を注いで尽力し行う。王エルデニ=エルケ=トクトナイ・公アラプタン=ジャムスらは老いるので進むことが遅くなっている。この 2 人を「老境に差し掛かった」と旨を下して戦に出すのをやめて、この 2 人の缺にトルグートの扎薩克台吉ドゥンは年が若い上、見れば人はなお尽力する。更に、額駙アポーの旗の兵をいくら出さなかったといえども、アポーの牧地の兵の駐した地から甚だ近く、内の法例を知るので、プンスク=ワンジャル・アポー・アラプタン・ドゥンこの 4 人を戦に出して 2 班に編成してしかるべく交替し、奴才ジュンフオポーは我等とともに兵を管轄するよう駐させたい。

⁴⁹ 雍正 9 (1731) 年 7 月 6 日付のダナイらの奏摺「軍機処満文録副奏摺」1116-7.

⁵⁰ グーシ=ハーンの第 5 子イルドゥチの第 2 子ボショクト=ジノンの第 1 子ダイチン=バートルの子である [佐藤長 1986: 466].

⁵¹ グーシ=ハーンの第 2 子セチェン=ホンタイジの孫である [佐藤長 1986: 454].

このように、ニルを編制して間もないので、兵を動員したとしてもすぐに集まらないことを理解し、ニルを通じて動員した 7000 名の兵の中から 3000 名を選んで、清朝が信頼するプンスク=ワンジャル・アポー・アラプタン・ドゥンの 4 人に統率させてツァイダム方面で防備させることとしたのである。また、ここでも青海の王公が以前チベット人部族から徴収していた公課を失ったため、暮らし向きが以前のようにではなくなっていることが記されている。そして、この奏摺では続いて青海の兵たちに裸麦を給付するよう提案しており、青海の首長らが添巴を失ったことによって経済的に困窮していることを把握し、動員に際してもそれに配慮した対応が必要となっていたのである。

さて、このような経緯を経て、乱の鎮圧後に青海ホシュート部首長層は雍正帝に対して以下のように上奏している⁵²。

天のごとき驚嘆すべき聖主の睿鑑に青海の扎薩克和碩親王ダイチン=ホショーチ=チャガン=ダンジンら王・貝勒・貝子・公・扎薩克台吉ら全てが跪いて上奏すること。……詳らかに思えば、我らの青海の輩は聖主たちの恩を受けたことは極まりなく重大である。更に、ジューン=ガルというものは我らのように 4 オイラトであるといえども、源を図れば我らに及ばない輩であり、しかも甚だ狡猾で悪い心の人である。我らは彼らの何を良いと思って、贍部洲を統一した文殊菩薩大ハンである主の代々養った重い恩に叛いて喜悅を棄てて祖達の住んだ元の牧地から離れてジューン=ガルに求めて行くのだろうか。……我らの中には恩に叛いてジューン=ガルの賊を求め行きたいという心が無いことは甚だ本当である。本当にこのような心を抱いた人がいれば、上天・三宝・仏は鑑みるぞ。

ここでチャガン=ダンジンを始めとする青海の首長たちは、チベット仏教的修辭を用いた上で、彼らが清朝の指示に従うことや、オイラト諸部族の中で唯一チンギス=ハンの同母弟ジョチ=ハサルの子孫であるという血統の良さを主張して⁵³ジューン=ガルには従わないことを宣言している。このように、ロブサン=ダンジンの「乱」から約 10 年を経てもなお、チベット仏教の施主であるグーシ=ハーンの子孫としての地位を主張しうるものと青海ホシュート部首長層が認識し、先に提示したダナイらの奏摺にもあったように、清朝側も大事に際しては青海ホシュート部首長層をグーシ=ハーンの子孫として鼓舞し、ジューン=ガルへの逃亡を防ごうとしていたのである。

以上の経緯をまとめると、清朝はジューン=ガルとの戦争の関係で青海の防備を整える必要があった。そして、当初は特定の首長に権力が集中してそれを把握できなくなることを防ぐために権力の分散化を進めていた清朝は、緊急事態に備える必要があるという口実のもと、1725 年に編制したニルを通じて青海のニルから均一に兵を動員し、清朝の管理下で

⁵² 雍正 9 (1731) 年 8 月 14 日付の「翻訳した青海の多くの王・台吉らの上奏する書」「軍機処満文録副奏摺」1114-7.

⁵³ 各種モンゴル年代記を精査した岡田英弘[2010: 387-395]の研究成果から、ホシュート部がジョチ=ハサルの子孫であると広く認識されていたと推測される。

の動員を経験させることとしたのである。しかし、その中で弱小の首長たちは「乱」以来の逼迫した経済状況や、土司の辺外への進出、さらには動員時の清朝の官員の対応などにより、清朝からの逃亡や反乱を起こした。これらはあくまで突発的に生じたものであったが、清朝はこれらの事件を通じて青海の内部を把握する必要性を看取り、改めて信頼できる首長を選出して、ニルを通じて動員した兵を彼らに統率させて、清朝の支配下での青海の再編を進めたのである。

第三節 青海ホシュート部のチベット王権の喪失

本節では、青海ホシュート部服属後のチベットのハンをめぐる清朝の議論や対応を分析し、それを通じてチベットのハンを輩出してきた青海ホシュート部のチベット王権の喪失過程を考察していく。

1720年に清朝軍が青海ホシュート部首長層とともにジューン=ガル軍を中央チベットから駆逐すると、その直後から新たなチベットのハンの候補について清朝内部で議論が展開したが、齊光[2013: 115-141]によると、その候補から青海ホシュート部首長層を巧妙に除外していたという。そして、結果的に新たなハンは任命されずに、1723年に青海でロブサン=ダンジンの「乱」が発生して、青海ホシュート部は完全に清朝に服属することとなり、グーシ=ハーン以来チベット王を輩出してきた青海ホシュート部は、チベットに対する政治的権限を失った。このような見解に対して、手塚利彰[1995: 112-114]は、1731年にジューン=ガルのガルダン=ツェリンがラサン=ハンの第2子スルジャをハンに即位させるために中央チベットに送還するという情報が清朝に伝えられた際の清朝の対応を分析し、清朝がグーシ=ハーン王家のチベットにおける王権を当時も否定せず、清朝のコントロール下にさえあればハン復活に異存がなかったと指摘している。手塚利彰の見解は、『世宗実録』に現れる文言に基づくものであり、雍正帝や中央の大臣らの実際の見解や思惑がどこまで反映されているかは疑問が残る。ただ、青海ホシュート部のチベットに対する政治的影響力の復活を1731年時点で清朝が容認していたとすれば、非常に興味深い事実であり、清朝・ダライ=ラマ政権の認識をつぶさに跡付ける必要があるであろう。

そこで本節では、ロブサン=ダンジンの「乱」後に、チベットのハン位について清朝がいかなる政策を取っていたのかを明らかにするため、ノルブの乱の直後から1732年にかけて立て続けに生じたチベットのハンに関する問題として、第一にラサン=ハンの第2子スルジャの中央チベットへの返還計画に対する清朝の対応、第二に石濱裕美子[2001: 121-126]が明らかにした1732年のダライ=ラマ七世によるトルグート部へのハン号授与に関する対応を事例として考察していく⁵⁴。

⁵⁴ なお、『軍機処満文準噶爾使者檔訳編』（上、pp.45-53）に「ジョーにハンを駐させることを教示する旨を奏請するとき、口頭で教え下した旨を記述した書」と題する雍正12（1734）年のものとされる檔案がある。チベットへのハン任命に関する1734年当時の雍正帝の見解

(1) ジューン=ガルによるスルジャ返還計画への対応

ラサン=ハンの第2子スルジャは、1717年にツェリン=ドンドブ率いるジューン=ガル軍に捕えられてジューン=ガルの本拠地イリに監禁された。その後のスルジャの動向については判然としないが、Petech, Luciano[1972: 166-167]が明らかにした1731年8月の『世宗実録』の記事⁵⁵に示されるように、突如ジューン=ガルのガルダン=ツェリンがスルジャをハンに即位させるために中央チベットへ送還するという情報が清朝にもたらされた。実際にスルジャがチベットに送還されることはなかったものの、この情報への対応は、当該時期のチベットのハンに関する清朝とダライ=ラマ政権の認識を探るうえで看過できないものである。当時の中央チベットでは、1727年に大臣のカンチェンネーが暗殺されるという事件が生じて以降、ポラネー⁵⁶が清朝の支持のもとで政権を維持し、ダライ=ラマ七世は東チベットのガルタルに一時的に移住していた。スルジャをチベットに返還するという情報への対応については、手塚利彰[1995: 112-114]が明らかにした通り、『世宗実録』においては、①スルジャが数人だけを連れて恭順な様子で来れば迎え入れ、②ダライ=ラマとパンチェン=ラマが要請すればスルジャをハンに即位させると記されている。しかし、この件に関して『世宗実録』にはこの1つの記事しか存在せず、清朝やポラネーの認識にはなお不明な点が多い。そこで、本節では「軍機処満文録副奏摺」に収録される奏摺を利用して、清朝やポラネーの対応を再検討する。

ジューン=ガルのガルダン=ツェリンがスルジャを中央チベットに送ったという情報は、西チベットの王国ラダックからチベットにもたらされ、1731年7月頃に貝勒ポラネーを通じて、以下のように清朝に報告された⁵⁷。

多羅貝勒ポラネーの書。ジョー(ラサ)の地で事を処理する大臣らに呈した。ガリ(Man. ari < Tib. mnga' ris)・ラダックのハンであるデジュン=ナムジャルが我に送った書に「… [ジューン=ガルの使者] ナシン=ババを迎えに来た8人がラダックの地に6月初8日に到着した。彼らの告げること『スルジャをガルダン=ツェリンが慈しみ、5000の兵を与えてラサン=ハンの座に就かせると言って、今年チベットの地に送った』と言った。……事の真偽を明らかに知らないといはいえ、聞いた情報を報告した。デジュン=ナムジャル我が思うに……スルジャはラサン=ハンの子なので、[ガルダン=ツェリンは]チ

を示したものであれば非常に興味深いが、1727年に死去したツェワン=ラプタンを指して「汝」と記すなど、1734年時点の雍正帝の見解とはみなせず、1727年以前の口述と考えられるため、本論文では利用しない。

⁵⁵ 『世宗実録』巻109、雍正9(1731)年8月戊申(18)日条。

⁵⁶ ラサン=ハンの旧臣で、当時のチベットの最有力者で、チベット内でジューン=ガルに強く敵対していた[柳静我 2012: 49]。

⁵⁷ 雍正9(1731)年7月5日付の駐蔵大臣マラらの奏摺の附件「翻訳したポラネーが駐蔵大臣に呈した書」「軍機処満文録副奏摺」1117-9。

ベットの隷民がみなこれを望むだろうと思いついたのかもしれない。……今、貝勒汝にもこのように書を呈した。汝らは我に決して怒りを起こすな」という。

このように、ガルダン=ツェリンがラサン=ハンの座にスルジャを即位させるべく中央チベットに送ったという情報を、ラダックのデジュン=ナムジャルが入手してポラネーに報告した。ここでデジュン=ナムジャルがラサン=ハンの子をチベットの人々が歓迎すると思っただけで送還したと推測しているように、ラサン=ハンの死後 14 年経過した 1731 年当時においても、ラサン=ハンの子としてスルジャがチベットにおいて好意的に受け入れられる可能性があることが認識されていたことが分かる。

そして、このポラネーの報告について領侍衛内大臣フェンシェンゲらは雍正帝に対して次のような見解を示している⁵⁸。

臣我らが詳らかに思えば、スルジャというものはラサンの子で、ジューン=ガルの賊がラサンを殺して生け捕りにして連れて行った者である。今、「養ってチベット (Mandzang) に送る」と言った事はいくら真偽を知らないといえども、我らは予め備えないわけにはいかない。先にツェワン=ラプタンがツェリン=ドンドブを送ってチベットを取るとき、人を遣わして偽り伝えた言「ガルダン=ダンジン [という] 子を一緒に送って来た。穀物や馬を備えよ」と欺いて、[兵を] 備えずにいたところ、俄かに [ツェリン=ドンドブの] 兵が入ってチベットを取った。今、「スルジャを送る」と言ったことは、また古い策を用いてタングート国や青海の衆人の心を従わせ、チベットを占拠したいと奸計を用いるよう行なうことは明らか。……ジューン=ガルの賊がもし多くの兵を率いてスルジャを送って来れば、マラ⁵⁹らは迎えに人を遣わして、スルジャに悟らせるよう事情を出して書を送るように。スルジャがもし本当に 2・3 人を連れて来れば、マラらはすぐに受け入れて、内の甚だ堅固な地に留めるように。ジューン=ガルの賊が、もしスルジャに指示して多くの人を率いて強いて入りたいと言えば、マラらはただスルジャだけを受け入れるように。……チベットの地の多くのタングートらは、みな甚だ愚昧な輩である。ジューン=ガルの賊たちの特にスルジャに指示して惑わす策に陥って、妄りに出迎えるよう行なうかもしれない。このことをポラネーとマラらに書を送って、多くのタングート [の人] に「ジューン=ガルの賊が来たことは、汝ら多くのタングートの心を動かし、チベットを占拠して汝らを遭難させ苦しめるよう行なうことである。汝らはいかなるとも彼らの惑わす言葉に決して聞き入るな」と衆人にみな悟らせるよう布告してほしいと思う。

フェンシェンゲらは、スルジャ送還の真偽は定かでないものの、1717 年にツェワン=ラプタンがラサン=ハンの長子ガルダン=ダンジンを送り返すと偽りラサを襲撃した事件を取り上げ、ガルダン=ツェリンが同様の計画でラサに軍を送り込むと推測している。また、もし本

⁵⁸ 雍正 9 (1731) 年 8 月 19 日付の領侍衛内大臣フェンシェンゲらの奏摺「軍機処満文録副奏摺」1117-10.

⁵⁹ 当時の駐蔵大臣である。

当にスルジャが数人だけを連れて来た場合には、受け入れた上で内地で厳重に管理するよう提案している。そして最後に、チベット人がガルダン=ツェリンの策に陥って、スルジャを迎え入れてしまう事態を危惧し、惑わされて受け入れないように布告するべきだと提案している。この清朝側の大臣らの報告においても、ラサン=ハンの子としてスルジャがチベットの人々に受け入れられる事態を想定しており、スルジャの受け入れよりも、むしろ警戒に重点を置いていたといえよう。

そして、この報告を受けた雍正帝は、フェンシェンゲらの提案に沿いながら、加えて「汗ハを立つるの事の若きに至りては、当に達頼喇嘛・班禅額爾得尼ダライニラマ パンチェンニルデニをして朕に奏聞せしめ、方に建立すべし」と旨を下したという記録が、『世宗実録』巻 109、雍正 9 (1731) 年 8 月 戊申 (18) 日条に現れている。雍正帝が実際に駐蔵大臣マラらにいかなる指示を下したのかは定かではないものの、マラらがポラネーに雍正帝の旨を伝えた結果、ポラネーから返答を得てマラらは以下のように雍正帝に報告している⁶⁰。

奴才マラらの謹み上奏することは、上諭に謹み従うため。10 月初 5 日……〔勅書が到着して〕奴才我らは 1 つずつ尽くはつきりと悟らせるよう旨を下した後、ポラネーが衆人を率いて奴才我らに告げたこと「東の文殊菩薩大主が、我らの根本の事情を尽く数えて教え悟らせるよう下した驚嘆すべき旨を聞いて、我らの多くの愚昧なる心を大いに啓蒙して我らは喜んだ。今、ジューン=ガルの賊がいくらスルジャを連れて来るといっても、我らの衆人は以前彼（ジューン=ガル）に欺かれて、この衆生を苦しめさせた。教えを壊し、我らの衆人を困苦させたことを、大いなる主は恩によって教えを正して衆生を助けた。水火の憂いから〔救い〕出して生きる道を得させた。今、いかなるともジューン=ガルの奸悪な策に陥ることはない。スルジャがもし衷心で東の文殊菩薩大主の恩を戴き、父と兄（ラサン=ハンとガルダン=ダンジン）の仇を思い恭順に請い従って来れば、我らは旨に謹み従い受け入れて、しかるべく東の文殊菩薩大主〔のもの〕に送らせたい。もしスルジャが父と兄の仇を忘れて大主の恩を戴き思わず、賊の側で先の通り狡猾な策を用い我らを欺き騙す、或いは強いて反目すれば、スルジャというだけでなく、いくらラサン=ハン自身が改め現れるとしても、我らも〔ラサン=ハンが〕昔の主であったと思い、〔そのうえ〕東の文殊菩薩大主の改め生を得させた重い恩を忘れれば、天も我らの子孫を 1 人残さずみな殺しにする。我らはいかなるともそれを出迎えて行くことはない。必ず身命を賭して発奮しスルジャを生け捕りして東の文殊菩薩大主に献じたい。……」と言っている。

ここに示されるように、ラサン=ハンの旧臣ポラネーも清朝の大臣や雍正帝の指示と同様に防衛に主眼を置いており、仮にスルジャが投降して来たとしても、雍正帝のもとに送り届けると述べている。ダライ=ラマとパンチェン=ラマが奏聞すればハンとするという『世宗実録』に記されるような具体的な条件を、清朝が実際にチベット側に提示していたかは、

⁶⁰ 雍正 9 (1731) 年 10 月 15 日付の駐蔵大臣マラらの奏摺「軍機処滿文録副奏摺」1117-13.

以上のポラネーの報告からも疑わしいといえよう。また、仮に条件の提示があったとしても、それはスルジャをハンに即位させることを清朝が容認していたのではなく、寛容な姿勢を示すことでジューン=ガルの介入の材料となりかねないスルジャを清朝の管理下に入れるために提示したと考えられる。

ガルダン=ツェリンがスルジャをラサに送還するという計画は実行されず、その情報自体の真偽も定かではないが、この事件に関する雍正帝やポラネーの議論を見ると、1731年においても、ラサン=ハンの子であるスルジャがグーシ=ハーンの子孫としてチベットにおいて政治的影響力を発揮しようと、清朝やダライ=ラマ政権は認識していた。そして、ラサン=ハンの子という旧来の体制を象徴する存在によってジューン=ガルが再びチベットに介入する事態を避けるために、清朝とダライ=ラマ政権は厳重に防備を展開していた。このように、清朝はグーシ=ハーン以来の青海ホシュート部がチベットのハンを輩出する体制の復活とともに、旧来の体制を復活するという口実によってジューン=ガルがチベットに介入する事態を阻止しようとしていたのである。

(2) トルグート部ツェリン=ドンドブのハン号継承

1732年、トルグート部のアユキ=ハンの子ツェリン=ドンドブに対して、ダライ=ラマ七世がハン号を授与した。ツェリン=ドンドブへのハン号授与に関しては、石濱裕美子[2001: 123-126]が明らかにしたように、『ダライ=ラマ七世伝』にはトルグート部から使者が到来してアユキ=ハンの死を報告したことを記すのみで、清朝側の編纂史料においてもそれを示す記事は存在しない⁶¹。石濱裕美子は、『月摺檻』からこのハン号授与に関する檔案を発見し、それを用いて以下の事実を明らかにしている。①1732年にアユキ=ハンの子ツェリン=ドンドブらがハン号授与を求めてダライ=ラマ七世に使者を派遣し、ダライ=ラマ七世が清朝に称号授与の可否を問い合わせた。②清朝側はトルグート部側に候補者を1人に絞らせた上で再度上奏すればハン号の授与を許可すると指示し、トルグート部の使者がツェリン=ドンドブを候補としたため、彼にハン号を授与することが決定した。このような経緯から、本来ダライ=ラマは清朝皇帝の認可を得ずにハン号を授与していたものの、当時、清朝の保護下に置かれていたダライ=ラマからの問い合わせを受けて、雍正帝がハン号授与に介入してダライ=ラマの権利を奪おうとしたと石濱裕美子は指摘した。石濱裕美子の行論は、トルグート部へのハン号授与にダライ=ラマの政治力が存在していたこと、そして清朝がそれに介入した事実を明らかにしたものであり、授与の経緯やそのハン号の意味などに関しては十分に議論していない。トルグート部のハン号は、チベットのハンとは性質が異なるものの、ラサン=ハン死後におけるオイラト諸部へのハン号授与に関する稀有な例であるので、ここで授与されたハン号に対する清朝・ダライ=ラマ政権の認識を分析していく。

⁶¹ 石濱裕美子[2001: 140]は、ツェリン=ドンドブのトルグート部における覇権期間が短かったため言及がないと推測している。

トルグート部は、オイラトの一部族であり 17 世紀中葉からヴォルガ河流域で遊牧し、ジューン=ガルとの間で何重にも婚姻を結び同盟関係を強化していた[宮脇淳子 1991: 95]。1669 年にトルグート部長となったアユキ=ハンは、1697 年にジューン=ガルのガルダンの死の直前にダライ=ラマ政権からダイチン=アヨシ=ハンの称号を授与された⁶²。そして、1724 年にアユキ=ハンが死去すると、その後継者争いが発生し、ロシア当局の介入もありアユキ=ハンの息子ツェリン=ドンドブが継承することとなり、1731 年にロシア当局によって彼にハン号が授与されたという[宮脇淳子 1991: 96]。ただ、アユキ=ハンのハン号は本来的にはダライ=ラマ五世が授与したものであり、この直後にツェリン=ドンドブは当時東チベットのガルタルに避難していたダライ=ラマ七世に使節を派遣して、ハン号を継承させるよう要請した。

トルグート部の使節がハン号を求めてダライ=ラマ七世に謁見したという第一報は、雍正 10 (1732) 年 1 月 25 日に東チベットのガルタルのダライ=ラマのもとに派遣されていた副都統ナイゲとキシヤンらに伝えられた。トルグート部の使節は当初ツェリン=ドンドブが継承するか、アユキ=ハンの他の親族が継承するか議論が定まっていなかったようであるが、複数の使節の供述を照合した結果、すぐにツェリン=ドンドブに継承させるよう意見が一致していたことが確認され、ダライ=ラマ七世は以下のような書簡を上奏している⁶³。

我はこの〔皇帝の〕重い恩に頼って黄教（ゲルク派チベット仏教）の一切の事に、みなひたすら先代のダライ=ラマの例の通りに従い行なう。あらゆる称号や印章を与えることをはじめ、また先代のダライ=ラマの通りに行なう。今、トルグートのアユキの長子タイジ=ツェリン=ドンドブの使者の告げたこと「先にトルグートの首領となったタイジにダライ=ラマから称号と印章を慈しんだことは甚だ福があるので、ダライ=ラマがツェリン=ドンドブにハンの称号と印章を与える〔ことは〕有用なことである」とひたすら請い告げた。……我の告げたこと「五世ダライ=ラマの時以来、深密に〔関係が〕交わった教えの施主たちを尊ぶものは、大いなる金の衙門の金の座床にある劫を掌握する文殊菩薩たる大主ハンとなるので、大事をみなひたすら跪いて聖なる大主に上奏してきていて、全てに甚だ大いなる福となっている。聖祖大主（康熙帝）、この文殊菩薩たる大主（雍正帝）が、我の代に父がただ 1 人の子を慈しむかのように憐れんだ慈悲はこの上ない。我の年は幼く、一切の事件をみな大主の教示する旨に遵い行なうので、今、汝らの事を慈悲深い大主に上奏して旨が下ってきた後、汝らの心の通りにツェリン=ドンドブに先例の通りにハンの称号と印章を与えたい。汝らがもし待つならば待て。待てないならばチベットから戻って行った時に旨も到着する〔だろう〕。その時に与えたい」と定め約束した。

⁶² 宮脇淳子[1995: 198-241]・石濱裕美子[2001: 120]は、このハン号には、オチルト=セチェン=ハン・ガルダン・アユキへと推移した全オイラトの盟主としての意味があったと推測している。

⁶³ 雍正 10 (1732) 年正月 28 日付のナイゲとキシヤンの奏摺の附件「翻訳したダライ=ラマの上奏する書」『清代新疆滿文檔案匯編』1, pp.215-218.

このように、ダライ=ラマ七世はトルグート部の使者たちに対して、ダライ=ラマ五世時代以来のダライ=ラマとトルグート部との関係に鑑みて、自身が若いうえに一切の事情について清朝皇帝の指示が必要であるとして、雍正帝の許可を得た後にアユキ=ハンの後継者としてツェリン=ドンドブにハン号を与えることに決定したことを雍正帝に報告している。

雍正帝はこのようなダライ=ラマ七世の報告に対して、硃批で「軍機大臣らに委ねて議して上奏せよ」と指示し⁶⁴、それから僅か2ヶ月後の3月23日には、雍正帝からの指示がダライ=ラマ七世のもとに到着し、それに沿ってダライ=ラマ七世は以下のように雍正帝に報告している⁶⁵。

「トルグートのツェリン=ドンドブに彼の父祖のように称号を与えてくれまいか」と〔トルグートの使節が〕我に請うた事情を上奏する書を呈した時、大いなる主は甚だ大いに慈しみ、心に合ったと言って金の睿鑑から下してきた良い勅書と大きなカターと一緒に3月23日に到着した。……ツェリン=ドンドブの称号の事情に旨「トルグートは元来教えを尊び經典〔のため〕にひたすら行なったので、先のダライ=ラマらがその父祖にシュクル=ダイチンとアユキ=ハンの称号を与えた。その通りに、遠くの地から使者を送って謹み申し上げたことに合わせるよう、その父祖に称号を与えたように良いめでたい福のある称号を与えるべきであることを、ラマ汝は知れ」と言った。多くの教民を慈しみ、小さきラマである我が世に父が子を撫育するように大いに慈しんだ教示する旨の深く良いことに謹み遵って、今ツェリン=ドンドブにダイチン=シャシヤナ=ブザ=ハン (Man. daicing šašana budza han) ⁶⁶という称号・書・印章を先の通りに与えたいと思っている。大いなる主の深い心が慈しみ定めて金の睿鑑から教示する旨を下すのを、鑑みてくれまいか。

ここで注意すべきは、ダライ=ラマ七世からハン号授与に関する情報がもたらされて僅か2ヶ月でハン号を「与えるべきである」という雍正帝の指示がダライ=ラマ七世のもとに到着している事実である。ジューン=ガル軍を中央チベットから駆逐した直後から青海ホシュート部へのハン号の授与を実現させなかった清朝が、トルグート部へのハン号の継承について承認或いは許可したのではなく、「与えるべき」と強く指示していることから分かるように、このハン号授与に特に強く介入しようという意志が雍正帝にあったとみなされるのである。

このようなダライ=ラマ七世への強い指示の背景には、ジューン=ガルとの戦局を優位に進めようという思惑があったと推測される。前節でも指摘したように、1730年末から1732年にかけて、清朝とジューン=ガルは本格的な戦争状態にあった[澁谷浩一 2011: 4-7]。そして清朝は、1729年末にロシア及びトルグート部に使節を派遣し、その使節は1731年初頭に

⁶⁴ 雍正 10 (1732) 年正月 28 日付のナイゲとキシヤンの奏摺『清代新疆滿文檔案匯編』1, pp.218-223.

⁶⁵ 雍正 10 (1732) 年 4 月吉日作成「翻訳したダライ=ラマの上奏する書」『清代新疆滿文檔案匯編』1, pp.294-296.

⁶⁶ なお、石濱裕美子[2001: 140]は daicing šajin budza han としている。

モスクワに到着し、1731年5月から6月にかけて、ロシアを經由して副都統マンタイらがトルグート部のツェリン=ドンドブと面会している[松浦茂 2011: 10-12]。この使節は、ロシアに対してはジューン=ガルとの武力衝突について事前に通達するために派遣したものであり、トルグート部に対しては友好関係を確認しジューン=ガルを孤立させるために派遣したものであり[松浦茂 2011: 16-17][野田仁 2011: 88-90]、前節で引用したダナイらの奏摺ではトルグート部とともにジューン=ガルを挟撃する計画であったという。

そして、この使節がロシアから帰還した直後⁶⁷の雍正 10 (1732) 年 3 月 5 日付のマンタイらの奏摺では、トルグート部のアユキ=ハンの妻ダルマ=バラとの以下のようなやり取りを報告している⁶⁸。

ダルマ=バラ (アユキ=ハンの妻) が聖主の年齢を問うて告げたこと「ボグダ=ハン (清朝皇帝) が万歳となるようにと祈った」(と言った)。また問うて「我らのナムカ=ゲロンをボグダ=ハンの平安を請い、そちらのチベット (Man. wargi dzang) にダライ=ラマに叩頭させるよう送っていた。使者と大臣らはもしや会ったのではないか」と言ったとき、我らは「……会うことはできなかった」と言った。また問うて「大臣らは思うに我らの使者は今どこに到達しただろうか」と言ったとき、我らの告げたこと「ロシアの路でどれほど手間取ったかを知らない。ひとたび我らの辺境に至れば、少しも遅延させることはない」と言った。……ダルマ=バラとツェリン=ドンドブが彼らのジャイサン=イシとゲロン=ナムカを遣わして……彼らのまた告げたこと「元来、黄教を広める [ものは] ボグダ=ハンと知る。ただ、ロシアの近くに住んで年が久しくなった。彼らの路からようやくボグダ=ハンとダライ=ラマの平安を請いに通じることができる。彼ら (ロシア) に疑われなければ甚だ良い」と言った。

このやり取りの前後はロシアの監視もあったことから、トルグート側はダライ=ラマのもとに派遣した使者の動向を気にかけており、チベットへの使節派遣は清朝の使者マンタイを通じてこのように清朝中央にも伝えられたのである。この情報が、最初に清朝中央に伝わったのがいつかは定かでないものの、雍正帝がツェリン=ドンドブへのハン号授与をダライ=ラマ七世に指示した直後に、この奏摺が上奏されており、トルグート部へのハン号授与に関する雍正帝の指示の背景には、ジューン=ガルとの対立における同盟勢力としてトルグート部との関係を強固にする狙いがあったのであろう。

清朝のこのような思惑は、ダライ=ラマ七世にも伝えられていたと考えられ、ダライ=ラマ七世が称号の授与のためにツェリン=ドンドブに送った書簡には、以下のように雍正帝に対して従順に行動するよう明記されている⁶⁹。

⁶⁷ この使節は 1732 年初頭にキャフタから清朝の領域内に入った[松浦茂 2011: 12]。

⁶⁸ 雍正 10 (1732) 年 3 月 5 日付のマンタイ・アスハイの奏摺『清代新疆滿文檔案匯編』1, pp.261-269.

⁶⁹ 雍正 10 (1732) 年 9 月 22 日付のナイゲとキシヤンの奏摺の附件。雍正 10 (1732) 年 9 月作成の「翻訳したダライ=ラマがツェリン=ドンドブに称号の書と印章を与えるため与えた書」『清代新疆滿文檔案匯編』1, pp.383-384.

先にトルグートの地に文殊菩薩ツォンカパの慈しむ福德の浸透したものは多い。ダライ=ラマ五世の時に、トルグートのシュクル=ダイチン以来、ラマと施主たちは互いに交流していた。その後、アユキにダライ=ラマ五世はアユキ=ダイチン=ハンと称号を与え封じて、經典に相応しい礼を扶助させ、現世と来世の事をなさしめて福となっている。今、使者たちが汝をアユキ=ダイチン=ハンの長子と告げたのを見れば、汝は甚だ福のある人である。……この事情を上奏したとき、大いなる主の旨で金の書を下したことに「このうえ、シュクル=ダイチン=ハン以来、平安を請い一心で従う礼が途絶えることなく、教えを尊び、經典〔のため〕にひたすら行なったことを甚だ慈しみ、使者を遣わした通りに、めでたく福のあるハンの称号を与えよ」と甚だ謹むべき深秘なる旨を下している。今、ダイチン=シャシャナ=ブザ=ハンの称号・印章・尊ツォンカパの像・衣服などの礼品を与え、福のあるハンの缺に封じている。教民の利益・平安となることは、あらゆるハンたちの事に本当に頼ったので、汝の父祖が經典にひたすら頼り行なった通りに 3 宝の教えを尊べ。文殊菩薩大ハン（雍正帝）に一心で従い行なえ。

本来ハン号授与とは関係がないにもかかわらず、清朝皇帝の指示に従って行動するよう指示する文言がトルグート部のツェリン=ドンドブ宛のダライ=ラマの文書に特に加わっており、この文書は極めて例外的な対応とみなされるだろう。当時、ロシアはトルグート部を既に帰順したものとして扱っており、清朝とトルグート部との接触を厳重に警戒していたことから[松浦茂 2011: 11-12]、清朝が表立ってトルグート部との間で深く接触することは困難であった。そのため清朝は、ダライ=ラマ七世による称号授与に介入することとしたのであろう。

さらに注意すべきは、ツェリン=ドンドブに授与されたハン号である。雍正 10 (1732) 年 4 月のダライ=ラマの上奏の附記には、以下のように、ダライ=ラマ七世の父ソナム=タルゲーにツェリン=ドンドブに与えるハン号の意味を問い合わせた回答を得ている⁷⁰。

ダライ=ラマがツェリン=ドンドブに与えたいというシャシャナ=ブザという称号はどの〔ような意味の〕言葉か、と公ソナム=タルゲーに問えば告げる「これはインドの言葉である。教えを扶助する (Man. *šajin be wehiyere*) という〔意味の〕言葉である」という。

ダライ=ラマ七世がトルグート部のツェリン=ドンドブに授与しようとしたダイチン=シャシャナ=ブザ=ハンという称号の中で、シャシャナ=ブザとはサンスクリット語であり、満洲語の *šajin be wehiyere* (教えを扶助する) に相当するという。この *šajin be wehiyere* という語はモンゴル語の *šasin-i tedkügči* に対応するものであり、この語を冠する称号としては、康熙帝が 1706 年にラサン=ハンに授与した翊法恭順汗 (Man. *šajin be wehiyere ginggūn ijishūn han*,

⁷⁰ 雍正 10 (1732) 年 4 月吉日作成「翻訳したダライ=ラマの上奏する書」の附記『清代新疆満文檔案匯編』1, p.296.

Mon. šasin-i tedkügč'i kičiyenggüi jokiyaltu qan⁷¹）、さらにダライ=ラマ七世が 1723 年にアラシヤン=ホシュート部のアポーに授与した Tib. sha zin ni thed khug chi hong tha'i ji < Mon. šasin-i tedkügč'i qong tayiji がある⁷²。先代のアユキ=ハンにダライ=ラマ政権が授与した称号はダイチン=アユシ=ハン (Tib. da'i ching a yo shi khang)、またその父はシュクル=ダイチン (Man. šukur daicing) であることから、ダイチン (Mon. dayičing) がアユキ=ハン父子の間で継承されており、1732 年にツェリン=ドンドブに授与された称号には、特に「教えを扶助する」(ゲルク派チベット仏教を扶助する) という意味が附加されたと考えられる。

ダライ=ラマ七世がこのような称号を授与した背景には、ダライ=ラマ五世時代からのトルグート部との間の施主と応供僧の関係をより一層強固にする狙いがあったのであろう。当時、青海ホシュート部とチベットとの関係は清朝によって断絶されており、青海ホシュート部に代わる施主として、同じオイラトの一部族であるトルグート部に授与していたハン号に教えを扶助するという語を冠することで、青海ホシュート部からトルグート部へとハン号の被授与者を代えながらも、ダライ=ラマ五世の時代以来の体制を維持させようとしたのであろう⁷³。これは、1723 年にアラシヤン=ホシュート部のアポーに対して、ツェリン=ドンドブと同じく、教えを扶助するという語を冠したホンタイジ号を授与していることから推察されよう。そして、清朝としても、ジューン=ガルと相対する上で、ジューン=ガルの背後に位置したトルグート部との連携を確固たるものにするために、ダライ=ラマによるハン号授与に積極的に介入して、チベット仏教の保護者としてのハン号授与を強く指示したのである。

無論、青海ホシュート部のグーシ=ハーン以来の歴代のハンは、ナムツォ湖畔のダムで遊牧して、チベットの政治に影響力を及ぼしたチベットのハンである。チベットのハン自体は、1720 年に中央チベットからジューン=ガル軍を駆逐した直後から、清朝は青海ホシュート部首長層からハンを選出することを回避していた[斉光 2013: 115-141]。かかる経緯から、1732 年当時で、青海ホシュート部首長層やダライ=ラマ政権も、青海ホシュート部から新たにハンが選ばれるという事態はほとんど想定していなかったであろう。ただ、教えを扶助するという語を冠したハン号のトルグート部への授与は、有力施主としての青海ホシュ

⁷¹ ただし、ラサン=ハンの上奏の中で šasin-i barič'i kičiyenggüi jokiyaltu qan (満文では本来の称号 šajin be wehiyere ginggaun ijishün han になっている) と記されるものが確認でき(『蒙古堂檔』18 冊, pp.398-399)、清朝から授与された称号が必ずしもそのまま受容し使用されていたとは限らない。

⁷² 『ダライ=ラマ七世伝』vol.1, 164, [斉光 2013: 138-139]。

⁷³ ダライ=ラマがオイラトに対して授与したハン号については、ホシュート部のオチルト=チェチェン=ハン・ジューン=ガルのガルダン・トルグート部のアユキへと推移した全オイラトの盟主としてのハンと、グーシ=ハーン・ダヤン=ハン・ダライ=ハン・ラサン=ハンへと推移したチベット仏教を保護する (Tib. bstan 'dzin) チベットのハンの 2 つの流れが存在していた可能性を石濱裕美子[2001: 120]が指摘している。それを踏まえると、トルグート部のツェリン=ドンドブへ授与されたハン号は、それまでの 2 種のハン号が統合され、オイラトのハンにしてチベット仏教の保護者としての意味があったとみなすことも可能であろう。

ト部の地位が決定的に喪失したことを、チベット側からも明示されたものと理解できるのではないだろうか。そして、清朝はトルグート部のツェリン=ドンドブへのハン号授与を契機として、青海ホシュート部がダライ=ラマ政権の護持者として君臨した旧来の体制の残影を完全に断ち切るとともに、ジューン=ガルと対決するうえで、トルグート部との連携こそが最も重要な基盤であることを周知させることを企図したのであろう。

小結

本章では、清朝に服属した後の青海ホシュート部に制約を加えた政策として、チベット人部族との間の統属関係の解消、盟旗制の導入、チベットのハンの廃止を題材として取り上げ、従来の研究では等閑視されてきた 1725 年以降における清朝支配の浸透の実態を考察し、以下の点が明らかになった。

第一節では、服属後の青海ホシュート部に対する清朝の政策の内、特に首長層の生計保護を考察した。ジューン=ガルとの対立が継続していた清朝は、青海の首長が清朝から離反してジューン=ガルに依附する事態をなおも警戒していた。そして、青海の首長の経済状況を特に注視し、困窮する者に対して銀両や緞子などを積極的に賞賜して清朝からの離反を防ぐべく対応していた。その一方で、ガルダン戦争時以来の懸案であった内地のチベット人部族と青海ホシュート部首長層との統属関係の解消は徹底し、チベット人部族からの添巴を失った青海の首長らは清朝から賞賜される銀両へ依存せざるをなくなったのである。

第二節では、1731 年に発生したノルブの反乱とその前後の対ジューン=ガル防備における青海の兵の動員の実態を考察した。清朝は 1730 年末からジューン=ガルと戦争状態に突入し、両者の狭間に位置した青海の首長に対して、青海が分散的であることを口実として、青海の牧地の防備のために 1725 年に編制したニルを単位として均一的に兵を動員することとした。しかし、この動員を機として、以前からの経済的問題や内地の土司の辺外への進出、さらに清朝の官員の対応などによって、ノルブら弱小首長らの逃亡や反乱を招くこととなった。この乱を鎮圧した清朝は、改めて防備のために青海からニルを通じて兵を動員し、信頼の置ける首長らを選出して彼らにその兵を統率させることとし、清朝の支配下で青海のモンゴルを改めて組織化し青海の防備を整えていったのである。

第三節では、ノルブの乱の直後から立て続けに生じたチベットのハンをめぐる清朝の対応を分析した。1731 年夏にジューン=ガルがラサン=ハンの子スルジャをハンに即位させるべくチベットに送還するという情報がもたらされると、清朝やダライ=ラマ政権の有力者ポラナーは、スルジャがラサン=ハンの子として政治的影響力を発揮すると考え、スルジャの存在によってジューン=ガルがチベットに介入する事態を回避するために、厳重に防備を展開していた。その一方で、翌 1732 年にトルグート部からダライ=ラマのもとに使者が到来し、ハン号をアユキ=ハンの子ツェリン=ドンドブに継承させるよう求めると、ジューン=ガル征討のためにトルグート部との連携を進めていた雍正帝は、ハン号を「授与すべき」と

ダライ=ラマに強く指示した。そして、ダライ=ラマは仏教の保護者を意味する語を冠したハン号をツェリン=ドンドブに授与することとした。これによって、ダライ=ラマの有力施主としての地位が青海ホシュート部からトルグート部へと移行するとともに、清朝が進めたトルグート部との連携の重要性が認知されたのである。

以上の考察から、ジューン=ガルとの関係が疑われることから服属後の青海ホシュート部を清朝はなお信用せず、青海ホシュート部がチベットのハンを輩出してきた旧来の体制の残影を徹底的に断ち切り、旧来の体制の復活を名目としてジューン=ガルなどの外部勢力が介入する事態を防ごうとした。他方、青海ホシュート部首長層に対しては、銀両などの賞賜によって青海の地に繋ぎとめながら、ニルを通じた軍事動員によって清朝支配を浸透させていき、連携相手をジューン=ガルの背後に控えたトルグートに定めて、ロシアやトルグートを含めた清朝—ジューン=ガル間のより大きな対立の枠組みの中に青海ホシュート部を埋没させていったのである。

結章

本論文では、17世紀中葉からダライ=ラマ政権の護持者としての地位を築き上げて青海地方で支配を展開した青海ホシュート部に対する清朝の政策史を明らかにするために、清朝の政策と青海ホシュート部内の首長間関係との相互作用の実態を重点的に分析した。それによって、清朝・ジューン=ガル・ダライ=ラマ政権の狭間にあつて、ジューン=ガルの潜在的同盟勢力として、かつダライ=ラマ政権の護持者として、中央チベットの政治に大きな影響を及ぼした青海ホシュート部を清朝が支配下に編入し、アムド・カムを含むチベットの政治秩序を再編した過程を考察した。

第一章では、成立初期の青海ホシュート部と清朝・ダライ=ラマ政権との関係を分析し、そこで形成された青海ホシュート部内の構造を考察した。清朝と青海ホシュート部との最初の本格的な交渉は、1656年のアムド地方の境界画定であった。この交渉で清朝が青海ホシュート部の所属として承認したチベット人部族は、河州から肅州の広範囲に及ぶ内地に居住し、アムド地方の有力チベット仏教寺院と経済的・政治的・宗教的に密接な関係にあった。これらの部族や寺院は、明代後期において明朝の対モンゴル防衛上の役割を担い、明朝との間で土司に類似する関係を築いていたが、明末清初に青海ホシュート部が進出して新たに統属関係を構築したため、清朝はその関係を認めざるをえなかったのである。青海ホシュート部首長層は、これらの部族の頭目であるナンソを通じて添巴と呼ばれる税を徴収して、その一部を納入することでダライ=ラマ政権と経済的に結びついていった。そして1656年の決定は、その後の清朝の懸念材料となり、この決定を解消することが清朝の青海ホシュート部政策の最重要課題の一つとなっていった。

これに加えて、グーシ=ハーンの死後に形成された青海ホシュート部内の構造が、ダライ=ラマ五世の斡旋のもとで成立した左右翼を基礎とし、青海ではグーシ=ハーンの第6子ダライ=バートル、その死後は第10子ジャシ=バートルが「総管」として、左右翼を越えて青海ホシュート部全体を統率し、総管とチベット王たるハンとが並立する二極構造であったことを明らかにした。ただ、グーシ=ハーンの子ダヤン=ハンと孫ダライ=ハンは、ダライ=ラマ五世と摂政サンゲ=ギャムツォを前にして形式的な存在と化していった。

第二章では、ジューン=ガルのガルダンの存在が清朝にとっての懸案となり、清朝が本格的に青海ホシュート部と向き合い、その内部に介入するようになり、それによって青海ホシュート部がラサン派と反ラサン派に分裂していく過程を明らかにした。ガルダンのハルハへの侵入以降、清朝は対ジューン=ガル戦略上のアムド地方の重要性を認識するようになり、ジューン=ガルの潜在的同盟勢力であった青海ホシュート部の北京への入朝を求めた。青海ホシュート部首長層は、当初は入朝を躊躇していたが、最終的に1697年末にはジャシ=バートルら一部の首長がチベット人部族の国師やナンソらとともに北京に入朝し、清朝は彼らに親王以下の爵位を授与した。この時点での清朝の封爵は、青海ホシュート部内の分裂を意図したものではなかったが、清朝との接触によって青海ホシュート部内では徐々に

派閥が形成されていった。他方、後にハンとなるラサンは入朝に参加せず、父ダライ=ハンの後継者となるべく準備を整え、1701年にダライ=ハンの死を理由にチベットに向かい、サンゲ=ギャムツォの支持のもとでハンに即位した。即位したラサン=ハンは、サンゲ=ギャムツォに対して康熙帝やツェワン=ラプタンが不信感を募らせていることを察知し、1705年にサンゲ=ギャムツォを殺害した。そこで康熙帝は、1706年にラサン=ハンに新たにハン号を授与し、彼のもとでのチベットの安定を目指した。そして、ラサン=ハンは前代の総管ダライ=バートルの孫の郡王エルケ=バルジュールとの連携を進めて青海にも権力を及ぼそうとしたことで、総管ジャシ=バートルやチャガン=ダンジンが反発し、チベットのハンと総管の二極構造の対立が浮き彫りになった。その結果、1706年に総管ジャシ=バートルらが郡王エルケ=バルジュールを死に追いやったことで、青海での協力者を失ったラサン=ハンは必然的に清朝への依存を深め、ジャシ=バートルら反ラサン派はジューン=ガルとの連携を進めることとなった。

第三章では、ダライ=ラマ六世廃位後の新たなダライ=ラマをめぐる清朝・ラサン=ハン・青海ホシュート部間で展開した政治過程を分析した。1705年にラサン=ハンはダライ=ラマ六世を廃位して新ダライ=ラマ六世を擁立したが、反ラサン派の反発によって清朝への依存を深めていった。また清朝は、不和を惹起するという点でジャシ=バートルらを信用できなくなり、ジューン=ガルとの関係が疑われるとはいえ、必然的にラサン=ハンとの関係に依拠するようになった。そして、1710年の新ダライ=ラマ六世冊封に関する議論では、清朝は青海ホシュート部首長層をダライ=ラマ認定の議論に実質的に介入させなかった一方で、チベットの内情を把握するためにラサン=ハンの意に反してヘシェオをラサに駐節させ、最終的に新ダライ=ラマ六世を冊封した。また、ラサン=ハンは政権を安定的に運営するために、寺院経営を支える経済力を必要とし、東チベット出身の化身を新ダライ=ラマ六世として擁立し、それを通じて反ラサン派首長が分有した東チベットの公課を得ようとした。清朝は、チャガン=ダンジンら反ラサン派首長に対して東チベットの公課をダライ=ラマに納めるよう指示したが、チャガン=ダンジンらも東チベットのリタン出身の化身をダライ=ラマに擁立して、その化身に公課を献上するという名目のもと、中央チベットへの公課の供出を停止させた。このようにして、ラサン=ハンと反ラサン派の対立に清朝が加わり、東チベットの公課をめぐる2人の「ダライ=ラマ」が並立する異例の事態となったのである。

第四章では、ダライ=ラマの化身をめぐる青海ホシュート部内の紛糾に清朝が介入して、反ラサン派勢力を瓦解させ、ロブサン=ダンジンの「乱」を経て支配下に編入した過程を考察した。1714年にチャガン=ダンジンとロブサン=ダンジンは、ジューン=ガルとの連携を背景にリタンの童子をダライ=ラマとして擁立したが、青海ホシュート部内の反ラサン派首長の多くは清朝との軍事的対立までは望まず、その行動には同調しなかった。反ラサン派の分裂を看取した清朝は、軍事的・経済的に圧力を加えて1716年にリタンの童子をクンブム寺に移送して管理下に置くことに成功し、リタンの童子に対する青海ホシュート部の主導権を失わせた。さらに清朝は、それまでのラサン派首長への支援に加えて、統率者の不在

を名目として権力の分散化を意図して青海ホシュート部左右翼に複数の「盟長」を任命した。これによって、チャガン=ダンジンやロブサン=ダンジンら反ラサン派首長も「盟長」となり、清朝が設定した体制の中で彼らの権力は相対的に低下していった。他方、1717年にジューン=ガル軍がラサン=ハンを殺害して新ダライ=ラマ六世を廃位したが、それにチャガン=ダンジンらが発与していたとの情報を得ると、清朝はすぐにその懐柔に動き、爵位を貝勒から郡王に格上げしてジャムヤン=シェーパー世の冊封を約束するなど、破格の待遇を示した。清朝は、1720年に青海ホシュート部の軍の協力を得て中央チベットからジューン=ガルを撃退して、リタンの童子をダライ=ラマとして即位させた。ただ、それに対する論功行賞で、チャガン=ダンジンを親王に、エルデニ=エルケ=トクトナイを郡王に封爵したことによってロブサン=ダンジンの不満が決定的となり、青海ホシュート部内での地位を確固たるものにするため、チャガン=ダンジンらへの攻撃を皮きりに「乱」を引き起こした。これは、清朝の介入による権力の分散化によって、ジャシ=バートルの子で唯一の親王であったロブサン=ダンジンの部内での地位が相対的に低下したことによって引き起こされたものだったのである。

第五章では、清朝に服属した後の青海ホシュート部に制約を加えた政策として、チベット人部族との間の統属関係の解消、盟旗制の導入、チベットのハンの廃止を題材として、清朝支配の浸透の実態を考察した。1725年に清朝は、内地のチベット人部族と青海ホシュート部首長層との間の統属関係を解消し、それに伴う青海の首長の困窮に銀両を賞賜して対処してジューン=ガルへの離反を防ごうとした。そして、添巴による収入を失った青海の首長層は、清朝に対して経済的に依存していった。1730年末からジューン=ガルと戦争状態に突入した清朝は、青海の首長層が分散的であることを口実として、1725年に設定したニルを通じて牧地の防備のために兵を動員した。これに加えて、経済的問題や内地の土司の辺外への進出、さらに清朝の官員の対応などによって、1731年にノルブら弱小首長らの逃亡や反乱を招くこととなった。ノルブの乱を鎮圧した清朝は、改めて兵を動員し、信頼の置ける首長に兵を管轄させることとし、軍事動員の実績を積ませることによって、ニルを通じて清朝支配を浸透させていったのである。また、1731年夏にジューン=ガルがラサン=ハンの子スルジャをチベットに送還するという情報がもたらされると、清朝はジューン=ガルのチベットへの介入を回避するために嚴重に防備を展開した。その一方で、翌1732年にトルグート部がダライ=ラマにアユキ=ハンのハン号の継承を求めると、ジューン=ガル征討のためにトルグート部との連携を進めていた雍正帝は、ハン号の授与をダライ=ラマに強く指示した。これによって、ダライ=ラマの有力施主としての地位が青海ホシュート部からトルグート部へと移行していった。このようにして、それまでチベットのハンを輩出してきた青海ホシュート部とチベットの関係を清朝は徹底的に断絶させる一方で、銀両などの賞賜によって青海の地に繋ぎとめながら、ロシアやトルグートを含めた清朝—ジューン=ガル間のより大きな対立の枠組みの中に青海ホシュート部を埋没させていったのである。

清朝の青海ホシュート部政策史を分析した以上の考察から、以下の論点が導き出される。

第一に、青海ホシュート部自体を崩壊へと導いた複合的な要因である。強力な統率力を発揮した指導者の死によって次第に崩壊することは、モンゴル遊牧勢力に繰り返される普遍的な事象といえるであろう。しかし、青海ホシュート部の崩壊は遊牧勢力の自壊という理解では把握しきれない要素が存在していた。その一つが、チベットのハンと青海の総管という二極構造によって成立していた青海ホシュート部の構造的な問題である。ダライ=ラマ五世の在世中は、チベットのハンが後景に退き、総管ただ 1 人に権力が集中していたが、ラサン=ハンが即位して自らダライ=ラマを選出する事態となり、チベットのハンがダライ=ラマと強固に結びつくことによって二極構造が浮き彫りになり、中央チベットと青海の二極で対立を生じさせることとなった。そして、もう一つの要素として、その二極構造の対立を激化させた、清朝・ジュン=ガル・ダライ=ラマという強力な外部勢力の存在があった。清朝・ジュン=ガル・ダライ=ラマ政権の狭間に位置するという地政学的重要性に加えて、ダライ=ラマという宗教的・政治的に強力な影響を發揮しうる存在を青海ホシュート部が擁立することによって、清朝・ジュン=ガルのいずれもが、ダライ=ラマへの介入を有利に運ぶべく青海ホシュート部内の個別の首長と結びつくようになり、それが首長間の対立を激化させて青海ホシュート部の崩壊を一気に加速させていったのである。

第二に、清朝の青海ホシュート部政策と青海ホシュート部の首長間関係との相互作用である。ラサン=ハン即位によって二極構造が浮き彫りになって以降、清朝はダライ=ラマと結びついたチベットのハンを一貫して支持したが、それによってジャシ=バートルやロブサン=ダンジンら総管の不满を招いて対立を激化させることとなった。これは、ジュン=ガルの介入を排除するために、青海ホシュート部の首長間関係に配慮しつつダライ=ラマに影響下に置くことを優先した政策であった。また、青海ホシュート部内の対立の激化に加えて、ジュン=ガルへの対抗という軍事的必要性が生じると、清朝は青海ホシュート部内に深く介入して権力を分散化させていき、8 人の「盟長」任命を経て、最終的にはそれまで青海ホシュート部の属下に位置づけられていた弱小首長を含めて 29 人の扎薩克を任命するにまで至った。さらに、青海ホシュート部とチベット人部族との間に存在していた旧来の統属関係の解消を徹底したのである。かかる清朝の政策は、チベット王たるハンを輩出して、さらにジュン=ガルの潜在的な同盟勢力でもあった青海ホシュート部の政治上・軍事上の重要性を反映したものであり、ジュン=ガルの敵対勢力であって中央チベットと政治的に強固に結びつくことのなかった他のモンゴル勢力とは異なる固有の要素が影響を及ぼしていたのである。そして、チベットのハンと総管の二極構造や、チベット人部族からの添巴と、それを通じたダライ=ラマ政権との関係といった青海ホシュート部支配の特質を喪失させていくことが、清朝の青海ホシュート部政策の特徴となったのである。

近年の清朝国家論の研究では、清朝が支配対象の社会に応じて統治のあり方を変化させ、基本的には対象となる社会の在来の支配層・統属関係を存続させていたとして、その統治の多様性から清朝皇帝の複数の君主像が現れるという見解が提示されている。しかし、このような見解は、基本的に清朝の統治が安定的に展開した勢力・地域に対する統治から導

き出されたものであり、また、そこに現れる君主像も世界帝国としての地歩が固まった時期にこそ現れるものである。本論文は、拡大期における清朝の政策史を跡付けることで、清朝の国家像を見直すものであり、実際、清朝の青海ホシュート部政策には、拡大期における清朝の最大の敵対勢力であるジューン=ガルの潜在的同盟勢力にして、ダライ=ラマ政権と強固に結びついた青海ホシュート部の固有の要素が大きく影響を及ぼしていた。そして、清朝は最終的に青海ホシュート部とチベットとの間の政治的・経済的な強固な結びつきを徹底的に断絶することによって、青海ホシュート部を外藩モンゴルの一部族として盟旗制のもとに再編して支配を展開したといえよう。すなわち、チベットのハンを事実上廃止して、部内の統属関係からチベットを排除してモンゴル内で完結する統属関係にするとともに、チベットのハンと青海の総管から成る二極構造を解体し、それまで青海ホシュート部の属下にあった少数部族を独立させて、多数の扎薩克による支配へと移行させるなど、部内の支配層や統属関係を部分的に解体して再編したのである。これは、対象となる社会の在来の支配層や統属関係を残存させて、それに応じて統治者が統治方法を変えるという性質のものではなく、むしろ在来の支配層や統属関係を解体して、盟旗制という清朝のモンゴル統治制度の枠組みに再編して支配を展開したといえよう。中央アジアやチベットへと繋がる交易の要衝に位置し、なおかつダライ=ラマ政権・ジューン=ガルと政治的に結びついた青海ホシュート部に対して実施した在来の支配層や統属関係を解体・再編して展開した支配は、緊迫した情勢のもとで推移した拡大期の清朝の国家像を示しており、このような支配展開を経た後に、多様な統治を展開する清朝の帝国像が形成されていったのである。

史料・参考文献

【史料】

本論文で使用した各史料の版本等の書誌情報を→で示した。なお、書名が存在しない檔案等の未刊行史料については、所蔵機関等での整理上の史料名を「 」で示した。

(漢文)

『英宗実録』→『大明英宗睿皇帝実録』中央研究院歴史語言研究所, 1966年.

嘉靖『河州志』吳禎(撰)→張羽新(主編)『中国西藏及甘青川滇藏区方志彙編』30冊, 学苑出版社, 2003年.

『宮中檔康熙朝奏摺』国立故宮博物院(編), 国立故宮博物院, 1976-1977年(滿文を含む).

『宮中檔雍正朝奏摺』国立故宮博物院(編), 国立故宮博物院, 1977-1980年(滿文を含む).

『欽定外藩蒙古回部王公表伝』祁韻士(纂)→『欽定外藩蒙古回部王公表伝』内蒙古人民出版社, 2005年(モンゴル語訳: *Jarliy-iyar toytaγayγsan γadayadu mongyul qotung ayimay-un wang gūng-ūd-ün ilekkel šastir* 包銀海(校注), 内蒙古人民出版社, 2006年).

『欽定大清会典事例(嘉慶朝)』文海出版社, 1992年.

『欽定八旗通志』福隆安等(集)→李洵・趙德貴・周毓方・薛虹(主校点)『欽定八旗通志』吉林文史出版社, 2002年.

『康熙朝漢文硃批奏摺彙編』中国第一歴史檔案館(編), 檔案出版社, 1984-1985年.

『皇朝藩部要略』祁韻士(纂)→中国西北文献叢書編輯委員会(編)『西北史地文献』卷20, 蘭州古籍書店, 1990年.

『清代起居注冊(康熙朝)』台北所蔵, 聯經出版事業公司, 2009年.

『清代起居注冊(康熙朝)』北京所蔵, 鄒愛蓮(主編), 中華書局, 2009年.

『聖祖実録』→『大清聖祖仁皇帝実録』華文書局, 1964年.

『西寧府新志』楊応琚(撰)→張羽新(主編)『中国西藏及甘青川滇藏区方志彙編』33冊, 学苑出版社, 2003年.

『世宗実録』→『大清世宗憲皇帝実録』華文書局, 1964年.

『世祖実録』→『大清世祖章皇帝実録』華文書局, 1964年.

『天下郡国利病書』顧炎武(撰)→『四部叢刊』3編19-26, 上海書店, 1985年.

『八旗通志初集』鄂爾泰等(纂)→李洵・趙德貴(主点)『八旗通志』, 東北師範大学出版社, 1985年.

『平定準噶爾方略前編』傅恒等(纂)→中国西北文献叢書編輯委員会(編)『西北史地文献』卷7-10, 蘭州古籍書店, 1990年.

『北京図書館蔵中国歴代石刻拓本匯編』北京図書館金石組(編), 中州古籍出版社, 1989-1991年(滿文を含む).

『明清檔案』張偉仁(主編), 聯經出版事業, 中央研究院歴史語言研究所, 1986-1995年.

- 『雍正朝漢文硃批奏摺彙編』中国第一歴史檔案館（編），江蘇古籍出版社，1989-1991年。
 『雍正朝漢文諭旨匯編』中国第一歴史檔案館（編），広西師範大学出版社，1999年。
 『雍正朝内閣六科史書・戸科』中国第一歴史檔案館（編），広西師範大学出版社，2007年。
 『雍正朝満文硃批奏摺全訳』中国第一歴史檔案館（訳編），黄山書社，1998年。

(満文)

- 『王撫遠大將軍奏檔』*Goroki be dahabure amda jiyanggiyūn wang ni wesimbuhe bithei dangse*, 北京大学図書館古籍善本室所蔵。
 「宮中檔満文奏摺（康熙朝）」国立故宫博物院所蔵。
 『軍機処満文準噶爾使者檔訳編』趙令志・郭美蘭（編），中央民族大学出版社，2009年。
 「軍機処満文録副奏摺」中国第一歴史檔案館所蔵マイクロフィルム。
 「康熙皇輿全覽図」→汪前進・劉若芳（整理）『清廷三大実測全図集——康熙皇輿全覽図』外文出版社，2007年。
 「康熙朝満文硃批奏摺」筑波大学附属図書館所蔵マイクロフィルム。
 『親征平定朔漠方略』*Beye dailame wargi amargi babe necihiyeme toktobuha bodogon i bithe*. 京都大学図書館所蔵。
 『清代新疆満文檔案匯編』『清代新疆満文檔案匯編』編輯委員会（編），広西師範大学出版社，2012年。
 「雍正十排図」→汪前進・劉若芳（整理）『清廷三大実測全図集——雍正十排図』外文出版社，2007年。

(チベット文)

- 『一切宗義』Blo bzang chos kyi nyi ma, *Grub mtha' thams cad kyi khungs dang 'dod tshul ston pa legs bshad shel gyi me long*, 1801-1802年。→[福田洋一・石濱裕美子 1986]。
 『クンブム寺志』gSer tog blo bzang tshul khriims rgya mtsho, *Chos sde chen po sku 'bum byams pa gling gi gdan rabs rten dang brten par bcas pa'i dkar chag ched du brjod pa don ldan tshang pa'i dbyangs snyan*, 1903年。→『塔爾寺志（蔵文）』青海民族出版社，1982年。
 『グンルン寺志』Blo bzang chos kyi nyi ma, Thu'u bkwan III, *bZhad sgrub bstan pa'i 'byung gnas chos sde chen po dgon lung byams pa gling gi dkar chag dpyod ldan yid dbang 'gugs pa'i pho nya*, 1775年。→ Blo bzang chos kyi nyi ma, *gSung 'bum*, vol.2 (kha), 2000年（シヨル版, TBRC Work Number: W21507）。
 『ジェブツン=ダンパー世伝』Blo bzang 'phrin las, Dza ya paNDita, *Sh'a kya'i btsun pa blo bzang 'phrin las kyi zab pa dang rgya che ba'i dam pa'i chos kyi thob yig gsal ba'i me long*, 1702年。→ Lokesh Chandra ed., *Collected Works of Jaya-PaNDita Blo-bzan-hphrin-las* (vol.4), Śāta Piṭaka series, Vol.281, New Delhi, 1981年。
 『ジャムヤン=シェーパー世伝』dKon mchog 'jigs med dbang po, *mKhas shing grub pa'i dbang*

- phyug kun mkhyen 'jam dbyangs bzhad pa'i rdo rje'i rnam par thar pa ngo mtshar skal bzang 'jug ngogs*, 1758 年. → dKon mchog 'jigs med dbang po, *gsung 'bum*, vol.2 (kha), 1999 年 (ラブラン版, TBRC Work Number:W2122) .
- 『青海記』 *Ye shes dpal 'byor, Sum pa mkhan po, mTsho sngon gyi lo rgyus sogs bkod pa'i tshangs glu gsar snyan*, 1786 年. → Lokesh Chandra ed., *Collected Works of Sum-pa-mkhan-po*, vol.2 (kha), 971-1007, Śata Piṭaka series, Vol.215, New Delhi, 1979 年.
- 『ダライ=ラマ五世自伝』 *Ngag dbang blo bzang rgya mtsho, Za hor gyi ban de ngag dbang blo bzang rgya mtsho'i 'di snang 'khrul pa'i rol rtsed rtogs brjod kyi tshul du bkod pa du ku la'i gos bzang*. → *The collected works of the Vth Dalai Lama*, New Delhi, 1993 年, vol. 5-7 (ca-ja).
- 『ダライ=ラマ六世伝』 *Sangs rgyas rgya mtho, Thams cad mkhyen pa drug pa blo bzang rin chen tshangs dbyangs rgya mtsho'i mthun mong phyi'i rnam par thar pa du ku'la'i 'phro 'thud rab gsal gser gyi snye ma*, (ラサ版) → *Thams cad mkhyen pa Drug pa Blo bzang rin chen Tshangs dbyangs rgya mtsho'i mthun mong phyi'i rnam par thar pa du ku'la'i 'phro 'thud rab gsal gser gyi snye ma: The biography of the early life of the Sixth Dalai Lama Tshangs dbyans rgya mtsho by the Sde srid Sang rgyas rgya mtsho*, Chhentse Labrang, 1980 年.
- 『ダライ=ラマ七世伝』 *Ye shes bstan pa'i sgron me, lCang skya rol pa'i rdo rje. rGyal ba'i dbang po thams cad mkhyen gzigs rdo rje 'chang blo bzang bskal bzang rgya mtsho dpal bzang po'i zhal snga nas kyi rnam par thar pa mdo tsam brjod pa dpag bsam rin po che'i snye ma*, 1758-1759 年. → Dodrup Sangye ed., *The collected works (gsun 'bum) of the Seventh Dalai Lama Blo-bzang-bskal-bzang-rgya-mtsho*, vol. 11-12, Gangtok, 1983 年.
- 『ドメー仏教史』 *Brag dgon zhabs drun, dKon mchog bstan pa rab rgyas, Yul mdo smad kyi ljongs su thub bstan rin po che ji ltar dar ba'i tshul gsal bar brjod pa, deb ther rgya mtsho*, 1865 年. → Lokesh Chandra ed., *The ocean annals of Amdo*, part.1-3, Śata Piṭaka series, vol.226-227, New Delhi, 1975-1977 年 (吳均・毛繼祖・馬世林 (訳) 『安多政教史』甘肅民族出版社, 1989 年) .
- 『パクサム=ジュンサン』 *Ye shes dpal 'byor, Sum pa mkhan po, 'Phags yul rgya nag chen po bod dang sog yul du dma pa'i chos 'byung tshul dpag bsam ljon bzang*, 1748 年. → Lokesh Chandra ed., *Collected Works of Sum pa mkhan po*, vol.1 (ka), Śata Piṭaka series, vol.214, New Delhi, 1979 年.
- 『パンチェン=ラマ二世伝』 *Blo bzang ye shes dpal bzang po, Panchen lama II, Sh'akya'i dge slong blo bzang ye shes kyi spyod tshul gsal bar byed pa'i 'od dkar can gyi phreng ba*, 1732 年 (タシルンポ版, TBRC Work Number:W1174) .
- 『ポラネー伝』 *Tshe ring dbang rgyal, dPal mi'i dbang po'i rtogs pa brjod pa 'jig rten kun tu dga' ba'i gnam*, 1733 年 (モンゴル国立図書館所蔵, TBRC Work Number:W1KG1253) .
- 『モンゴル仏教史』 *'Jig med rig pa'i rdo rje, Chen po hor gyi yul du dam pa'i chos ji ltar byung*

ba'i tshul bshad pa rgyal ba'i bstan pa rin po che gsal bar byed pa'i sgron me, 1819 年.
→橋本光寶 (編)『西藏文蒙古喇嘛教史』蒙藏典籍刊行会, 1940 年.

(モンゴル文)

ガワン=シャラブ『四オイラト史』*Gabang sirab-un tuyuji kemekü orusibai*. → Batai・Altanorgil・Erdeni, *Oyirad teüken surbulji bičig*, Öbür mongyul-un soyul-un keblel-ün qoriy-a, 1985 年, pp.234-264.

『清内閣蒙古堂檔』*Dayičing gürün-ü dotuyadu yamun-u mongyul bičig-ün ger-ün dangsa*, 内蒙古人民出版社, 2005 年 (満文・チベット文を含む) .

『清内秘書院蒙古文檔案匯編』*Čing ulus-un dotuyadu narin bičig-ün yamun-u mongyul dangsa ebkemel-ün emkidkel*, 中国第一歴史檔案館・内蒙古自治区檔案館・内蒙古大学蒙古学研究中心 (編), 2003 年.

『青海衛拉特連盟法典』*Kökenayur-un čiyulyan-u čaγaγa-yin bičig*, 才仁巴力・青格力 (註), 民族出版社, 2009 年.

バートル=ウバシ=トゥメン『四オイラト史』*Dörben oyirad-un teüke*. → Batai・Altanorgil・Erdeni, *Oyirad teüken surbulji bičig*, Öbür mongyul-un soyul-un keblel-ün qoriy-a, 1985 年, pp.180-233.

【参考文献】

基本的に初出の書誌情報を示したが、加筆・修正の有無にかかわらず、該当する文献を再録した書籍等が刊行されている場合には、→で再録先の書誌情報を示した。

(日本語)

池尻陽子 2013『清朝前期のチベット仏教政策——扎薩克喇嘛制度の成立と展開』汲古書院.

石濱裕美子 1988a「ジュンガルのチベット侵攻前後における青海ホショトとジュンガルの協力関係について」『早稲田大学文学研究科紀要』別冊 14, pp.199-211.

———1988b「清朝のチベット平定に対する青海ホショトの立場」『日本西藏学会々報』34, pp.1-7.→[石濱裕美子 1988a]とともに[石濱裕美子 2001: 281-319].

———1988c「グシハン王家のチベット王権喪失過程に関する一考察——ロプサン・ダンジン (Blo bzang bstan 'dzin) の「反乱」再考——」『東洋学報』69-3・4, pp.151-171.

———1998「ダライラマ招請の背景にある順治 5 年の清・モンゴル関係について——第一歴史檔案館所蔵『蒙文老檔』を用いて——」『史滴』20, pp.100-120.

———2001『チベット仏教世界の歴史的研究』東方書店.

———2011『清朝とチベット仏教——菩薩王となった乾隆帝』早稲田大学出版部.

江国真美 1986「青海モンゴル史の一考察」『東洋学報』67-3・4, pp.279-311.

岡洋樹 2003「東北アジア地域史と清朝の帝国統治」『歴史評論』642, pp.50-59.

- 2007a『清代モンゴル盟旗制度の研究』東方書店.
- 2007b「《書評》中国第一歴史檔案館・内モンゴル自治区檔案館・内モンゴル大学蒙古学研究中心編『清内秘書院蒙古文檔案匯編』『満族史研究』6, pp.182-194.
- 岡田英弘 1974「ドルベン・オイラトの起源」『史学雑誌』83-6, pp.1-43.→[岡田英弘 2010: 356-400].
- 1979『康熙帝の手紙』中公新書→[岡田英弘 2013].
- 2010『モンゴル帝国から大清帝国へ』藤原書店.
- 2013『康熙帝の手紙』藤原書店.
- 乙坂智子 1991「明勅建弘化寺考——ある青海ゲルクパ寺院の位相」『史峯』6, pp.31-68.
- 1993「ゲルクパ・モンゴルの接近と明朝」『日本西蔵学会々報』39, pp.2-7.
- 小沼孝博 2014『清と中央アジア草原——遊牧民の世界から帝国の辺境へ』東京大学出版会.
- 加藤直人 1983「一七二三年ロブザン・ダンジンの反乱——その反乱前夜を中心として」護雅夫（編）『内陸アジア・西アジアの社会と文化』山川出版社, pp.323-368.
- 1984「1723～4年、青海におけるラマの活動」『武蔵野女子大学紀要』19, pp.23-32.
- 1986「ロブサン・ダンジンの叛乱と清朝——叛乱の経過を中心として」『東洋史研究』45-3, pp.28-54.
- 楠木賢道 2006「康熙帝の側近、シャンナン=ドルジの奏摺」『歴史人類』34, pp.65-98.
- 2008「清朝檔案史料からみたサンゲ・ギャムツォ殺害」細谷良夫（編）『清朝史研究の新たなる地平』山川出版社, pp.163-187.
- 2009『清初対モンゴル政策史の研究』汲古書院.
- 栗本陽子 2008「康熙朝におけるチャンキャ二世ガワン=ロサン=チューデンの北京招請」『内陸アジア史研究』23, pp.49-69.→[池尻陽子 2013: 123-146].
- 2009「雍正年間の清朝によるチャンキャ三世招請の経緯とその意義」『史境』58, pp.67-84.→[池尻陽子 2013: 155-184].
- 小林亮介 2010「近代東チベットにおける中蔵境界問題の形成」筑波大学博士学位論文.
- 佐口透 1966『ロシアとアジア草原』吉川弘文館.
- 佐藤長 1972「ロブザンダンジンの反乱について」『史林』55-6, pp.1-32.→[佐藤長 1986: 383-423].
- 1973a「近世青海諸部落の起源—上—」『東洋史研究』32-1, pp.78-106.
- 1973b「近世青海諸部落の起源—下—」『東洋史研究』32-3, pp.61-88.→[佐藤長 1973a]とともに [佐藤長 1986: 425-520].
- 1986『中世チベット史研究』同朋舎出版.
- 澁谷浩一 1996「康熙年間の清のトルグート遣使：所謂密命説の再検討を中心に」『人文学科論集』29, pp.71-93.
- 1997「康熙五十四（1715）年のジュンガルのハミ襲撃事件と清朝」『人文学科論集』30, pp.59-81.

- 2007a 「ウンコフスキー使節団と 1720 年代前半におけるジューン=ガル, ロシア, 清の相互関係」『人文コミュニケーション学科論集』2, pp.107-128.
- 2007b 「清朝と内陸アジアの関係を研究するための第一級史料——宝音徳力根・鳥雲畢力格・呉元豊主編『清内閣蒙古堂檔』(全22巻)」『東方』313, pp.31-34.
- 2008 「1723-26年の清とジューン=ガルの講話交渉について——18世紀前半における中央ユーラシアの国際関係」『満族史研究』7, pp.19-50.
- 2011 「1734-40年の清とジューン=ガルの講和交渉について——キャフタ条約締結後の中央ユーラシアの国際関係」『東洋史研究』70-3, pp.1-37.
- 承志 2009 『ダイチン・グルンとその時代——帝国の形成と八旗社会』名古屋大学出版会.
- 杉山清彦 2008 「大清帝国のマンチュリア統治と帝国統治の構造」左近幸村(編)『近代東北アジアの誕生——跨境史への試み』北海道大学出版会, pp.237-268.
- チンゲル 2001 「青海モンゴル年代記『メボシェルン』について」『史滴』23, pp.138-119 (横組).
- 2011 「四オイラド史の成立」吉田順一(編)『モンゴル史研究——現状と展望』明石書店, pp.192-217.
- 手塚利彰 1995 「ラサン体制(一七〇五—一七二七)の構造とその解体過程について」『鷹陵史学』21号, pp.93-126.
- 1999a 「青海ホシヨト部のチベット支配体制」『日本西藏学会々報』44号, pp.49-57.
- 1999b 「グシハン一族と属領の統属関係」『立命館東洋史学』22号, pp.41-76.
- 野田仁 2011 『露清帝国とカザフ=ハン国』東京大学出版会.
- 羽田明 1949 「西寧と多巴」『東洋史研究』10-5, pp.26-32.→[羽田明 1982: 365-372].
- 1982 『中央アジア史研究』臨川書店.
- 伴真一郎 2004 「三藩の乱におけるチヨネ領主の軍事活動: 青海ホシヨトの動向と関連して」『日本西藏学会々報』50号, pp.17-30.
- 2005 「アムド・チベット仏教寺院トツァン・ゴンパ(瞿曇寺)のチベット文碑文初考——永楽16年「皇帝勅諭碑」の史的価値の検討を中心に」『大谷大学大学院研究紀要』22, pp.189-215.
- 平野聡 2004 『清帝国とチベット問題——多民族統合の成立と瓦解』名古屋大学出版会.
- 福田洋一・石濱裕美子 1986 『西藏仏教宗義研究 第四巻——トゥカン『一切宗義』モンゴルの章——』東洋文庫.
- 松浦茂 2011 「清朝の遣口使節とロシアの外交姿勢」『アジア史学論集』4, pp.1-22.
- 宮崎市定 1957 「雍正硃批諭旨解題——その史的価値」『東洋史研究』15-4, pp.1-32.
- 宮脇淳子 1981 「十七世紀のオイラット——「ジューン・ガル・ハーン国」に対する疑問」『史学雑誌』90-10, pp.40-63.
- 1991 「トルグート部の発展——17~18世紀中央ユーラシアの遊牧王権」『アジア・アフリカ言語文化研究』42, pp.71-104.

- 1995『最後の遊牧帝国——ジューン=ガル部の興亡』講談社。
- 山口瑞鳳 1988『チベット』(上・下) 東京大学出版会。
- 1992「ダライラマ 5 世の統治権——活仏シムカンゴンマと管領ノルブの抹殺」『東洋学報』73-3・4, pp.123-160.
- 2006「第一次ダライラマ政権の崩壊と清朝・青海の関与」『成田山仏教研究所紀要』29号, pp.47-99.
- 柳静我 2012「清朝軍のチベット駐留をめぐる清朝の対応——1728～1738年を中心に」『日本西藏学会々報』58号, pp.43-51.
- 若松寛 1976「ロシア史料より見たグシ汗の事績」『史林』59-6, pp.874-901.

(漢語)

- 白文固 2005「清代对藏传佛教的禁约和整飭」『中国藏学』2005-3, pp.169-175.
- 宝音特古斯 2009「十八世紀初期衛拉特、西藏、清朝關係研究」内蒙古大学博士学位論文。
- 陳慶英 2002『藏族部落制度研究』中国藏学出版社。
- 2003『中国藏族部落』中国藏学出版社。
- 達力扎布 2010「清朝初期与厄魯特諸部的關係」『中国边疆民族研究』3, pp.145-164.
- 2012「西寧辦事大臣達鼐事迹考」『西北民族大学学報(哲学社会科学版)』2012-2, pp.82-88.
- 李文君 2008『明代西海蒙古史研究』中央民族大学出版社。
- 林士鉉 2009『清代蒙古与滿洲政治文化』国立政治大学政治学系。
- 劉錦 2013a「边境糾紛与清朝借助達賴喇嘛处理青海蒙古事務的開端」『清史研究』2013-1, pp.95-103.
- 2013b「『条陳西海善後事宜摺』与雍正朝青海政策的完善」『中国边疆民族研究』7, pp.79-91.
- 馬大正・成崇德 2012『衛拉特蒙古史綱』人民出版社。
- 納巴生・李愷・劉昆黎 2004『和碩特蒙古史』新疆人民出版社。
- 蒲文成 1990『甘青藏传佛教寺院』青海人民出版社。
- 齊光 2013『大清帝国時期蒙古的政治与社会——以阿拉善和碩特部研究為中心』復旦大学出版社。
- 青格力 2008「17世紀中後期的衛拉特与河西走廊」『欧垂学刊』8, pp.221-244.
- 青海省編輯組 1985a『青海省藏族蒙古族社会歷史調查』青海人民出版社。
- 1985b『青海土族社会歷史調查』青海人民出版社。
- 青海省文物管理局・青海省文物考古研究所 2012『明長城資源調查報告』文物出版社。
- 蘇發祥 1999『清代治藏政策研究』民族出版社。
- 譚其驥(主編) 1987『中国歷史地圖集』第8冊(清時期), 地圖出版社。
- 『天祝藏族自治县概況』編写組 1986『天祝藏族自治县概況』甘肅民族出版社。

- 王繼光 1994 「安多藏區僧職土司初探」『西北民族研究』1994-1, pp.259-274.
- 王希隆 1992 「年羹堯『青海善後事宜十三條』述論」『西藏研究』1992-4, pp.27-33.
- 烏雲畢力格 1988 「略論和碩特汗廷對西藏的統治」『西北史地』1988-3, pp.115-123.
- 1989a 「論和碩特汗廷在青海的統治體制」『民族研究』1989-1, pp.70-77.
- 1989b 「拉薩汗與和碩特汗廷的命運」『西北史地』1989-2, pp.95-103.
- 2007 「鄂飛滿文奏摺箋注」*QUAESTIONES MONGOLORUM DISPUTATAE* 3, pp.73-107.
- 2008 「1705年西藏事變的真相」『中國藏學』2008-3, pp.82-91.
- 張海雲 2012 『貢本與貢本措周——塔爾寺六族供施關係演變研究』民族出版社。
- 張怡蓀（主編）1993 『藏漢大辭典』民族出版社。
- 張羽新・張雙志 2007 「明朝封贈大崇教寺下寺和西納寺大喇嘛襲職聖旨釋讀」『中國歷史文物』2007-2, pp.15-21.

（英語）

- Ahmad, Zahiruddin 1970, *Sino-Tibetan Relations in the Seventeenth Century*, Serie Orientale Roma XL.
- Perdue, Peter 2005, *China Marches West: The Qing Conquest of Central Eurasia*, Cambridge, London.
- Petech, Luciano 1966, “Notes on Tibetan history of the 18th century”, *Toung Pao*, vol.LII, Leiden Brill, pp.261-292.
- 1972, *China and Tibet in the early 18th century*, Leiden, Brill.
- Nietupski, Paul Kocot 2011, *Labrang Monastery: A Tibetan Buddhist Community on the Inner Asian Borderlands, 1709-1958*. Lexington Books.
- Schram, Louis 1957, “The Monguors of the Kansu-Tibetan Frontier: Part II. Their Religious Life”, *Transactions of the American Philosophical Society ; New series*, 47-1.→[Schram, Louis 2006: 284-527].
- 2006, *The Monguors of the Kansu-Tibetan Frontier*: Charles Kevin Stuart ed., Plateau Publications.

（モンゴル語）

- Borjigidai Uyunbilig 1990, *Qošud tobciyan*, Öbür mongyul-un soyul-un keblel-ün qoriy-a.

（チベット語）

- Rin chen sgrol ma 2010, “mDo smad reb gong rong bo nang so dang der 'brel yod kyi lo rgyus skor la gsar du dpyad pa” *Krung go 'i bod rig pa* 2010-1, pp.63-81.
- 2011, “Lo rgyus dang 'brel nas mdo smad nang so'i skor rags tsam gleng ba” *Krung go 'i bod rig pa* 2011-1, pp.35-49.